

令和4年度 公共工事の現状と今後の取り組み

令和4年10月

国土交通省 九州地方整備局

技術管理課



目

次



1. 公共工事の現状	3	7. 工事の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	
2. 新型コロナウイルスへの対応	16	・工事の入札契約制度	177
3. 円滑な施工体制の確保	46	・総合評価落札方式の評価の見直し	189
4. 新・担い手3法について		・工事の積算	212
・新・担い手3法の概要	63	8. 工事の施工効率と品質向上対策	
・発注関係事務の運用に関する指針	66	・施工効率と品質の向上対策	226
・発注者協議会・発注者間の連携	74	・土木工事の品質確保対策	238
・監理技術者の兼務	83	・工事の安全対策	240
5. 働き方改革		・建設副産物の取り組み	241
・週休2日の推進に向けた取り組み	93	9. 業務の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	
・建設キャリアアップシステム	108	・業務の入札契約制度	249
6. i-Constructionの取り組みについて		・業務の積算等	255
・i-Constructionの取り組み概要	117	10. 業務の効率と品質向上対策	
・ICT活用工事	119	・設計業務の品質確保対策	262
・全体最適の導入	140	(参考) 駆け込みホットライン	278
・施工時期の平準化	143	(参考) 国土強靱化と令和4年度予算	281
・BIM/CIMの取り組み	145	(参考) 九州地方整備局HP掲載箇所	288
・i-Constructionサポート体制	167		
・建設機械関係の補助等	169		
・ICTアドバイザー制度の概要	171		
・ICT施工e-ラーニング	173		



1. 公共工事の現状

地域を支える建設産業への期待

- 建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲ 修繕・耐震補強



▲ 国道メンテナンス



▲ 橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台県建設業協会）



作業後



- (一社) 熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との災害時協定」より支援活動を実施。



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲ 地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



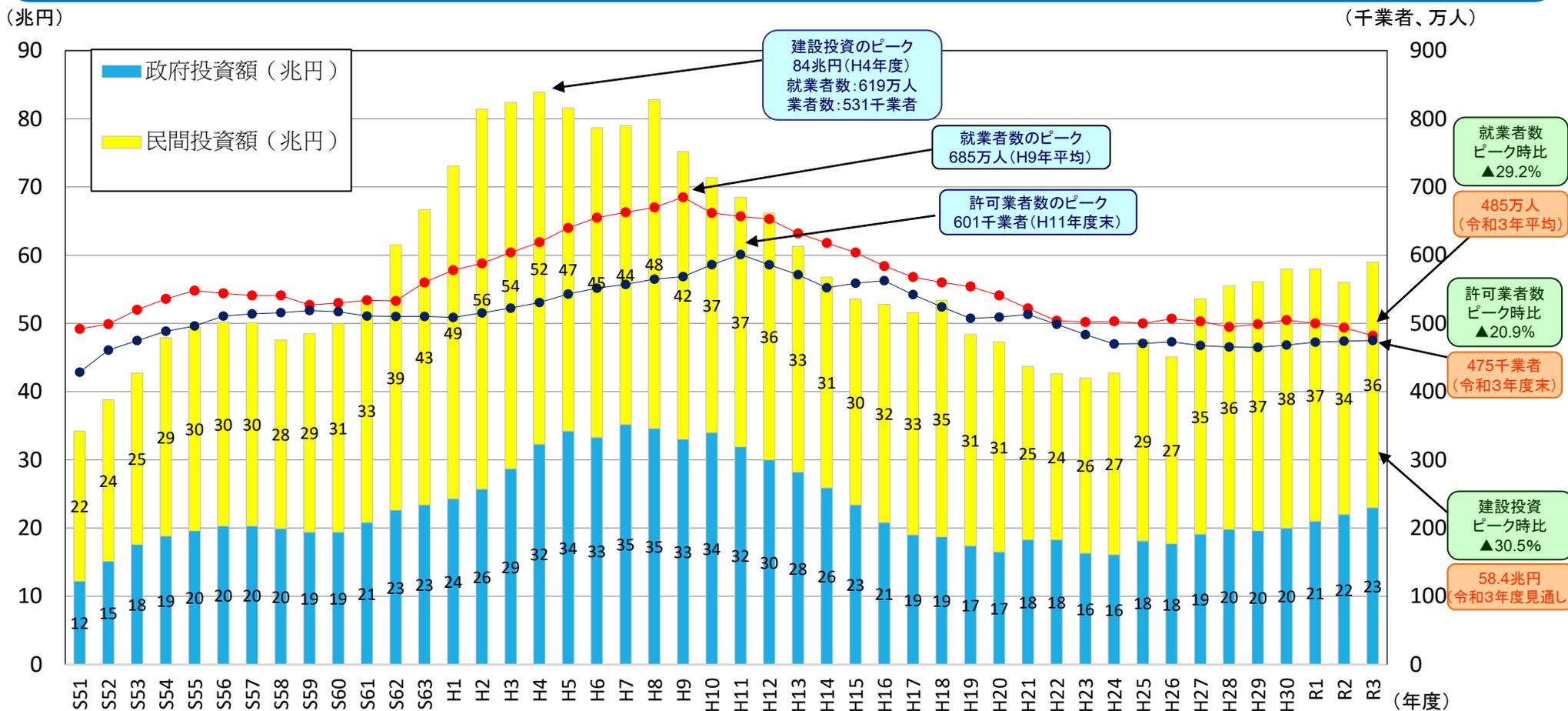
▲ 林建協働(岐阜県飛騨地域)



▲ 建設と農業の多能工(愛媛県)

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約58.4兆円となる見通し（ピーク時から約31%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

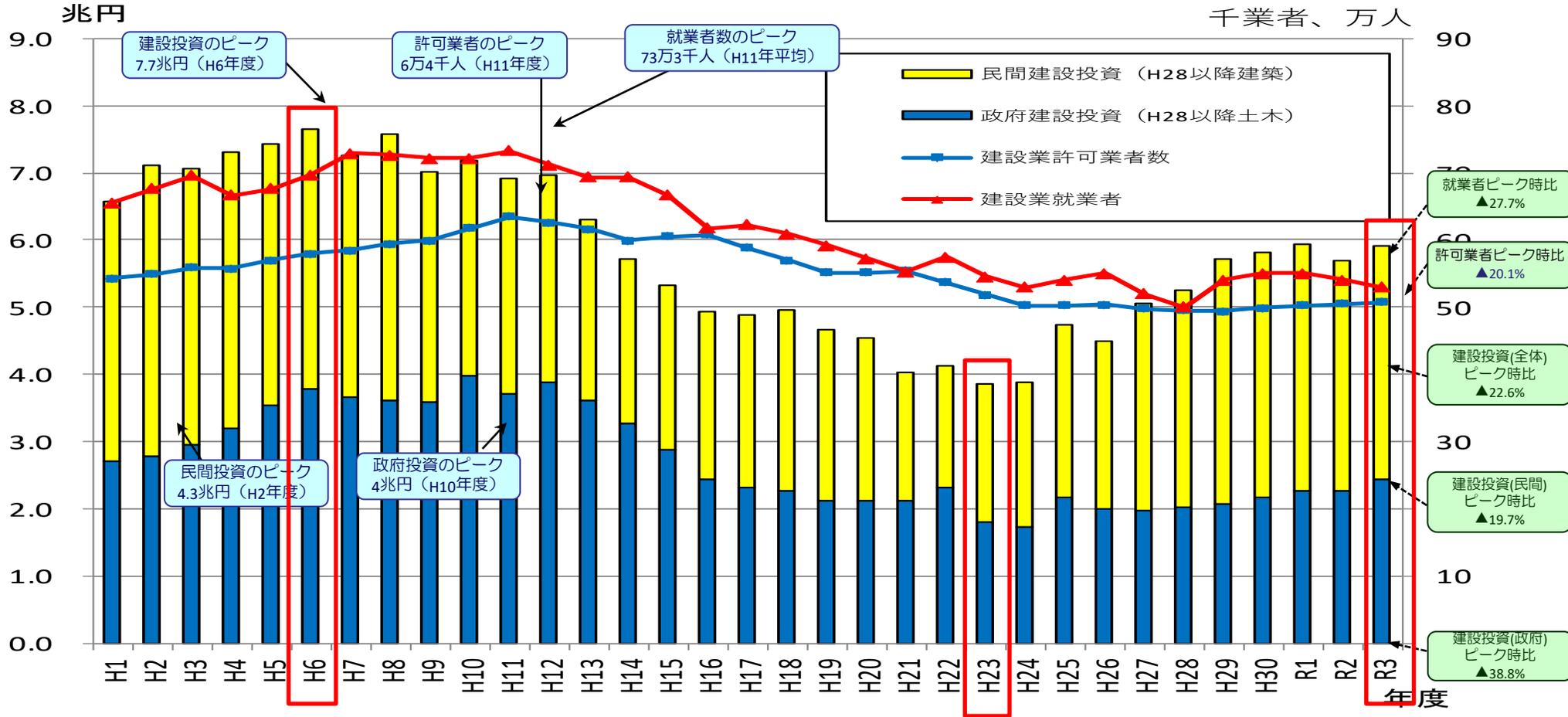
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

公共工事の現状(九州の建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移)

全国比 9.5%
 全国比 10.7%
 全国比 11.0%

- 建設投資額(令和3年度見通し)は前年度3.7%増の5.92兆円で、ピーク時(6年度)から約22.6%減。
- 建設業者数(令和3年度末)は約5.1万業者で、ピーク時(11年度末)から約20.1%減。
- 建設業就業者数(令和3年平均)は約53万人で、ピーク時(11年平均)から約27.7%減。



資料： 投資額については平成30年度まで実績、R1年度・2年度は見込み、令和3年度は見通し
 (H29以降は、建築=民間投資、土木=政府投資として作成している)
 許可業者数は、国土交通省調べ(各年度末現在)
 就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成(年平均)

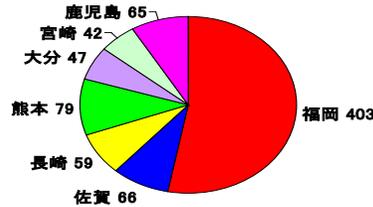
↑
 ピーク時(H6)の50.4%

●九州の建設業許可業者数(令和3年3月31日現在)

※括弧書きは令和3年3月末現在からの増減

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
(昨年度からの増減) 大臣許可	(0) 403	(▲ 3) 66	(5) 59	(▲ 2) 79	(2) 47	(0) 42	(2) 65	(4) 761
(昨年度からの増減) 知事許可	(193) 20,927	(▲ 7) 3,056	(46) 4,932	(50) 6,743	(▲ 13) 4,512	(4) 4,278	(▲ 25) 5,546	(248) 49,994
対ピーク年度末比減少率 (ピーク年度)	▲18.6% (H11)	▲26.4% (H11)	▲20.9% (H16)	▲18.1% (H11)	▲15.3% (H11)	▲33.0% (H11)	▲16.0% (H15)	▲20.1% (H11)
(昨年度からの増減) 計	(193) 21,330	-(10) 3,122	(51) 4,991	(48) 6,822	-(11) 4,559	(4) 4,320	-(23) 5,611	(252) 50,755

大臣許可業者 (761)



知事許可業者 (49,994)



●九州の建設業就業者数

【総務省労働力調査(九州)より】



(令和2年平均 54万人)

建設業就業者の現状

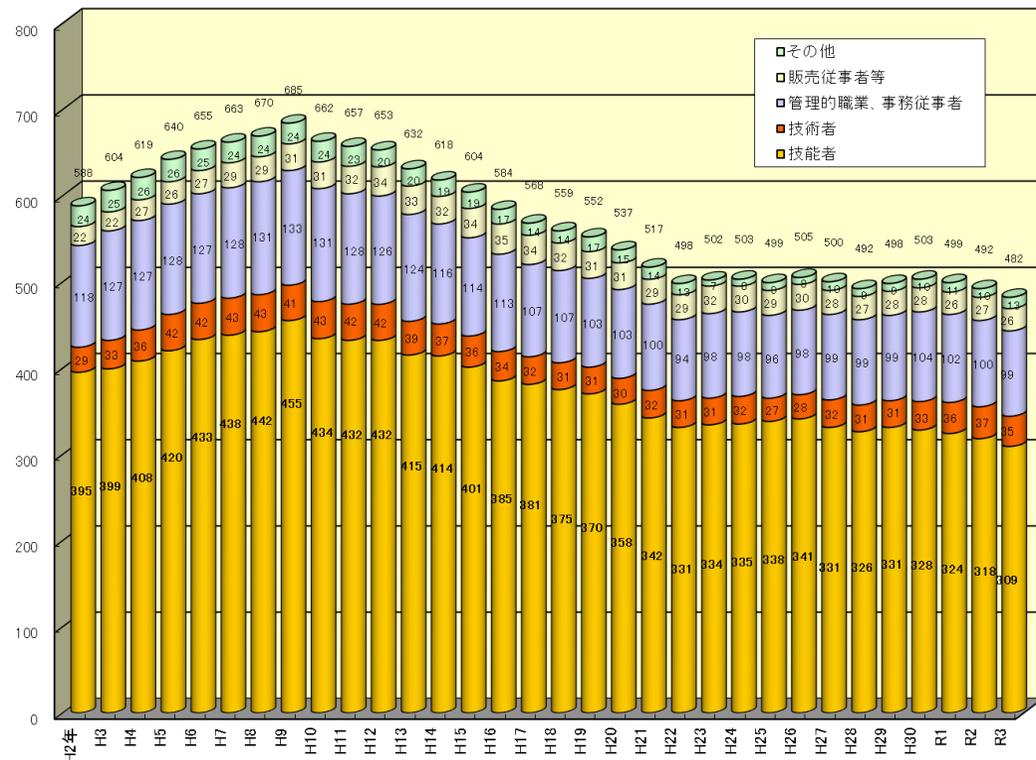
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 482万人(R3)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 35万人(R3)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 309万人(R3)

建設業就業者の高齢化の進行

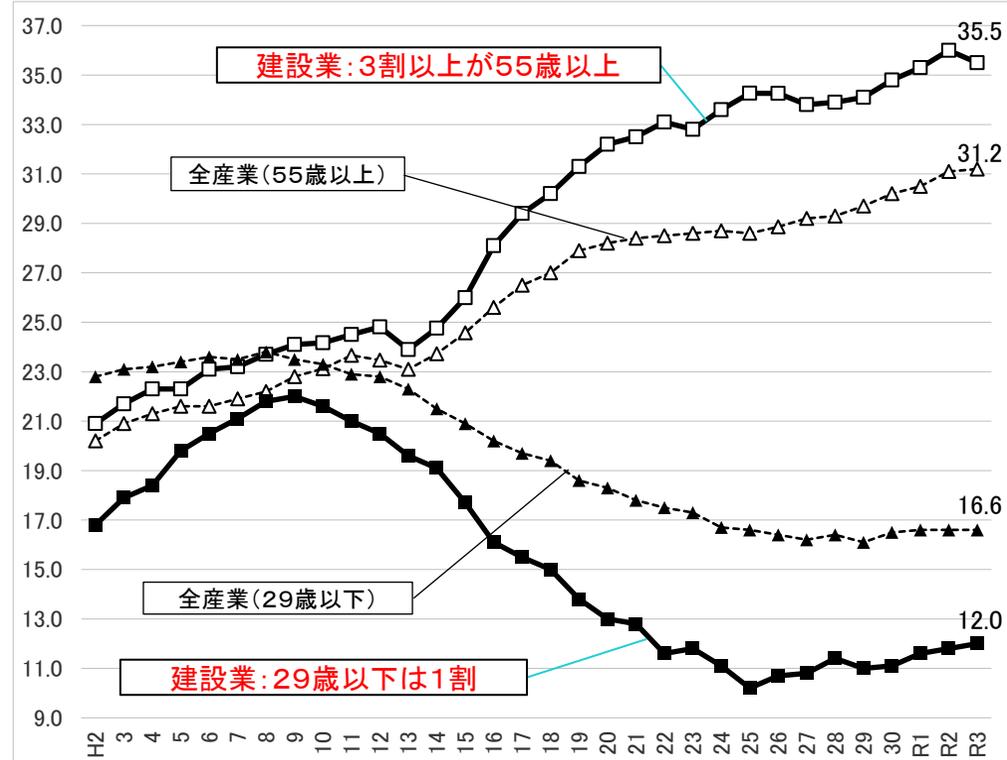
- 建設業就業者は、55歳以上が35.5%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少(29歳以下は増減なし)。

(万人)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

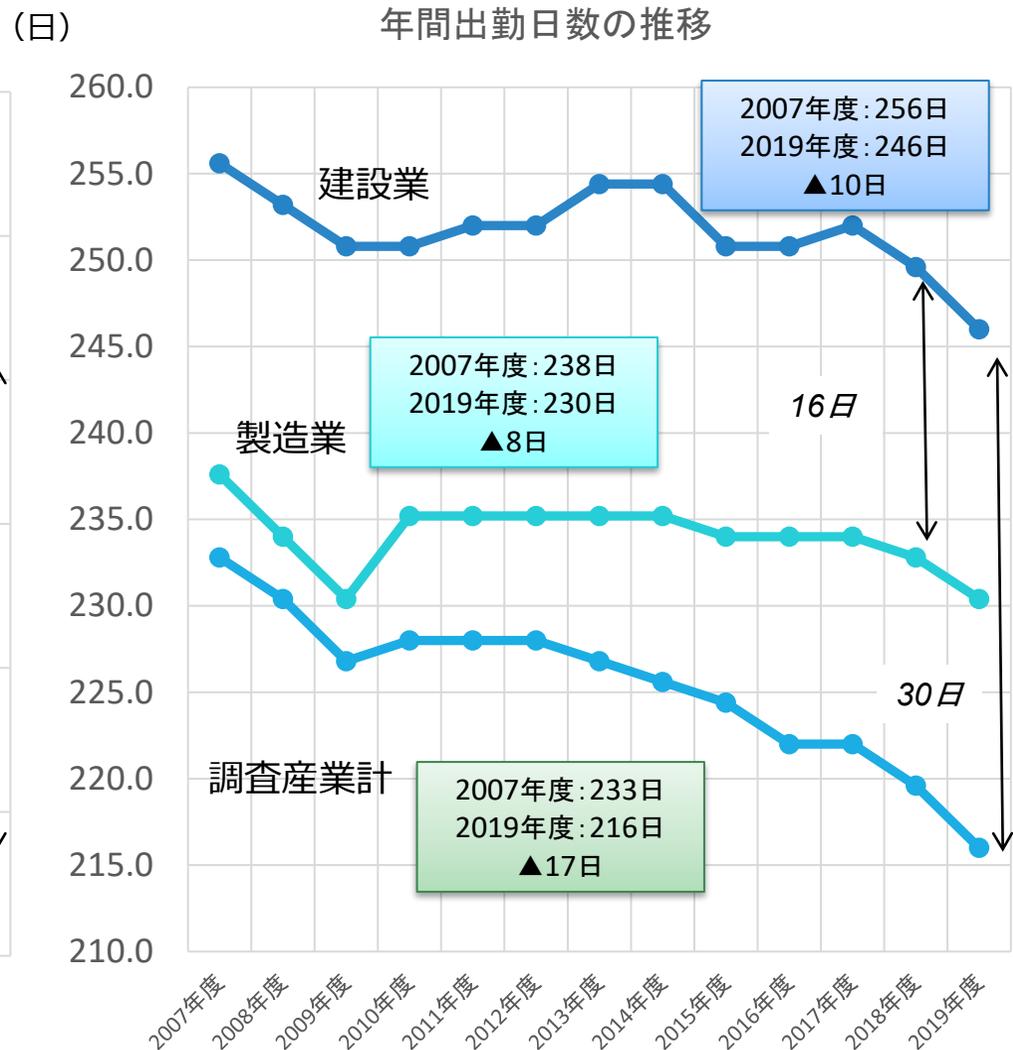
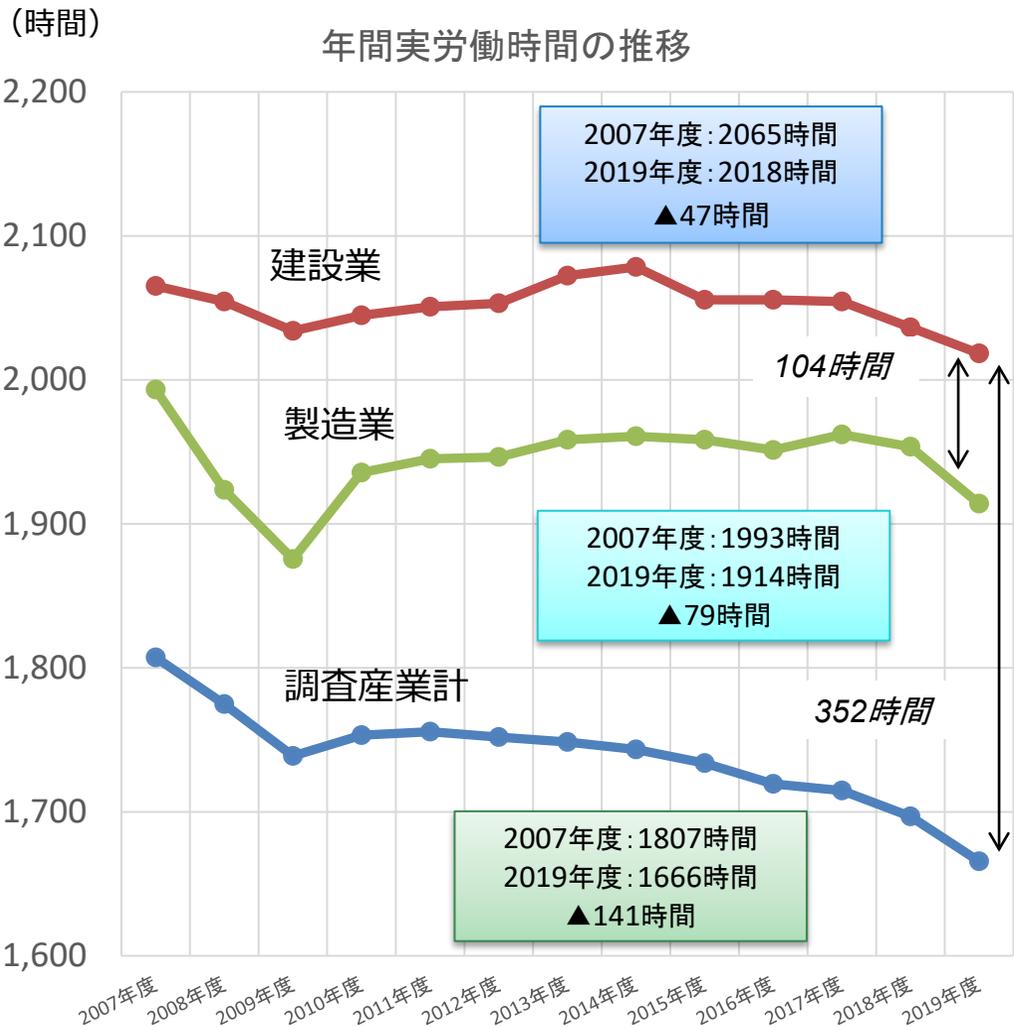
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約140時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約47時間減少）であり、大幅な改善は見られない。



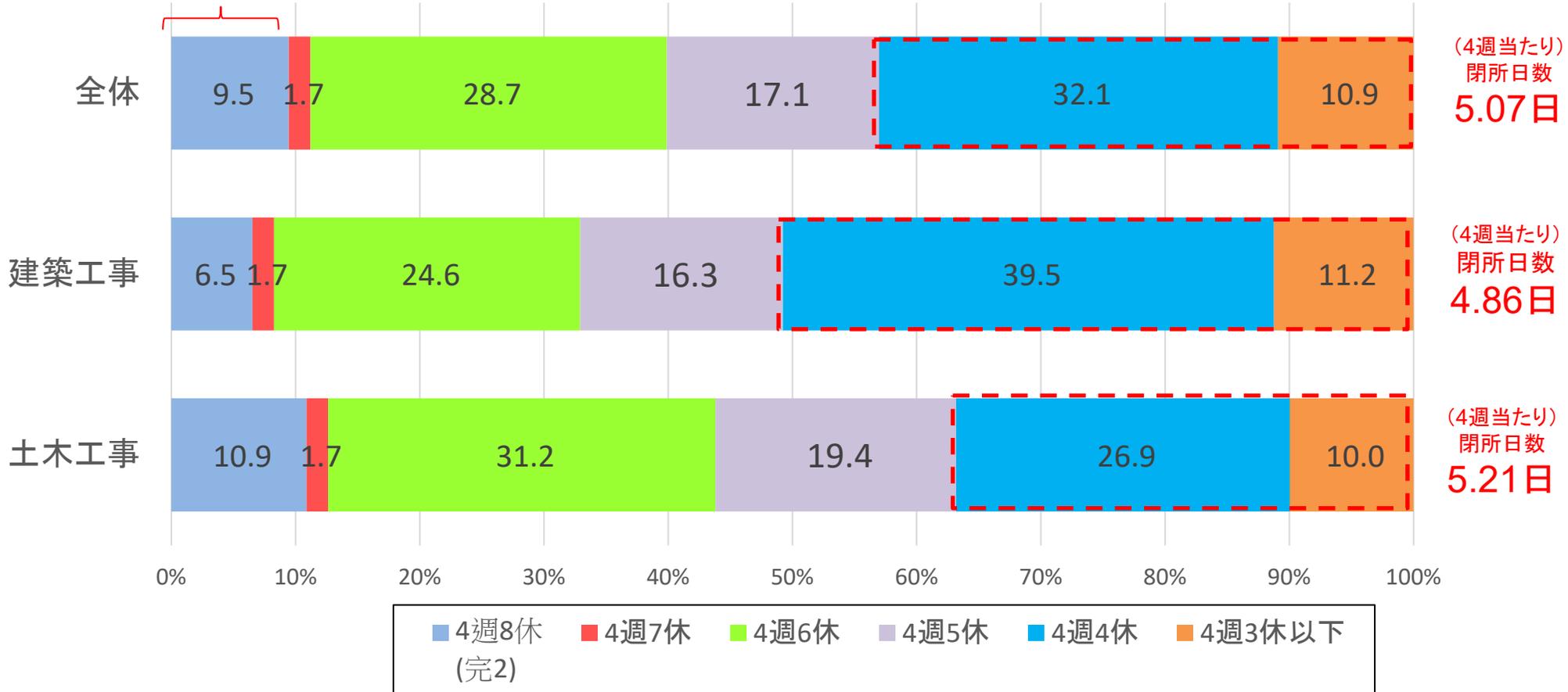
※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における技術者の休日の状況

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

現在4週8休は
1割程度

【建設業における休日の状況】

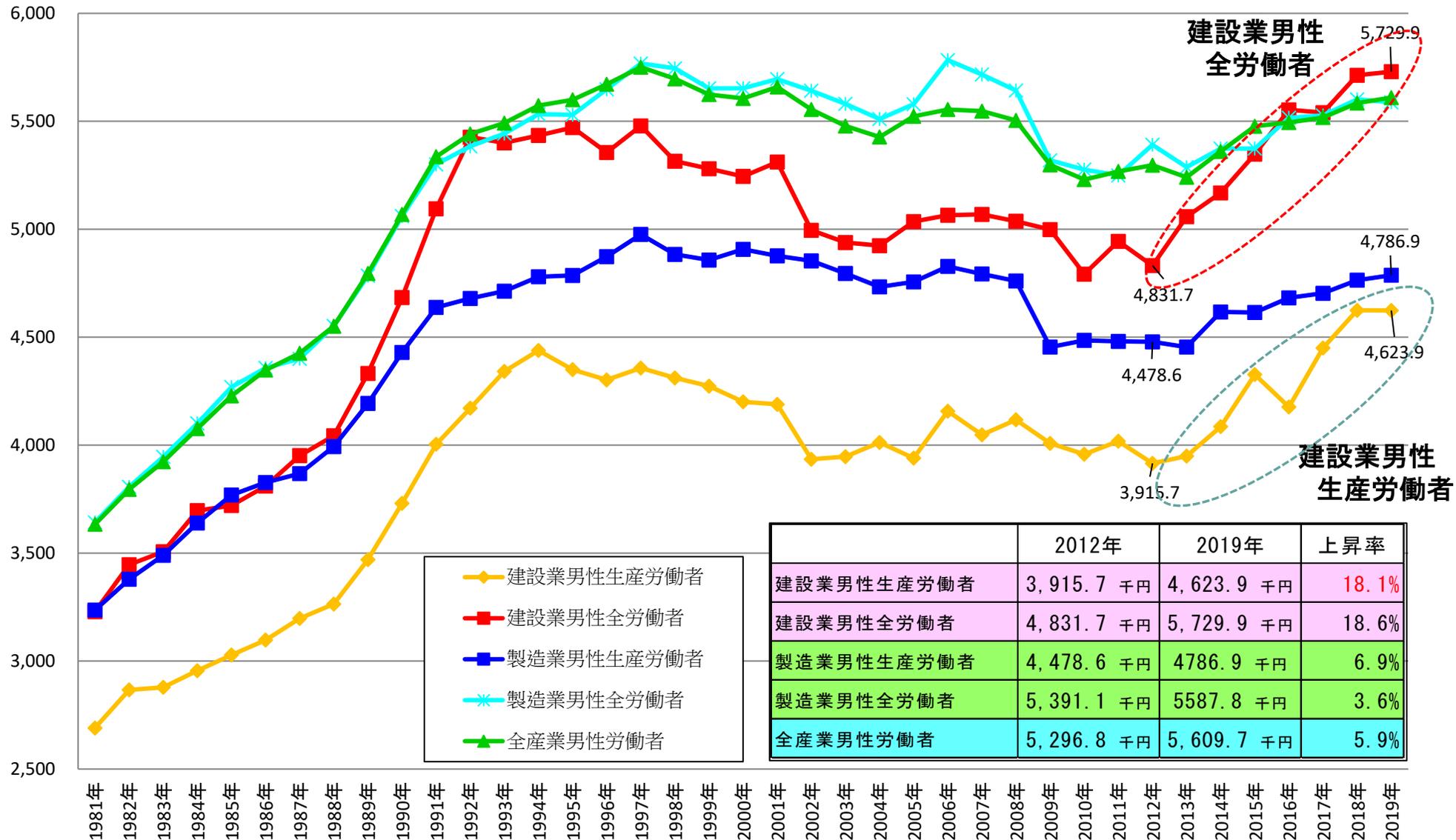


【注】
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2018時短アンケート」を基に作成

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

(千円)



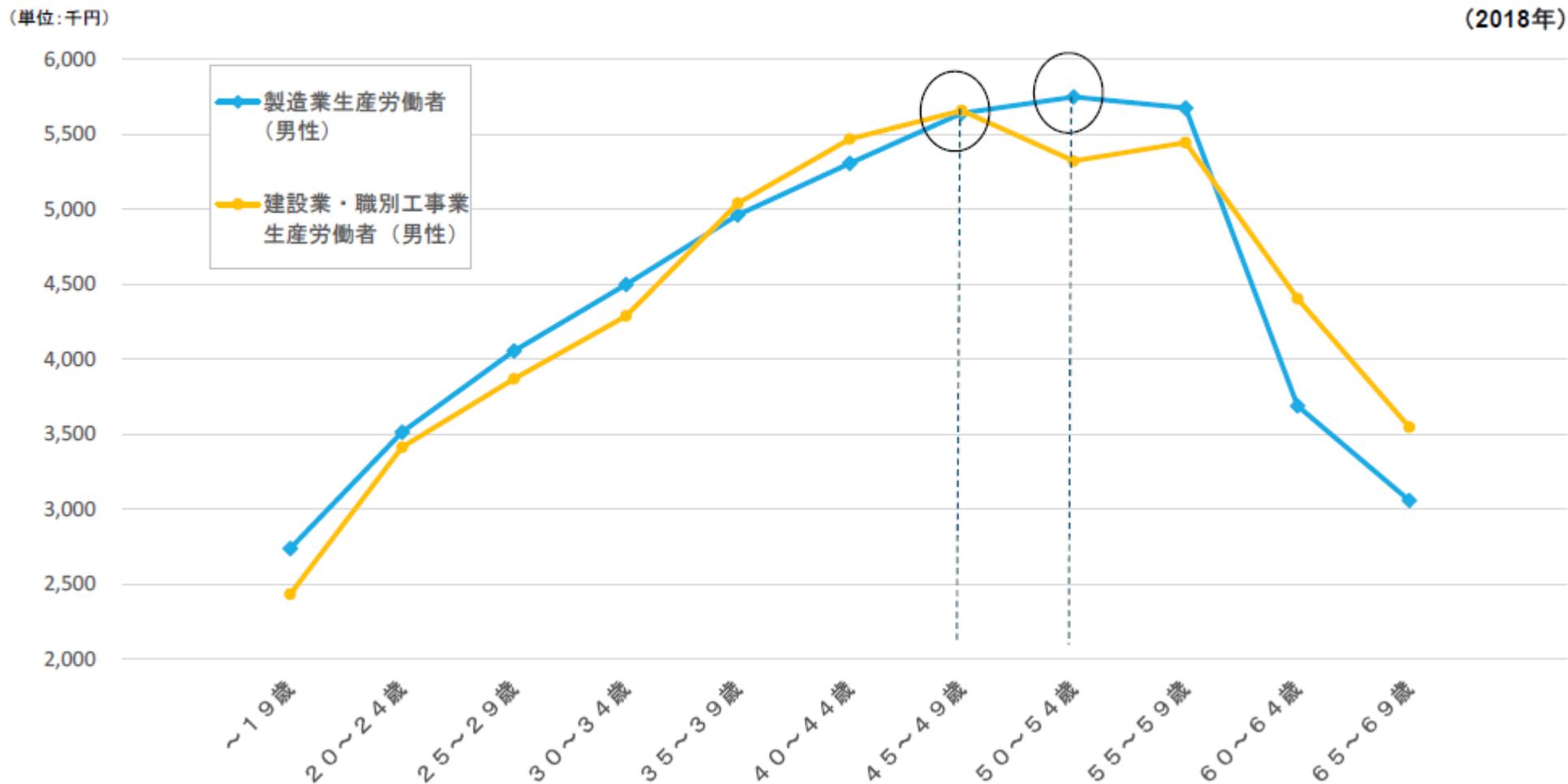
	2012年	2019年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7 千円	4,623.9 千円	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7 千円	5,729.9 千円	18.6%
製造業男性生産労働者	4,478.6 千円	4786.9 千円	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1 千円	5587.8 千円	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8 千円	5,609.7 千円	5.9%

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

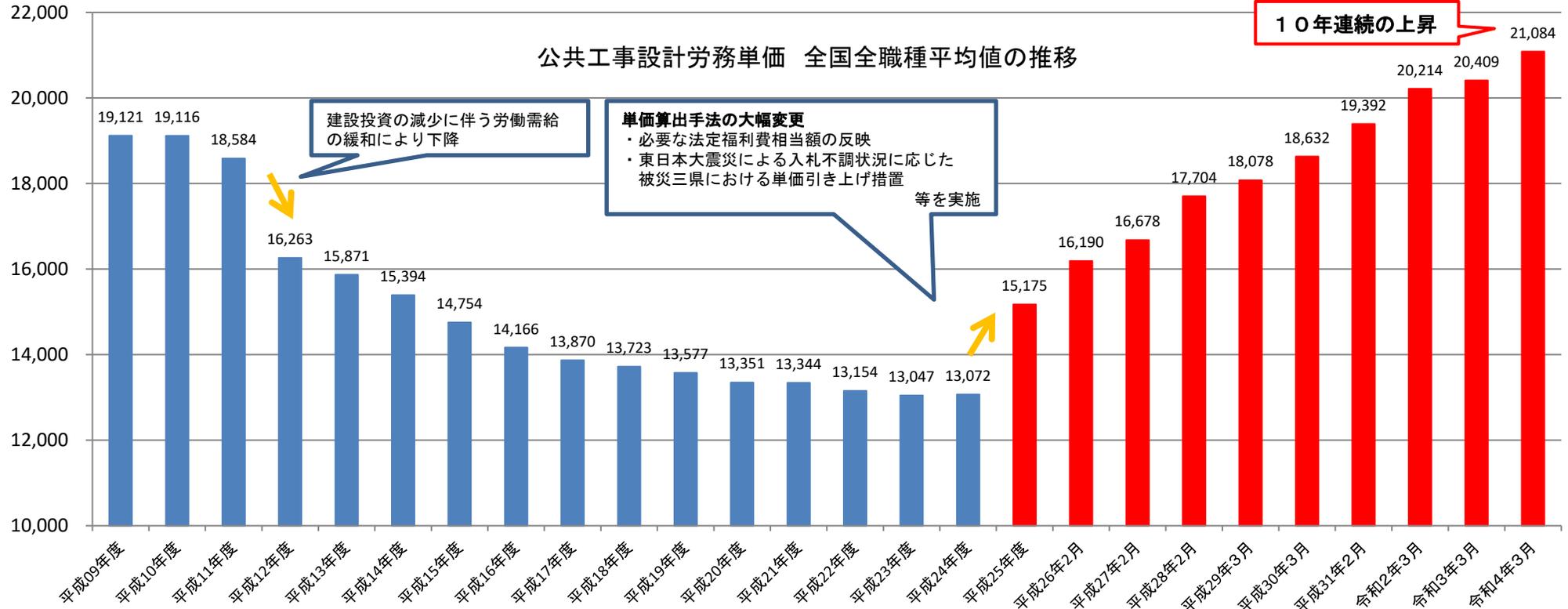
年齢階層別の賃金水準

- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	+57.4%

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するための費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を実施

全 国

※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

建設産業の現状と課題

- 建設業における労働環境は他産業に比べて厳しく、若手が入職・定着しづらい状況
- ・ 休日の取得状況は、約7割の人が4週4休以下で働いている
- ・ 死傷事故(千人率)は、製造業と比較して高い水準にあり、近年は横ばい
- ・ 事故要因としては、建設機械との接触による事故が多く、墜落と合わせると全体の4割弱を占める

若者等の入職と就業継続

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

【収入・福利面】

- 収入の低さ
- 社会保険等の未整備

【休日確保や労働環境】

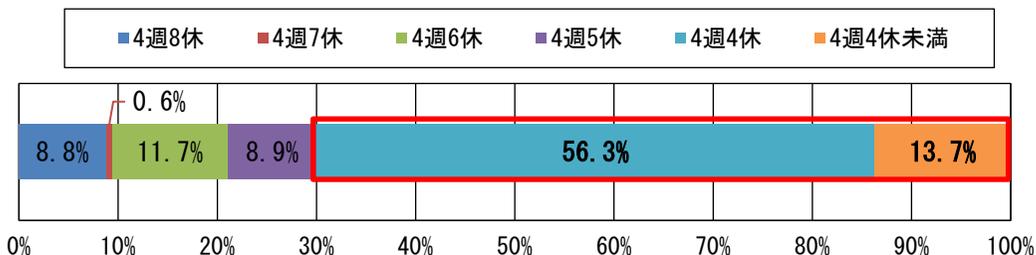
- 仕事のきつさ
- 休日の少なさ
- 作業環境の厳しさ

【働くことへの希望、将来への不安】

- 職業イメージの悪さ
- 仕事量の減少への不安

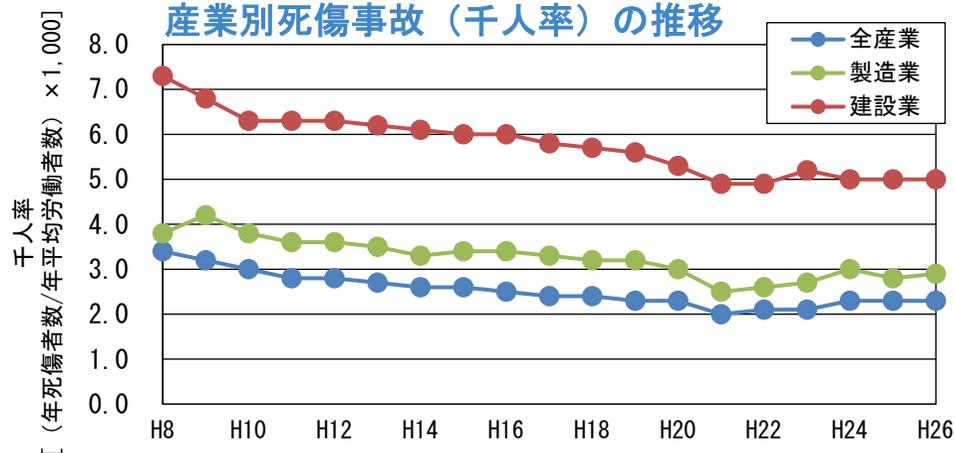
※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

建設業の休日について

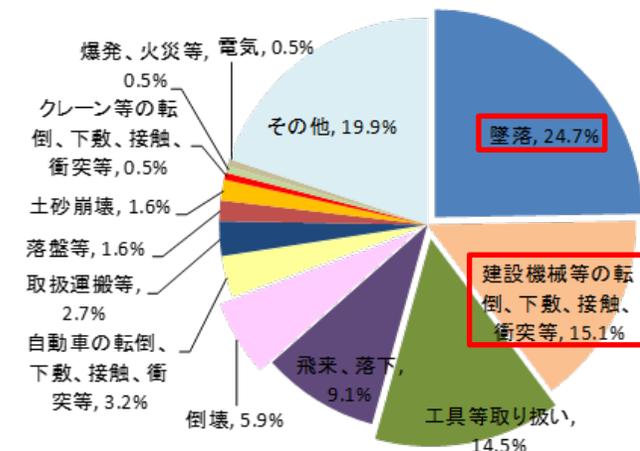


※ 日建協「時短アンケートの概要」から抜粋

産業別死傷事故(千人率)の推移



建設業における労働災害発生要因



2. 新型コロナウイルスへの対応

- 入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い、受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。
- 感染拡大防止に要する費用の計上
- 「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底・評価。

<p><入札契約></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・感染拡大防止に伴う一時中止措置等により完成しない工事等の取扱い ・施工能力評価型の継続教育（CPD）の取扱い ・提出書類の簡素化 ・ヒアリング
<p><設計積算></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策に要する費用の計上
<p><施工段階></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者の途中交代要件に追加 ・遠隔臨場の積極的活用 ・テクリス・コリンズの提出期限の延長 ・感染拡大防止対策を成績評点で評価

【競争参加資格確認申請及び資料等の提出期限の延長】

「「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」の運用について」（令和2年4月9日付け事務連絡）にて運用

■下表の標準的日数の範囲の中で、できる限り日数を確保する。

工事

施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

調整時期	標準的日数
入札説明書の交付 ～競争参加確認資料等の提出期限	10日～25日
競争参加確認資料等の提出期限 ～競争参加資格の確認・通知	10日～20日

業務

簡易公募型・標準プロポーザル方式

調整時期	型	標準的日数
選定・非選定の通知(簡易公募型) 提出要請書の送付(標準プロポーザル) ～技術提案書の提出期限	簡易公募型 プロポーザル	15日～25日
	標準プロポーザル	10日～20日

業務

簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）

調整時期	型	標準的日数
指名・非指名の通知 ～技術提案書の提出期限	簡易型	10日～20日
	標準型	15日～25日

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等についての取り扱い】

工事

今回の一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できることとする。但し、工事実績として申請時には、申請時点で最終のコリンズの工事カルテの写し及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。

業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったことにより、公示日時点で完了していない業務も、実績として申請できることとする。また同措置等により、完了年度が翌年度に変更となった業務について、翌年度に行われる部分は手持ち業務量（技術者）とみなさないよう申請できることとする。

但し、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。

【施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）の「継続教育（CPD）の状況」オプション項目について】

工事

継続教育（CPD）の単位を各団体推奨単位以上取得

（証明日がH31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること。単位取得証明期間は、H31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること。）

（現行）

（証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。）

【建設コンサルタント業務等における配置予定技術者のCPD 単位取得状況の証明について】

業務

継続教育（CPD）の単位を各団体推奨単位以上取得

（単位取得の証明日は、平成31年4月1日から技術提案書提出期限日までに発行されたものであること。単位取得証明期間は、平成31年4月1日から技術提案書提出期限日までの日付が含まれていること。）

（現行）

（単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること。単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。）

【提出資料の簡素化】

工事

施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施行上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が3億円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型(※1)を積極的に活用する。

※1：企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

業務

プロポーザル方式、総合評価落札方式（簡易型・標準型）を対象として、難易度の高い業務等、文字数制限により十分な技術提案に影響が生じる恐れのある業務を除き、「技術提案簡素化型」の試行(※2)を積極的に活用する。

※2：技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数制限を設ける試行業務である。

【ヒアリングについて】

業務

原則ヒアリングは実施しない。ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用すること。

■追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合、必要と認められる対策については設計変更により費用を計上。

(費用の例) ※必要と認められる対策は現場毎に受発注者間で協議

<共通仮設費>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、**近隣宿泊施設の宿泊費・交通費**
- **現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料**

<現場管理費>

- 現場従事者の**マスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用**
- 現場に配備する**消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用**
- **遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費**



※上記例のほかにも、必要と認められる対策については設計変更可能

※ただし、感染拡大防止に要する費用は、現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外

※費用の計上においては、領収証や請求書等により実際に要した費用を確認

適切な設計変更(2/3)【設計積算】

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて 令和2年7月3日事務連絡

	通知日	区分	計上項目	積算方法	コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減対策の例										
新型コロナウイルス感染防止対策	R2.4.20 通知	共通仮設費	<ul style="list-style-type: none"> 労働者宿舍における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 現場事務所や労働者宿舍等の拡張費用・借地料 ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更											
		現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費 ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更	<ul style="list-style-type: none"> マウスシールド・フェイスシールド 冷感素材のマスク等 										
熱中症対策	H29.3.15 通知	共通仮設費	<ul style="list-style-type: none"> 現場環境改善費(K) $K = i \cdot Pi + \alpha$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等	率計上積上げ	<ul style="list-style-type: none"> スポットクーラー、扇風機等 ドライミスト発生装置 送風機等 テント付きの屋外休憩所
	計上費目	実施する内容(率計上分)													
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等														
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等														
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策														
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等														
	R1.5.22 通知	現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> $\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(1.2)$ $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ <p>※真夏日：日最高気温が30度以上の日</p> </div> <div style="margin-left: 40px;"> 当面の間、日最高気温28度以上の日を真夏日とする </div>	補正	<ul style="list-style-type: none"> マスクと併用可能な空調機器等(空調機能付き作業服、首掛けクーラー等) 冷感スプレー等 										

■新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の取り組みとして、現場管理費補正の算出方法を見直し。

現場管理費の対策

- 工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加(令和元年度～)

対象工事・対象地域

- 工事：主たる工種が屋外作業である工事(工場製作工事は除く)
- 地域：全国

補正方法

- 補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する(令和2年度一部見直し)

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{※真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

- ・真夏日：日最高気温が28度以上の日
- ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期
- ・補正係数：1.2

見直しの内容

真夏日の定義を見直し

日最高気温
30度以上



28度以上

【参考】猛暑日における歩掛補正の検討

- 国土交通省の直轄工事においては、共通仮設費の現場環境改善費で避暑（熱中症予防）対策を計上できることとしているほか、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、平成29年度より現場管理費の補正を試行を実施。
- 夏季の過酷な作業環境下では、熱中症等のリスクがあるため、作業時間が十分に確保できず、作業効率が低下しているとの声が聞かれるところ。
- そのため、令和3年度は過年度実施した施工の実態調査をもとに、夏季の過酷な作業環境下における作業効率の低下状況の確認を行い、歩掛補正の必要性も含め検討を実施。

⇒ **令和4年度においても引き続き検討を実施**

(参考) 工事積算における熱中症対策にかかる費用計上に関する取組

	通知日	区分	計上項目	積算方法										
熱中症対策	H29.3.15 通知	共通 仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場環境改善費(K) $K = i \cdot P_i + a$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防) ・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等	営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防) ・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 等	率計上 積上げ
	計上費目	実施する内容 (率計上分)												
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等													
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等													
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防) ・防寒対策													
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 等													
	R1.5.22 通知	現場 管理費	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正の試行 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(1.2)$ $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ <p>※真夏日：日最高気温が30度以上の日</p> </div>	補正										

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策として、当面の間、日最高気温28度以上の日を真夏日とする

熱中症リスク軽減対策の例
<ul style="list-style-type: none"> ● スポットクーラー、扇風機等 ● ドライミスト発生装置 ● 送風機等 ● テント付きの屋外休憩所 等
<ul style="list-style-type: none"> ● 空調機能付き作業服、首掛けクーラー等 ● 冷感スプレー等 ● 塩飴、スポーツドリンク等

○特記仕様書を追加して、交代が可能であることを明確化

配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、または退職等、**真にやむを得ない場合**のほか、**下記に該当する場合**である。

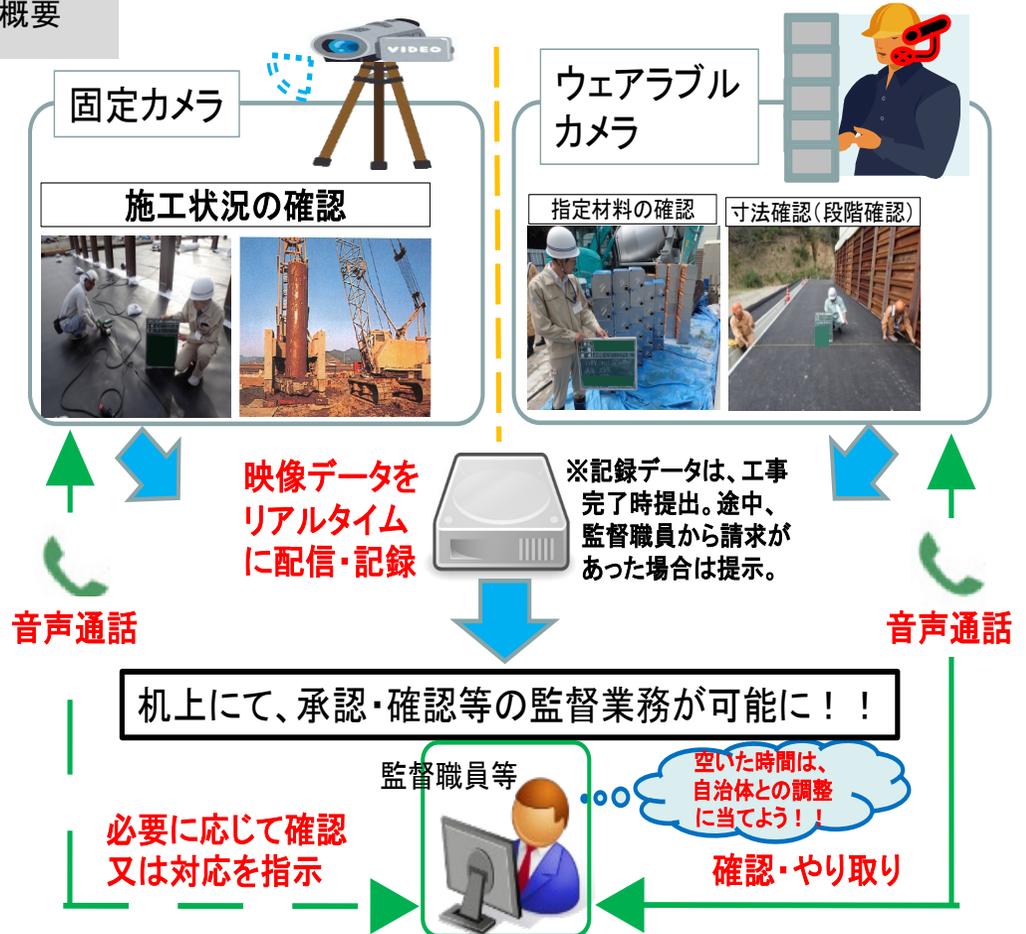
- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
- ④新型コロナウイルス感染症対策による**学校等の臨時閉鎖や分散登校等に伴う育児**、**新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等**、**新型コロナウイルスに関連した理由**により配置技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合。(追加)

○原則、すべての工事を遠隔臨場の対象工事 (発注者指定型)とする

対象工事(発注者指定型)とは？

- ・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。
- ・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・試行を実施しなくてもペナルティはなし。

概要



○テクリス、コリンズの提出期限の延長

○テクリス、コリンズの登録は、受注時は契約後から、変更時は変更があった日から、完成時は完成後から、それぞれ土、日、祝日を除く10日（工事）もしくは15日（業務）以内に登録することとなっているが、受注者から新型コロナウイルス感染防止対策のためやむを得ず発注者への提出（確認）が遅れ、提出期限の延長を求める旨連絡があった場合は、承諾する。

- ・新型コロナウイルスの感染防止対策として関係者を集めて協議会や訓練（以下、訓練等）を実施することが適正でないと判断される場合は、協議会等の実施時期の調整や参加者を分割して協議会等を実施した場合等においても成績評点で評価する。

例) 複数の少人数のグループに分けて、1ヶ月の間に複数回実施した場合。
実施すべき月に実施困難であったため、翌月に2回実施した場合。 等

○主任技術評価官の評価対象項目

(審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 III. 安全対策)

- 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。
- 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。

(参考)建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィーカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



空気清浄機を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



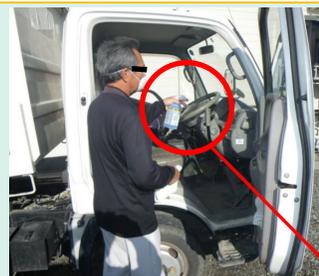
パーティションで密接を防止



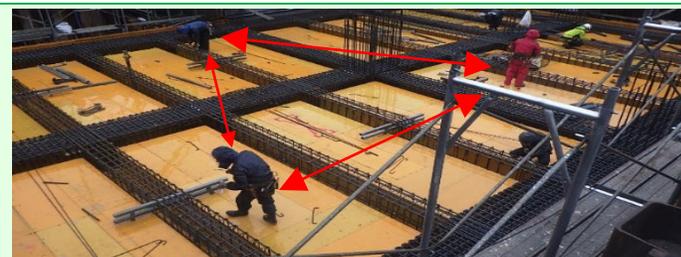
屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

内装工事等、室内の現場における取組等

○ 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業

○ 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)

○ 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
(また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場人数を制限)

○ 室内には換気装置を設置し、換気を実施

○ 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
(データの共有、相互確認が可能)

○ 作業用エレベーターは3密の回避のため使用のルール化
(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や階数ボタン等の消毒の徹底)

等

工事エリアの区画を設定して作業

作業場所の広さ等に応じ作業所の人数を制限(居室等への入室制限)

大部屋での作業も、フロア別に工程分けや人数を制限し実施

工程を分けて少人数で作業

集塵機を設置し室内の換気を実施

Webカメラを利用した遠隔検査

通信端末で内装仕上げの確認・是正

作業用エレベーターの使用のルール化 (定員を1~3名程度に限定、ポスター掲示)

EVの操作盤等の消毒を徹底

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

NO!! 3密
ひとつでも **X NO!!**

「地域を守る災害対応組織力」の強化に取り組んでいます

一般社団法人群馬県建設業協会・群馬県建設事業協同組合

缶バッジ

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を踏まえて
建設作業所などで注意すること
～みんなが気持ちよく働ける環境づくり～

3密を回避しよう!

- 換気の励行（打合せ時、作業時、休憩時、車内など）
- 換気設備の点検実施
- 他の人との距離を2m以上に保つ
- 休憩時間をずらして部屋の密度を下げる
- 会議・打合せの内容見直し（要点をまとめる、手短な挨拶、人数調整）

衛生管理を徹底しよう!

- 手洗い・うがい・マスク着用の励行
- 現場入場前の検温（37.5℃以上の場合は入場禁止）
- アルコール消毒液の設置と不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒
- 作業従事者の健康状態を把握
- 基本的な生活習慣の指導（喫煙、アルコール飲用、睡眠不足などの見直し）

報告・連絡体制を万全にしよう!

- 連絡体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）
- 発注者との円滑なコミュニケーションを心がける
- IT機器の活用（WEB会議、遠隔会議など）
- 職務の公約相談窓口の把握（保健福祉事務所など）

新型コロナウイルス **避けるべき 3密**

密閉 空間
密集 場所
密接 場面

決して対岸の火事ではありません。すぐ、そこにある脅威として、認識、自覚のもと行動しましょう。

【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

作業所での新型コロナウイルス対策 10か条

- 対策奨励ポスターの掲示**
- 作業員の体調管理**
※入場前に検温計測37.5℃以上の作業員は検温、発熱確認、発熱者や体調不良者に対する適切な対応の実施
- タッチ&コールなどの接触型安全対策の自粛**
- 派遣職員、職員においてもテレワーク、時差出勤などの励行**
- 地下空間などの換気の悪い場所での朝礼、打ち合わせの禁止**
※打合わせにより非集会的朝礼及び打ち合わせの励行
- 各種外部会議は原則スカイプ会議での実施**
- 派遣職員、職員においてもテレワーク、時差出勤などの励行**
- 休憩所、詰所の清潔維持及び換気の実施及び時間差利用の検討**
- ハンドソープ、うがい薬などの配置手洗い・うがいの励行**
- 4週8休、不要な残業の防止により健康的な体調管理を励行**

感染防止5

- ・ 手洗い うがい 確実に!
- ・ 十分とろう 睡眠は!
- ・ 毎朝検温 忘れずに!
- ・ 人混み避けよう! マスクせよ!
- ・ 必ず換気 休憩所!



新型コロナウイルス対策
作業前「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

新型コロナウイルス対策
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けよう!

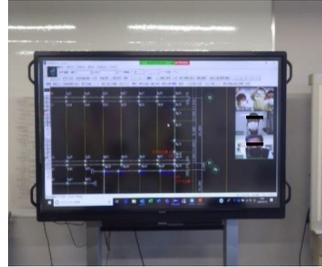


【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える

サーキュレーターや
空気清浄機を設置

○その他

- ・ 毎日の工事打ち合わせを V-CUBE で実施
- ・ 発注者との週間工程打ち合わせを Zoom で実施
- ・ 立会が必要な場面において FaceTime を活用 等

※上記は報告のあった事例であり、活用するツール等については各自で適切に検討をお願いいたします

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



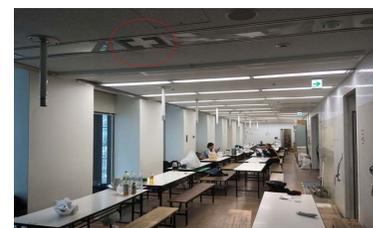
喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



(当該事例)
 午前休憩：A班 09:45~10:15、B班 10:15~10:45
 昼休憩：A班 11:30~12:30、B班 12:30~13:30
 午後休憩：A班 14:45~15:15、B班 15:15~15:45

詰所における時差休憩の導入



食堂はバイキングから個別配膳に変更、人数も使用予定表を掲示して制限

18:30	A班	B班	
	C班	D班	
19:00	E班	F班	
	G班	H班	
19:30	I班	J班	
A班	B班	C班	D班
E班	F班	G班	H班
I班	J班	K班	



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
 ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事でも密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示 等

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



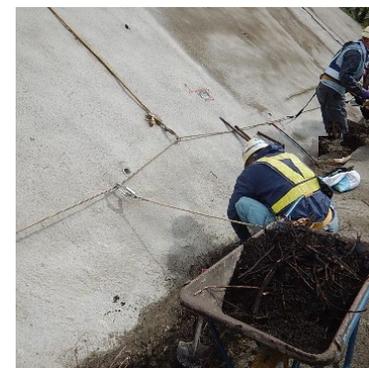
現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



現場パトロール状況

携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する **36**

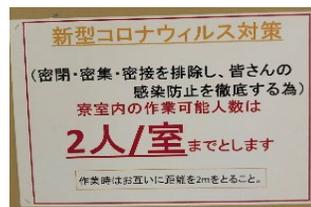
【建設現場『三つの密』の回避等】 内装工事等における取組・工夫の例



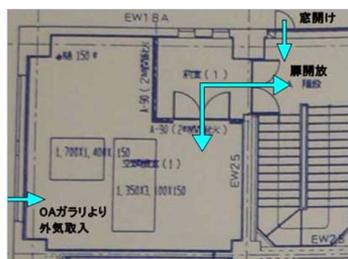
2020年4月10日

内装工事におけるコロナ感染防止対策ルール

- 作業は1部屋につき1人ずつ!
- 作業員同士の間隔2m以上!
- 脚立・伸馬等の使用後はスプレーで除菌する!
- 工具の貸し借りの際はスプレーで除菌する!
- 仮設ELV使用後は操作盤等をスプレーで除菌する!
- むやみやたらに周囲を触らないこと!



内装工事等、住戸内・密室内の作業では人数を制限し、ポスター等の掲示で周知。作業を少人数で分担するため、工程を調整して作業員数を削減



室内の作業現場では、扉・窓の開放によって作業エリアを自然換気。必要に応じ扇風機も併用

換気設備の活用



送風機を稼働し、埃を外部へ排出

空気清浄機の使用

天井裏の作業は換気が難しいため、空間除菌剤を設置

こまめに粉塵等を処理

【建設現場『三つの密』の回避等】

室内におけるその他の取組・工夫の例



工事用エレベーターの定員を限定、ポスターを掲示



エレベーターにおける人数制限、乗車位置を設定



現場内の昇降機を荷物専用として運用



廊下通行も並列歩行を回避



フェイスガードを装着 (打ち合わせ時にも装着)



チャットツール

遠隔指示
遠隔報告

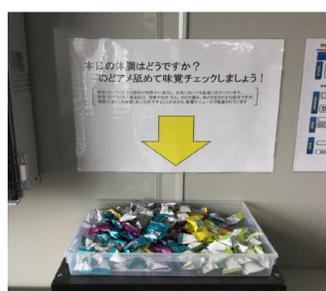
事務所

※当該事例では「LINE WORKS」を活用

チャットツールを導入し、遠隔指示を通じて作業ができる環境を整備



現場等の入口にサーモグラフィ等を設置し、体温を測定



のど飴の設置(味覚異常の確認)



※当該事例では「ポケット」を活用

携帯型音声通訳デバイスを用いた外国人労働者への注意喚起

新型コロナウイルスの出現に伴い、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、建設現場では熱中症予防のための様々な取組・工夫が実践されている

マスク着用に関する取組事例

- マウスシールドやフェイスシールドの活用
- 冷感素材等を用いたマスク等の活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用
(空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)
- 現場作業において、特に不要な場合はマスクを外す 等
(屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)



マウスシールド等の活用



フェイスシールド等の活用



冷感素材のフェイスマスクの活用

現場作業や休憩所に関する取組事例

- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置
- 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用 等



空調機能付きの作業服の活用



首掛けクーラー等の活用

※巻き込み等にご注意



マスクを外してよい条件を設定



スポットクーラー等の活用



屋外休憩所にドライミスト発生装置等を設置



扇風機や換気扇とエアコンを併用

【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】 マスク着用に関する取組事例①



マウスシールドの活用



マウスシールドの活用

フェイスシールドの活用



打ち合わせ時における
マウスシールド・フェイスシールドの活用



冷感素材のフェイスマスクの活用



冷感マスクの活用



クリアファイル等を利用したフェイスシールド等の作成



冷感スプレー等の活用

【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】 マスク着用に関する取組事例②



空調機能付きの作業服を活用

空調ヘルメットの活用



首掛けクーラーの活用



ベストに保冷剤を入れて作業



状況に応じてマスクを外せるよう、携帯用の袋等を活用

	屋 内		屋 外	
	作業中	打合せ・休憩	作業中	休 憩
密 (2m未満)	飛沫防止対策 	マスク 	飛沫防止対策 	マスク
粗 (2m以上)	飛沫防止対策 	マスク 	飛沫防止対策 	マスク

密：ソーシャルディスタンスが確保できない ×：マスク等を外してもよい
粗：ソーシャルディスタンスが確保できる ○：マスク着用、飛沫防止対策を実施



少人数での現場



密接作業を回避できる場合には、マスクを外しての作業を許可



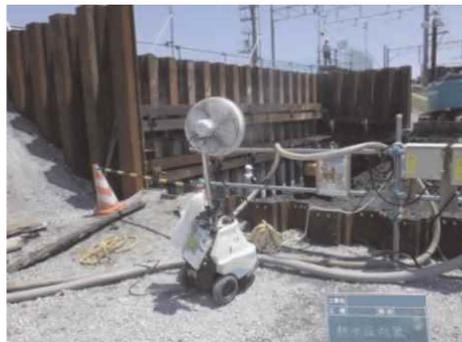
暑さ指数(WBGT)に応じて、マスクを外しての作業を許可
(例：暑さ指数(WBGT)が21℃以上の場合は外してもよい)

マスクを外して作業可能な条件を設定

密接作業を回避できる場合には、マスクを外しての作業を許可

暑さ指数(WBGT)に応じて、マスクを外しての作業を許可
(例：暑さ指数(WBGT)が21℃以上の場合は外してもよい)

【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】 現場作業に関する取組事例



スポットクーラー、扇風機等の活用



送風機により通気性を確保するとともに、ドライミスト発生装置等も併用

内装工事において、送風機及び冷却器を使った換気を実施

その他熱中症及び三つの密等を回避するための取組・工夫の例



給水機では、フットペダルのみを利用



製氷機を利用する際はビニール袋を手袋として活用



自動ストップ機能付きの水栓に交換



熱中症計等の携帯



事前検測



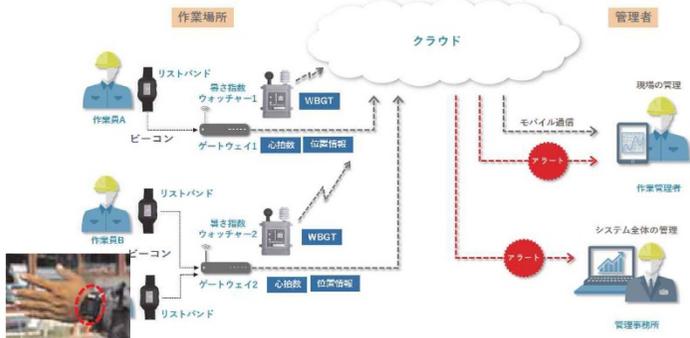
竣工検査

竣工検査をリモートで実施
(完成図書はクラウド上で確認、出来形は事前に発注者で検測等の工夫を実施)



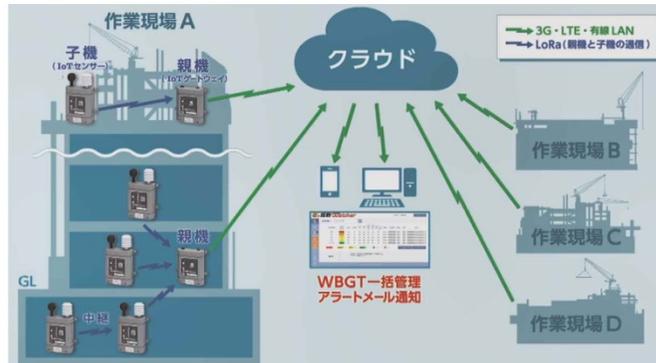
(実験の様子)

コロナウイルス感染及び熱中症のリスク軽減のためのフェイスカバリング手法を検討・運用



体調管理システムの活用

バイタルセンサーにより心拍数を管理し、複数箇所で計測したWBGT値を紐づけ、特定の閾値を一定時間超えた場合にアラートメールを発信



タブレット端末等でWBGT値を確認可能なシステムの活用

子機設置場所	WBGT	湿度	温度	湿度	温度	最終データからの経過	子機ID	作業状況	結果		
現場北側	6.6	32.5	26	38.4	44.2	48.5	27.6	389	01061	中絶	なし
現場南側	4.2	30.2	26	36.9	41.6	37.3	399	01041	作業中	なし	なし
現場東側	1.8	29.0	26	34.2	36.1	34.1	28.1	59	01042	作業中	あり
現場西側	0.1	28.1	26	32.9	34.8	32.9	28.0	379	01041	作業中	あり
現場南側	0.1	28.7	28	29.6	28.7	29.1	29.1	529	01064	作業中	あり

熱中症予防 × コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に!

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気がつかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために

マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに!

屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

離れている時

マスク着用時は

激しい運動は避けましょう

のどが渴いていなくても

こまめに水分補給をしましょう

気温・湿度が高い時は

特に注意しましょう

マスクをしてると
熱中症になりそう...

3. 円滑な施工体制の確保

円滑な事業執行に向けた取組み【主な項目】

<p>〈入札契約〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業実績評価型の試行の積極的活用（技術者と企業の評価点見直し） ◇チャレンジ型（Ⅰ・Ⅱ型、電気通信、機械、営繕）一括審査方式の積極的活用 ◇総合評価落札方式の適切な運用等
<p>〈設計積算〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇当初発注から積極的に見積を活用〔新たに交差点等の舗装修繕工事も摘要〕 ◇資機材単価の事前公表（特調に加え見積もりも） ◇見積もりによる適切な設計変更 （新型コロナウイルス感染拡大防止に要する費用【宿舍の拡張、マスク、消毒液等】） ◇適正な工期設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用、拡大 （余裕期間：6ヶ月へ拡大、任意着手方式・フレックス方式の積極活用）（参考資料有り） ◇概算発注における設計完了前の現地確認の実施〔NEW〕 ◇労働者や資機材の厳しい確保状況等を踏まえた適切な設計・施工への見直し
<p>〈施工段階〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇監理技術者の途中交代の緩和（工事目的物の施工完了時点の交代要件の緩和）〔NEW〕 ◇土木工事書類の簡素化の手引きの運用徹底（参考資料有り） ◇遠隔臨場への取組（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する対応）（参考資料有り） ◇施工条件明示の徹底（参考資料有り） ◇受発注者間での工程の確認〔NEW〕 ◇資機材不足や納期の遅れ等の相談窓口の開設〔NEW〕

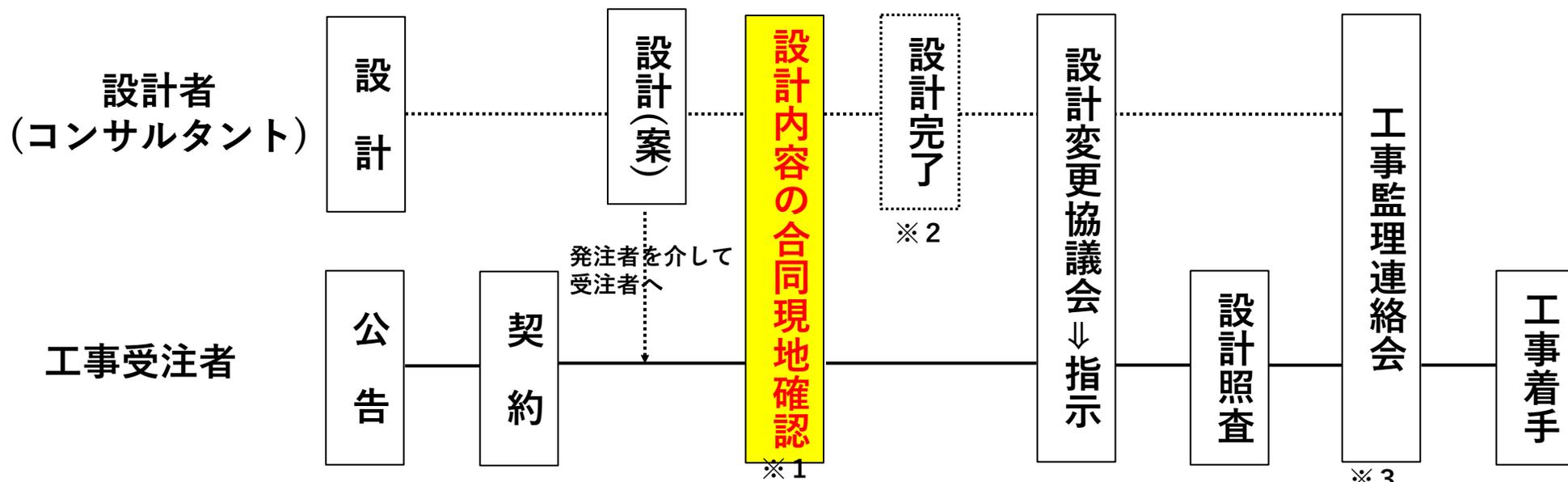
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査

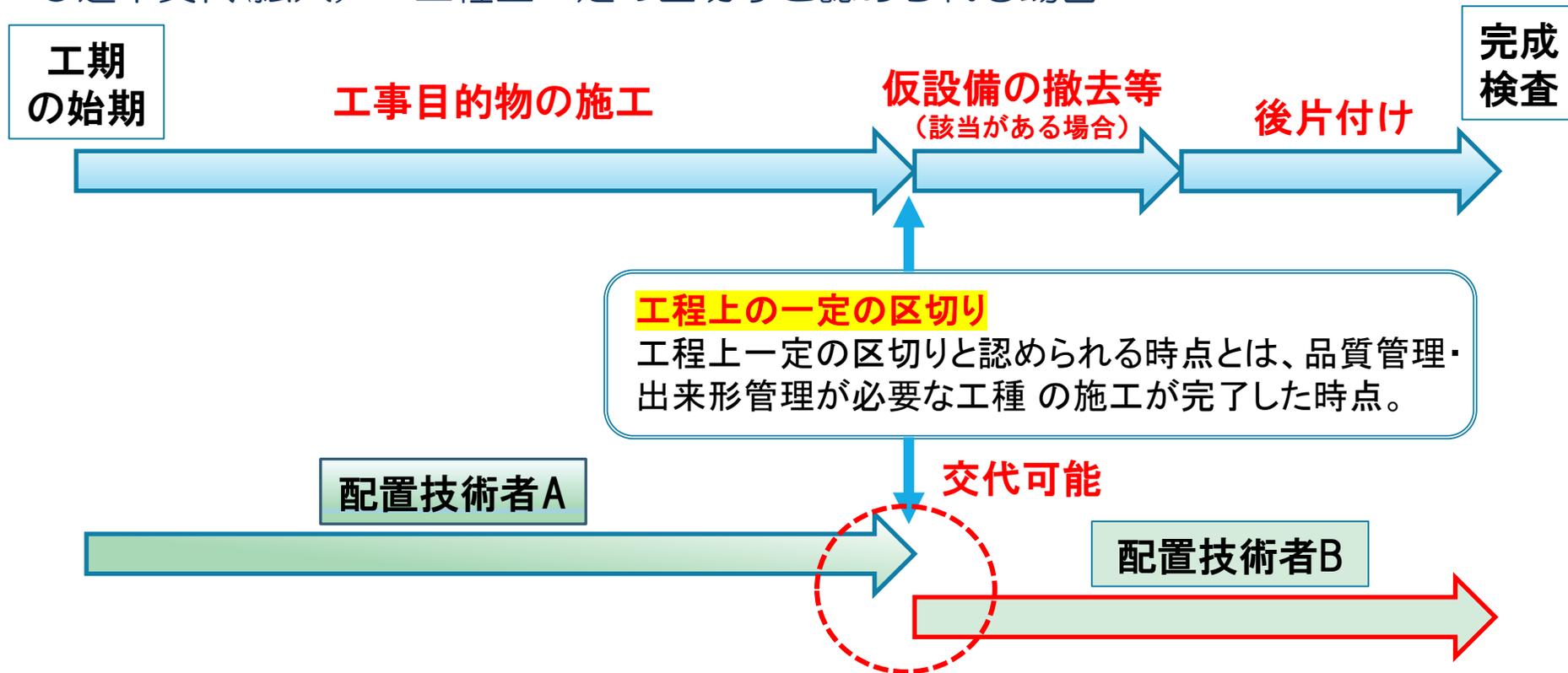
※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議

※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

配置予定技術者の途中交代【施工段階】〔NEW〕

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能なルール**」を策定

○途中交代(拡大) : 工程上一定の区切りと認められる場合



交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格**（「**同種工事の経験を有する者**」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

受発注者の工程の確認【施工段階】〔NEW〕

業界の意見

関係機関協議や設計の遅れ等により工事着手が出来ず、工程に影響が生じるケースが見受けられる。

新たな対応

・設計変更協議会において、原則、技術副所長等が参加のもと、工事途中段階における現場条件の変更や、資機材及び技術者不足等による工程への影響を共有する。

〔従前の審議内容〕

- ・当初スケジュールの共有
- ・設計変更の妥当性の審議
- ・工事の中止等の協議、審議

担当者	事項	〇月						
施工者	〇〇工	■						
	〇〇工		■	■	■			
	〇〇工			■	■	■	■	
	〇〇工						■	■
発注者	支障物件移設	■	■	■				
	〇〇協議	■						

従前に加え新たな対応

〔新たな審議内容〕

工程の変更が以下理由で生じた場合は、技術副所長等が参加のもと、設計変更協議会で審議し、受発注者間で工程への影響を共有すること。

- ①受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

工期延期や延期に伴う費用の計上を実施

業界の意見

原油価格や資材価格の高騰に伴い、受注者が、工事受注後、資機材の確保又は納入の遅れが生じる可能性があり、設計変更や工期延期等、適切に対応してほしい。

新たな対応

相談窓口の設置

- ・ 総合的な相談窓口として技術副長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して設計変更や工期延期等について適切に対応する。
(一括して受けることにより、地域の資機材状況の把握も可能となる。)

(対応例)

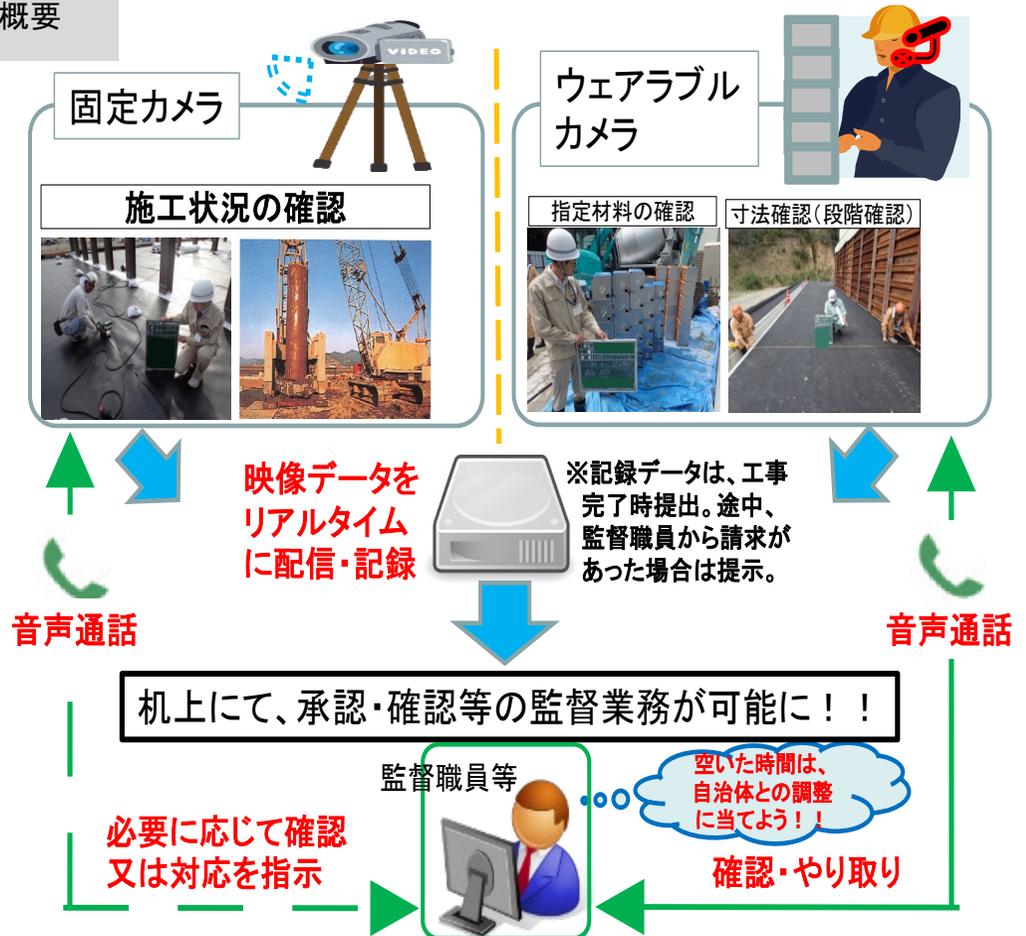
- ・ スライド協議により資材価格を変更
- ・ 納品状況を踏まえた工期延期 等

○原則、すべての工事を遠隔臨場の対象工事 (発注者指定型)とする

対象工事(発注者指定型)とは？

- ・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。
- ・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・試行を実施しなくてもペナルティはなし。

概要



余裕期間の設定【設計積算】

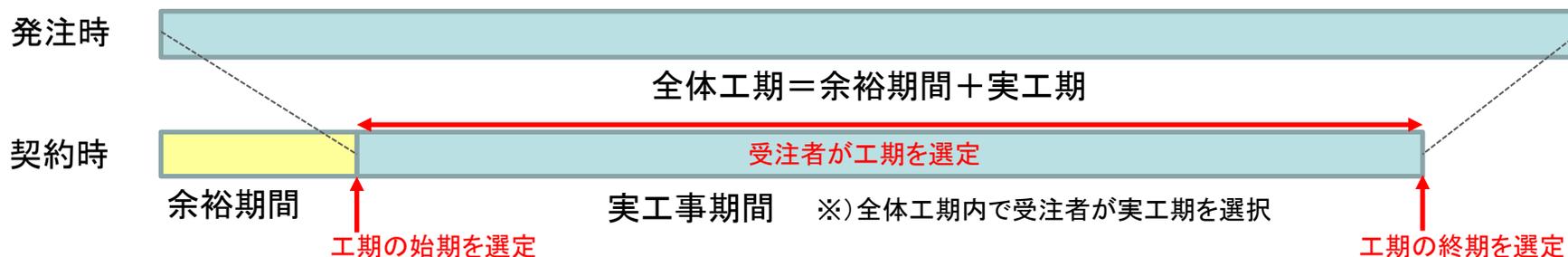
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：**6か月を超えない範囲**

2. 技術者の配置：

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等



- **適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引（案）」を作成し、令和元年11月25日に事務所に通知。**

具体的な明示例

用地関連（借地に関する条件の明示）

⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

支障物件関連（移設完了時期の明示）

⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○（電気・電話・ガス・水道等）があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

～「土木工事書類簡素化の手引き」の策定～

【関係業界からの主な声】

- ・以前に比べ、書類は減ったが、**まだまだ提出書類が多い。**
- ・発注者への**提出は不必要**ではと思う書類があるが発注者に求められる。
- ・発注者がわかりやすいように**根拠となる資料を添付**するように求められる。
- ・**「設計図書の照査資料」**及び**「協議書」**の作成に多大な時間を要している。

手引き策定の取組

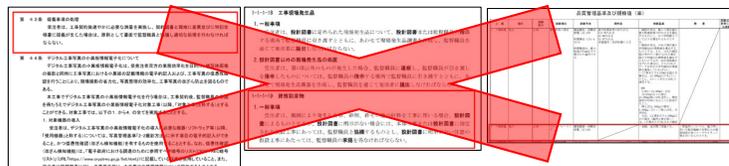
【策定に向けた調査・検討】

- ・**実際に提出されている工事書類の調査**
- ・九州以外の**他の地方整備局の取組の調査**
- ・関係業界との**意見交換会での声**



【手引きのポイント】

- ・**不必要な添付資料の具体的な事例を明示**



(特記仕様書、共通仕様書、管理基準等)

- ・**「設計図書の照査資料」**及び**「協議書」**の作成において、**受注者が作成する資料を具体的に明示**

土木工事書類 簡素化の手引き(案)

九州地方整備局
企画部 技術管理課

令和3年3月

これにより、受発注者双方の**必要な書類の意思統一**が図られ、**不要な書類削減を促進**

「検査書類限定型工事」を全面的に適用

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中」、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

検査書類限定型工事とは？

- 資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び受注者における**説明用資料等の書類削減**を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書

⑥出来形管理図表

②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)

⑦品質管理図表

③工事打合せ簿(協議)

⑧材料品質証明資料

④工事打合せ簿(提出)

⑨品質証明書

⑤工事打合せ簿(承諾)

⑩工事写真

技術検査官の検査時の書類を **41種類** → **10種類** に削減

■ 資機材単価の事前公表

○ 特別調査による資機材単価

- ・ 入札契約手続きにおいて「不調・不落」の発生要因となり得ることが懸念される資機材（主たる資機材）等は、引続き単価の事前公表を実施

○ 見積の徴収等により設定した材料単価

- ・ 当面の措置として、特別調査の場合と同様に単価の事前公表を実施

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
- ・電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・**交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)、オーバーレイ工(基層・中間層・表層)**
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

<設計変更の対象とする間接工事費>

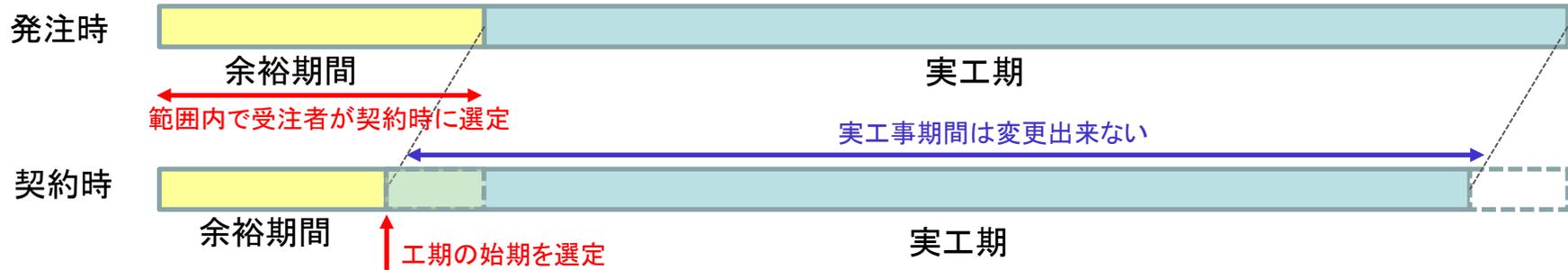
- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- ・安全費(交通集中が見られる地域等)

余裕期間の設定【設計積算】

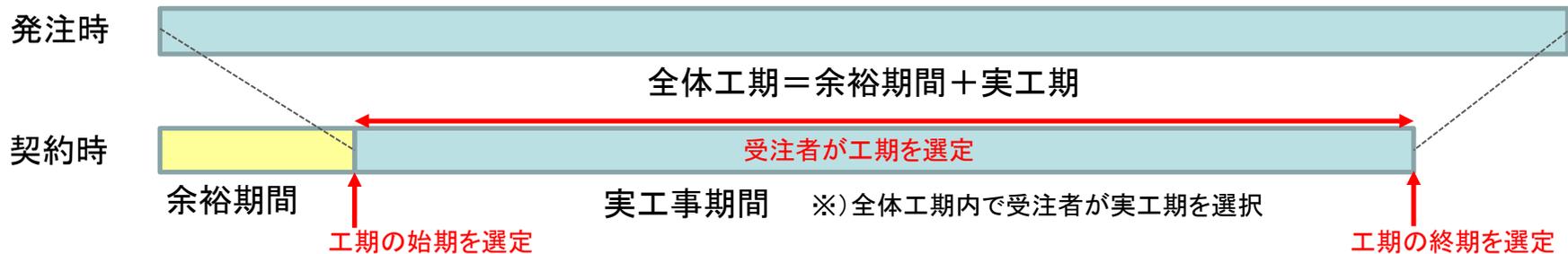
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：**6か月を超えない範囲**

2. 技術者の配置：

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等



- **適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引（案）」を作成し、令和元年11月25日に事務所に通知。**

具体的な明示例

用地関連（借地に関する条件の明示）

⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

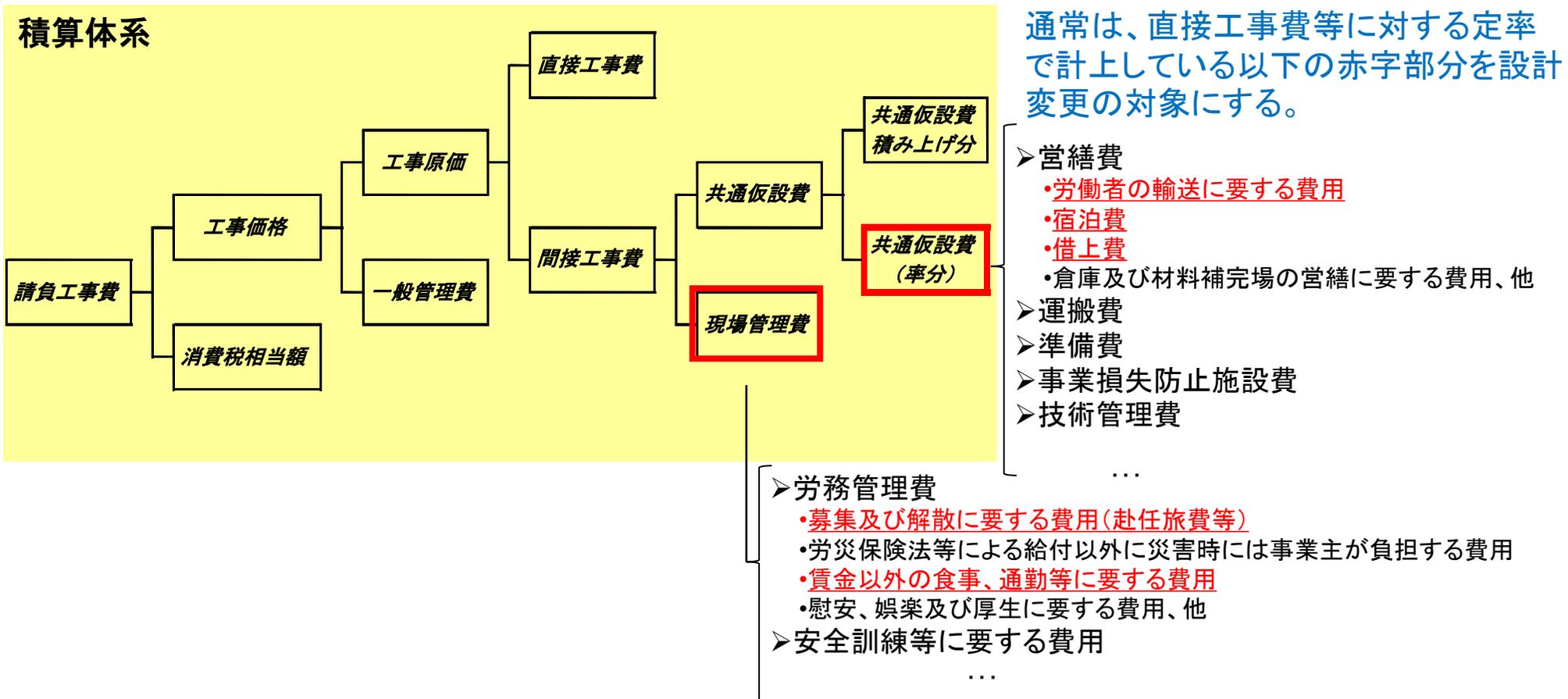
支障物件関連（移設完了時期の明示）

⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○（電気・電話・ガス・水道等）があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

遠隔地からの労働者確保【設計積算】

- 補正予算等の執行を迅速に進めるため、急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。

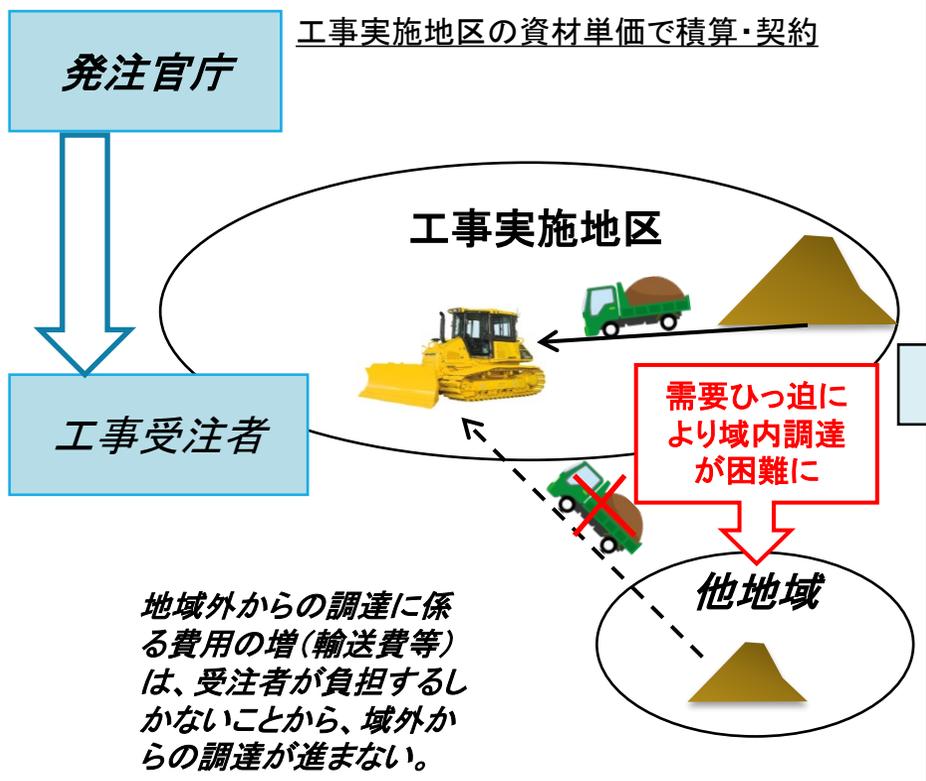
積算体系



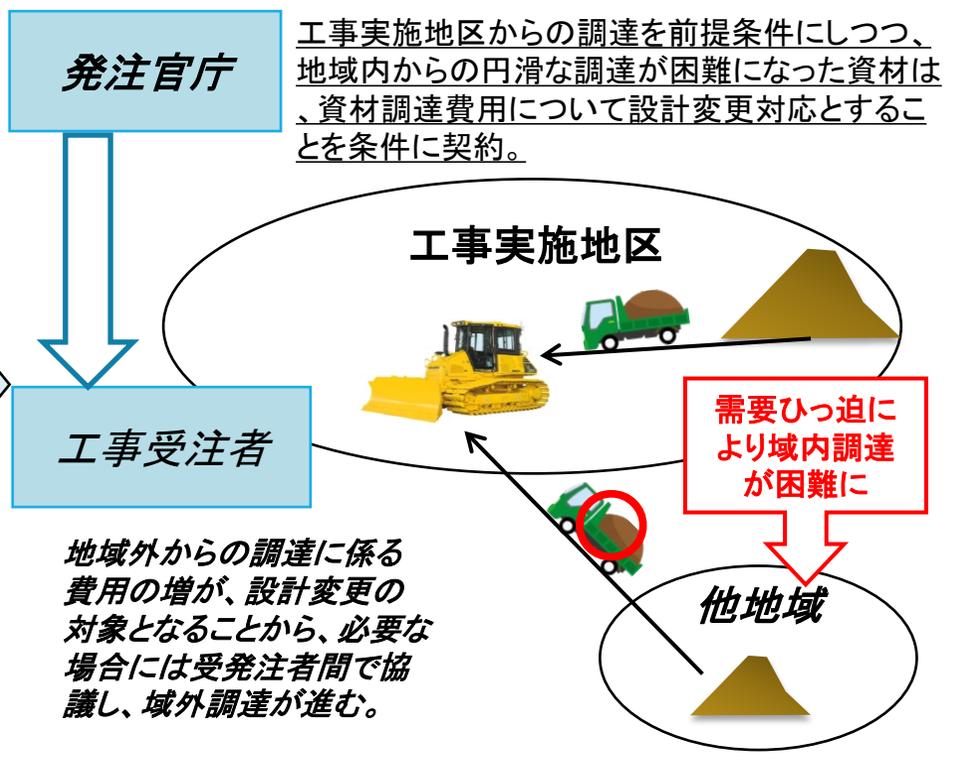
建設資材の遠隔地からの調達【設計積算】

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

現状



対策



4. 新・担い手3法について

品確法と建設業法・入契法（新担い手3法） R 1 改正

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

(令和元年6月7日成立 6月14日施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【**発注者の責務**】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【**基本理念**】

- ③公共工事の目的物の適切な維持管理【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

令和元年10月18日 閣議決定

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映 （※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結等
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)
 ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
 ▶ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用【新】
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入【新】
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携【新】

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組み際に必要となる経費を適正に計上**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は**積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施**する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるように、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたって**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回ることの出来ないもの：
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の標準化のための方策を講ずることを努力義務化。<入契法>

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経營業務管理体制を有することを求めることとする。

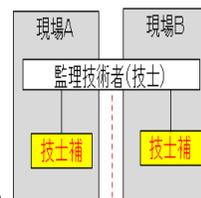
- 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

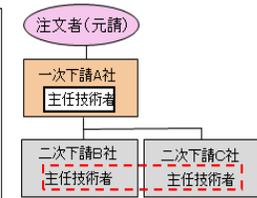
- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

<元請の監理技術者>



監理技術者は兼務可能

<下請の主任技術者>



主任技術者の設置を不要化

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

適正化指針とは

入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用等の事項について追記するとともに、担い手確保のための**処遇改善の取組**などについて追記

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

➡ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み

※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**

➡ 発注見通しの統合公表の取り組み

※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**

➡ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

➡ 建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を指標化 **R2年度より実施**

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

➡ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

➡ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援

➡ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

➡ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

九州ブロック発注者協議会について(協議会組織図)

① 九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

- （国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
- （県・政令市・代表市）土木部長等
- （特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

<活動内容>

- ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

- （国）九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
- （県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
- （特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

③ 専門部会

<活動内容>

- ・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
（品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

④ 県部会

<活動内容>

- ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

<構成員>

- （県）土木部長等
- （市町村）技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

<活動内容>

- ・実務担当者による情報交換等
（品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）

連携

連携

連携

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国统一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国统一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国统一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
※分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

※調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国统一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

新・全国統一指標のR6目標値

指標分類		九州ブロック方針	目標値 (R6)
工事	《指標①》 地域平準化率 (施工時期の平準化)	各発注機関 (国等、県、市町村) において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.80 を目指す。
	(4~6月期の工事平均稼働件数) ／ (年度の工事平均稼働件数)		
	《指標②》 週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	各発注機関 (国等、県、政令市) における週休2日実施困難工事以外の発注工事については、全て週休2日対象工事とすることを目指す。	R6年度までに九州ブロックにおける 週休2日対象工事率 (九州ブロック単位) 1.00 (※1) を目指す。
	週休2日対象工事件数 (公告) / 週休2日公告対象件数 (※1)		
《指標③》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	各発注機関 (県、市町村) の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。	
			(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／ (年度の発注工事件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
業務	《指標④》 地域平準化率 (履行期限の分散)	各発注機関 (国、県、政令市) において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.40 を目指す。
	(第4四半期 [1~3月] に完了する業務件数) ／ (年度の業務稼働件数)		
	《指標⑤》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	各発注機関 (県、政令市) の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／ (年度の発注業務件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数			

(※1) R2から、指標の分母の定義を、全工事件数から週休2日対象工事の公告対象となりうる工事件数 (全工事件数から災害復旧工事等を除いた件数) に見直したため、工事率のR6目標を0.90から1.00に変更した。

九州独自指標（工事）

①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事において、最新の積算基準の適用割合

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の策定率

九州独自指標（測量、調査及び設計（業務））

③ウィークリースタンスの実施

国等・都道府県・市区町村の発注業務の特記仕様書に、ウィークリースタンスの実施を位置づけている割合

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

指標分類		九州ブロック方針	目標値（R6）
工事	《指標①》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 （見積もり等の活用）	全ての発注機関（国、法人等、 県、市町村）で最新の積算基準 を適用し、かつ、基準範囲外の 場合の要領を整備し活用するよ うに改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 適用・対応率1.00 を目指す。
	【適用・対応率（aの機関数／全機関数）】 a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を 整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は 整備していない c：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）		
業務	《指標②》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	全ての発注機関（国、法人等、 県、市町村）で設計変更ガイド ラインを策定し、これに基づき 適切な設計変更を行うように改 善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 策定・活用率1.00 を目指す。
	【策定・活用率（aの機関数／全機関数）】 a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない		
業務	《指標③》 ウィークリースタンスの実施の状況	全ての発注機関（国、法人等、 県、市町村）で、ウィークリー スタンスの実施を位置付けるよ うに改善を図る。 ※災害等の緊急を要する業務に ついては対象外とする。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率1.00 を目指す。
	【実施率（aの機関数／全機関数）】 a：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けている b：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けていない		

発注者間の連携（発注情報の一元化の取り組み）

九州ブロック発注者協議会では、平成29年4月より九州ブロックにおける各発注機関の発注見通しを一元化し公表を行っているところです。

各発注機関の発注見通しを一元化することで発注情報の閲覧検索をスムーズに行えるようになりました。

この取組により、建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。

《発注予定情報の閲覧方法》



発注情報の一元化

九州ブロックにおける国、県、市町村、法人等の発注情報を一元化しています。

- ◆福岡県内(R4.7月時点)【Excel】
- ◆佐賀県内(R4.7月時点)【Excel】
- ◆長崎県内(R4.7月時点)【Excel】
- 福岡県地域区分図【PDF】
- 佐賀県地域区分図【PDF】
- 長崎県地域区分図【PDF】
- ◆熊本県内(R4.7月時点)【Excel】
- ◆大分県内(R4.7月時点)【Excel】
- ◆宮崎県内(R4.7月時点)【Excel】
- 熊本県地域区分図【PDF】
- 大分県地域区分図【PDF】
- 宮崎県地域区分図【PDF】
- ◆鹿児島県内(R4.8月時点)【Excel】 NEW
- 鹿児島県地域区分図【PDF】

《一元化データのイメージ》

発注機関	担当部署	施工県	施工地域	工事の名称	工事の場所	工事の期間	工事種別	工事の概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	上益城断道(事業)							
農林水産省九州農政局	土地改良技術事務所	熊本県	八代								
熊本県	宇城地域振興局工務課	熊本県	宇城								
熊本市	営繕課	熊本県	熊本								
八代市	建設部都市整備課	熊本県	八代								
人吉市	契約管財課	熊本県	球磨								

■一元化された情報は一覧表としてとりまとめており、フィルタ機能を活用することで、必要な工事情報を検索することができます。

■建設業者が技術者や技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、各県を地域ごとに区分しています。

発注者間の連携(発注関係事務の運用指針に関する指針の相談窓口)

九州地方整備局ホームページ(URL: <http://www.qsr.mlit.go.jp/>)のトップページ上部の『各種相談窓口』のタブをクリックし、『・【公共工事発注者用】改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口』をクリック



【公共工事発注者用】改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口

九州地方整備局では、平成17年「公共工事の品質確保に関する法律」が施行されたことを受け、文書の拡充を図る目的として、「公共工事品質確保の相談窓口」を平成17年4月28日に開設しております。また、九州においては「九州ブロック発注者協議会」及び「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」を設置し、公共工事の品質を確保するための取り組みなど情報提供を行っておりますが、平成26年においては建設業法・入業法等が改正されたことにより、平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年法律第36号)」が公布、施行されたことに伴い、平成27年1月30日には発注者共通の指針となる運用指針が策定され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用が開始されました。今後、改正品確法の趣旨に基づき円滑に実施できるよう、ご相談等ございましたら下記までご連絡下さい。

整備局への相談・意見とその回答

相談意見

これまでの相談・回答

各県への相談意見
これまでの相談・回答

各ブロック担当窓口一覧表

ブロック	電話番号	役職	氏名
九州地方整備局	〒10-7 092-476-3546	技術管理課長	徳田 浩一郎
福岡ブロック	〒910-1 0942-33-9131 (内線302)	工事品質管理官	四位 孝志
佐賀ブロック	〒952-32-1151 (内線302)	工事品質管理官	南嶋 哲郎
長崎ブロック	〒953-839-9211 (内線302)	工事品質管理官	山北 賢二
熊本ブロック	〒966-382-1111 (内線302)	工事品質管理官	工藤 浩一郎
大分ブロック	〒870-544-4167 (内線302)	工事品質管理官	次郎丸 敬太
宮崎ブロック	〒885-24-8221 (内線302)	工事品質管理官	野田 信幸
鹿児島ブロック	〒999-216-3111 (内線302)	工事品質管理官	濱田 達哉

問合せフォームで相談が可能

品確法および運用指針に関する相談(Q&A)

質問	回答	
1の施工 平成27年4月1日以前から契約する建設工事の施工体制台帳作成について、請負金額に関係なく発注者は下請に発注する場合は作成しなければならないのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工体制台帳の作成が必要となります。	
2の施工 平成27年4月1日以前から契約する建設工事の施工体制台帳作成について、隨意契約の方法によっては契約も対象となるのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工体制台帳の作成が必要となります。	
3 H27.3 2-T(1)c【技術者能力の資格等による評価・活用等】	業務については、ダンピング対策を行う必要があるのか。また、設定基準はどのよ3)を行うのか。	発注関係事務の運用に関する指針 P3(技術者能力の資格等による評価・活用等)へその他調査及び設計業務の品質確保に、下記のとおり記載されておりますので、ダンピング対策の必要はありません。 記載内容「ダンピング発注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。」
4 H27.2 2-T(2)e【発注や施工時期等の平準化】	発注時期調整を行う機種の規模は	各発注者に平準化に努めて頂きたい。
5 H27.2 2-T(3)a【適切な競争参加資格の設定、ダンピング発注の防止等】	最低制限価格の見直し、引き上げを行う予定はあるのか。	低入札調査基準価格に近い種別の工事の性質が低下していることもあり、調査し変更をふまえて対応を考えているところである。
6 H27.2 2-T(2)d【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	適正な利潤確保にあたって、品確法の中に組み込まれているのか。	発注者責務で適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定が明確化されている。

九州地方整備局の相談・回答一覧

各県 担当窓口一覧表

各県への相談意見 これまでの相談・回答	住所	電話番号	相談窓口(メール)	相談・回答一覧
	〒812-8577 福岡市博多区東区7番7号	092-643-3521	福岡県へのお問い合わせはこちら	-
佐賀県	〒840-8570 佐賀市内1丁目1番59号	0952-25-7168	佐賀県へのお問い合わせはこちら	-
長崎県	〒850-8570 長崎市江戸町2番13号	095-894-3027	長崎県へのお問い合わせはこちら	-
熊本県	〒962-8570 熊本市中央区水前寺町1丁目18番1号	096-333-2491	熊本県へのお問い合わせはこちら	-
大分県	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号	097-536-4527	大分県へのお問い合わせはこちら	大分県のこれまでの相談・回答はこちら
宮崎県	〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-26-7178	宮崎県へのお問い合わせはこちら	-
鹿児島県	〒890-8577	099-206-2400	鹿児島県へのお問い合わせはこちら	-

メール・問合せフォームで相談が可能

各県に寄せられた相談・回答一覧についても情報共有を図るため準備が整い次第、順次リンクを掲載予定

① 発注者と業界団体等との意見交換

公共事業の品質確保や工事の円滑化並びに地域における建設業の健全な発展と信頼性の向上を図るため業界団体との意見交換会を行っている。

○業界団体等との意見交換会の主なテーマ

- ・改正品確法の的確な運用
- ・入札契約制度
- ・各機関の発注見通しの共有化
- ・工事発注の平準化
- ・適切な工事価格及び工期の設定
- ・若手・女性技術者及び女性技能者の育成
- ・いきいき現場づくりの更なる充実
- ・労働環境、労働条件の改善

団体名

- ・日本建設業連合会
- ・日本道路建設業協会
- ・日本橋梁建設協会
- ・プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・建設コンサルタンツ協会
- ・全国建設業協会
- ・建設産業専門団体連合会
- ・九州地区土木施工管理技士会連合会
- ・九州地質調査業協会
- ・全国測量設計業協会連合会

②建設業の今後の取り組みに関する実務者WG

九州7県の建設業協会とのWG(ワーキング・グループ)を開催し、受発注者間の課題解決の検討を実施している。

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

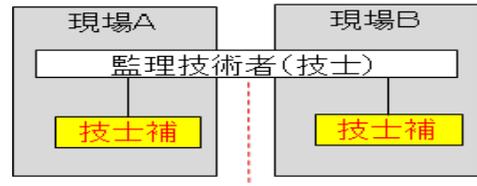
○監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**

○元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。令和3年度以降の第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

<現行制度>
 監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

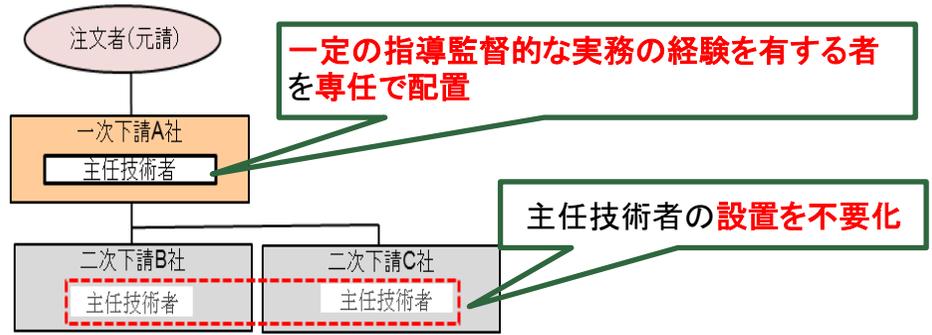
下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする:

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止

※下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事が対象



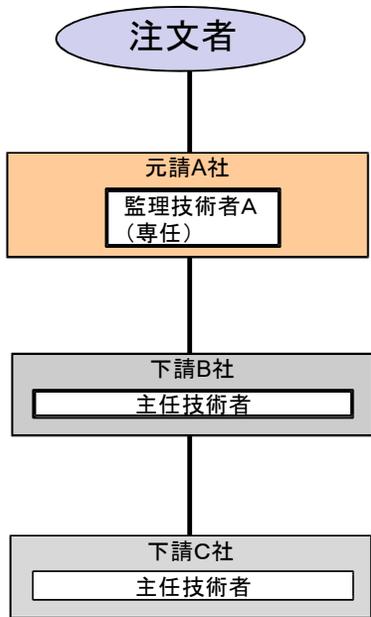
※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

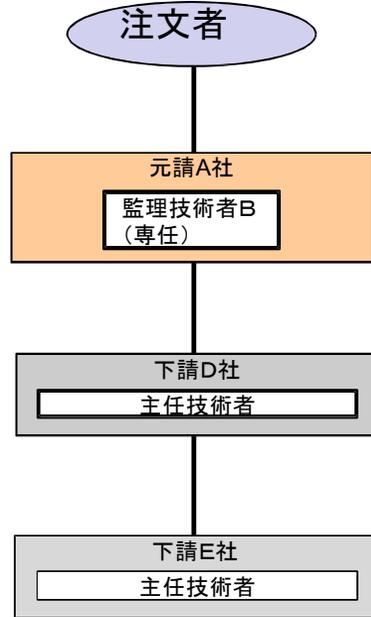
【現 状】

- 建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上である場合については、監理技術者もしくは主任技術者は、現場に専任の者でなければならない。

工事1【既契約】



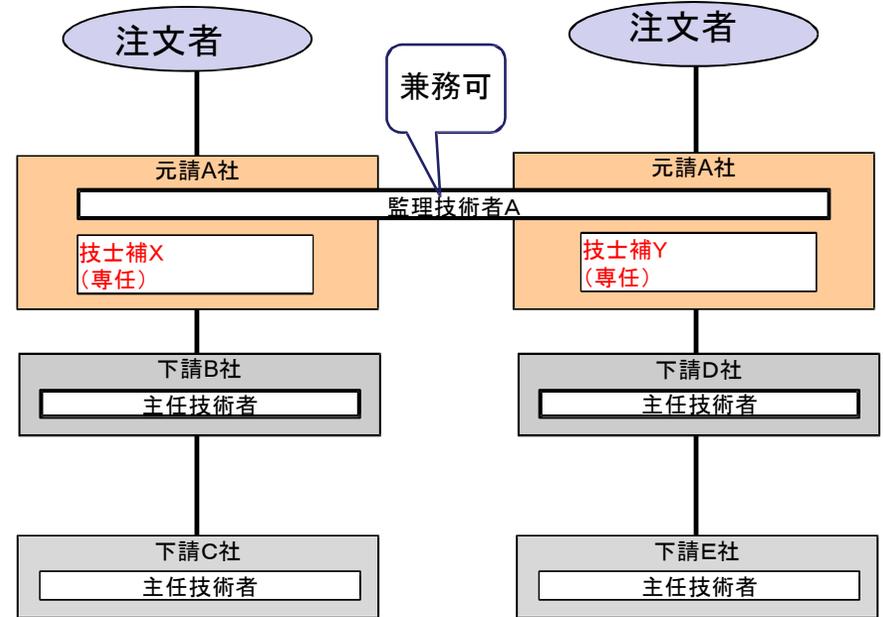
工事2【新規】



【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)
- 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

工事1【既契約】



工事2【新規】

施行時期について

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



○建設業法

- ・許可基準の見直し
 - ・著しく短い工期の禁止
 - ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分
- 【監理技術者の兼務も含まれる】**

○建設業法

- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

【監理技術者等の職務】

- 監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者※に求められる責務は従前と変わらず施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている。
- 特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

【監理技術者等の工事現場における専任】

- 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。
- 特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性がある。

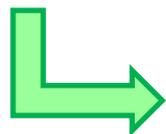
※法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務をを補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

①兼務の対象条件

- ◆ 事務所発注工事（分任支出負担行為担当官工事）であること。
- ◆ 工事の技術的難易度が原則Ⅱ以下の工事であること。
但し、土木工事の場合は、別紙1に示す工事区分の、技術的難易度がⅢ（やや難）の場合も兼務対象
- ◆ 兼務する工事が維持工事※同土でないこと。
（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事））
- ◆ 兼務する工事数は2件までであること。

②兼務の範囲

- ◆ 当該工事の競争参加資格における地域要件（〇〇県、〇〇流域等）内とする。
但し、競争参加資格における地域要件が複数の県となる場合は、当該工事の施工県内とする。



いずれも入札公告や特記仕様書で確認下さい。

監理技術者の兼務が可能な工事区分について

工事区分別工事難易度対応表

別紙 1

事業分類	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈理工法)				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

兼務対象となる工事の範囲

■ 令和2年10月1日以降

- ① 監理技術者補佐は、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ② 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

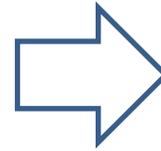
■ 令和3年4月1日以降（「技術検定制度見直し」に関する建設業法改正の施行日以降）

- 上記①に、一級施工管理技士補が追加

施行日(令和2年10月1日)時点における段階ごとの対応

①稼働中工事への対応

- 「兼務と認める又は認めない工事の有無」を、令和2年10月1日付で特記仕様書に追加



【兼務する場合】
「様式3-1」、提出書類(1)～(9)を兼務を開始する前に提出し、発注者と協議すること

②入札手続き中の工事への対応（既公告済みで未契約工事）

- 契約後に、「兼務と認める又は認めない工事の有無」を特記仕様書に追加



【兼務する場合】
「様式3-1」、提出書類(1)～(9)を兼務を開始する前に提出し、発注者と協議すること

③令和2年10月1日以降に公告を行う工事への対応

- 「兼務と認める又は認めない工事の有無」を入札公告及び特記仕様書に記載すること



【兼務する場合】

- ・競争参加資格確認時
→「様式3-1」を提出
- ・落札決定後
→提出書類(1)～(9)を提出

監理技術者の兼務を行う場合の提出書類

	入札公告、特記仕様書の記載	提出する資料	提出時期
	特例配置予定技術者の配置を行う場合の意思表示	様式3-1（特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項）	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加資格確認申請書提出時 兼務を開始する前
(1)	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(2)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(3)	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(4)	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）	特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(5)	特例監理技術者が兼務できる工事は、〇〇県内の工事でなければならない。	特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(6)	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(7)	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(8)	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前
(9)	特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事※以外の工事で行う必要がある。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）	特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定後契約前 兼務を開始する前

5. 働き方改革

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目的に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等(モデルとなる優良な現場)を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇(給与)と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇(給与)を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者(約330万人)の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇(給与)が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する(i-Construction大賞の対象拡大)
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用

	<p>見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)</p> <p>罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>
原則	<p>(1) 1日8時間・1週間 40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)</p>
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積り尊重宣言」

促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積りを尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
- R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
- R2年度は全国でモデル工事を発注。
 - ✓ 促進モデル工事：24件
 - ※R3年度は集計中

□CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ＜R2年度の公告件数＞
- ✓ 義務化モデル工事：26件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：43件
 - ※R3年度は集計中

休暇

□週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- ＜これまでの実績＞
- ✓ 165件(H28年度)
 - 1,106件(H29年度)
 - 3,129件(H30年度)
 - 4,835件(R1年度)
 - 6,853件(R2年度)
 - ※R3年度は集計中

□適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- ＜主な内容＞
- ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

□i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- ＜これまでの実績＞
- ✓ 584件(H28年度)
 - 918件(H29年度)
 - 1,104件(H30年度)
 - 1,890件(R1年度)
 - 2,396件(R2年度)
 - ※R3年度は集計中

□中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

□誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

週休2日対象工事

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



※令和3年3月末時点
 ※令和2年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和2年度の取組件数には取組協議中の件数も含む
 ※令和3年度発注工事は集計中

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公告件数（取組件数）	824（165）	3,841（1,106）	6,091（2,745）	7,780（4,450）	7,746（6,853）
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市（計67団体））

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体

週休2日の推進に向けた取組（直轄）

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費（賃料）について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和4年度は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- 令和元年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数を令和4年度も継続。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

- 直轄工事においては、令和6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、令和5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

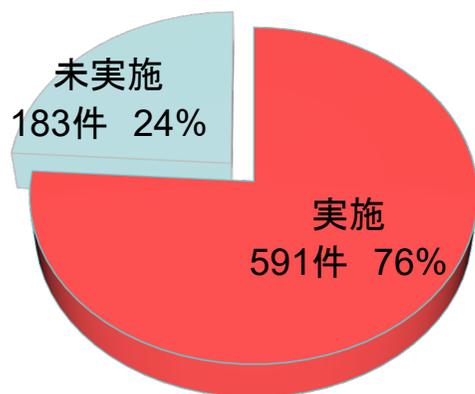
R4.3月末時点

項目	H29	H30	R1	R2	R3
①対象工事	482件	562件	774件	893件	774件
①のうち発注者指定	0件	16件	17件	79件	249件
②取組工事(予定含む)	230件	397件	591件	812件	748件
実施率(②/①)	48%	71%	76%	91%	97%

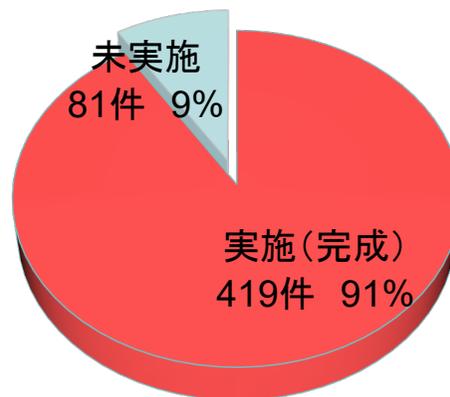
※工事件数は、当該年度に契約した件数(早期発注含む)

(例) R3は、R3年4月1日～R4年3月31日に契約した工事

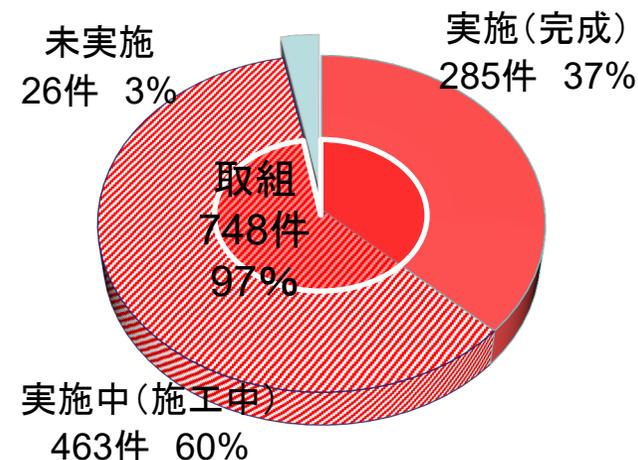
週休2日(R1)



週休2日(R2)



週休2日(R3)



「週休2日」に関する工事成績の加点評価

「週休2日」を達成した工事に対する評価

- 主任技術評価官の加点評価（4週6休、4週7休、4週8休）
（審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

- 休日の確保を行っている。
- その他（理由：現場閉所による週休二日の確保を行っている。）

※4週6休、4週7休の加点は、九州管内企業のみ参加できる工事が対象
(九州地方整備局独自の取り組み)

- 総括技術評価官の加点評価（4週8休のみ）
（審査項目別運用表 総括技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

- 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- その他（理由：現場閉所による週休二日に取り組んだ。）

※なお、上述評価の場合、本細別は原則a評価とする。
ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合はa評価としないことがある。

「週休2日」の取り組みに対する評価

- 主任技術評価官の加点評価
（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

- その他（理由：週休二日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組みが図られている）

※週休二日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休二日の確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価します。

- ・ 祝祭日も現場閉所日にカウントする。（令和2年度より運用開始）
- ・ 年末年始（6日）と夏期休暇（3日）は引き続き現場閉所日としてカウントしない。（工期内対象日数に計上しない）
- ・ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も引き続き現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場閉所予定日において、発注者より災害復旧工事に対する要請および現場見学会の要請があった場合には、受注者の責によらないため、現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場パトロール、保守点検（現場内外で行う重機のメンテナンスや補修）等の作業を行った場合にも、現場管理上必要な作業であるため、現場閉所日としてカウントする。

（参考）現場閉所率の割合は、以下の通り。

- ・ 4週8休以上：28.5%〔8日/28日〕以上
- ・ 4週7休以上4週8休未満：25%〔7日/28日〕以上28.5%未満
- ・ 4週6休以上4週7休未満：21.4%〔6日/28日〕以上25%未満

令和2年度以降の「週休2日」に係る制度の具体例について

＜具体的な事例の条件（4週8休の場合）＞ 4週8休達成率 = $8 / 28 = 28.5\%$ 以上（全体工期）

工期：11月1日～1月31日（92日間）、年末年始休暇：6日（カレンダーの①～⑥）

工期内対象日数 = 92（工期） - 6（年末年始） = 86日

計画必要休暇日数 = $86 \times 0.285 = 24.5 \div 25$ 日以上で達成

● 計画休暇日数 = 25日 $\Rightarrow 25 / 86 = 29.1\% \geq 28.5\%$ 5%達成

● 実績休暇日数 = 26日 $\Rightarrow 26 / 86 = 30.2\% \geq 28.5\%$ 5%達成

月	11月																													
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
祝祭日等			祝																				祝							
計画			休	休	休					休	休						休	休					休	休	休					
計画日数			1	2	3					4	5						6	7					8	9	10					
実績			休	休	休					休	休			雨				休					休	休	休					
実績日数			1	2	3					4	5			6				7					8	9	10					

月	12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
祝祭日等																							祝	振							年末休暇
計画	休	休						休	休						休	休						休	休	休					休	休	休
計画日数	11	12						13	14						15	16						17	18	19					①	②	③
実績	休	休						休							休							休						休	休	休	
実績日数	11	12						13							14							15						16			

月	1月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
祝祭日等	年始休暇																											祝			
計画	休	休	休	休	休	休								休						休							休				
計画日数	④	⑤	⑥	20	21	22								23						24							25				
実績	休	休	休	休	休	休								休						休						休	休	休	休		
実績日数				17	18	19								20						21					22			23	24	25	26

考え方のポイント

1) 祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、現場閉所日にカウントする。

2) 雨による突発的な現場閉所日もカウント可能。

3) 日曜日に祝日がある場合の振替休日（月曜）は現場閉所日の対象となる。

4) 年末年始休暇は6日を超えた休暇は、現場閉所日としてカウント可能

5) 年末年始休暇は現場閉所の対象外となるので、休んでも現場閉所日にカウントしない。

6) 例えば、工期末に余裕ができ、まとめて休暇を取得しても、現場閉所日としてカウント可能。

※夏期休暇（3日間）も年末年始休暇の考え方と同じ

「週休2日」の証明書発行について(九州・沖縄ブロック)

- 週休2日の普及・拡大のため、週休2日を達成した工事に**証明書の発行**
- 九州・沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項(令和2年3月)で、九州・沖縄ブロックにおける**国・県及び政令市で共通様式を用いる**

週休2日証明書

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区道路改良工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休2日実施内容(実施した内容に■を附している)

- 4週8休を達成した。
- 4週7休を達成した。
- 4週6休を達成した。

証明書については、**国・県及び政令市が共通様式**を用いることで総合評価等において各機関の工事实績を**相互に活用**することが可能

記者発表資料

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

令和2年3月18日
九州地方整備局

記者発表資料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定

～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

今般、令和2年度の目標として、『工事関係書類の統一化』を新たに定めるとともに、『ICT活用工事(土工)』と『週休2日工事』に**証明書発行や統一現場閉所日の設定を追加することとしました。**

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

働き方改革・建設現場の週休2日応援サイトの立ち上げ

- 適正な工期の設定等を通じた週休2日の確保等の取組みが公共・民間問わず多くの工事へ広がるよう、週休2日確保に関する通達をはじめとした関連情報等を掲載する「**週休2日応援サイト**」を**H29.11.1に開設** (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html)
- あわせて、受発注者の情報を双方向で発信する**Facebookページを開設**し、建設現場における働き方改革をさらに促進

Website掲載情報

1. 週休2日応援ツール

工期の適正な設定等、週休2日の確保等を支援する情報を掲載

① 工期設定支援システム

歩掛かり毎の標準的な作業日数や標準的な作業手順を自動算出し工期設定を支援

② 週休2日を考慮した間接費

共通仮設費1.02倍、現場管理費1.04倍に補正

③ 実態を踏まえた工事着手準備期間・後片付け期間

準備や後片付けに必要な日数を工種毎に設定

2. 週休2日確保に向けた発注者の取組み

地方整備局をはじめとした各発注者による、週休2日対象工事の発注など、働き方改革に関する取組み状況を掲載

3. 「働き方改革・建設現場の週休2日」Facebookページ

国土交通省の取組み等に加え、建設企業が現場で実施している工夫などを、写真等を活用しつつ、情報発信

週休2日応援サイトのバナー

働き方改革・建設現場の
週休2日応援サイト

国土交通省技術調査課をはじめ、
関係ホームページにバナーを掲載

Facebookによる情報発信



工期に関する基準 (令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告) 概要

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

直轄土木工事における適正な工期設定指針【概要】

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定
 [余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数]
 [不稼働日、後片付け期間]
- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

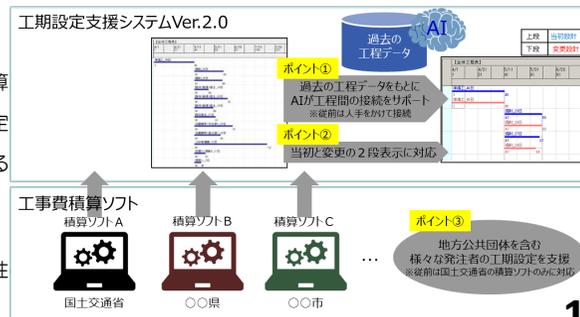


工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性チェック



工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。

(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	〇月						
施工者	〇〇工	■						
	〇〇工		■	■	■			
	〇〇工			■	■	■	■	
	〇〇工						■	■
発注者	支障物件移設	■	■	■				
	〇〇協議	■						

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

○一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

工期設定支援システムの概要

- 国土交通省では、平成29年度より工期設定支援システムをリリースし、適正な工期設定を推進。
(工期設定支援システムは国土交通省ホームページから無料でダウンロード可能)

工事費積算ソフト



工種は？
数量は？
単価は？
...

工事費を算出 ⇒ 適正な予定価格の設定

公共工事品確法 第7条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、…次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 …市場における労務及び資材等の取引価格…の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、**予定価格を適正に定めること**

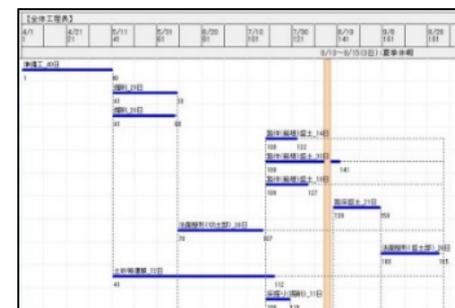
積算ソフトから工程計画情報 (CSVファイル) を取り込み

工期設定支援システム



休日は？
工事不能期間は？
準備・後片づけ期間は？
...

工事工程表を作成
⇒ 適正な工期の設定



公共工事品確法 第7条

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定すること**

国土交通省ホームページからダウンロード可能 (無料)
http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

工期設定支援システムの改良(R1.8.29公表)

- 国土交通省では、適切な工期設定のため、平成29年度より「工期設定支援システム」をリリース。
- 令和元年夏より、①工程アシストAI機能の導入、②変更設計対応を施した「工期設定支援システム Ver2.0」をリリースし広く一般に公開。
- あわせて、③様々な工事費積算ソフトとの連携を可能とするため、システム仕様を公開。
※国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html) よりダウンロード可能 (無料)

工期設定支援システムVer.2.0



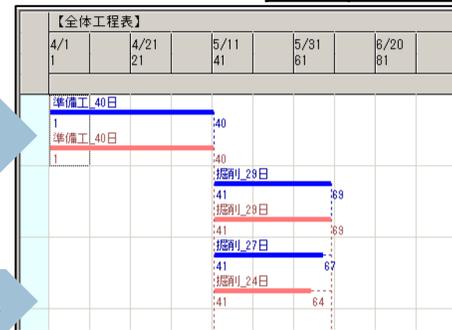
ポイント①

過去の工程データをもとに
AIが工程間の接続をサポート
※従前は人手をかけて接続

ポイント②

当初と変更の2段表示に対応

上段	当初設計
下段	変更設計



工事費積算ソフト

積算ソフトA



国土交通省

積算ソフトB



〇〇県

積算ソフトC



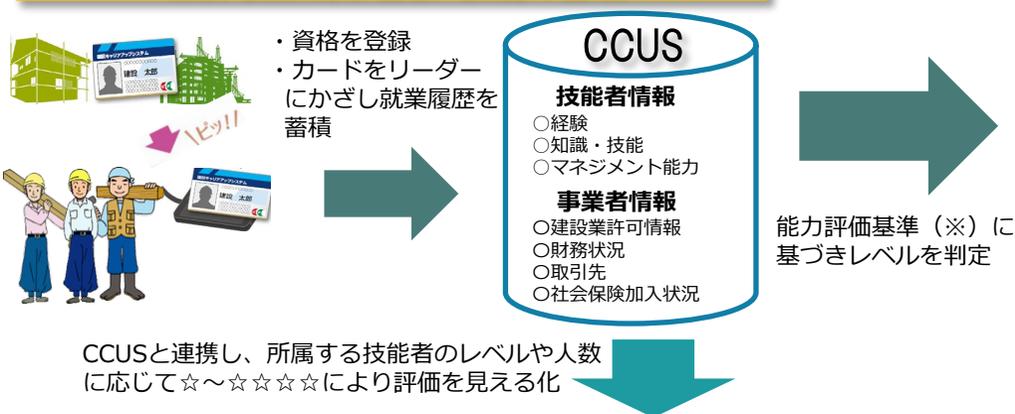
〇〇市

ポイント③

地方公共団体を含む
様々な発注者の工期設定を支援
※従前は国土交通省の積算ソフトのみに対応

- 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設技能者の能力評価



専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容(イメージ)
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○◎指標 取引銀行；△△銀行○○支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
	社員数	○○名(直用)
施工能力 ☆☆☆☆	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○◎名 キャリアアップカードのレベル4-○名 レベル3-○名 レベル2-○名 レベル1-○名 動員力 ○◎名 ■●病院、□□ビル
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

(例) 各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安(年収)の設定額		
		レベル4	レベル3	レベル2
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	820~620万円	640~590万円	550万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100~850万円	750~500万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会	723~620万円	673~576万円	462~344万円

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- ・CCUSと建退共の連携：CCUSカードをタッチすることで、建退共掛金が充当
- ・社保加入確認：作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化
- ・公共工事等での活用：国直轄工事でのCCUS義務化・活用推奨モデル工事の実施、地方自治体発注工事でのCCUS活用の取組
- ・レベルに応じた賃金支払い：レベルに応じた賃金目安の設定、下請けによる職長手当等マネジメントフィーの見積への反映・元請による見積尊重
- ・更なる利便性向上：顔認証入退場の推進、マイナポータルとの連携

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

令和5年度からの完全移行に向け、CCUS活用方式等の試行的実施を経て、令和3年度より本格実施。

- 令和2年度において、以下を実施。
 - CCUSと建退共電子申請方式の試行的実施 (R2.12月～)
 - **運用通知の発出・要領の改正** (R3.3)
 - 併せて、公共工事において**確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等の履行強化**、民間工事における**掛金納付・充当の徹底**を促進 (運用通知に明記)
- 上記を踏まえ、**令和3年度からCCUS活用を本格実施**
- 建退共の電子申請に係る**事業者手続きの更なる簡素化・円滑化に向けた検討実施** (R3年度～)

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインを改定済み (10月)
 - 労働者の現場入場時の社保加入確認において、CCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

国の直轄モデル工事や都道府県における加点評価など、公共工事における取組が確実に進展。

- 令和2年度において、以下の取組を実施。
 - 国直轄の一般土木工事 (WTO対象工事) において、**CCUS義務化モデル工事** (26件)、**CCUS活用推奨モデル工事** (25件) を実施
 - 営繕 (9件) においてCCUS活用推奨モデル工事、港湾・空港工事 (13件) においてもCCUS活用工事を実施
 - このほか、地元業界の理解を踏まえ、直轄Cランク工事においてもCCUS推奨モデル工事を試行 (**20都府県**)
 - **地方公共団体**において、積極的な取組を要請 (4月)。
 - ✓ **21県において企業評価を導入、他の全都道府県においても検討を表明**
 - ✓ **人口10万以上の全ての市区に対して直接ヒアリング等実施** (～3月)
 - ✓ **都道府県公契連を通じて市町村に対しても取組を要請** (2、3月)
 - 独法・特殊会社等に対してCCUS活用を要請。
 - ✓ **UR都市機構、水資源機構、高速道路会社**において令和3年度より活用の方針。
- 令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- CCUSのレベルに応じた賃金支払いの実現に向けた仕組みの検討
 - 先行の専門工事業団体等において、レベル別の賃金目安を設定済 (7職種)
 - 下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映、元請による見積尊重の促進・徹底に向けて、「**標準見積書改定WG**」を開催 (R2.11～) 令和3年度早期に結論を出し、**標準見積書を改定**
- 専門工事企業の施工能力見える化の本格実施 (R3.4～)**
 - 業種別の評価基準の策定に向け、見える化告示・ガイドラインを策定 (R2.4)
 - 6団体において**業種別の基準を作成・認定** (R3.3)

更なる利便性・生産性向上

- マイナンバーカード・マイナポータルとの連携
 - 技術的な調査及びCCUSのセキュリティ強化を実施 (年度内)
 - CCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化 (令和4～5年度)
- 建設業のDXに向けた環境整備の実施 (令和2年度一次補正)
 - **顔認証機能等の実装に向け、実証実験中 (11月～)**
 - 労務管理機能をはじめ、CCUSの機能拡張に向けた検討 (R3.4～)



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で26件)

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で25件)

○地元業界の理解がある20都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件)

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

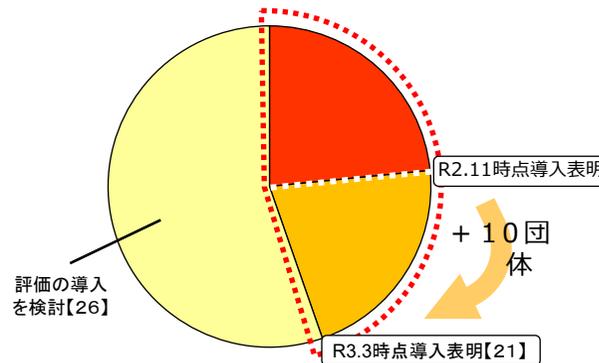
(全国で13件)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請 (R2年4月)

○ 21県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施 (3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知 (R2年4月)

○OUR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定 (R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

CCUS義務化モデル工事(試行)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**加点／減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努める**こと
- ※上記①～③の達成状況により、工事成績評価で**加点／減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評価で加点／減点**

※目標達成 : 1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合には2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満) : 1点減点

(4) 積算

カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、**発注者が負担**

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、各地の建設業界の要望、理解等を踏まえつつ**各地方整備局等で数件実施**(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**公表**することを求める。)11

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

1. 概要

- 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. **対象工事** : 当面、本通知以降に公告する **一般土木工事（WTO対象工事で段階的選抜方式）** を対象とする。

3. 試行内容

(1) 総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、入札・契約参加企業が「**労務費見積り尊重宣言**」を**決定・公表した事実**を確認

② **労務費（労務賃金）**を内訳明示する旨を記した**誓約書**の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

①②の両方とも満たす場合

加点：1点

(2) 工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

➢ **元請企業と下請企業間の見積書**を確認

（下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認（数社を抜き取りで確認））

① **労務費（労務賃金）**が内訳明示されていない場合

減点

落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ

② **見積書に加え注文書に労務費（労務賃金）**が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「**労務費見積り尊重宣言**」を公表した事実を確認できること

加点

受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において（2）②を満たす場合は加点対象とする

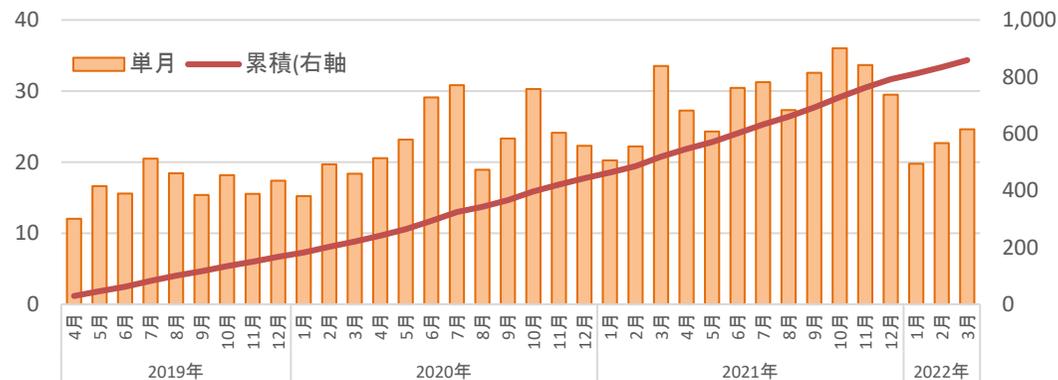
4. **実施状況** R2年度は21件の工事で公告。

R3年度も引き続き**全国でモデル工事**を発注。

技能者の登録数

85.9万人が登録

※労働力調査(R2)における建設業技能者数:318万人



事業者の登録数

16.7万社が登録

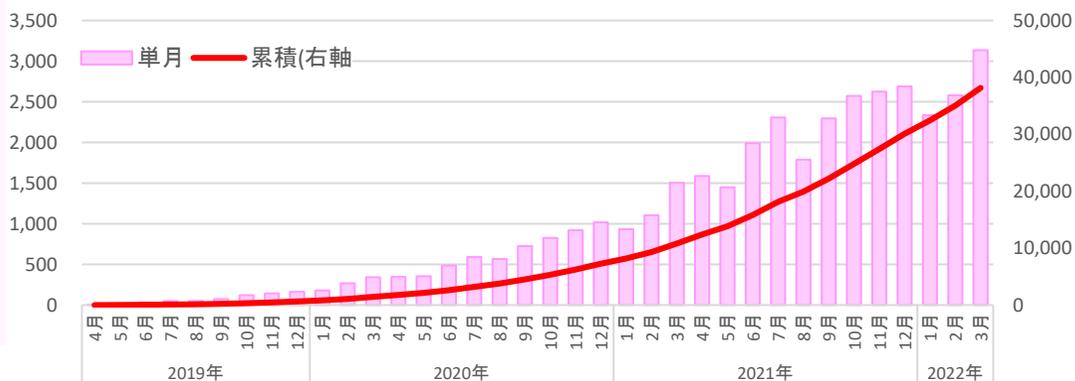
※うち一人親方は5万社



就業履歴数

現場での利用は高水準で推移

※3月は過去最高の313.4万履歴を蓄積

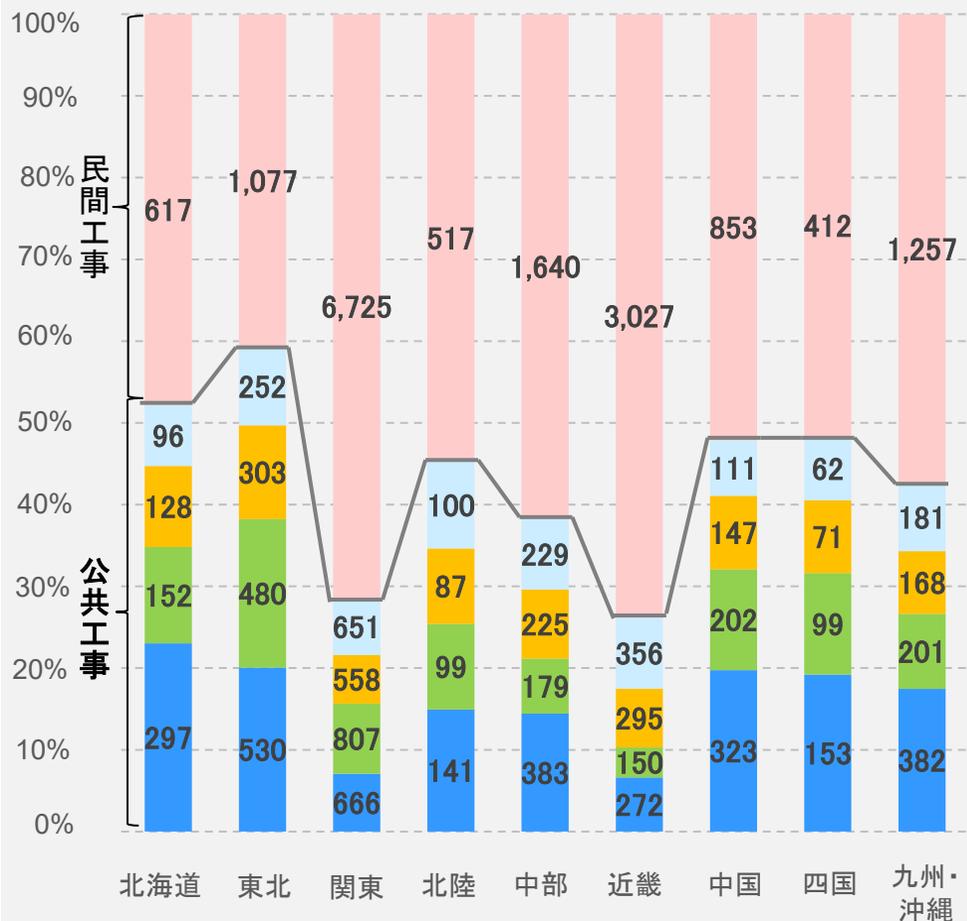


各図表の縦軸単位は千件
出所:建設業振興基金データより国土交通省

公共工事等におけるCCUS現場利用の状況

発注者別の累計登録現場*数(ブロック別)

- 公共工事(国)
- 公共工事(都道府県)
- 公共工事(市区町村)
- 公共工事(その他)
- 民間工事

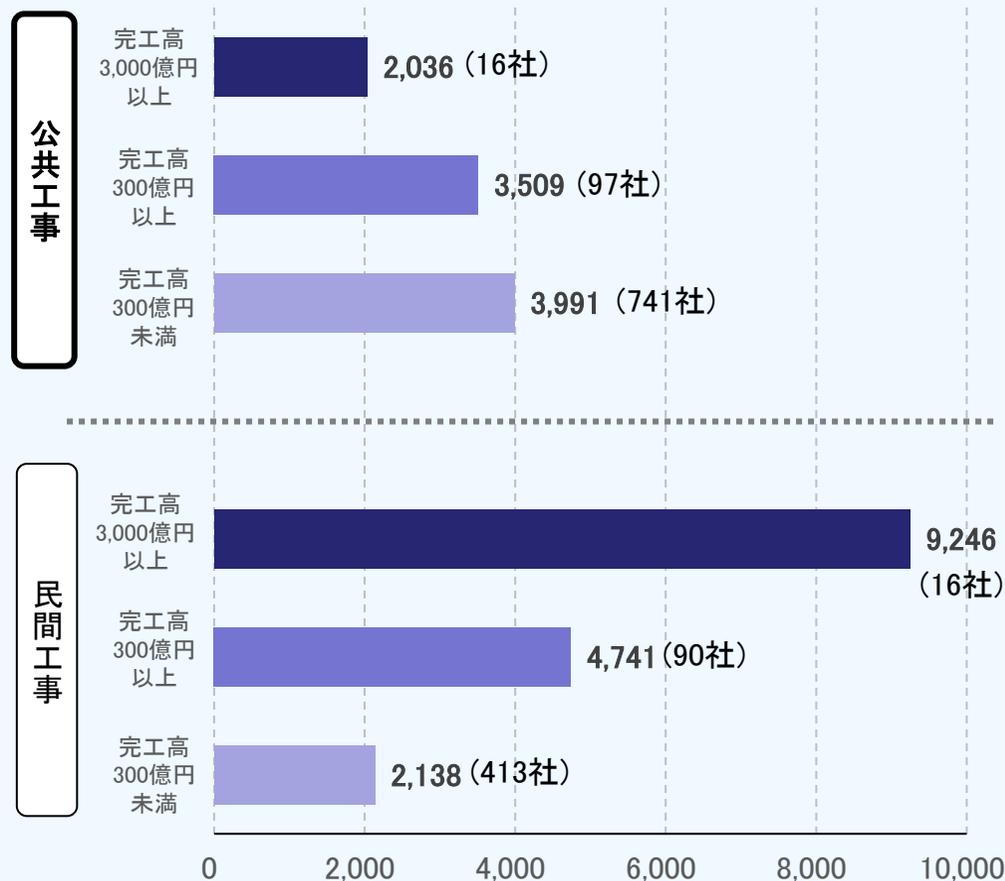


累計: (1,290件) (2,642件) (9,407件) (944件) (2,656件) (4,100件) (1,636件) (797件) (2,189件)

(注)上記のほか、戸建て住宅等の建築業者など数社により6,743現場が登録

完工高企業規模別の累計登録現場*数

(参考)建設投資額 公共:19.2兆円(約34%) 民間:36.8兆円(約66%)



(注)上記のほか、戸建て住宅等の建築業者など数社により6,743現場が登録

※CCUS上で現場登録を行い、カードリーダー設置等により就業履歴の蓄積ができる状態にある工事現場について、CCUS本格運用(平成31年4月)から令和3年2月末まで集計。

(出典)建設業振興基金、国土交通省調べ(令和3年2月末時点)

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた26都府県で実施予定（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、35道府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
 広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和4年3月25日 現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- R4年度中に評価導入予定
- 今後検討

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ、うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

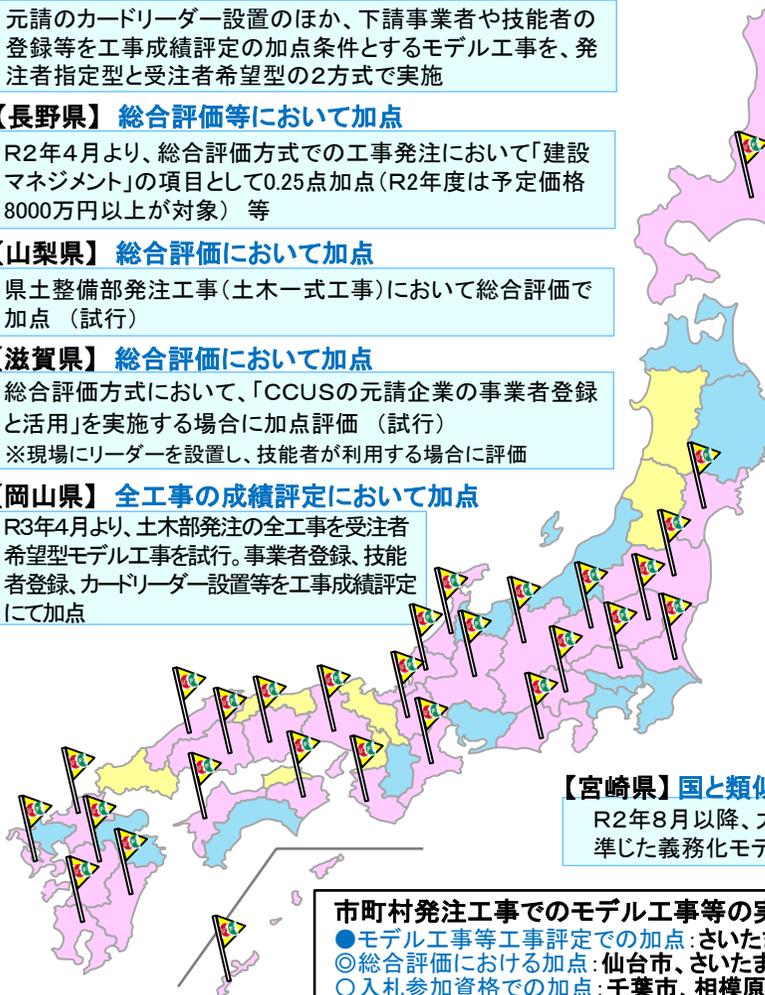
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施



市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

(令和4年3月25日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点：さいたま市、横浜市、岡山市など
- ◎ 総合評価における加点：仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点：千葉市、相模原市、郡山市など

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎(予定)
岩手県		△	大阪府	●	◎(予定)
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県		●(予定)	和歌山県	●	○
福島県	●	●(予定)、◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●	島根県	●	◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	◎○★	広島県		◎
埼玉県	●	●★	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	◎(予定)
神奈川県		△	愛媛県		●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県	●	○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		●★
長野県	●	◎○	大分県		△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	◎○★
静岡県	●	●(予定)、◎○	鹿児島県	●	◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	●★			

(令和4年3月25日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

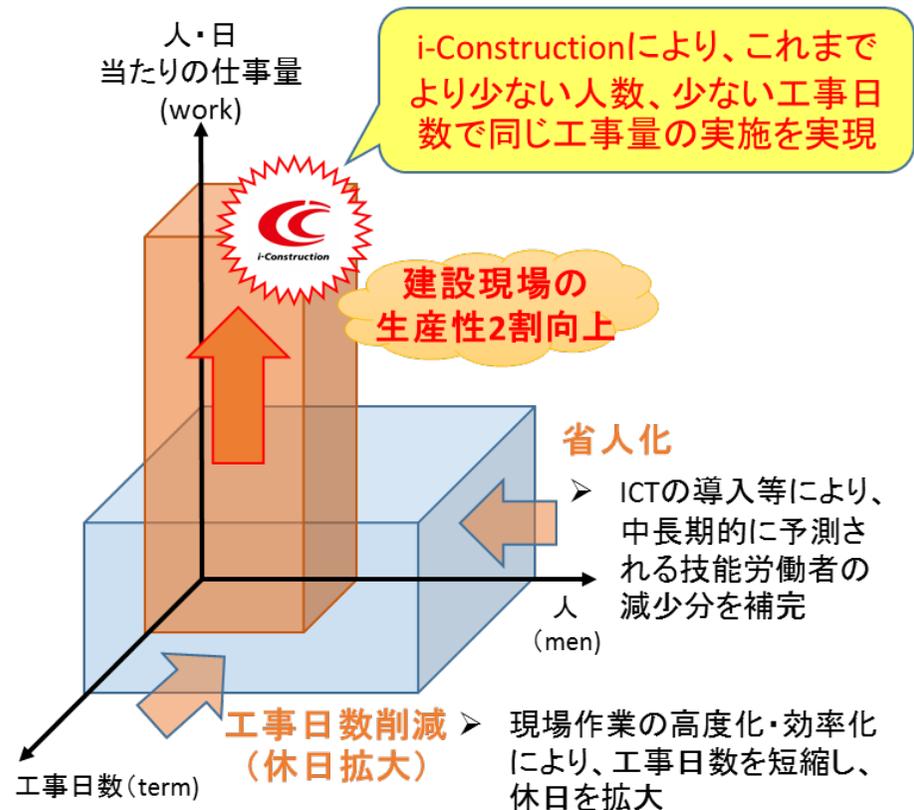
※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国土交通省調べ 等

6. i-Constructionの取り組みについて

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子

①ドローン等による3次元測量



ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

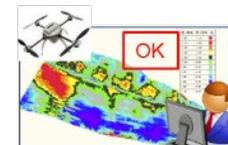
②ICT建設機械による施工

3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoTを実施。



③検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。



発注者

i-Construction

測量

設計・
施工計画

施工

検査

ICTの土工への活用イメージ (ICT土工)

ICTの全面的な活用 (ICT施工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

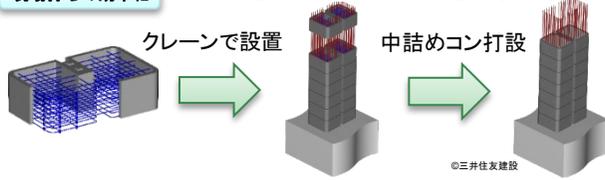
全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化 全体最適設計 工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用

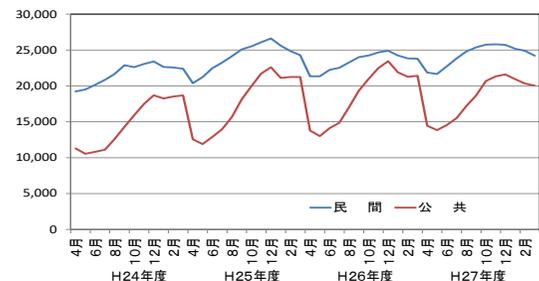


プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工



施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期(4~6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



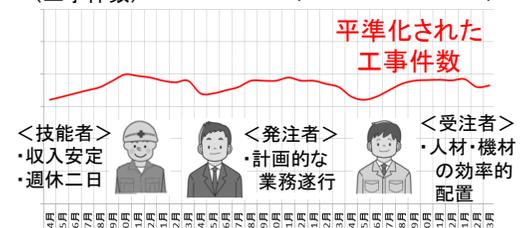
出典:建設総統計より算出

(工事件数) 閑散期 繁忙期 (現状)



平準化

(工事件数) (i-Construction)



①ドローン等による3次元測量



ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

②3次元測量データによる設計・施工計画



3次元測量データ(現況地形)と設計図面との差分から、施工量(切り土、盛り土量)を自動算出。

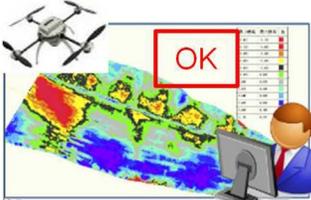
③ICT建設機械による施工



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoT(*)を実施。

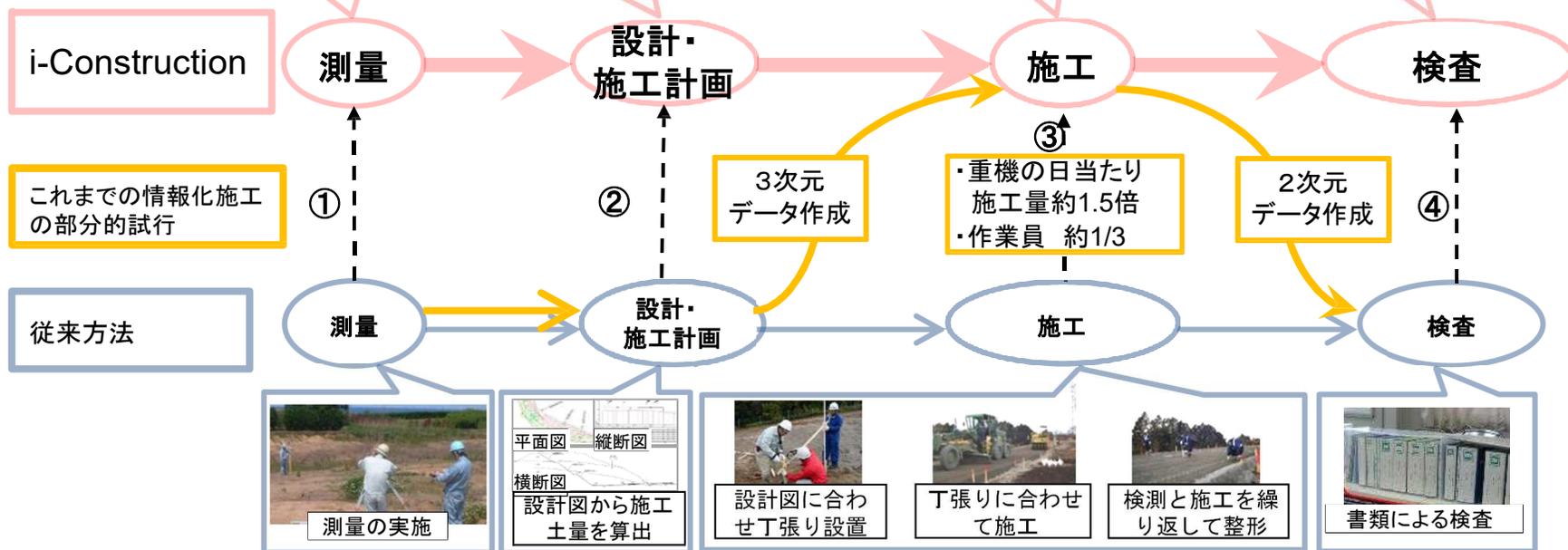
※IoT(Internet of Things)とは、様々なモノにセンサーなどが付され、ネットワークにつながる状態のこと。

④検査の省力化



ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。

発注者



○施工や管理に3次元データ等を活用するICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加、土工における延べ作業時間が約3割縮減するなどの効果が表れている。

○一方、地域を地盤とするC、D等級※の企業は、ICT施工の経験割合が低く、普及拡大が必要。

※直轄工事においては、企業の経営規模等や、工事受注や総合評価の参加実績を勘案し、企業の格付け(等級)を規定

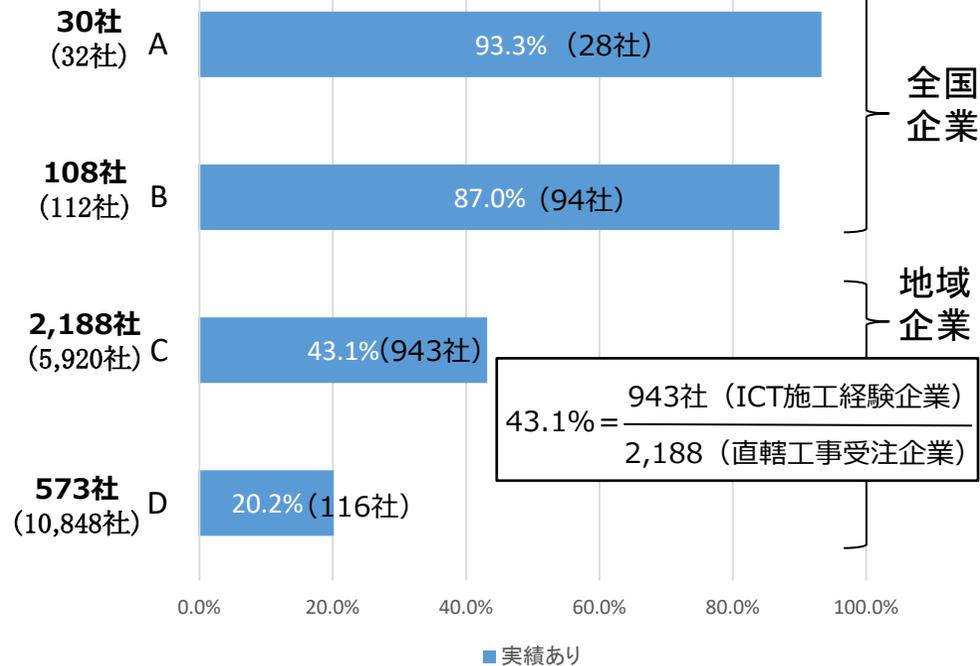
<ICT施工実施状況>

単位:件

工種	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 (R1.12.31時点)	
	公告 件数	うち ICT実施	公告 件数	うち ICT実施	公告 件数	うち ICT実施	公告 件数	うち ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,675	960	1,705	916
舗装工	-	-	201	79	203	80	239	111
浚渫工	-	-	28	24	62	57	63	51
浚渫工(河川)	-	-	-	-	8	8	31	23
地盤改良工	-	-	-	-	-	-	5	4
合計	1,625	584	2,181	918	1,948	1,105	2,043	1,105

<ICT施工の経験企業の割合>

■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
(平成28年度以降の直轄工事受注実績に対する割合)

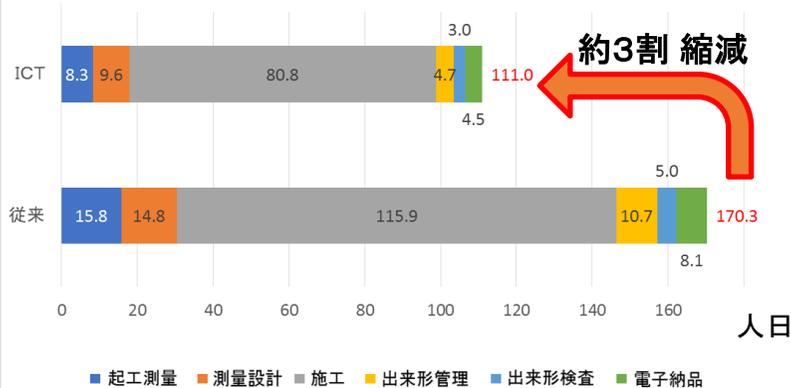


$$43.1\% = \frac{943 \text{社 (ICT施工経験企業)}}{2,188 \text{ (直轄工事受注企業)}}$$

<ICT土工の効果>

ICT活用効果(土工) N=296

延べ作業時間縮減効果 (ICT土工) N=296



- 活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。
- 従来の労務は施工者の想定値
- 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

数値は等級毎の平成28年度以降の直轄工事を受注した業者数
()内は一般土木の全登録業者数

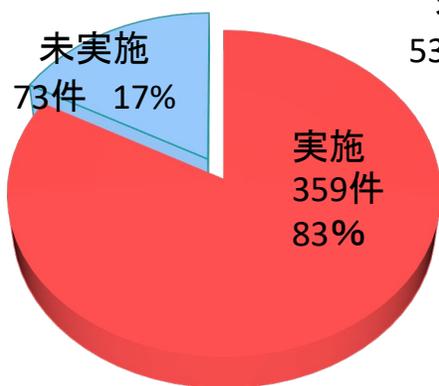
- ・各地方整備局のICT活用工事実績リストより集計
- ・単体企業での元請け受注工事のみを集計
- ・北海道、沖縄は除く
- ・対象期間はH28~R1.9

R4.3月末時点

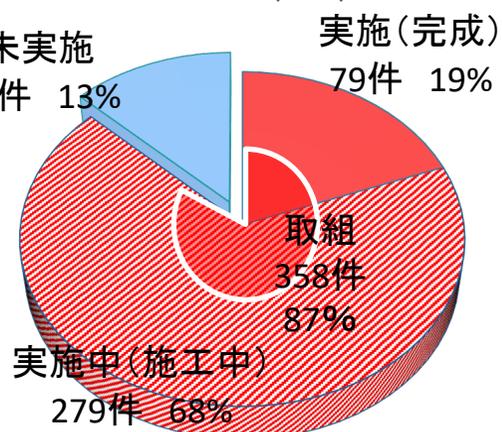
項目	ICT土工			ICT舗装		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
①対象工事	370件	432件	411件	28件	23件	15件
①のうち発注者指定	2件	2件	125件	0件	8件	0件
②取組工事(予定含む)	259件	359件	358件	24件	19件	11件
実施率(②/①)	70%	83%	87%	86%	83%	73%

※工事件数は、当該年度に契約した件数(早期発注含む)
(例) R3は、R3年4月1日～R4年3月31日に契約した工事

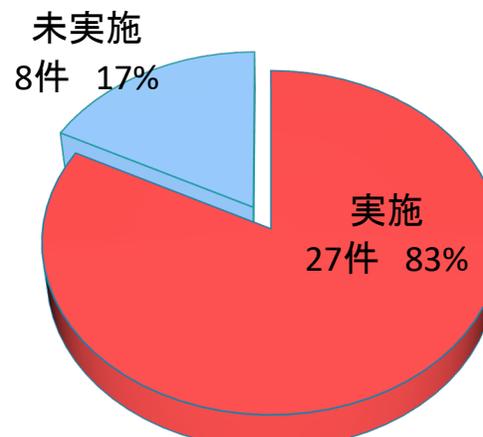
ICT土工(R2)



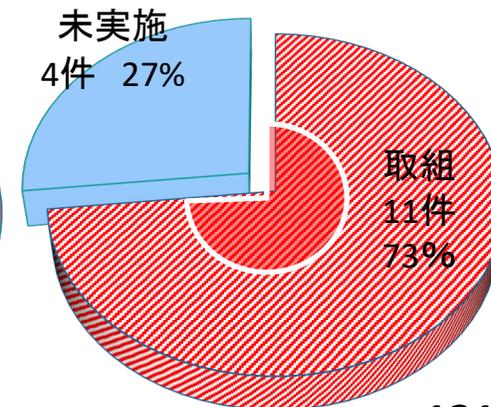
ICT土工(R3)



ICT舗装(R2)

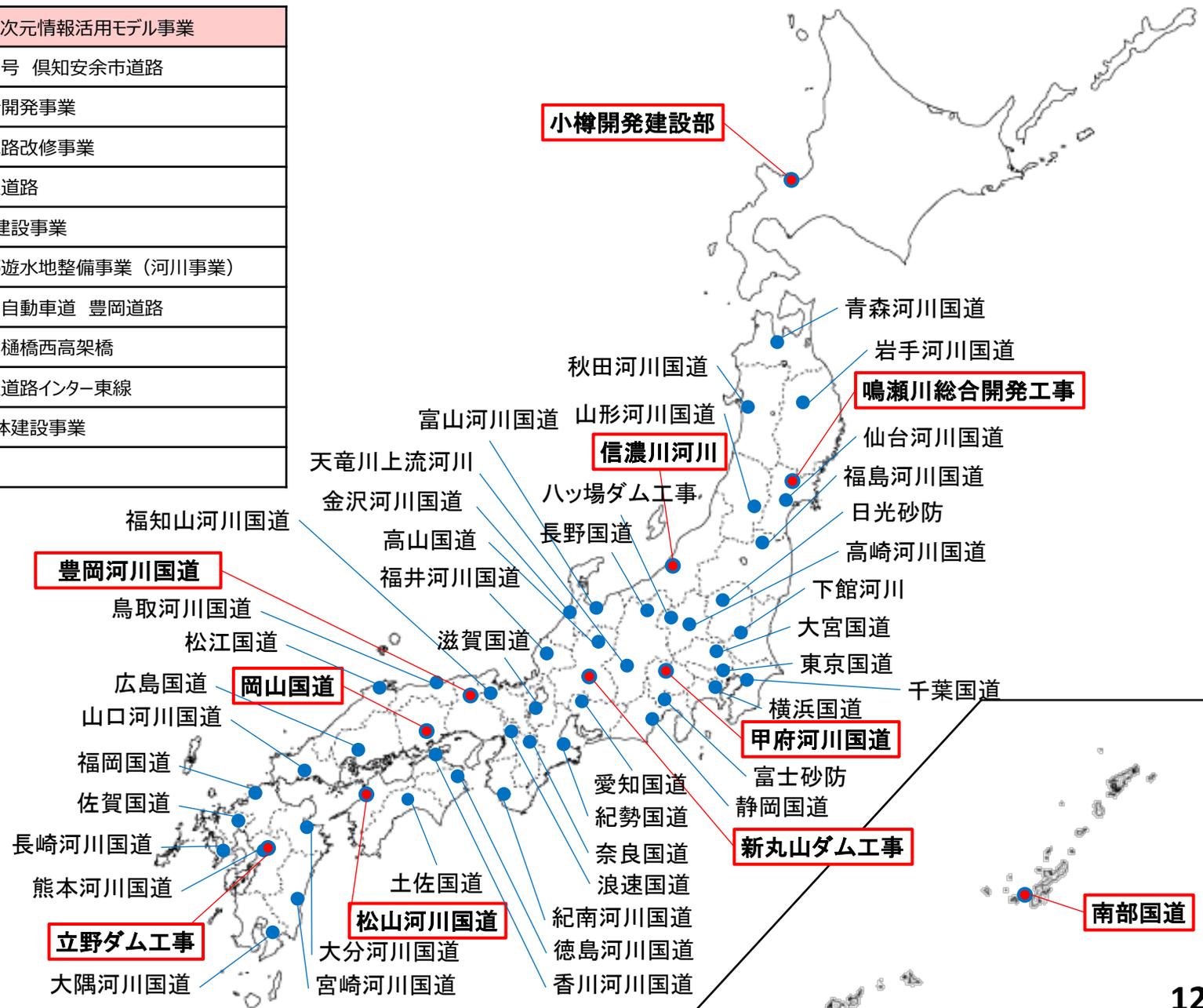


ICT舗装(R3)



モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業（河川事業）
	北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小祿道路

- **モデル事務所**
- **サポート事務所**
(モデル事務所を含む)

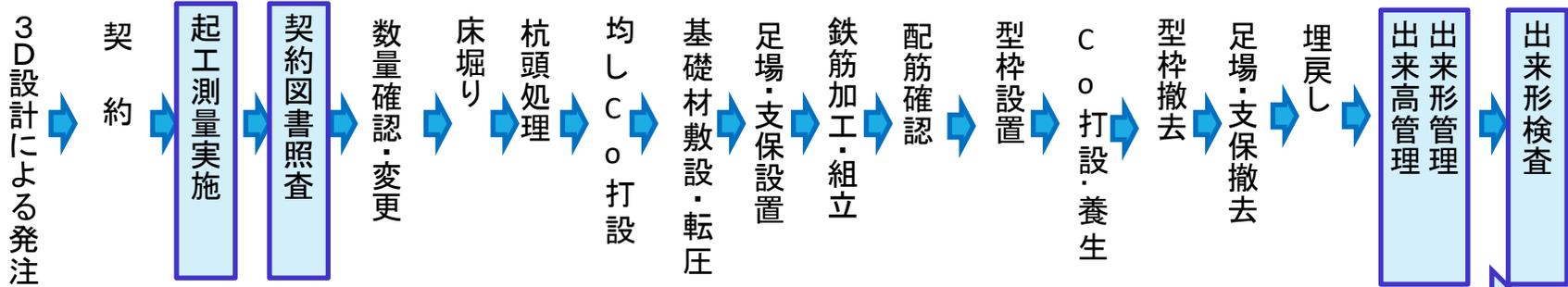


- 国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充してきており、構造物工へのICT活用を推進。
- 今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への適用拡大を検討(小型ICT建機の活用)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ICT土工						
	ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)					
	ICT浚渫工(港湾)					
		ICT浚渫工(河川)				
			ICT地盤改良工(令和元年度:浅層・中層混合処理、令和2年度:深層混合処理)			
			ICT法面工(令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法砕工)			
			ICT付帯構造物設置工			
				ICT舗装工(修繕工)		
				ICT基礎工・ブロック据付工(港湾)		
					ICT構造物工(橋脚・橋台)	
					ICT路盤工	
					ICT海上地盤改良工(床掘工・置換工)	
					ICT構造物工 (橋梁上部)(基礎工)	
					小規模工事へ拡大 (小型ICT建機の活用)	
			民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大			

【ICT構造物工(橋脚・橋台)】

- ・3次元計測技術を用いることで、広範囲に計測が行えるため、計測作業の効率化
- ・高所での計測作業の省力化による作業の安全性向上
- ・出来形・出来高を点群等電子データを利用してデスクトップ上で安全・迅速に実施
- ・R3年度に各地整で試行し、試行結果を踏まえて出来形管理要領としてとりまとめ、R4年度から本格導入する。

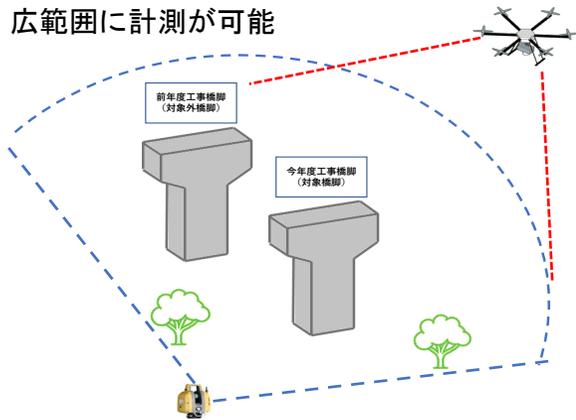


※フローで囲みがないものは従来手法を想定

ICT構造物工(橋脚・橋台)

○起工計測にレーザスキャナやUAV等を活用

- ・広範囲に計測が可能



○出来形・出来高計測はレーザスキャナ、ノンリフTS等を活用

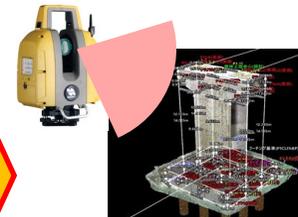
- 計測データを活用して、デスクトップ上で計測を実施



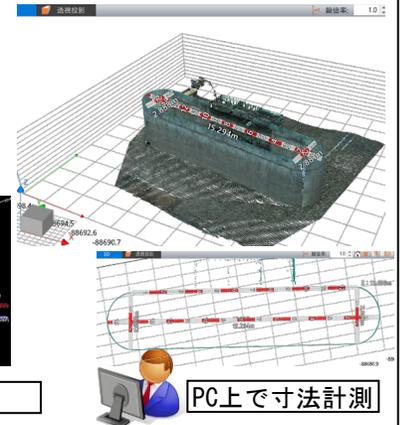
従来施工
(高所での測量)



書面を電子化
して検査



TLSで点群測量



PC上で寸法計測

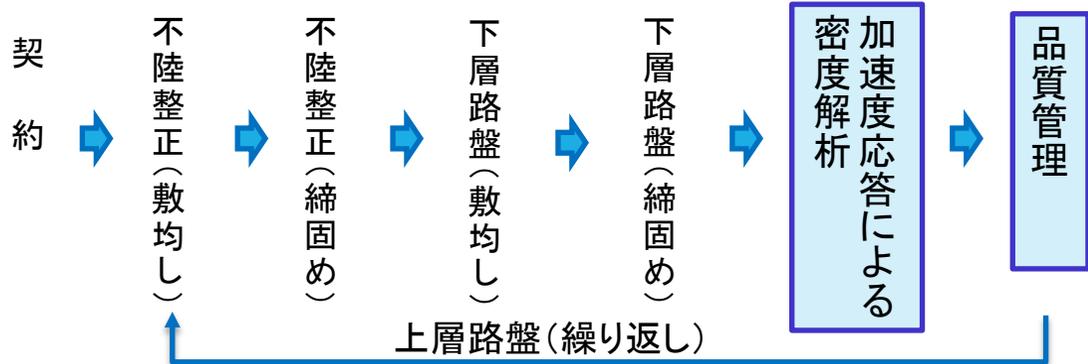
- ・ICT施工工種拡大に伴い策定した基準

3次元計測技術を用いた出来形管理要領(橋脚・橋台編)(案)

3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(橋脚・橋台編)(案)

【ICT路盤工(加速度応答による密度管理)】

- ・締固め密度を面的に把握することによる品質の向上
- ・現場密度試験(砂置換法)の省略による試験・分析作業の効率化
- ・R3年度に各地整で試行し、試行結果を踏まえて品質管理要領としてとりまとめ、R4年度から本格導入する。

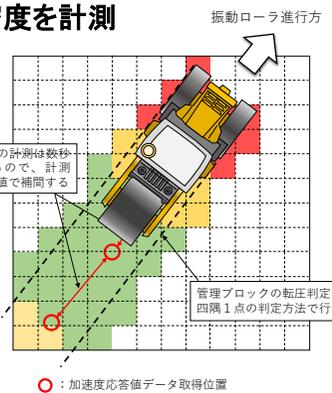


※フローで囲みがないものは従来手法を想定 ICT路盤工(加速度応答による密度管理)

- 振動ローラに取付た加速度計により路盤の密度を計測
- 面的に路盤の密度管理でき品質が向上

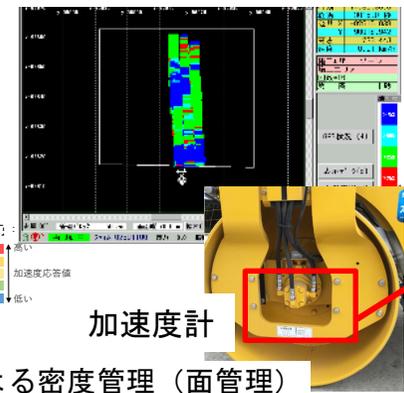


(従来施工) 砂置換による密度管理 (部分的な管理)



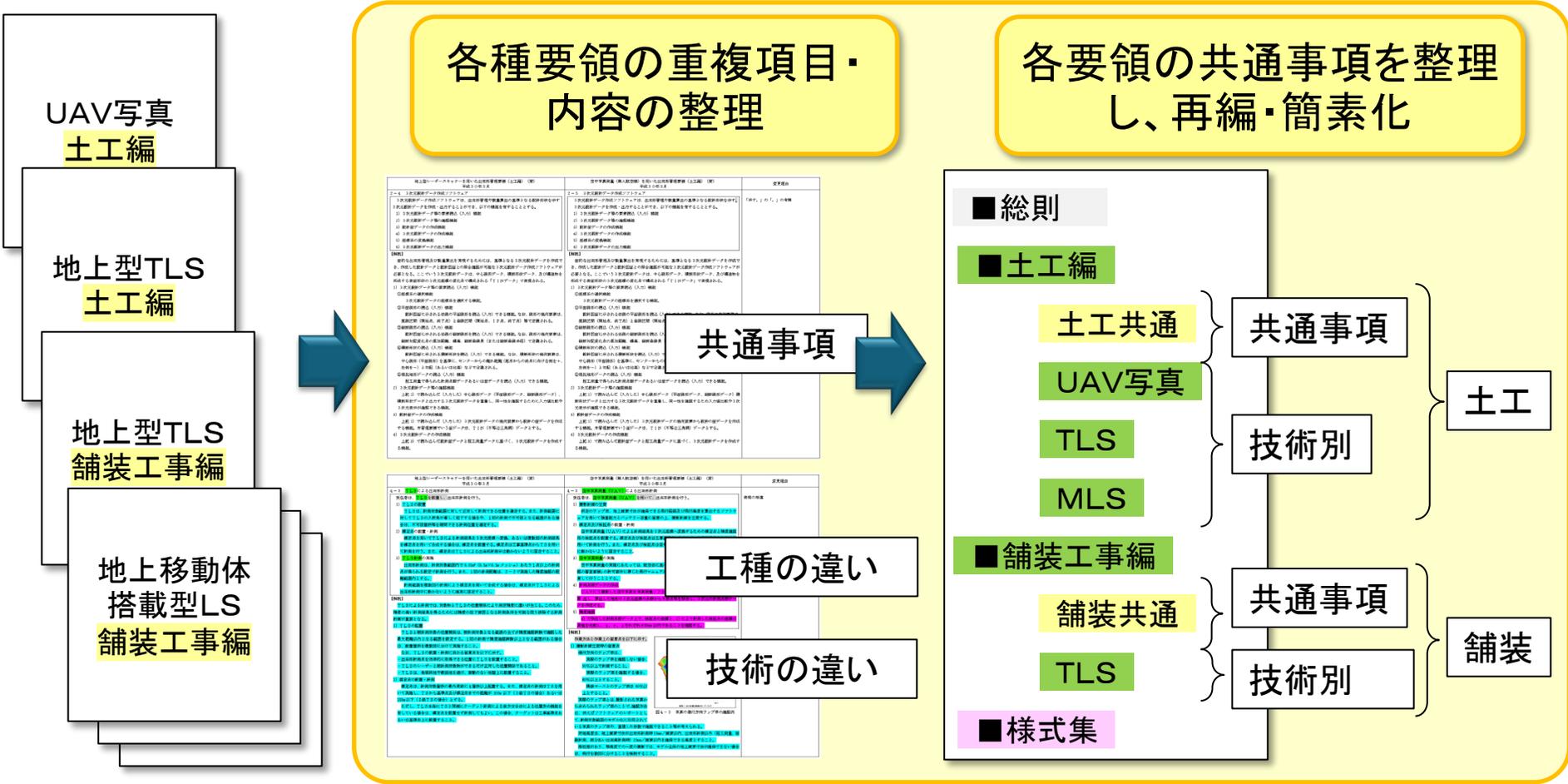
(ICT施工) 加速度応答値による密度管理 (面管理)

加速度応答値のリアルタイム表示



- ・ICT施工工種拡大に伴い策定した基準
- ・加速度応答法を用いた路盤の締固め管理試行要領(案)
- ・加速度応答法を用いた路盤の締固め管理の監督・検査試行要領(案)

- 工種拡大や計測技術の追加により、多くの出来形管理要領(約1150頁)がある。
- 利用者の読みやすさ、使いやすさ、改訂のしやすさを考慮し、技術基準類の構成を見直し、頁数を約3割(約800ページ)へ減らしスリム化を図る。



現状

再編・簡素化に関する検討

- 再編版の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」には、付属資料として「対象工種および対象技術一覧/各技術の作業フローと再編版要領目次との対応」を備えており、「対象工種および対象技術一覧/各技術の作業フローと再編版要領目次との対応」と「再編版要領」をリンクすることにより、対象となる工種や使用される技術から作業フローへ、さらには作業フローから再編版要領の記載箇所へリンクすることができる。

対象工種および対象技術一覧/ 各技術の作業フローと再編版要領目次との対応

再編版要領本文

3次元計測技術を用いた出来形管理要領
対象工種および対象技術一覧

工種	技術	UAV	TLS	地上計測機	無人機空撮	YS/シフト	ドローン	RTK-GNSS	音響測距	施工管理
土工	管理	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機
	管理	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機
舗装	管理	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機
	管理	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機	地上計測機
路面切削										
河川浚渫										
造作										
乳房安定処理等 中層地盤改良										
土工工 (スクリュー掘削)										
法面工										
トンネル工										

※工種内の技術ををクリックすると、各作業の作業フローに移動します

【土工編】空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領
の作業フローに対応した目次

作業フロー

- ① 施工計画書
- ② 準備工
- ③ 3次元起工測量
- ④ 3次元設計データ作成
- ⑤ (施工)
- ⑥ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑦ 3次元データの納品

出来形管理要領(案)目次
(UAV部分抜粋)

第2編 土工編

第1章 本管理要領(案)に記載のない事項

第2章 適用の範囲

第3章 3次元計測技術を用いた出来形管理に必要な実施事項

第1節 地上計測

第2節 工事基準点の設置

第3節 工事測量(起工測量)

3-1 工事測量(起工測量) (面管理の場合)

第4節 3次元設計データ・基本設計データ

4-1 3次元設計データ作成(面管理の場合)

4-1-1 3次元設計データ作成ソフトウェア

4-1-2 3次元設計データの作成

4-1-3 3次元設計データの確認

第5節 その他の計測

5-1 部分払い用出来高計測(面管理の場合)

5-3 若線計測(面管理の場合)

第6節 出来形管理

6-1 出来形管理(面管理の場合)

6-1-1 出来形機要件作成ソフトウェア

6-1-2 出来形計測

6-1-3 出来形計測箇所

6-1-4 出来形管理資料の作成

第4章 3次元計測技術別の計測手順と実施事項

第1節 多点計測技術(面管理の場合)

1-1 各技術の計測における共通事項

1-1-1 機器構成

1-1-2 計測点群データ処理

1-2 空中写真測量(UAV)

1-2-1 出来形管理の主な手順

1-2-2 機器構成

1-2-3 計測性能及び精度管理

1-2-4 出来形管理

1-2-5 出来形管理

第5章 出来形管理基準及び

第1節 出来形管理基準(面管理の場合)

第6章 数量算出

第7章 出来形管理要領基準

第1節 出来形管理基準(面管理の場合)

第8章

第1節

管理の場合)

■参考資料

第2編 土工編
第4章 3次元計測技術別の計測手順と実施事項
多点計測技術(面管理の場合) 空中写真測量(UAV)

1-2-4 計測性能及び精度管理

空中写真測量(UAV)による出来形計測で利用するUAV及びデジタルカメラは、下記の測定精度と同以上の計測性能を有し、適正な精度管理が行われている機器であること。受注者は、本管理要領(案)に基づいて出来形管理を行う場合は、利用するUAV及びデジタルカメラの性能について監督職員に提出すること。以下に、UAV及びデジタルカメラの性能基準を示す。

計測	計測性能	測定精度	計測密度
起工測量、 岩盤計測	地上面素寸法 20mm/面素以内	【鉛直方向・平面方向】 ±100mm以内	1点以上/0.25㎡(0.5m×0.5mメッシュ)
部分払い	地上面素寸法 30mm/面素以内	【鉛直方向・平面方向】 ±200mm以内	1点以上/0.25㎡(0.5m×0.5mメッシュ)
出来形計測	地上面素寸法 10mm/面素以内	【鉛直方向・平面方向】 ±50mm以内	1点以上/0.01㎡(0.1m×0.1mメッシュ) 出来形評価用 1点以上/1㎡(1m×1mメッシュ)

なお、地上面素寸法は、上記を基本とすが、現場精度確認において必要な測定精度を確保することが確認できる場合は、任意の地上面素寸法にて計測してもよい。
(カタログ記載に加え、「参考資料-6 空中写真測量(UAV)の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書」による現場確認を行うこと)

【解説】

1) 計測性能

デジタルカメラの計測性能については、必要な精度を満たす地上面素寸法を確保できる画素数を要する。ただし現場精度確認において必要な測定精度を確保することが確認できる場合には、上記の地上面素寸法とは異なる性能のデジタルカメラを用いることができる。また、使用するデジタルカメラは、インターバル撮影又は、遠隔でシャッター操作ができる機能を有することとする(動画ではなく連続静止画撮影に対応していること)。また、UAVの計測性能については、以下の性能及び機能を有することとする。

- ・撮影計画を満足する揚重能力及び飛行時間を確保できる機体であること。
- ・航空法に基づく無人飛行機の許可要件に準じた機体であること。

※「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた機体性能を有するとともに、当該機体に関する飛行マニュアルを整備しておくこと。

- ・所定のラップ率、地上面素寸法が確保できる飛行経路及び飛行高度の算出するソフトウェアを有すること。

UAV及びデジタルカメラについては、製造メーカー等による保守点検を実施する。点検の

○主任技術評価官の加点評価

(考査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

- 1) ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**全ての**段階でICTを活用した工事。
※本項目は2点の加点とする。
- 2) ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**何れかの**段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く） ※本項目は1点の加点とする。 ※1点加点の運用は令和2年4月1日以降に公告する工事のみ適用

- ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工（法面工は該当なし）
④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元設計データの納品

○ICT活用工事（土工）の場合

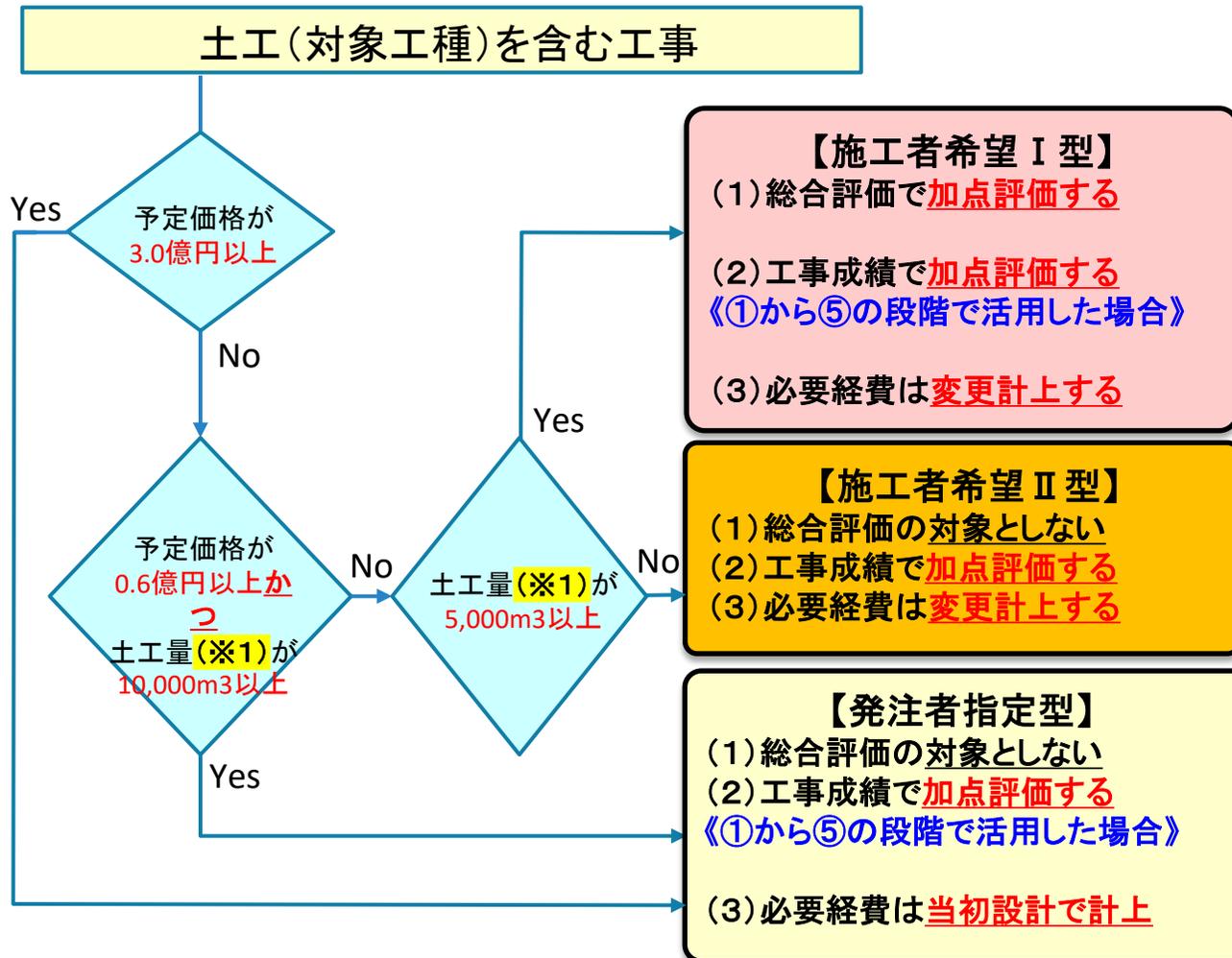
- 1) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点
- 2) ②④⑤の段階を実施した場合 1点加点

○ICT活用工事（舗装工、河川浚渫、法面工、地盤改良工、**構造物（橋脚・橋台）、基礎工、擁壁工**）の場合

- 1) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点
- 2) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点

○ICT活用工事（舗装工（修繕工））

- 1) ①②⑤の段階を実施 2点加点
又は①②を実施した上で、**3次元MCの路面切削機の活用**がなされた場合
- 2) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点



「ICT活用(土工)工事」
建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施する場合: 2点
上記以外: 0点

(2) 工事成績の加点評価

②④⑤を実施した場合: 1点
※令和2年4月1日以降に公告する工事
①から⑤の全ての段階で実施した場合: 2点

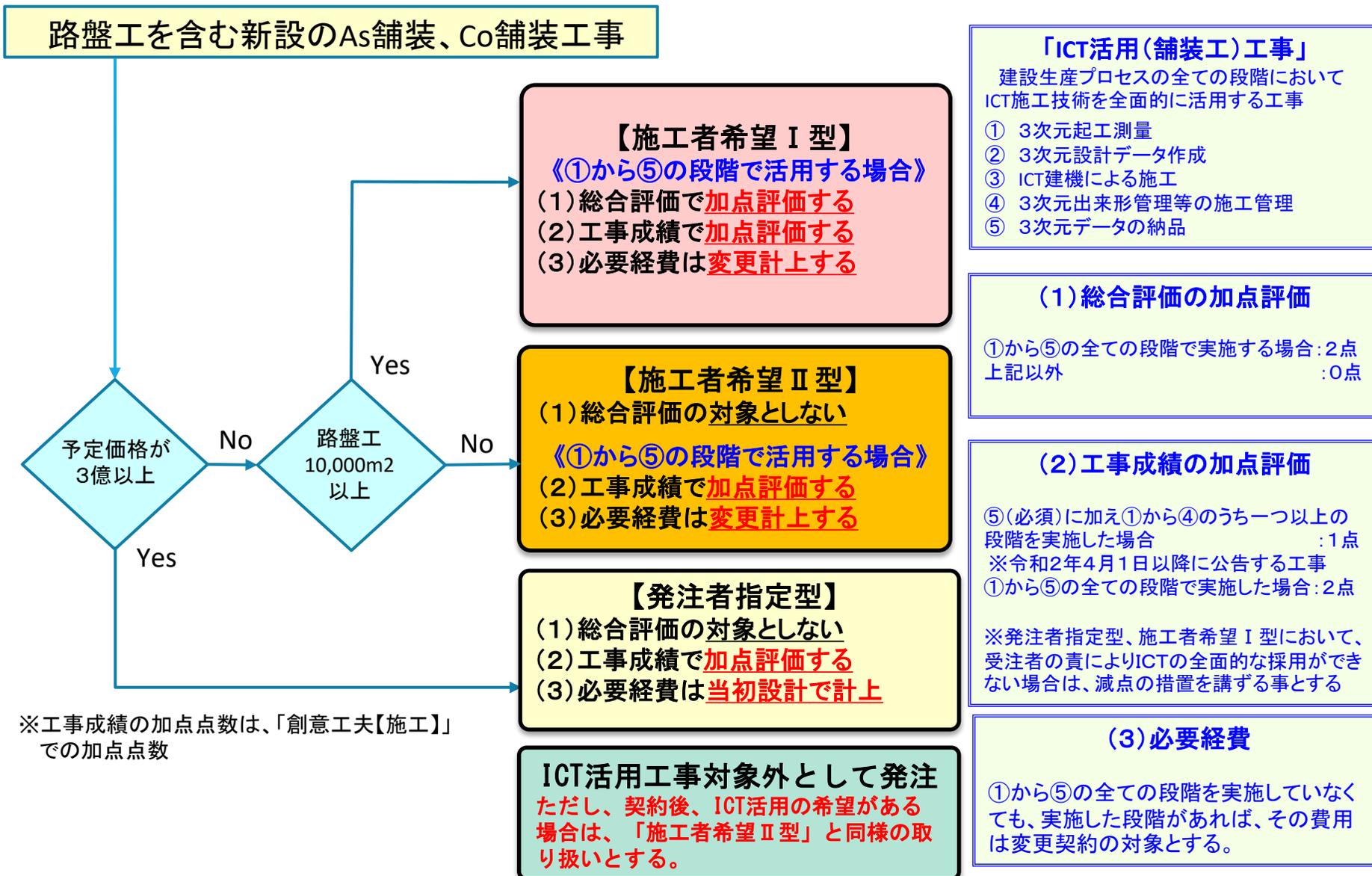
※発注者指定型、施工者希望 I 型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

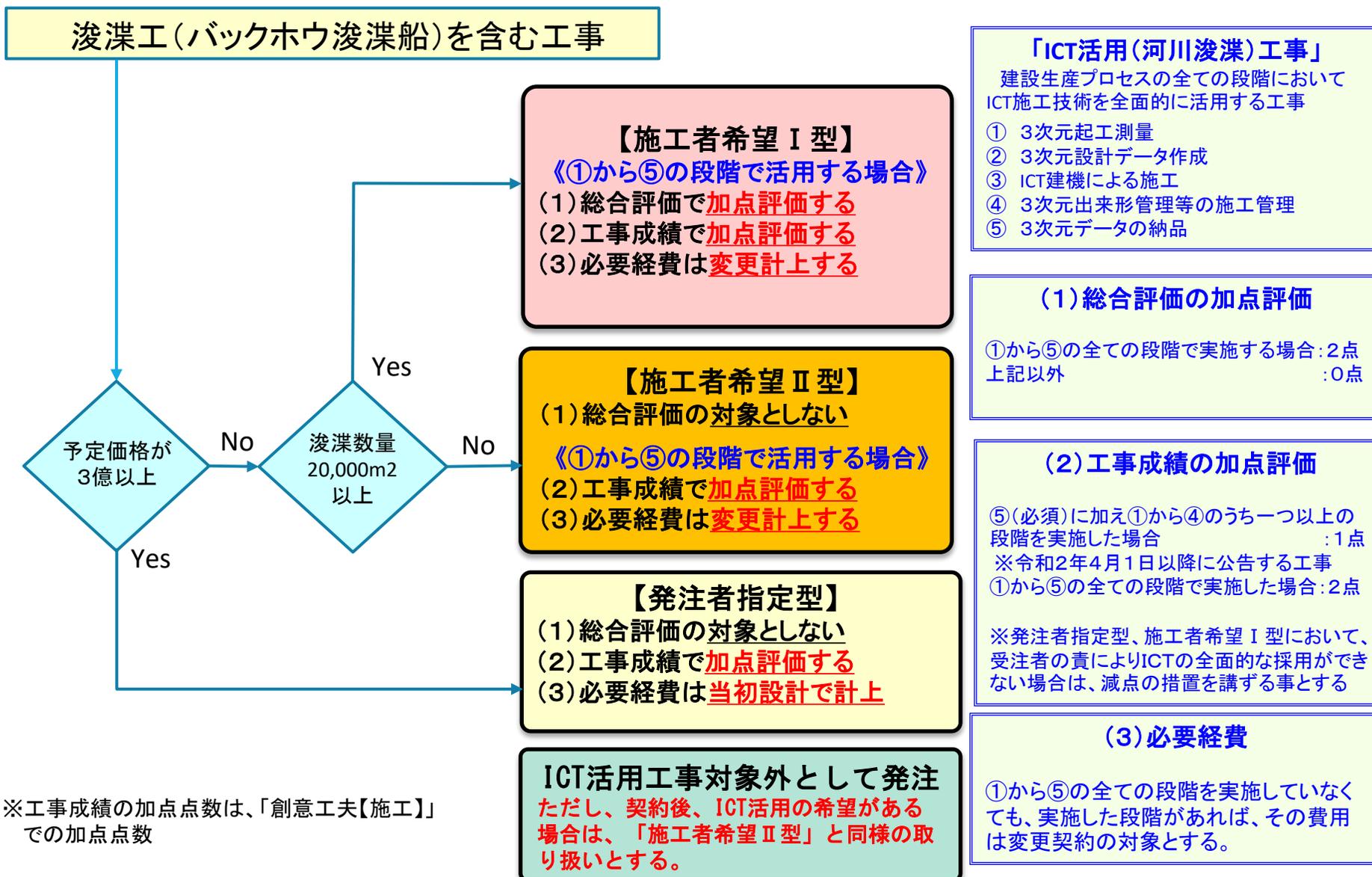
(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

土工量(※1)
・施工箇所が点在する場合は、**1箇所の現場数量で判断**
(発注者指定にならない例))A地区 4,000m³、B地区7,000m³の工事

ICT活用工事【舗装工】の実施方針





※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

ICT活用工事【法面工】の実施方針

法面工(対象工種)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(法面工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(2) 工事成績の加点評価

- ⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

ICT活用工事【地盤改良工】の実施方針

地盤改良工(対象工種)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(地盤改良工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(2) 工事成績の加点評価

⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点

※令和2年4月1日以降に公告する工事

①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

ICT活用工事【舗装工(修繕工)】の実施方針

切削オーバーレイ、路面切削工を含む工事



Yes

No

【施工者希望Ⅰ型】
 《①から⑤の段階で活用する場合》
 (1) 総合評価で**加点評価する**
 (2) 工事成績で**加点評価する**
 (3) 必要経費は**変更計上する**

【施工者希望Ⅱ型】
 (1) 総合評価の**対象としない**
 《①から⑤の段階で活用する場合》
 (2) 工事成績で**加点評価する**
 (3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注
 ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

(1) 総合評価の加点評価
 ①②⑤の全ての段階で実施する場合 : 2点
 ①②⑤の一部または全ての段階で実施しない場合 : 0点

(3) 必要経費
 ①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

「ICT活用(舗装工(修繕工)工事)」
 建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事
 ① 3次元起工測量
 ② 3次元設計データ作成
 ③ ICT建機による施工(施工管理システム)
 ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 ⑤ 3次元データの納品

(2) 工事成績の加点評価
 ⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
 ①②⑤の段階で実施した場合 : 2点
 ①②を実施した上で、ICT建機として3次元MC路面切削機の活用がなされた場合 : 2点
 ※施工者希望Ⅰ型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

構造物(橋脚・橋台)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(地盤改良工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(2) 工事成績の加点評価

- ⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

基礎工を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】
 (1) 総合評価の対象としない
 《①から⑤の段階で活用する場合》
 (2) 工事成績で**加点評価する**
 (3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注
 ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(地盤改良工)工事」
 建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(2) 工事成績の加点評価

⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
 ①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

ICT活用工事【擁壁工】の実施方針

擁壁工を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】
 (1) 総合評価の対象としない
 《①から⑤の段階で活用する場合》
 (2) 工事成績で**加点評価する**
 (3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注
 ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(地盤改良工)工事」
 建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(2) 工事成績の加点評価

⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
 ①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

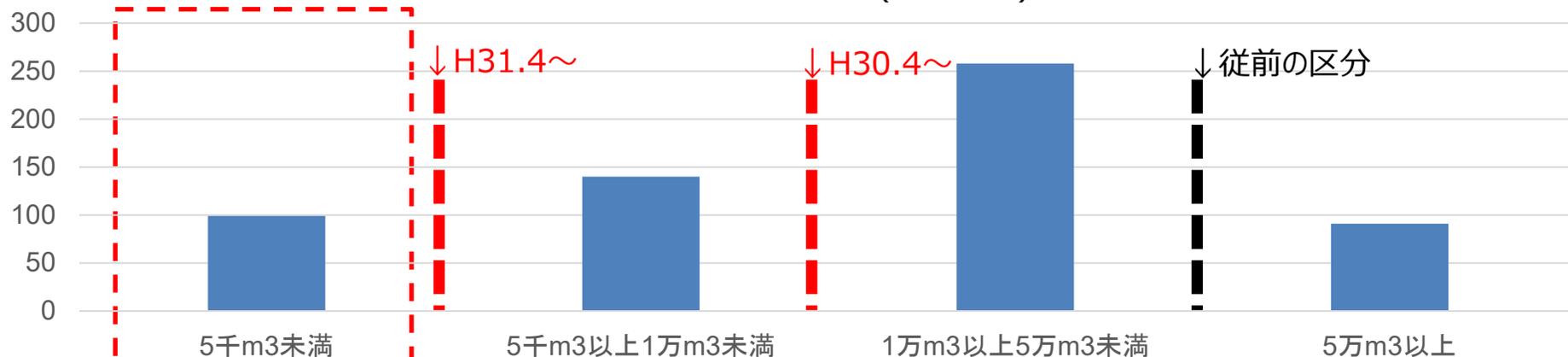
※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

- 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m³）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。

施工土量別の工事件数(H30年度)

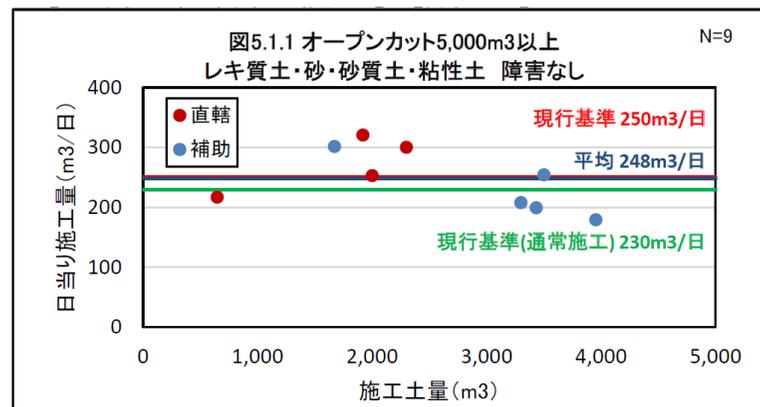


日当り施工量 【レキ質土・砂・砂質土・粘性土】× 【障害なし】	5千m ³ 未満	5千m ³ 以上1万m ³ 未満	1万m ³ 以上5万m ³ 未満	5万m ³ 以上
	250m ³ /日	290m ³ /日	350m ³ /日	550m ³ /日

現場条件により、標準のICT施工機械※よりも
規格の小さい施工機械を用いる場合は、
標準積算によらず見積りを活用

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m³未満の工事
における日当たり施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m³



- ICT活用工事の普及・拡大のため、ICTを活用した工事に**証明書の発行**
- 九州・沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項(令和2年3月)で、九州・沖縄ブロックにおける**国・県及び政令市で共通様式を用いる**

ICT活用証明書

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 印

I C T活用証明書

下記工事について、I C Tの実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区道路改良工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

ICT実施内容(実施した内容に、■を附している)

- 3次元起工測量
- 3次元設計データ作成
(: 3次元設計データを発注者が貸与)
- ICT建機による施工(実施工種: 〇〇工、〇〇工)
- 3次元出来形管理等の施工管理(実施工種: 〇〇工、〇〇工)
- 3次元データの納品(実施工種: 〇〇工、〇〇工)

記者発表資料



同時発表：沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

令和2年3月18日
九州地方整備局

記者発表資料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定

～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

今般、令和2年度の目標として、『工事関係書類の統一化』を新たに定めるとともに、『ICT活用工事(土工)』と『週休2日工事』に**証明書発行や統一現場閉所日の設定を追加すること**としました。

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

証明書については、**国・県及び政令市が共通様式を用いる**ことで総合評価等において各機関の工事实績を**相互に活用**することが可能

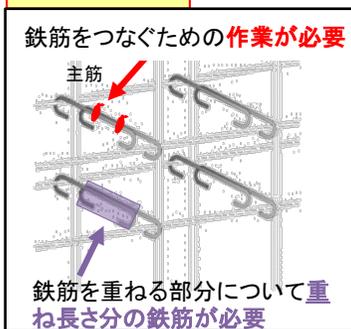
※九州地方整備局は、**土工に限らず**他の工種でもICTを実施した場合、証明書を発行

○ 現場打ち、コンクリートプレキャスト(工場製品)それぞれの特性に応じ、施工の効率化を図る技術の普及により、コンクリート工全体の生産性向上を図る

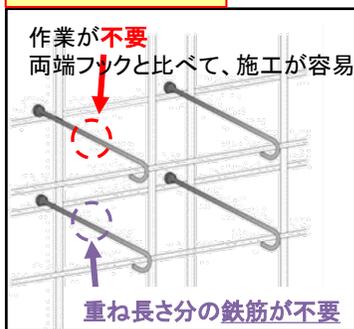
施工の効率化を図る技術・工法の導入

- 各技術を導入・活用するためのガイドラインを整備することで、これら**技術の普及・促進を図る**
- ⇒ H28は「機械式鉄筋定着工法」等のガイドラインを策定
- ⇒ 機械式鉄筋定着工法の採用により、**鉄筋工数・工期が従来比で1割程度削減**

従来施工



機械式定着工法



策定したガイドライン

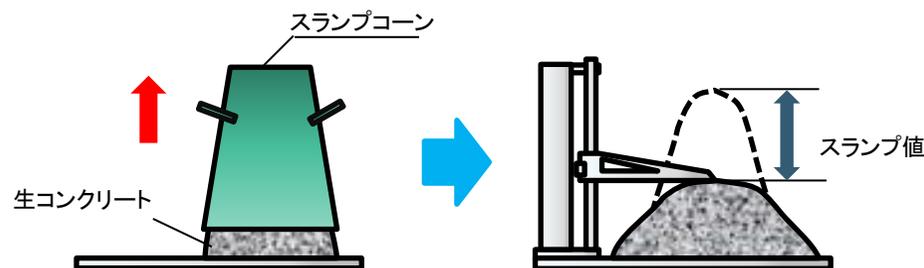
技術・工法	策定期期
機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	H28.7策定
現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン	H29.3策定
流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	H29.3策定
コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	H30.6策定
コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	H30.6策定
プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	H31.1策定

コンクリート打設の効率化

- コンクリート打設の効率化を図るため、個々の構造物に適したコンクリートを利用出来るよう、発注者の規定(※スランプ値規定)の見直し
- ⇒ **時間当たりのコンクリート打設量が約2割向上、作業員数で約2割の省人化**

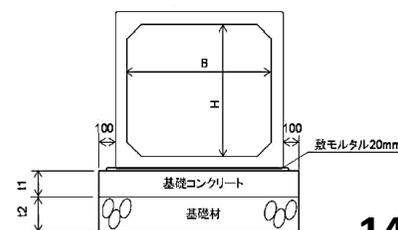
(※)スランプ値

- ・コンクリートの軟らかさや流動性の程度を示す指標
- ・値が大きい程、流動性が高く、施工効率が高いが、化学混和剤が必要



プレキャストの活用

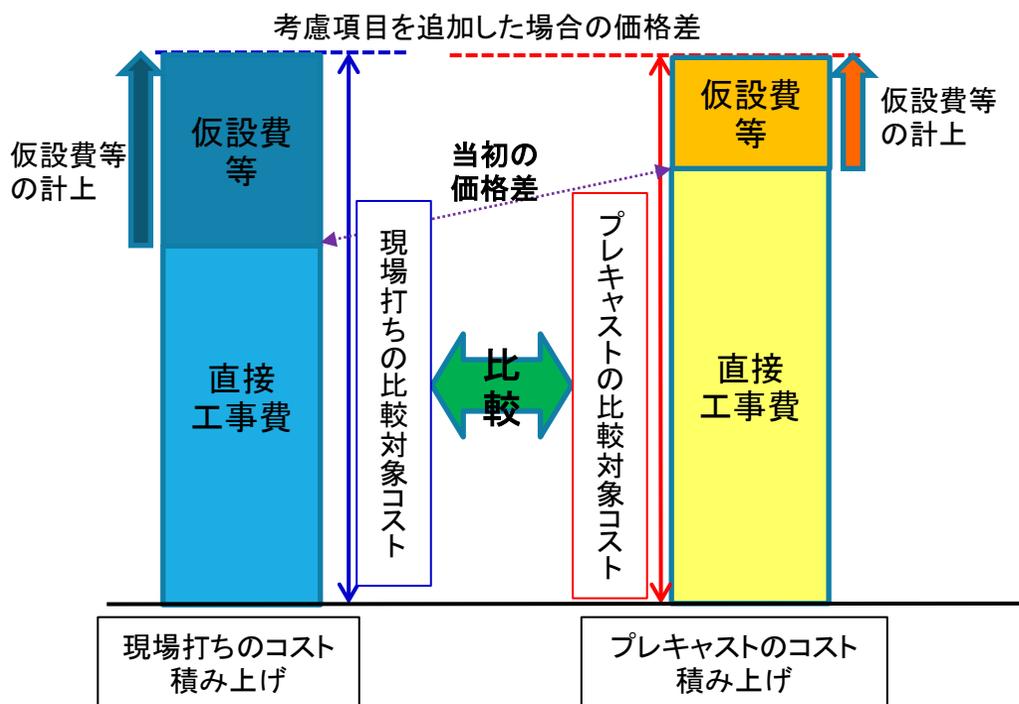
- プレキャストを活用する際、標準的な仕様を定めた要領を活用し、設計の効率化等を図る
- (L型擁壁、側溝、ボックスカルバート)



- 直接工事費だけでなく、工期短縮効果などの効果も含めて技術・工法を評価できるよう、仮設費用等も考慮してコスト比較を実施し、採用を検討する。

【考慮すべき項目】

- 直接工事費
- 仮設費用(土留め工等損料、冬期施工時の雪寒仮囲い、水替え費)
- 交通規制費用(交通誘導警備員)
- 土砂等処分費用、等



【検討例】



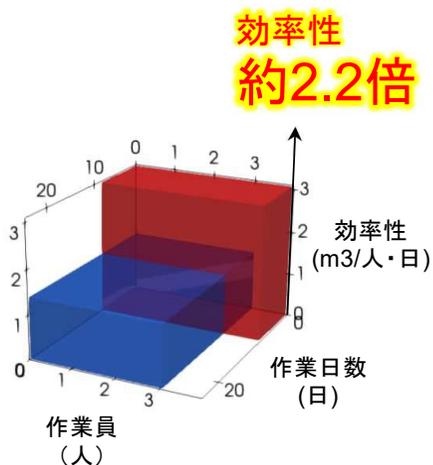
現場打ち	プレキャスト
940千円/m	1,400千円/m

+ 仮設費用
交通規制費
冬季施工時の雪寒仮囲い費など

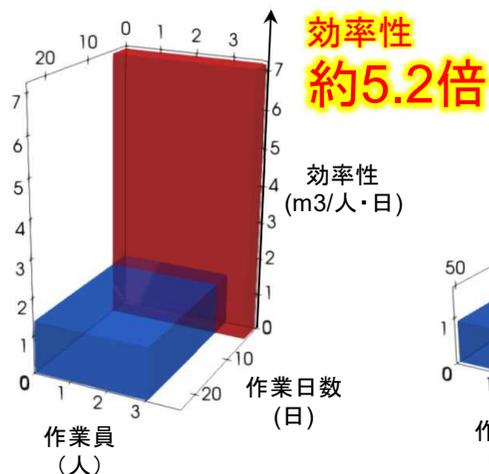
現場打ち	プレキャスト
1,672千円/m	1,747千円/m

○現場打ちとプレキャストについて、効率性を人日当たり作業量とし、現行の積算基準等から算出。
○現場施工におけるプレキャストの効率性[m3/人日]は、現場打ちの約2～5倍であり、コンクリート工の効率性を高める方法の一つとして、プレキャスト化は有効。

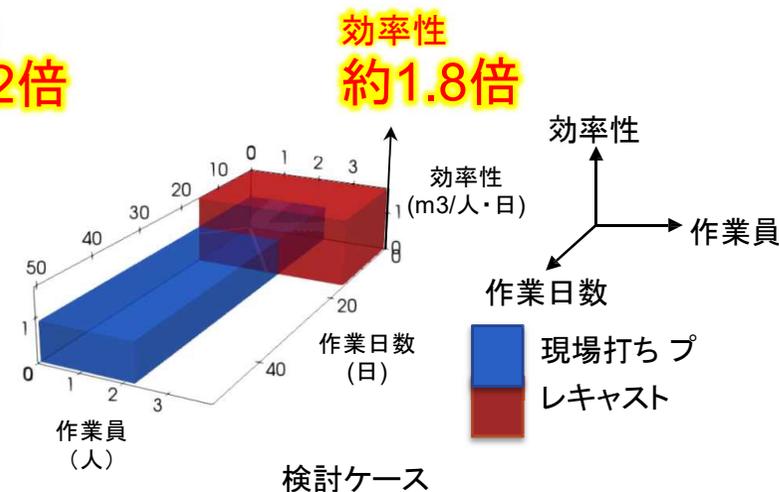
L型擁壁(高さ3m)



L型擁壁(高さ5m)



ボックスカルバート
(内空高さ2m、内空幅2m)



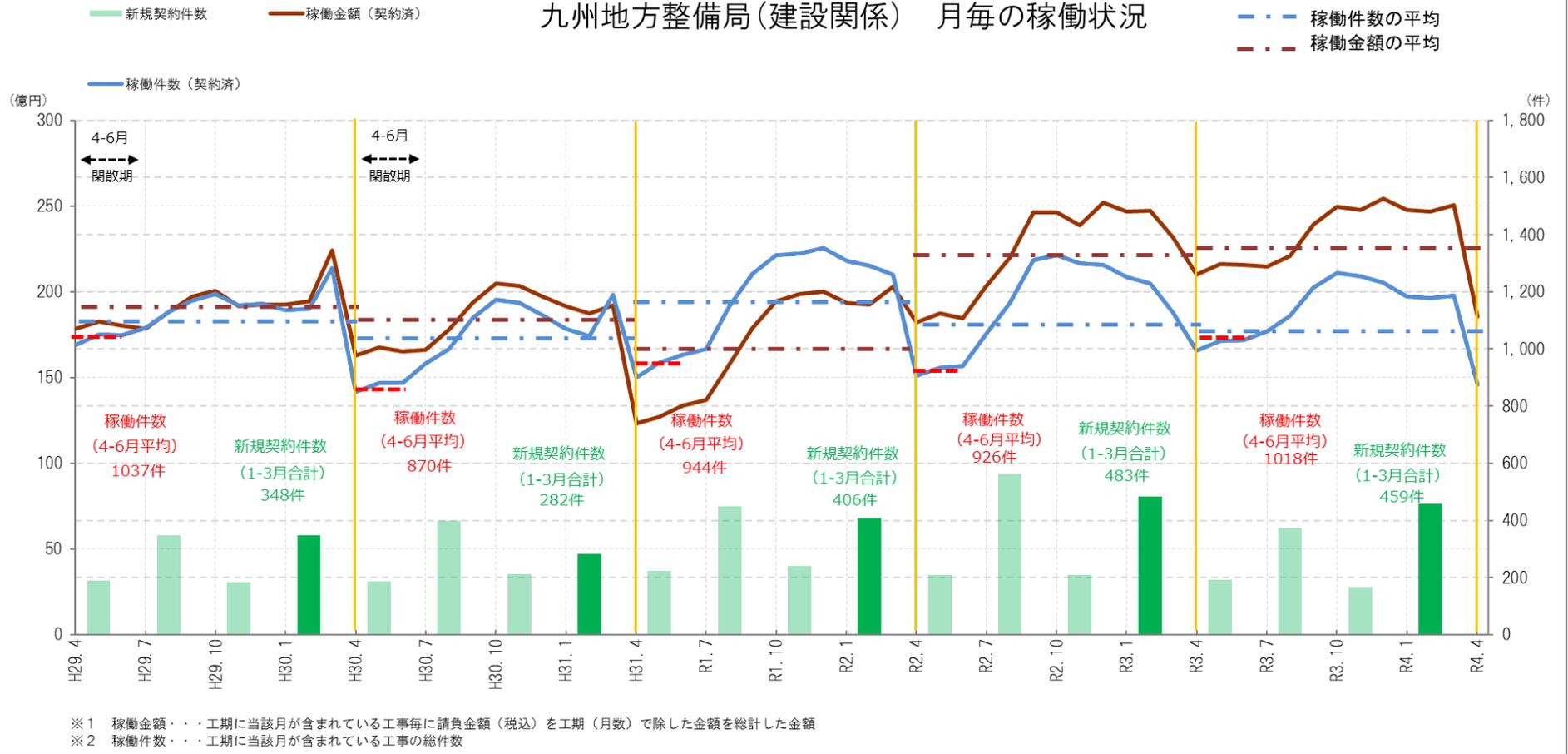
$$\text{効率性} = \frac{\text{作業量(出来高)}}{\text{人・日}} = \frac{\text{コンクリート体積}}{\text{人・日}}$$

※算出には労務単価(東京)平成30年3月を使用

(コンクリート100m3当り)

ケース		寸法(m)	作業日数	作業員	生産性	
1	L型擁壁	現場打ち	高さ3	23.8	3.0	1.4
2		現場打ち	高さ5	23.8	3.0	1.4
3		プレキャスト	高さ3	8.4	3.9	3.1
4		プレキャスト	高さ5	3.6	3.9	7.2
5	ボックスカルバート	現場打ち	内空高さ2 内空幅2	50.0	2.2	0.9
6		プレキャスト	内空高さ2 内空幅2	15.4	3.9	11

九州地方整備局(建設関係) 月毎の稼働状況



平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均
 = 1,037 / 1,129
 = 92%

平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均
 = 870 / 1,036
 = 84%

平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均
 = 944 / 1,177
 = 80%

平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均
 = 928 / 1,154
 = 80%

平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均
 = 1,018 / 1,146
 = 89%

平成29年度			
最低	1,014	件/月	4月
平均	1,129	件/月	
最高	1,284	件/月	3月
最低	179	億円/月	4月
平均	192	億円/月	
最高	224	億円/月	3月

平成30年度			
最低	849	件/月	4月
平均	1,036	件/月	
最高	1,190	件/月	10月
最低	163	億円/月	4月
平均	184	億円/月	
最高	205	億円/月	10月

令和元年度			
最低	901	件/月	4月
平均	1,177	件/月	
最高	1,353	件/月	12月
最低	123	億円/月	4月
平均	170	億円/月	
最高	203	億円/月	12月

令和2年度			
最低	907	件/月	4月
平均	1,154	件/月	
最高	1,329	件/月	10月
最低	182	億円/月	4月
平均	224	億円/月	
最高	252	億円/月	12月

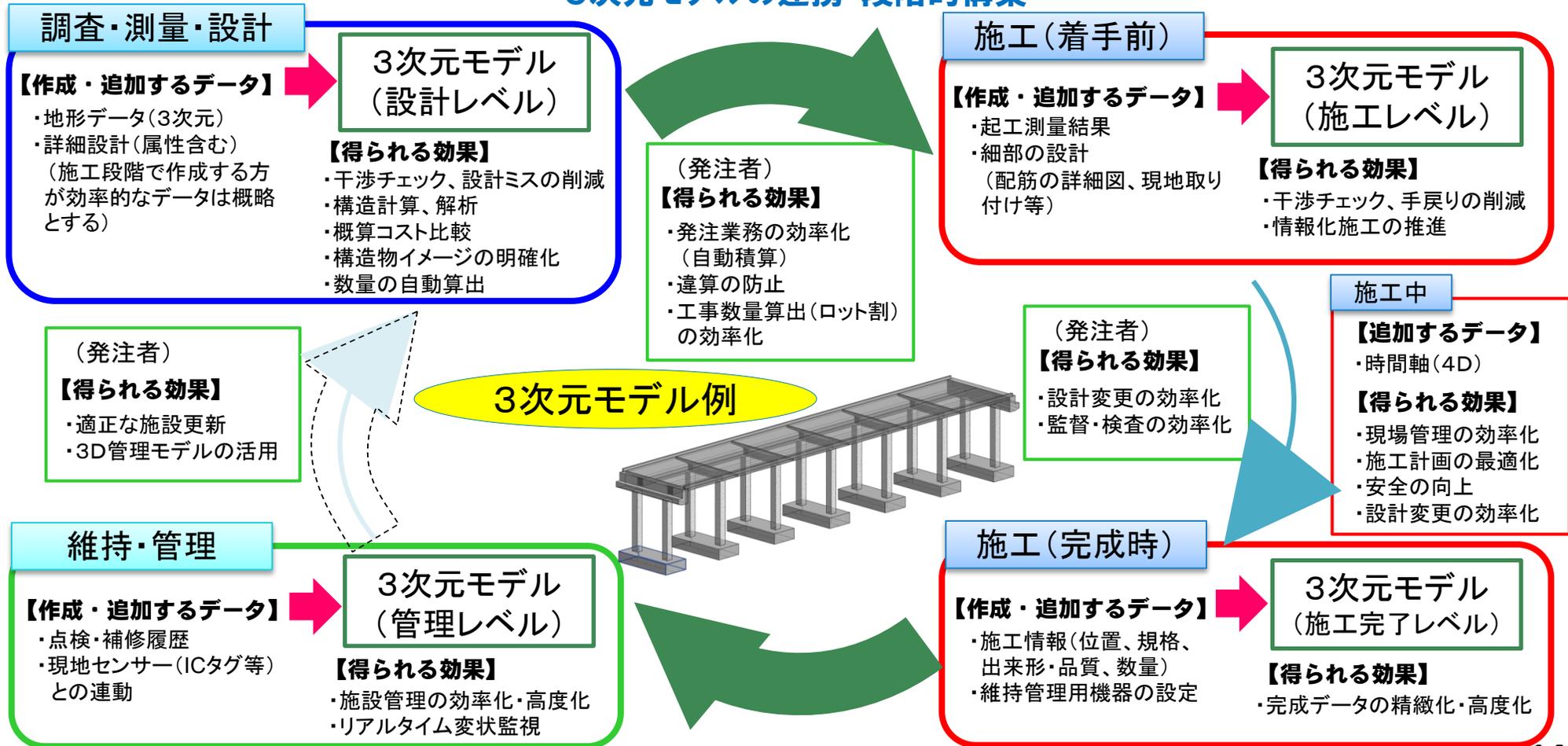
令和3年度			
最低	995	件/月	4月
平均	1,146	件/月	
最高	1,265	件/月	10月
最低	210	億円/月	4月
平均	235	億円/月	
最高	254	億円/月	12月

BIM/CIMの取り組み

・BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) とは、社会資本の調査・測量・設計段階から**3次元モデルを導入し**、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用し**、あわせて事業全体にわたる関係者間で**情報を共有**することにより、一連の建設生産システムにおける**受発注者双方の業務効率化・高度化を図る**ものである。

・H30年度より、建築分野のBIM、土木分野のCIMの概念を改め、国際標準化等の動向に呼応し、地形や構造物等の**3次元化全体をBIM/CIMとして名称を統一**。

3次元モデルの連携・段階的構築

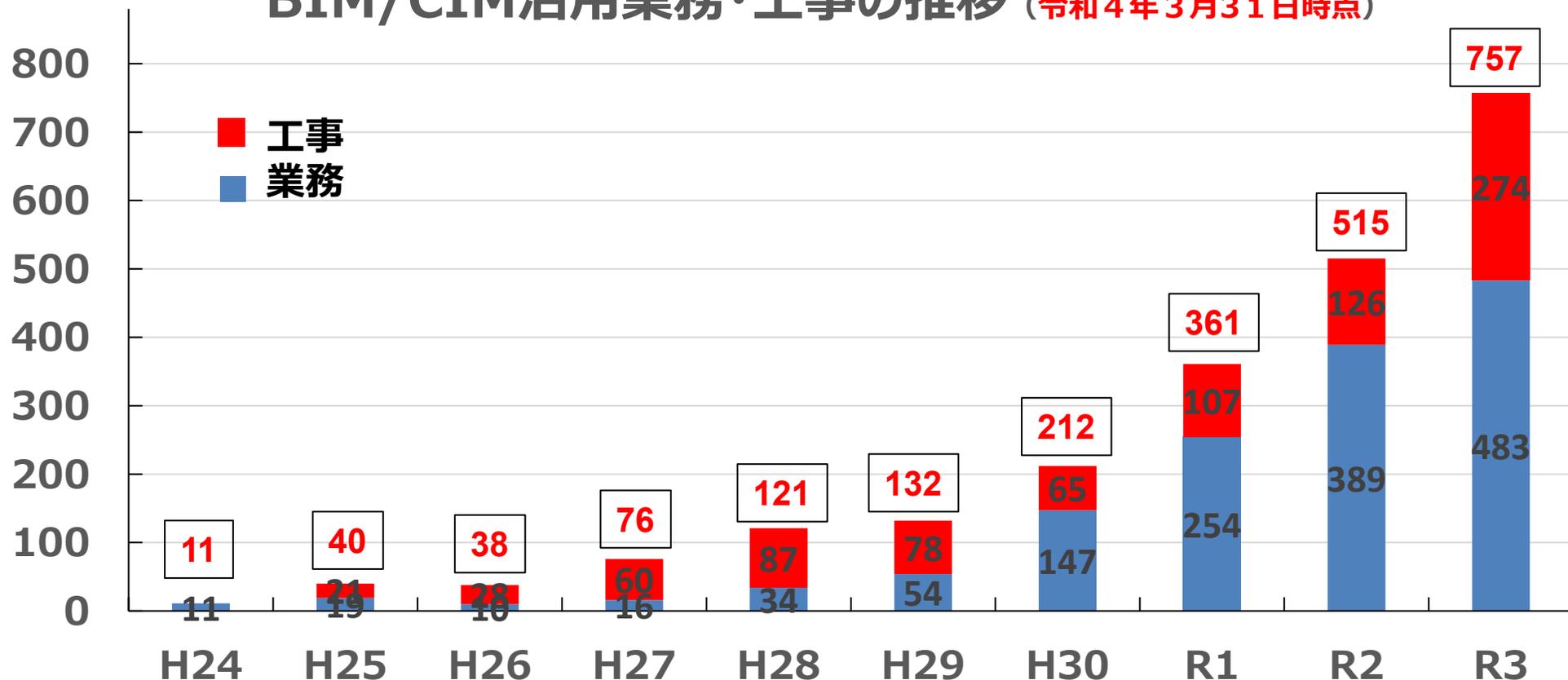


令和3年度のBIM/CIM実施方針、件数の推移

<令和3年度実施方針>

- ◆ 令和5年度までの小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向け、段階的に適用拡大。**令和3年度は大規模構造物の詳細設計で原則適用。**
- ◆ 大規模構造物の詳細設計以外の事業の初期段階や大規模構造物以外においても積極的な導入を推進。

BIM/CIM活用業務・工事の推移 (令和4年3月31日時点)



累計事業数(令和3年度末時点)

業務：1417件

工事：846件

合計：2263件

146

令和4年度におけるBIM/CIM実施方針

- 令和5年度の小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向けて、段階的に適用拡大。**令和4年度の適用対象は下図のとおり。**
- リクワイヤメント**は円滑な事業執行のために**原則適用の上乗せ分**として実施。
- リクワイヤメントの分析を踏まえ、円滑な事業執行のために**どの段階からどのよう**に**3次元モデルを活用するか**、業界団体等とも協議の上、**工種別に整理**。
- あわせて、インフラ管理の効率化のために蓄積すべき情報や手法を検討。

原則適用拡大の進め方(案)(一般土木、鋼橋上部)

	R2	R3	R4	R5
大規模構造物	(全ての詳細設計・工事で活用)	全ての詳細設計で原則適用 (R2「全ての詳細設計」に係る工事で活用)	全ての詳細設計・工事で原則適用(※)	全ての詳細設計・工事で原則適用(※)
上記以外(小規模を除く)	—	一部の詳細設計で適用(※) —	全ての詳細設計で原則適用(※) R3「一部の詳細設計」に係る工事で適用	全ての詳細設計・工事で原則適用(※)

(※) 詳細設計における適用: 3次元モデル成果物作成要領(案)に基づく3次元モデルの作成及び納品
工事における適用: 設計3次元モデルを用いた設計図書の照査、施工計画の検討

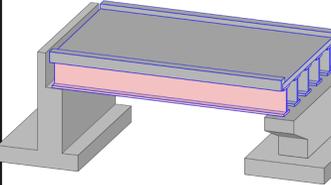
R4 要求事項 (リクワイヤメント) ※業務

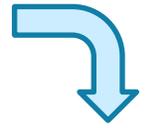
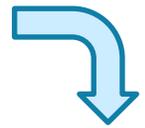
※赤字：R3からの変更箇所

項目	実施目的 (例)	適用が見込まれる場合
<p>継続</p> <p>①可視化による設計選択肢の比較評価 (配置計画案の比較等)</p>	<p>配置計画等の事業計画をBIM/CIMモデルにより可視化し、経済性、構造的性、施工性、環境景観性、維持管理の観点から合理的に評価・分析することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地形の起伏が大きい等、地形が複雑で2次元図面のみでは合理的な評価等が難しい場合 • 耐震補強設計において、既設構造物との取り合いが複雑で2次元図面のみでは施工性、景観性等の評価が難しい場合
<p>継続</p> <p>②リスクに関するシミュレーション (地質、騒音、浸水、既設構造物への影響等)</p>	<p>地質・土質モデルにより地質・土質上の課題等を容易に把握し、後工程におけるリスクを軽減するための対策につなげることを目的とする。</p>	<p>後工程における手戻り (現地不整合等に伴う再検討、クレーン等による工事中止等) による影響が大きいと考えられる場合</p>
<p>継続</p> <p>③対外説明 (関係者協議、住民説明、広報等)</p>	<p>対外説明において、BIM/CIMモデルにより分かりやすく事業計画を説明することにより、円滑かつ確実に合意形成を図ることを目的とする。</p>	<p>地形や工事目的物の形状が複雑であり、2次元図面だけでは完成形状の説明が難しい場合</p>
<p>継続</p> <p>④概算工事費の算出 (工区割りによる分割を考慮)</p>	<p>簡易的なBIM/CIMモデルに概算単価等のコスト情報を紐付けることで、工区割り範囲の概算工事費を速やかに把握できることを目的とする。</p>	<p>煩雑な工区割り作業が見込まれる場合</p>
<p>継続</p> <p>⑤4Dモデルによる施工計画等の検討</p>	<p>工事発注時における合理的な工期設定、施工段階における円滑な受発注者協議等を目的とする。</p>	<p>施工条件が複雑であり、2次元図面のみによる協議等が難しい場合 (多くの現道切り回しを順次実施する必要がある等)</p>
<p>継続</p> <p>⑥複数業務・工事を統合した工程管理及び情報共有</p>	<p>複数業務・工事間で共有すべき情報又は引き継ぐべき情報を関係者間で適切に共有し、迅速かつ確実な合意形成を図ることにより、手戻りなく円滑に事業を実施することを目的とする。</p>	<p>複数業務・工事間の調整事項が多い又は合意形成を図る必要性が高い場合</p>
<p>新規 (測量業務に適用)</p> <p>データ作成</p>	<p>現況地形の点群データを取得し、3次元データを作成することで、後工程の詳細設計に円滑なデータ受け渡しを行うことを目的とする。</p>	<p>地形が複雑な場合など3次元的に地形を把握する必要性が高い場合</p>

R4 要求事項 (リクワイメント) ※工事

項目	実施概要	適用が見込まれる場合
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div> ①BIM/CIMを活用した監督・検査の効率化	「ICTの全面的活用」を実施する上での技術基準類を含めて、BIM/CIMモデルを活用した効率的な監督・検査を行うことを目的とする。	必要性が高い場合
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div> ②BIM/CIMを活用した変更協議等の省力化	BIM/CIMモデルに変更協議に係る日時、箇所、内容等の情報を検索しやすいように関連付けることによる、変更協議の省力化を目的とする。	変更箇所が多い等により、変更協議に多くの時間を要することが見込まれる場合
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div> ③リスクに関するシミュレーション（地質、騒音、浸水等）	（※業務と同様）	（※業務と同様）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div> ④対外説明（関係者協議、住民説明、広報等）	（※業務と同様）	（※業務と同様）

	原則適用	発注者が任意設定 (リクワイヤメント)
調査・計画		
概略設計		
予備設計		
詳細設計	<p>「3次元モデル成果物作成要領(案)」に基づく3次元モデルの作成及び納品</p>  <p>詳細度300 2Dと整合性のある3Dモデル 建築限界等の設計条件含有等</p>	<p>業務のリクワイヤメント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設計選択肢の調査 ② リスクに関するシミュレーション ③ 対外説明 ④ 概算工事費の算出 ⑤ 4Dモデルによる施工計画等の検討 ⑥ 複数業務・工事を統合した工程管理及び情報共有
施工	<p>設計3次元モデルを用いた設計図書の照査、施工計画の検討</p>	<p>工事のリクワイヤメント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① BIM/CIMを活用した監督・検査の効率化 ② BIM/CIMを活用した変更協議等の省力化 ③ リスクに関するシミュレーション ④ 対外説明
管理		



円滑な事業実施

- ・円滑な協議
- ・業務効率化
- ・後工程のリスク回避等

円滑な事業実施

- ・円滑な協議
- ・業務効率化
- ・後工程のリスク回避等

BIM/CIM実施報告書の記載例の追加

実施報告書を適切に課題分析できるよう、実施報告書の記載例を追加（従前は自由様式）

■作成例（様式）

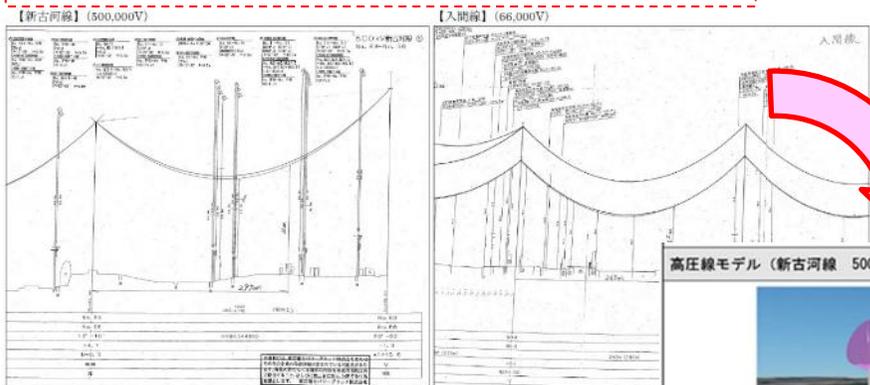
リクワイヤメント	リクワイヤメントの名称を記載
実施概要	リクワイヤメントを実現するための実施概要を記載。
創意工夫内容	リクワイヤメントの実現のために実施した、BIM/CIMモデルを活用した検討等における創意工夫点を記載。
活用効果	当該検討等により、具体的にどのような活用効果があったかを記載。
基準要領に関する改善提案	具体的な基準要領の名称と、どの部分にどのような追記・修正が必要か記載。 （当該検討等において、基準要領に関する問題点があった場合のみで可） （総花的に「〇〇のルールが必要」といった内容であれば不要）
ソフトウェアへの技術開発提案事項	今後のソフトウェアの技術開発が必要と思われる提案事項を記載 （現時点のソフトウェアの対応状況によりモデル作成が困難だった場合のみで可）

実施状況図（課題・効果等の状況説明図）

リクワイヤメントの効果や課題の内容が具体的に説明できる
3次元モデルのキャプチャを添付。
また、説明文だけのわかりやすく部分を補完する図面を添付。
（発注者と協議の上、必要に応じて添付すること。）

「現地踏査」における活用の事例（設計段階）

現地踏査で確認した高圧線の2次元情報

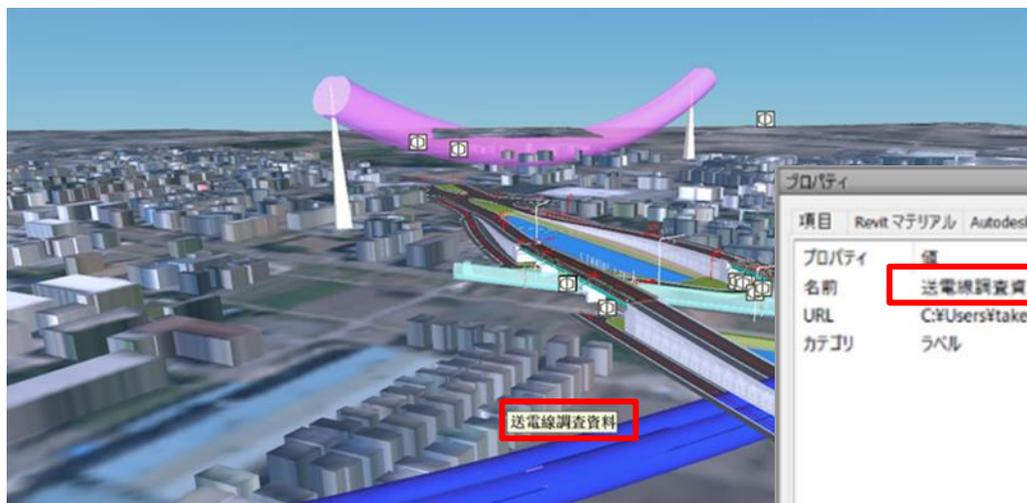
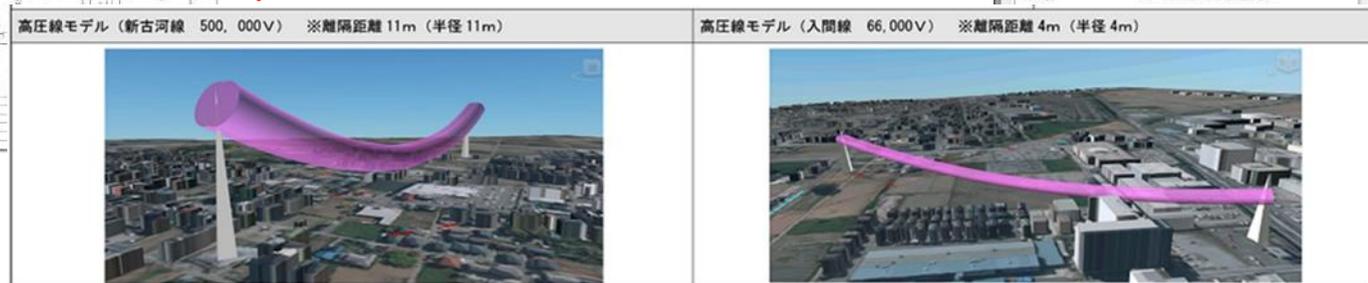


- ・現地踏査で確認した高圧線をモデル化
- ・モデル化により後工程の施工計画等の安全確認等に活用が可能

LOD : 200

属性情報等：施設名称、送電線番号情報

項目	Revit マテリアル	Autodesk マテリアル
プロパティ		
名前	送電線_No4-No5	
タイプ	電気設備	
アイコン	複合オブジェクト	
非表示	いいえ	
必要	いいえ	
マテリアル	steel	
ソースファイル	送電線.rvt	
画層	<レベルがありません>	



項目	Revit マテリアル	Autodesk マテリアル	要素ID
プロパティ			
名前	送電線調査資料		
URL	C:\Users\takeuchi.m\Desktop\check.pdf		
カテゴリ	ラベル		

※本事例では入手した調査資料等の付与は確認できなかったが、後の確認参照のため参照資料として付与することを推奨。

「景観（形式）検討」における活用の事例（設計段階）

表 3.1.1 坑口形式の検討（始点側：従来方式）

検討項目	平串トンネル起点側坑門工比較表			備考
	第1案 面壁型(ウイング式)背面切土なし No. 8-76.0(±0.0)	第2案 面壁型(ウイング式)背面切土1段(1.0) No. 8-76.0(-5.0)	第3案 面壁型(ウイング式)背面切土1段(1.0)法枠併用 No. 8-76.0(-9.0)	
平面図 S=1:600				
正面図 S=1:300				
縦断面 S=1:300				
地形地質概要	<p>地形概要 * 調査なし。概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>地質概要 * 調査なし。概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
高の概要	<p>第1案 * 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 * 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 * 概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
施工性	<p>第1案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
維持管理性	<p>第1案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
景観性	<p>第1案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
経済性	<p>第1案 56,320千円 (建設費: 42,000千円)</p> <p>第2案 66,320千円 (建設費: 52,000千円)</p> <p>第3案 76,320千円 (建設費: 62,000千円)</p>			
総合評価	<p>第1案 ▲</p> <p>第2案 ○</p> <p>第3案 ○</p>			

・景観検討のため、トンネル坑口の周辺をモデル化
・実物に近いイメージとするため、色彩等を明示
詳細度：200

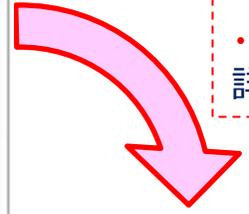
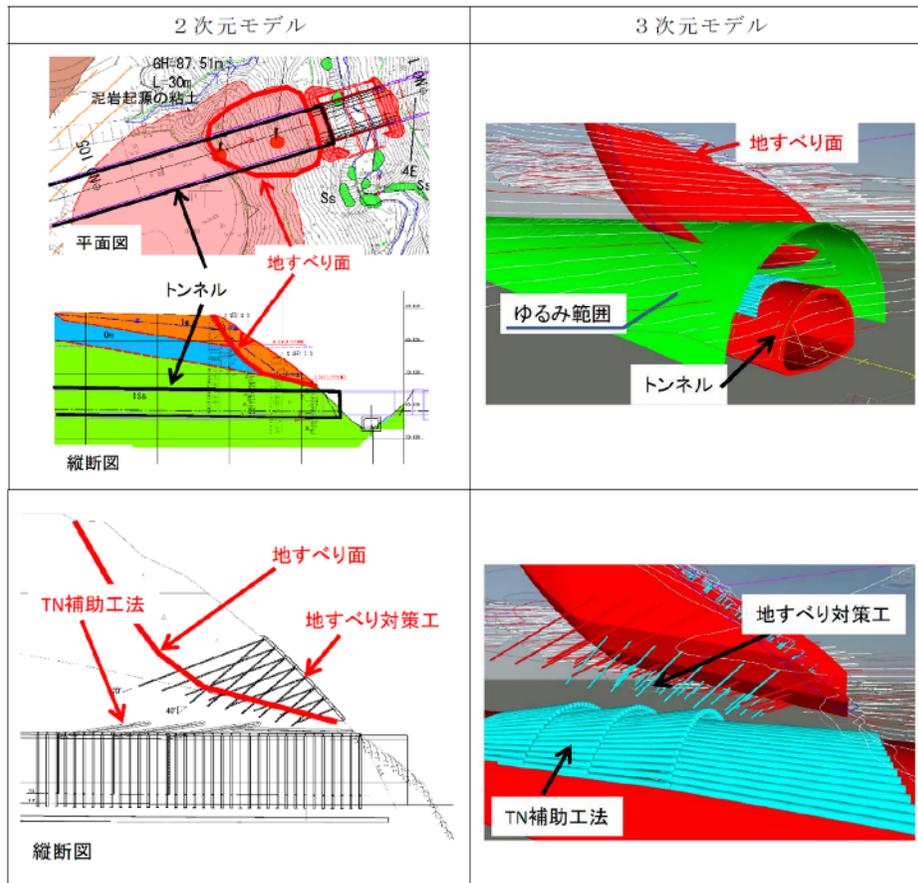


表 3.1.3 坑口形式の検討（始点側：CIMを活用した場合）

検討項目	平串トンネル起点側（到達側）坑門工比較表			備考
	第1案 面壁型(ウイング式)背面切土なし No. 8-69.0(±0.0)	第2案 面壁型(ウイング式)背面切土1段(1.0) No. 8-76.0(-7.0)	第3案 面壁型(ウイング式)背面切土1段(1.0)法枠併用 No. 8-76.0(-9.0)	
鳥瞰図				
正面図				
側面図				
地形地質概要	<p>地形概要 * 地質条件 20°~25°の緩斜面に対し、概観が読みとれない。</p> <p>地質概要 * 地質条件 20°~25°の緩斜面に対し、概観が読みとれない。</p>			
高の概要	<p>第1案 * 調査なし。概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 * 調査なし。概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 * 調査なし。概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
施工性	<p>第1案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
維持管理性	<p>第1案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
景観性	<p>第1案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第2案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p> <p>第3案 ○ 概観が読みとれないため切土としなし。</p>			
経済性	<p>第1案 56,320千円 (建設費: 42,000千円)</p> <p>第2案 76,320千円 (建設費: 62,000千円)</p> <p>第3案 76,320千円 (建設費: 62,000千円)</p>			
総合評価	<p>第1案 ▲</p> <p>第2案 ○</p> <p>第3案 ○</p>			

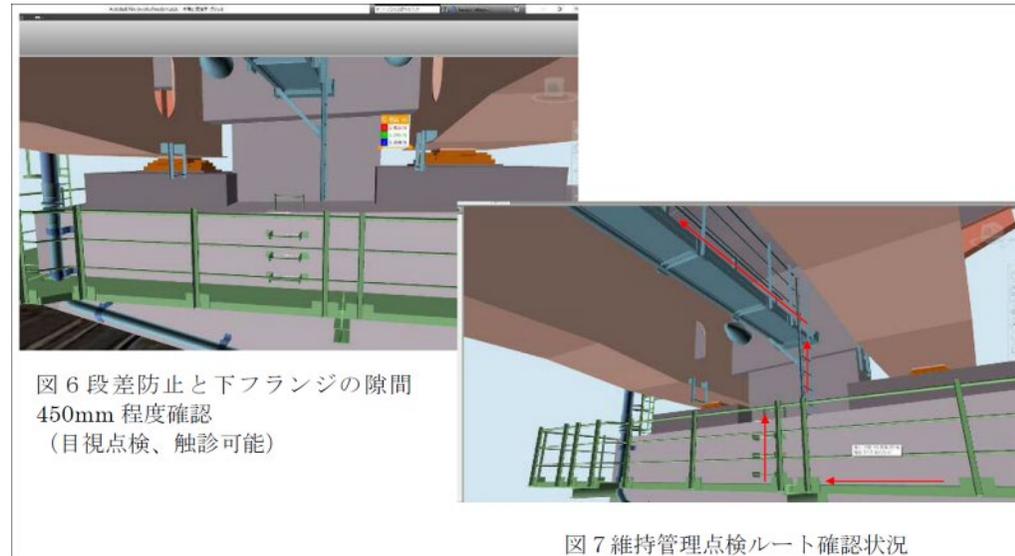
「設計図（詳細図）」における活用の事例 （設計段階）

- トンネルと地すべりの位置関係の正確な把握。
- トンネル補助工法と地滑り対策工が近接するため、各々の構造物を正確に再現するためにBIM/CIMモデルを活用して照査を実施
詳細度：400



「橋梁附属物等の設計」における活用の事例 （設計段階）

- 点検、維持管理性の視点により、点検スペースの照査、検査路の導線の検討に活用
詳細度：400（橋梁本体等は300）



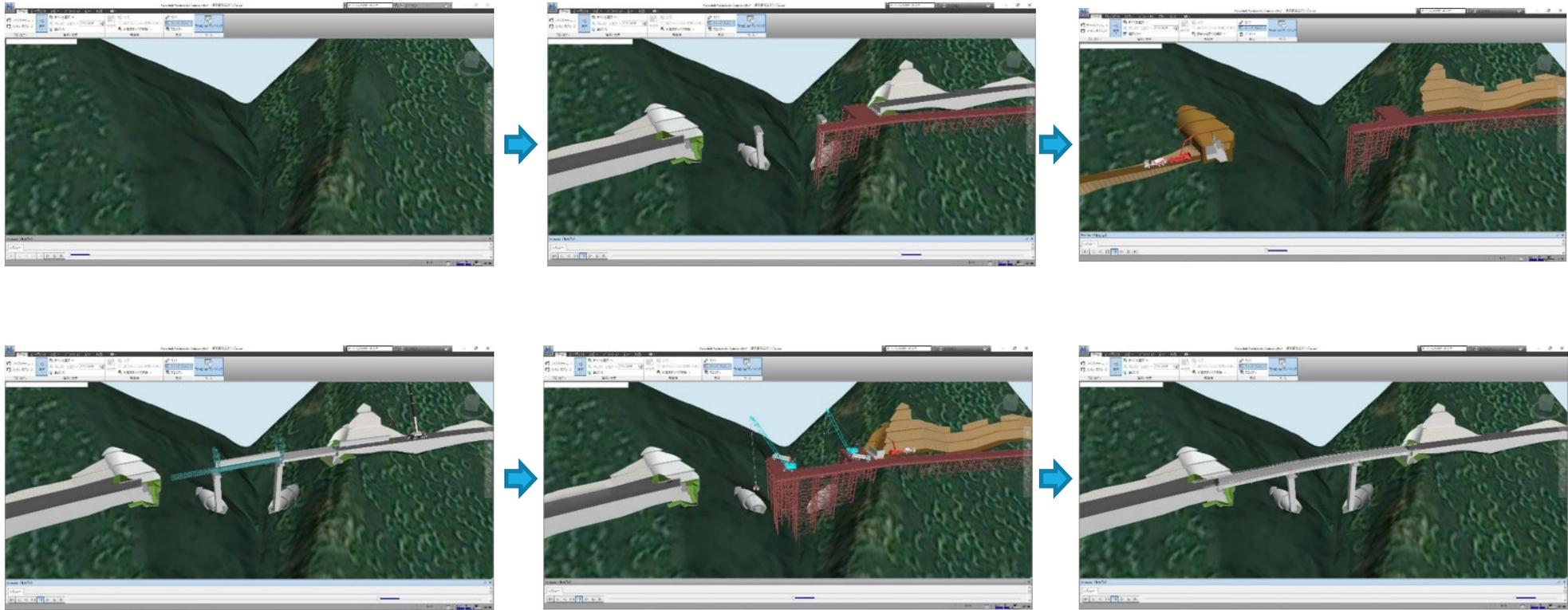
点検導線に昇降ステップなどが連続して配置されているか視覚的に確認可能

地すべり面下のアンカー等定着部が、トンネル本体および補助工法と干渉しないか立体的に確認可能

「施工計画」における活用の事例（設計段階）

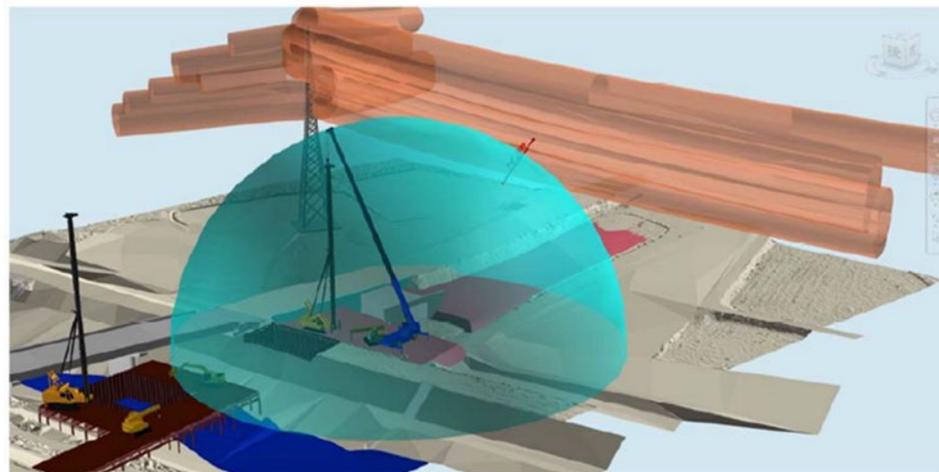
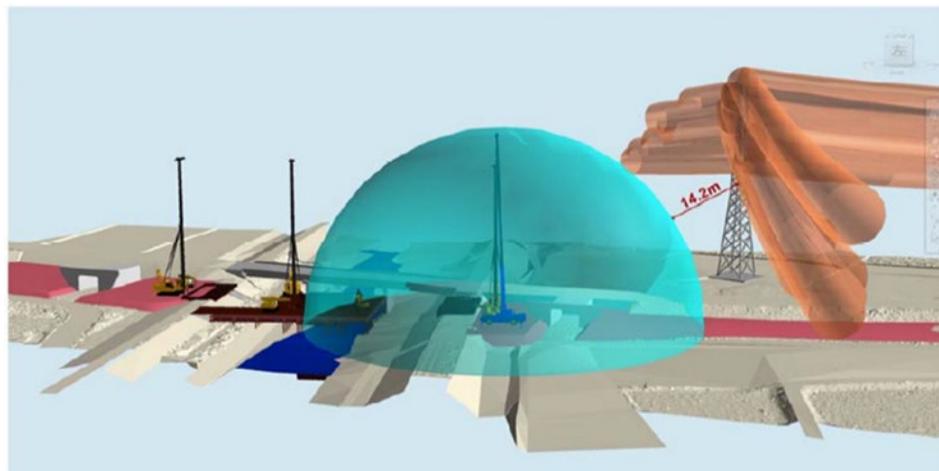
- 山岳部における仮栈橋など、大規模仮設工事を含めた施工ステップをBIM/CIMモデルで作成。
- 各ステップごとの必要な施工日数から工期の算定、施工検討に活用。

詳細度：300



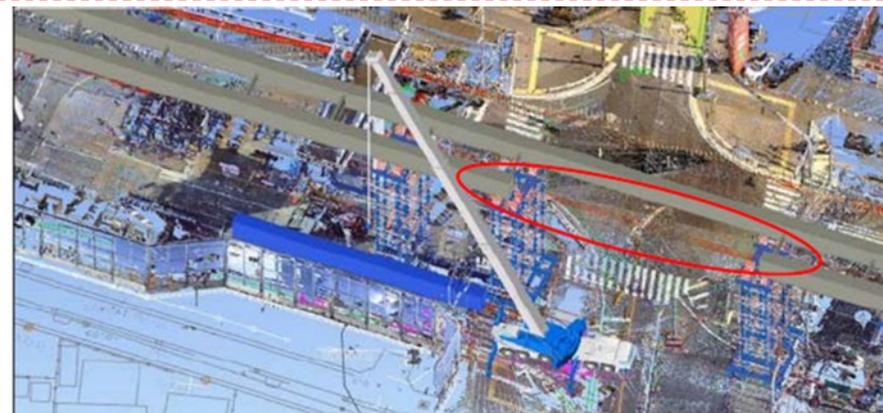
「施工計画」における活用の事例（設計段階）

- ・支障物等を考慮した施工計画の検討
 - ・クレーンの転倒も想定した重機配置計画
- 詳細度：200



「施工計画」における活用の事例（施工段階）

- ・桁架設地点の点群を取得し、交差点設備や周辺施設等をBIM/CIMモデルと統合。
 - ・統合したモデルを活用し、架空線や支障物の干渉を確認。
- 詳細度：300



CIMによる架設シミュレーション

着目点①
信号設備との近接

歩行者用信号

着目点②
クレーンブームと主桁の近接

主桁

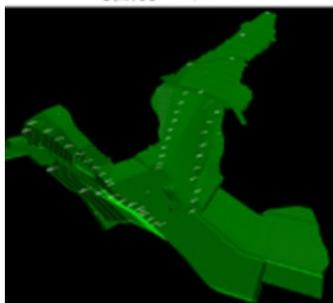
実際の施工状況

シミュレーション通りに施工

「設計図書の照査」における活用の事例（施工段階）

- ・設計段階で作成されたBIM/CIMモデルと、工事受注者で作成した各工種の掘削形状モデル、構造物モデル、点群データを統合。
- ・堤体基礎掘削と工事用道路構築工事の施工範囲が重複する箇所において不整合を確認。
- ・受発注者間での状況確認及び対策案の検討が迅速に行われ、業務の効率化及び工程遅延を回避。

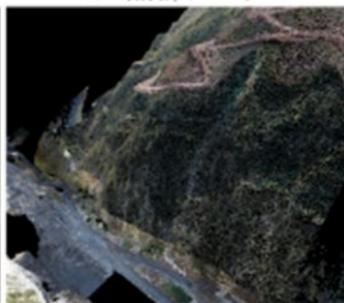
掘削モデル



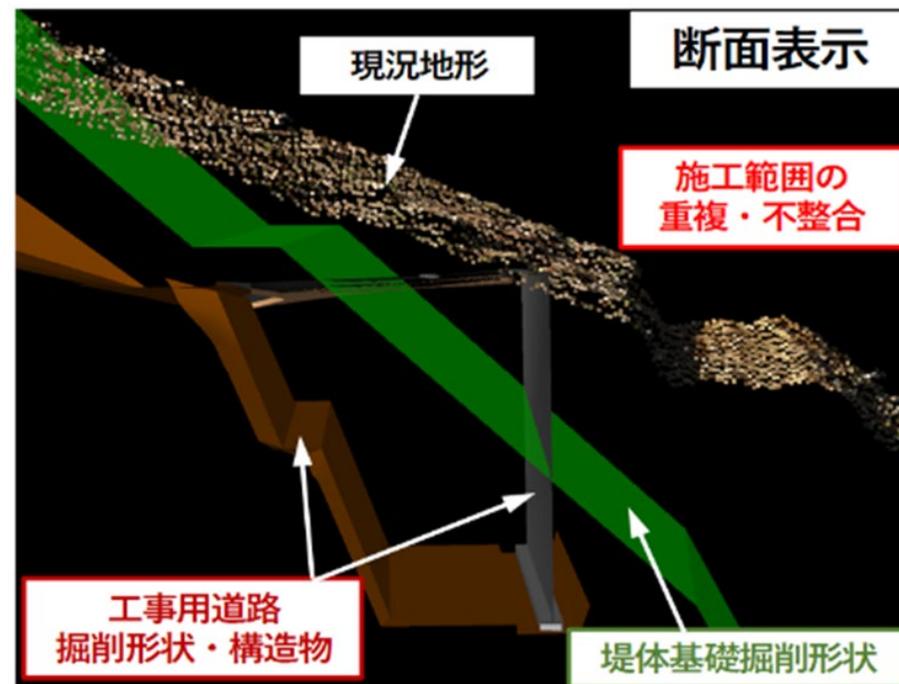
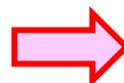
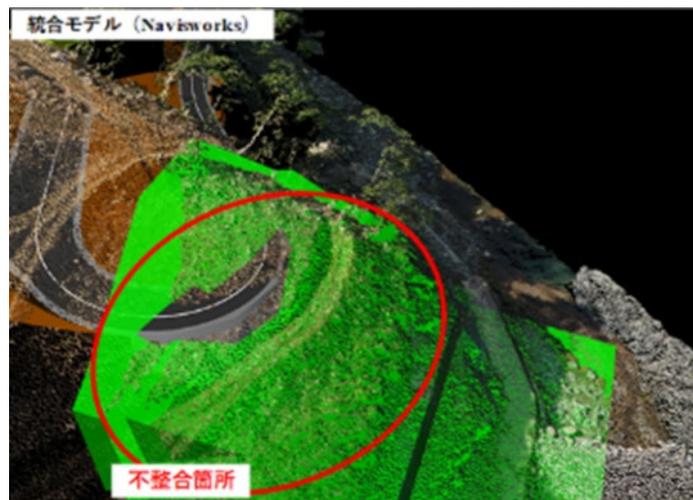
構造モデル



3D点群データ



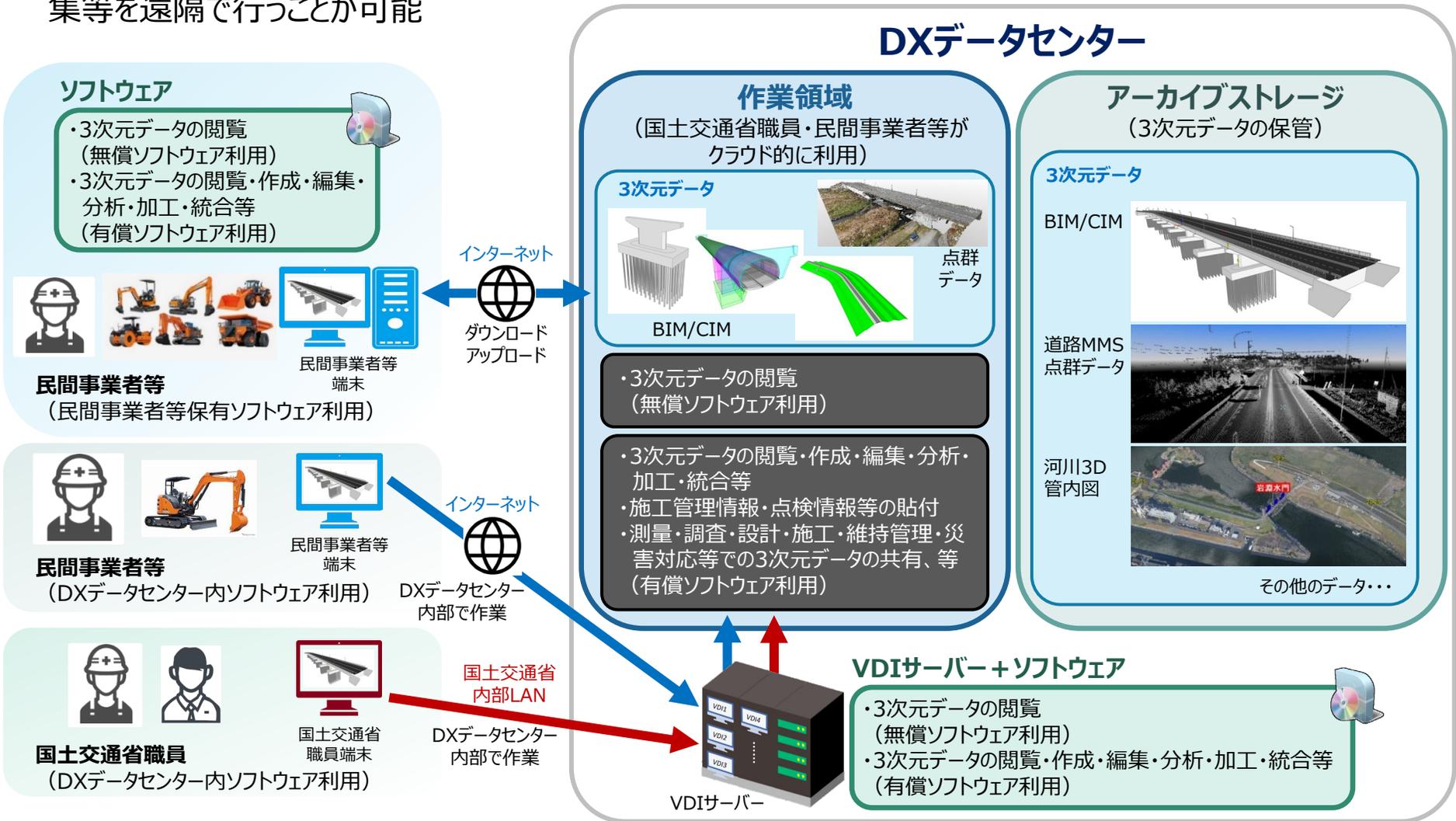
・設計時のBIM/CIMモデルと、
工事で取得した点群データを統合



・ダム堤体基礎掘削ラインに工事用道路が計画されている
ことを確認。

○BIM/CIM等の3次元データを一元的に保管し、受発注者が測量・調査・設計・施工・維持管理の事業プロセスや災害対応等で円滑に共有するためのシステムとして「DXデータセンター」を構築し、令和4年4月より一部運用開始。

○3次元データを取り扱うソフトウェアを搭載することにより、受発注者がBIM/CIM等の3次元データの閲覧、作成、編集等を遠隔で行うことが可能



効果

- WEB会議システムと移動型ネットワークカメラを使用し、事務所で遠隔立会を実施。
(現場での臨場を基本とするが、遠隔立会が可能な項目のみを実施する。)
- 監督職員の**移動時間(片道約40分)の縮減**、立会日時調整の緩和により**作業効率の向上**が図られる。



ケース1: 通信環境が **○**

⇒新たな投資が必要なウェアラブルカメラに代わり、スマホを活用してリアルタイムで現場と監督職員が画像共有することで検測等の確認を行う。



現地検測者



本体JV

遠隔立会者



地元Cランク

ケース2: 通信環境が **×**

⇒リアルタイムではなく、直前に現場で実施した検測等の動画をASPに登録(UP)することで任意の時間に監督職員が確認を行う。



ASP (情報共有システム) (直轄工事の9割で活用)

【現場代理人】

検測動画をASPに登録



工事目的物を確認しながら
工事帳票の処理が可能。

【監督職員】

録画動画を確認=立合終了



出張先、別の現場、移動中など

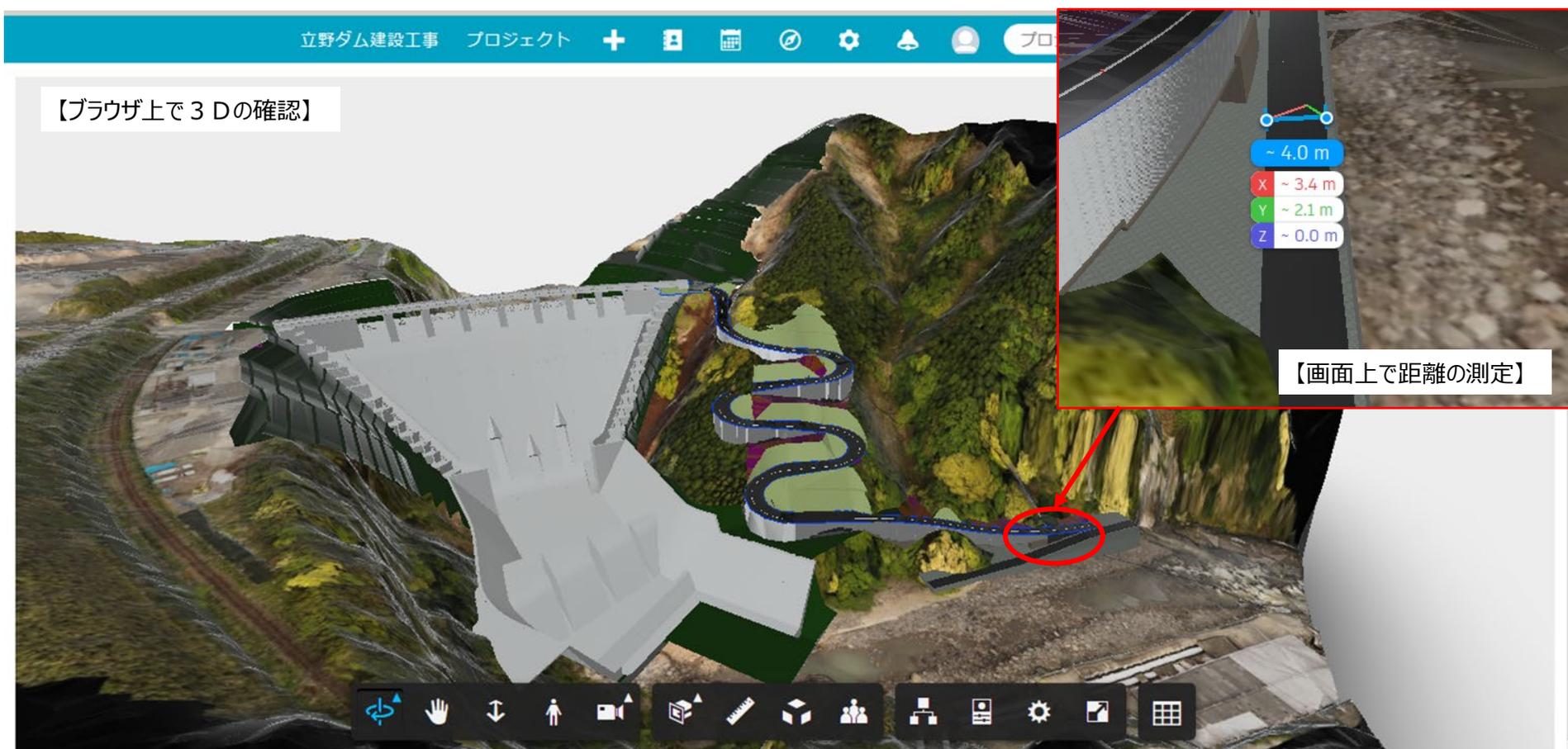
いつでもどこでも
工事帳票の処理が可能

ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)

従来の紙媒体では、工事書類の作成、印刷、配布、整理等に多くの時間や資源を費やす必要があったが、情報通信技術(ICT)を活用した「情報共有システム(ASP)」では、関係者が互いに作成した情報を「いつでも」「どこでも」検索、閲覧、取得できるようになり業務の効率化、省力化が図られる。

効果

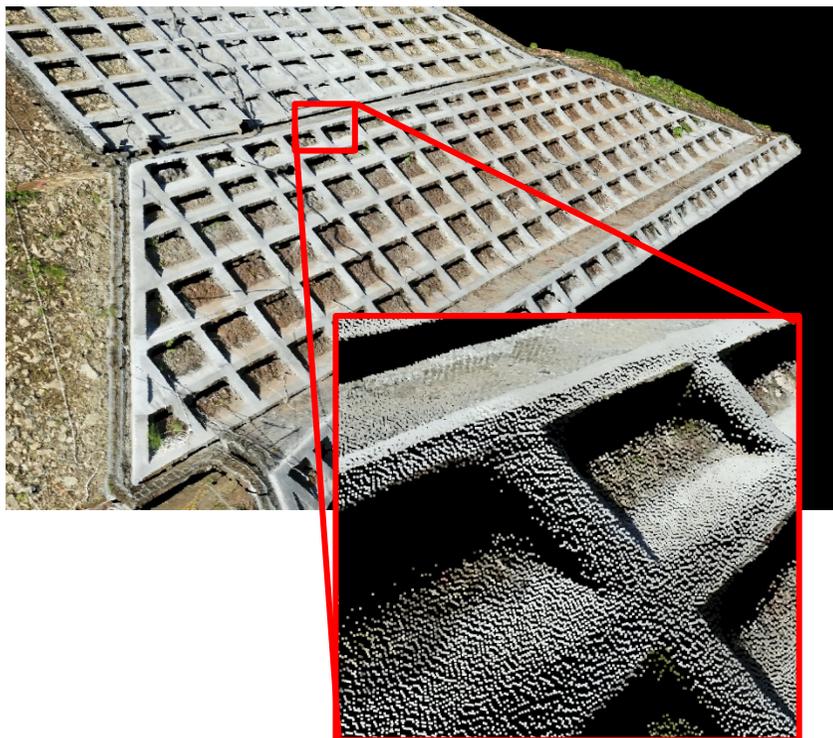
- ・従来の図面では経験等による認識のズレがあったが、三次元データであれば認識のズレの解消が可能となり、手戻りが解消。
- ・卓上のP C上でデータを確認することができる。寸法等の確認をすることが可能。
- ・三次元モデルによる打合せで、大人数であっても認識の統一を図ることが可能。



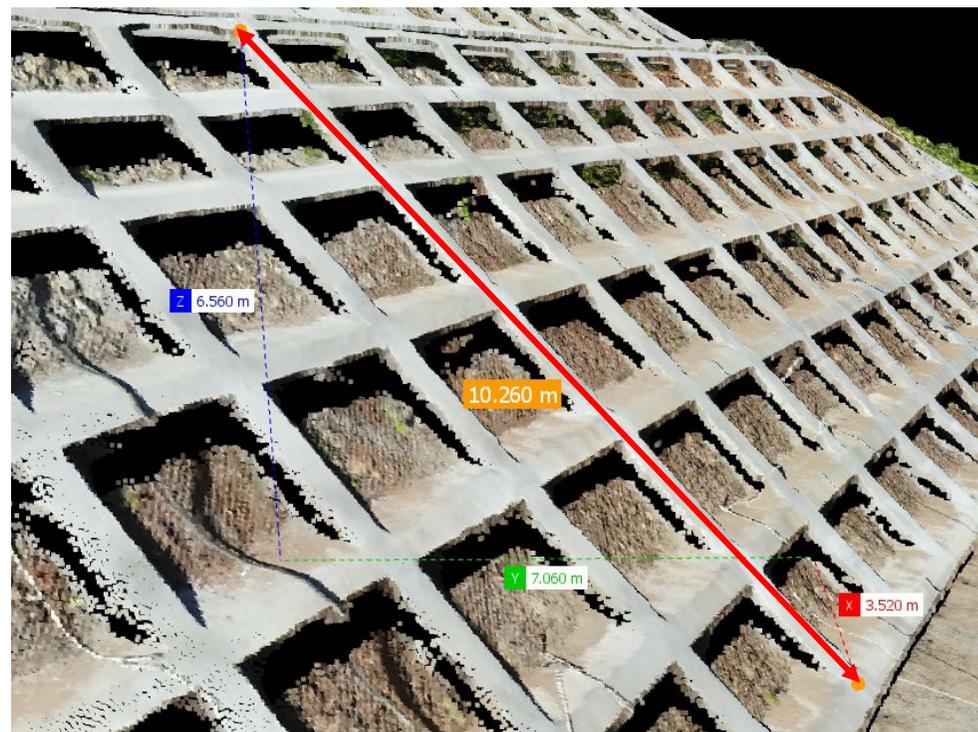
効果

- ・U A V 地形測量での点群データを用いて、法枠工の出来形管理を実施。
- ・ロープを使用した高所での計測作業の必要がないため、**労力削減の効果及び安全性の確保**が図られる。
- ・計測作業中の作業中断がないため、**施工の効率化**が可能となる。
- ・情報共有ソフトを使用することで、監督職員も**机上での立会が可能となり効率化**が図られる。

【点群データ】

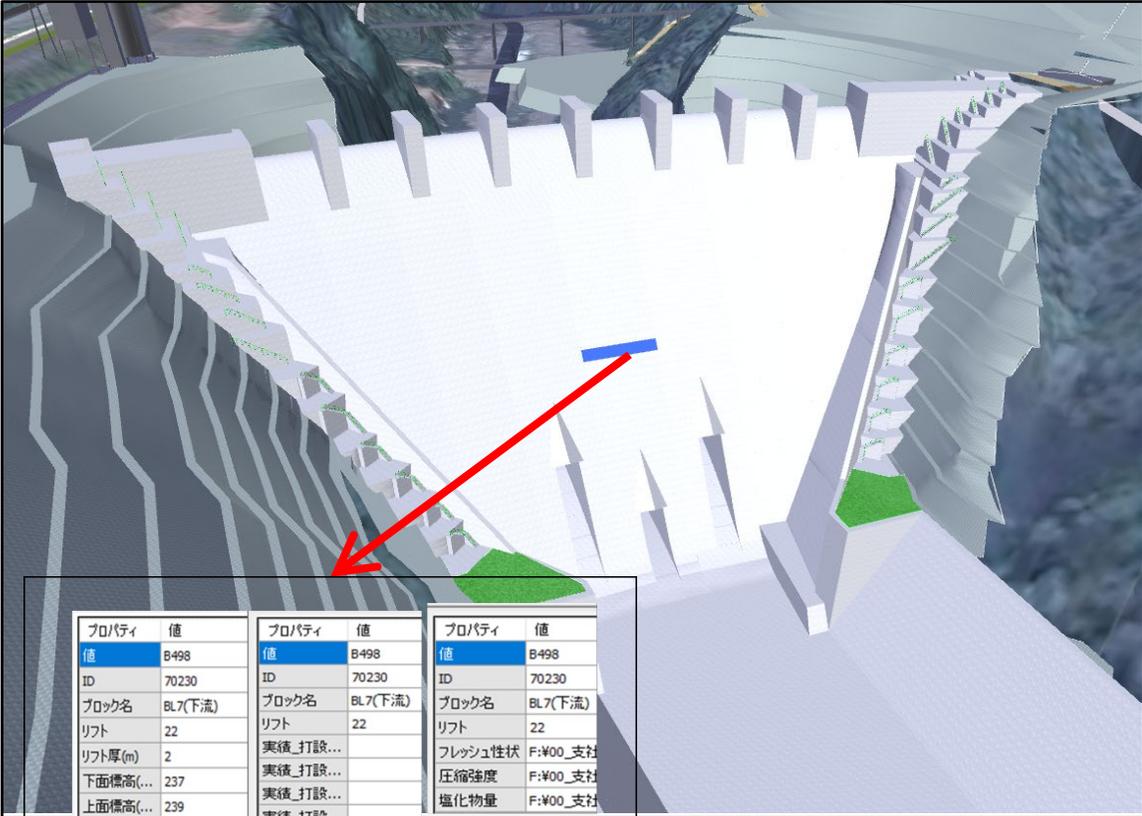


【3次元閲覧ソフト (Navisworks) にて計測】



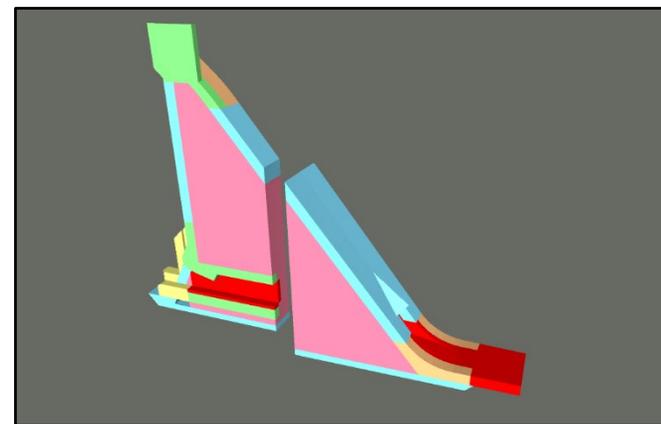
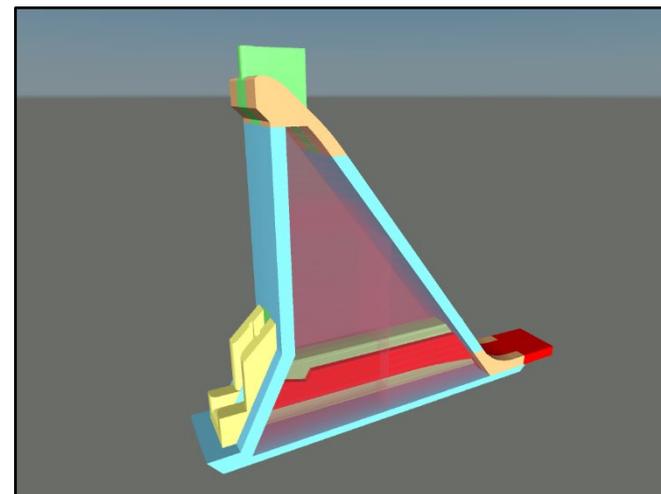
効果

- ・打設ブロック、コンクリート配合毎にモデルを作成し、日々の打設数量算出及び施工計画の検討に活用し、効率化を図る。
- ・打設ブロック毎に施工記録を属性情報として付与し、施工管理及び管理に向けての効率化を図る。



プロパティ	値	プロパティ	値	プロパティ	値
値	B498	値	B498	値	B498
ID	70230	ID	70230	ID	70230
ブロック名	BL7(下流)	ブロック名	BL7(下流)	ブロック名	BL7(下流)
リフト	22	リフト	22	リフト	22
リフト厚(m)	2	実績_打設...		フレッシュ性状	F:W00_支社
下面標高(...)	237	実績_打設...		圧縮強度	F:W00_支社
上面標高(...)	239	実績_打設...		塩化物量	F:W00_支社
設計打設量	211.7	実績_打設量	0		
計画_打設期	291	A配合	0		
計画_打設...	H32.5.18	B配合	0		
計画_打設...	H32.5.18	C配合	0		

外部参照



効果

- ・基礎処理した箇所を3次元モデル化することで、岩盤状況との関連性が確認できる。
- ・施工した箇所に属性情報を付与することで、**施工管理の一元化を図ることが可能となる。**

グラウチング施工モデル凡例

ルジオン値	色番号	単位セメント量(kg/m)	球半径(m)
Lu ≦ 2	160	Ce ≦ 10	0.3
2 < Lu ≦ 5	90	10 < Ce ≦ 50	0.5
5 < Lu ≦ 10	50	50 < Ce ≦ 100	0.8
10 < Lu ≦ 20	30	100 < Ce ≦ 200	1.0
20 < Lu ≦ 50	200	200 < Ce ≦ 500	1.3
50 < Lu ≦	10	500 < Ce ≦	1.5

【基礎処理CIMモデル】

選択すると属性情報が表示

プロパティ	値
図層名	KB02-U1-116-0-2-1
施工日時	2019/1/30
ブロック	KB02
種別	1次孔
孔列	U1
孔番	116
ステージ	8
回割	1
上端深度	37.5
区間長	2.5
孔径	46
傾斜角	80.6
単位中心...	898.2
ルジオン値	139.1
グラウト日割	02_グラウト日割01_カーテングラウ...

建築BIM推進会議と連携する事業(連携事業)について

「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」に応募のあった提案の中から、学識経験者等による評価を踏まえて、建築BIM推進会議と連携し、BIM導入のメリットの検証等を行う事業（14事業）を「連携事業」として位置付けることで、試行的な建築プロジェクトにおけるBIM導入の効果等を検証する取組みをさらに拡大します。

連携事業とは

- 「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」で採択されなかった提案のうち、
 - ・ 建築BIM推進会議と連携し、検討内容の熟度を高めることで、今後成果物が公表された場合に当該成果物の発展性・波及性等が見込まれるものとして有識者により構成される評価委員会にて評価されたものであり、
 - ・ 応募事業者の確認が得られたもの。（14事業）

取り組み内容

- 建築BIM環境整備部会・WGで意見交換を行いながら、応募提案に基づき検証等を実施。途中経過および成果物等については発表を行っていただき、委員より活動内容についての助言を実施。
- 検証等の内容は、原則として提案のあった下記の内容。
 - ① ガイドラインに沿って行われるプロジェクトにおける、BIM活用による生産性向上等のメリットの検証等
 - ② 関係事業者が、ガイドラインに沿ってBIMデータを受渡し等しつつ連携するにあたっての課題の分析等
- 事業の期間：令和2年度内
- 成果物：検証等結果を報告書にまとめ、公表。

番号	採択提案名	事業者	番号	採択提案名	事業者
1	プロセス横断型試行プロジェクトにおける共通データ環境の構築と検証	大和ハウス工業 ／株式会社フジタ	7	BIM設計による英国の分類体系(Uniclass2015)との整合性とコストマネジメントの検証	松田平田設計
2	「発注者視点でのBIM活用」の効果検証・課題分析	明豊ファシリティワークス	8	設計施工一貫BIMモデルを活用したデータ連携による業務の効率化とフロントローディングおよびBIMFMへの展開に関する取り組み	東洋建設／熊本大学
3	BIMモデリング活用による設計・施工業務効率化の検証～酒田中町二丁目地区市街地再開発事業・施設建築物新築工事におけるケーススタディ～	ブレンスタッフ ／林・菅原特定建設工事 共同企業体	9	BIMを活用した内装工事業の効率化・生産性向上・担い手育成を含む社内教育制度の確立	新日本建工／香川大学 ／芝浦工業大学
4	IFC及びIoT活用による情報管理と生産・維持管理プロセスへの検証～緊急時でも稼働を続ける施設の維持管理の仕組み～	FMシステム／松井建設 ／三建設備工業	10	維持管理BIMモデルの維持管理業務への効果検証・課題分析	日本郵政
5	施工へのBIMデータの受け渡しと維持管理BIM作成業務における課題分析	梓設計／戸田建設	11	設計施工一貫方式におけるBIMワークフローの効果検証・課題分析	安藤・間
6	研修所新築プロジェクトにおけるBIM導入の効果検証	東畑建築事務所 ／東洋ビルメンテナンス	12	六本木ヒルズノースタワー 各フェーズでのBIM活用及び有効性検証プロジェクト	三谷産業
			13	BIMモデルをプラットフォームとしたデータ連携の効果検証・課題分析	東急建設
			14	ワンモデル一貫利用とデジタル承認	大林組
					165

建築分野におけるBIMの活用・普及状況の実態調査(速報値・2月公表)

○ 現時点の建築分野におけるBIMの活用・普及状況を把握するため、建築BIM推進会議に参加する設計・施工等の13団体にアンケート調査を依頼。今後クロス集計等を進め、3月25日予定の建築BIM推進会議で確定値として公表予定。

実施時期：令和2年12月～令和3年1月 回答数(回収率)：813(34.4%)

調査協力団体(13団体)：(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)日本建築設備設計事務所協会連合会、(一社)建築設備技術者協会、(公社)日本建築積算協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、(一社)日本空調衛生工事業協会、(一社)日本電設工業協会、(一社)住宅生産団体連合会、(公社)日本アソシエイトマネジメント協会

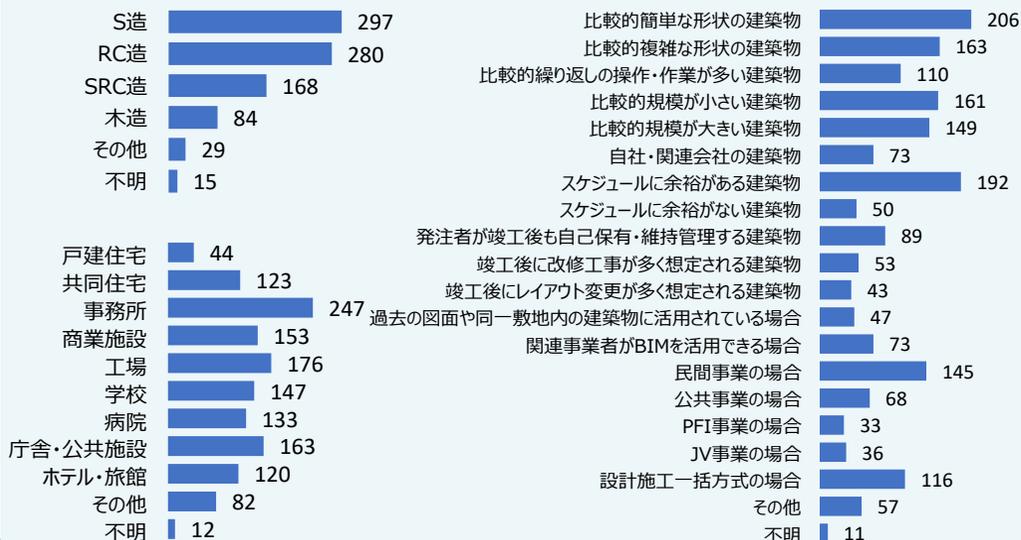
○ BIMの導入率については、46%が導入していると回答。

- ✓ 設計分野については、総合設計事務所の導入率が約8割、専門設計事務所が約3割（専門設計事務所では、意匠事務所に比べ、構造・設備・積算事務所の導入率が低い）。
- ✓ 施工分野については、総合建設業、専門工事会社のいずれも概ね約5割。

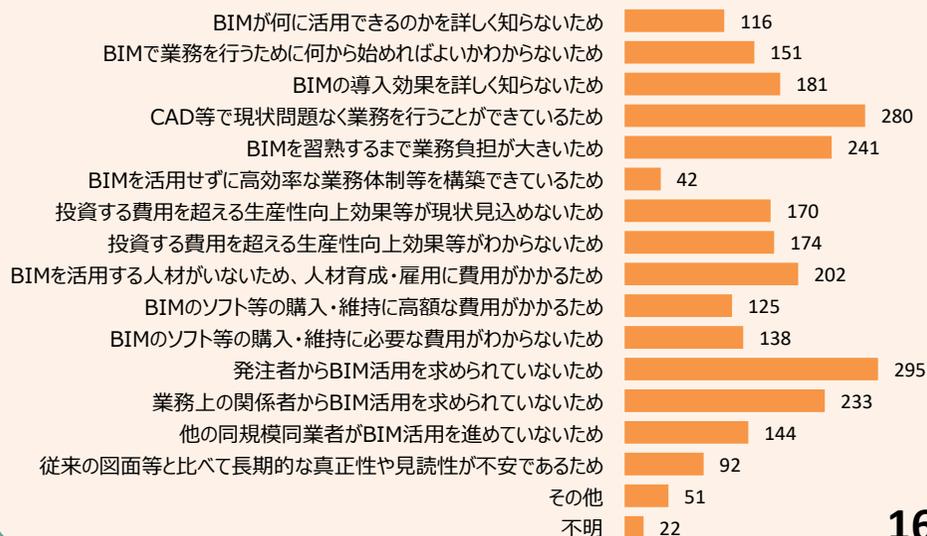


○【導入済】BIMを活用する建築物等の特徴として、

- ✓ S造・RC造と比較して木造での活用が少ない。
- ✓ 住宅用途の活用が少ない。



○【未導入】導入していない理由として、現状CAD等で業務ができていたり、習熟までの業務負担の大きさ、発注者や業務上の関係者から活用を求められていないことが挙げられている。



<問合せ窓口>

■九州地方整備局 企画部内に設置(技術管理課・施工企画課・技術検査官)

TEL 092-471-6331(代表) [ホームページ: http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/](http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/)

- ◇ i-Construction全般(ICT土工・規格の標準化・施工時期の平準化) ⇒技術管理課
- ◇ ICT土工に関する施工技術や機械・機器の調達に関すること ⇒施工企画課
- ◇ ICT土工に関する各種基準・要領等に関すること ⇒技術管理課・技術検査官
- ◇ ICT土工に関する技術習得のための研修活動等の支援 ⇒技術管理課

<『出前講座』も行っています！>

◇講座名：i-Constructionについて

◇内容：ICT活用工事の概要等

お気軽にお申し込み下さい。

- i-Constructionの中小企業への浸透を更に進めていくためには、中小企業において負担が大きい、ICTの導入や人材育成等への支援が必要
- 中小企業がICT施工を実施しやすい環境を構築するため、企業のICT実施状況を踏まえつつ、支援策を順次展開

① 小規模土工等の実態を踏まえた積算へ改善

- ・中小企業がICTを活用しやすい環境を整備
- ・ICT施工の実態を調査し、小規模施工をはじめ実態を踏まえた積算が可能となるよう、ICT建機の利用割合を現場に応じて設定できる積算に改善（従来、掘削工におけるICT建機の利用割合は25%で一律）



現地状況等に応じて、ICTと従来型の建機を使用

② ニーズに沿った3次元施工データの提供等

- ・地方整備局技術事務所等によるサポート体制の充実と3次元データの提供等の支援等

（支援イメージ例）

	3次元測量・設計データ作成 	ICT施工 
従来	施工業者（外注含む）	施工業者
今回	地方整備局等 データ提供  未経験企業等	

③ ICTに関する研修の充実等

- ・3次元データの作成実習等の充実
- ・“専任”の明確化の再周知による、監理技術者等のICTに関する研修への参加しやすい環境づくり

④ 地方公共団体への支援

- ・モデル事業における補助金等の活用

令和4年7月時点

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP
補助金	① ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援	購入費 公募終了 (次期公募未定)	https://www.nttdata-strategy.com/r3tousyo-monohojo/ https://www.nttdata-strategy.com/assets/pdf/r3tousyo-monohojo/r3_setsumeikai.pdf
	② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・精算プロセスの改善を行うための設備投資	購入費 11次申請受付 令和4年 5月26日～ 令和4年 8月18日迄	https://portal.monodukuri-hojo.jp/ https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/hosei/mono.pdf
	③ サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他	購入費 4次申請受付 令和4年 3月31日～ 令和4年 8月 8日迄	https://www.it-hojo.jp/ https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/hosei/IT.pdf
人材育成	④ 人材開発支援助成金	ICT土工をはじめとする特定訓練の経費や賃金補填	研修費 賃金補填 職業能力開発促進センター等	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000807259.pdf

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

令和4年7月時点

区分	制度	対象	実施機関	備考
税制優遇	⑤ 中小企業等経営強化法	生産性が年平均3%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税 市町村	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansi/index.html
	⑥ 中小企業等経営強化法	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	<div style="border: 2px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令和4年度末まで</div> 法人税、所得税、法人住民税、事業税 国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税)	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/ebiki_zeiseikinyu.pdf
	⑦ 中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等		https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei_summary.pdf
低利融資	⑧ IT活用促進基金	情報化施工機器の購入・賃借	購入・賃借 (株)日本政策金融公庫	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html
	⑨ 環境・エネルギー対策資金	建設機械	購入	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

- ◆ 国、地方自治体等の発注者及び地域を担う地元企業が、ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」から、技術修得や能力向上へのアドバイスを受けられる仕組みをつくり、ICT施工の更なる普及促進を図る ※令和3年11月24日運用開始



九州地方整備局

- ・ICTアドバイザーの公募
- ・アドバイザー登録、名簿公表

<募集区分>

- I : 3次元計測関係
- II : 3次元設計データ作成関係
- III : ICT建設機械による施工関係
- IV : 3次元施工管理関係
- V : 総合マネジメント
- VI : ICT施工の研修・講習会

<応募要件>

- ・工事又は関連業務における I ~ V の区分の実績
- ・ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動等又は研修・講習会等の実績

<任期>

無期限

<支援に要する費用>

技術支援に対する費用は原則無償
ただし、旅費交通費や研修・講習会に要する
機材等の費用はアドバイザーと依頼者にて決定

登録・公表

開始連絡
報告書提出

第1次登録 : 令和3年11月24日
第2次登録 : 令和4年 2月14日
第3次登録 : 令和4年 5月13日

※随時受付
4月、7月、10月、1月末日時点で
審査・リスト見直し

ICTアドバイザー

42社を登録
(令和4年9月30日時点)

- 技術支援
- ・助言、技術的指導
- ・各種研修、講習会等への協力

- ・依頼の内容を確認し支援の可否を判断
- ・支援の開始及び終了時に所定の様式にて九州地方整備局へ報告

技術相談
支援依頼

技術支援 ※原則無償

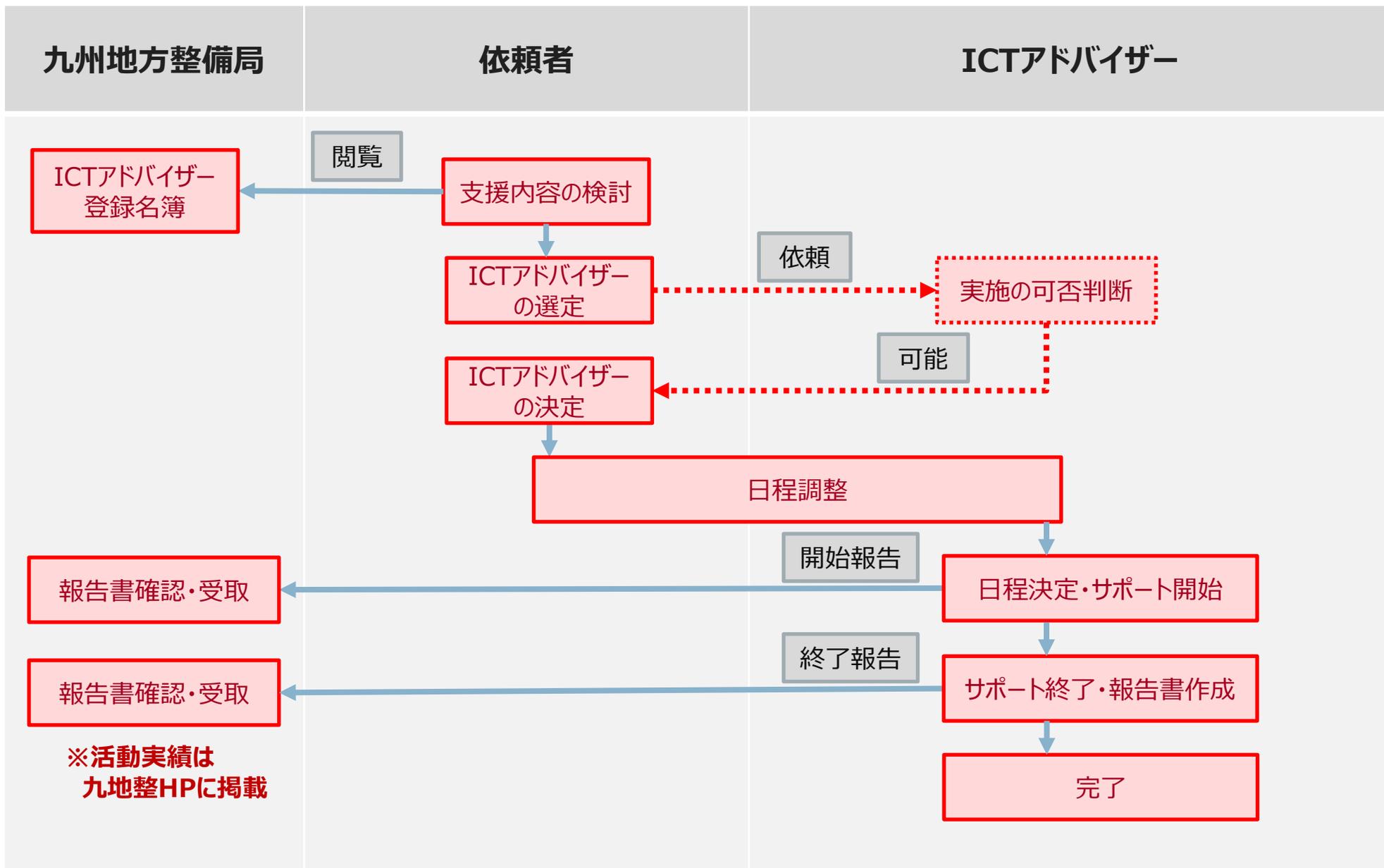
発注者

施工者

・アドバイザー選定、依頼

- ・ICTアドバイザー名簿に基づきアドバイザーを選定し依頼
- ・ICT機器の使用・施工方法、出来形管理等について支援依頼
- ・研修、講習会開催に向けてのアドバイス又は講師派遣依頼

ICTアドバイザーへの依頼から実施までのながれ



- ・ インフラDXを推進する取組の一環として、ICT施工に関する普及促進と人材育成を目的に、ICT施工eラーニングを構築
- ・ 学生や若手技術者に興味を持ってもらえるよう動画による学習プログラムを採用

ICT施工 eラーニングの特長

- ・ ネット環境があれば、いつでもどこでも学習が可能
- ・ 非接触型の学習方法のため、コロナ禍における感染防止対策に寄与
- ・ 受講完了時に受講証明書を発行。

CPD(建設コンサルタンツ協会)の単位やCPDS(全国土木施工管理技士会連合会)のユニットの申請に活用可能

アクセス先：<http://www.ictc-e-learning.qsr.mlit.go.jp>

▼進行役のナビゲーターがご案内



▼教材映像



章番号	章名
1	i-Constructionの概要とICT施工
2	ICT施工導入による変化
3	衛星測位
4	3次元測量技術① ～概要と無人航空機（UAV）空中写真測量について～
5	3次元測量技術② ～レーザースキャナーを用いた測量と トータルステーション（TS）を用いた測量～
6	3次元設計技術
7	ICT建機の施工技術①～ICT建機の概要～
8	ICT建機の施工技術②～ICT建機と導入メリット～
9	3次元出来形計測技術
10	3次元データの検査・納品
11	ICT施工のまとめ

▲全11章・87科目から構成
動画再生時間 3時間32分



ICT施工学習システム

1) i-Constructionに取り組む背景と概要

問題

i-Construction の取り組みについて、もっとも適したものは以下のうちどれでしょう？

A. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、国際競争力を高める取り組み

B. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、建設プロセス全体の生産性向上を図る取り組み

C. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、働き手を増やしていく取り組み

回答する

▲小テスト



No.000001

受講証明書

受講者名	山田太郎
プログラム名称	ICT施工eラーニング
受講日	1-1 2021年7月21日～11-10 2021年7月25日
受講時間	3時間32分

上記の講習を受講したことを証明します。

国土交通省 九州地方整備局

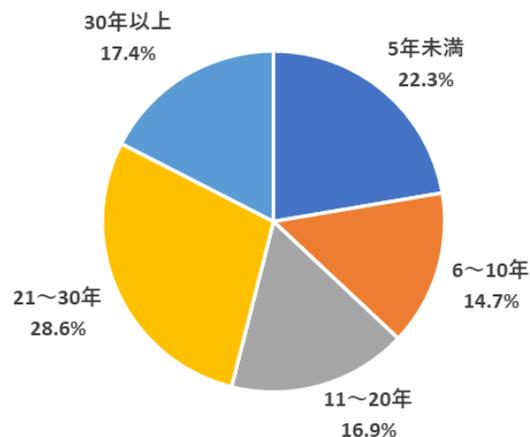
▲受講証明書

アンケート結果（2022年9月末時点 受講完了者：1,972名）

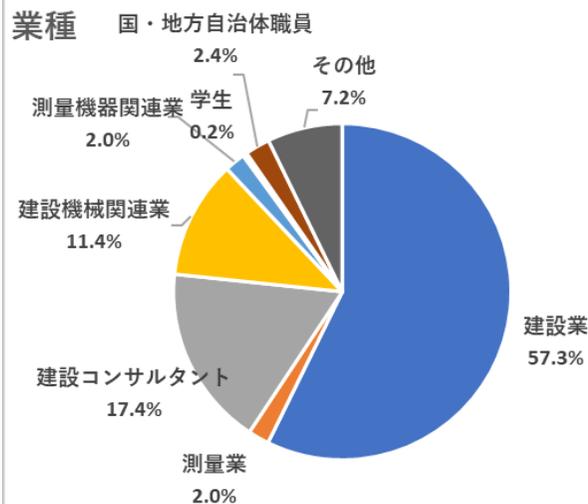
（登録者数：3,793名）

※2021年8月6日公開

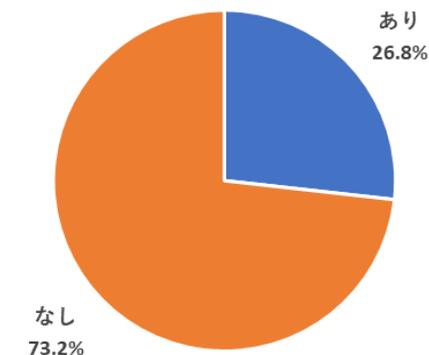
業務経験年数



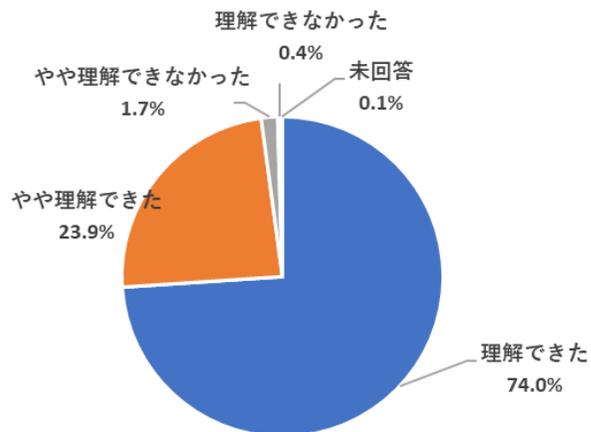
業種



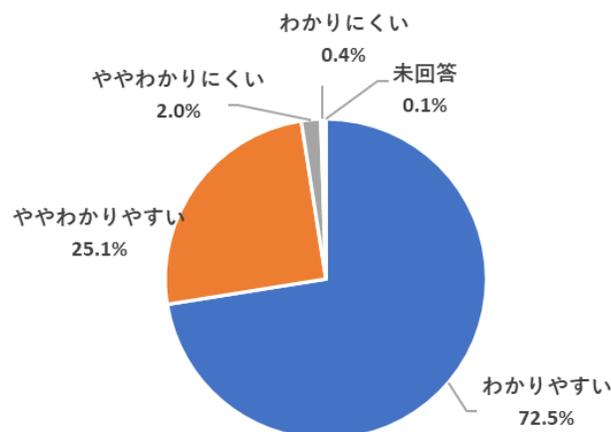
ICT施工経験有無



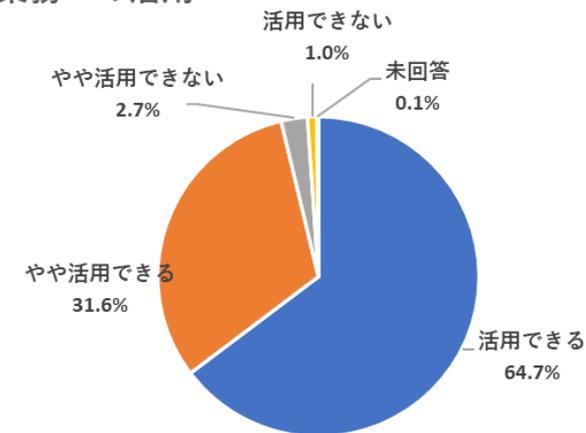
理解度



わかりやすさ



業務への活用



7. 工事の入札制度の透明性の 確保と適正価格での調達・受注

総合評価落札方式の概要

- ・総合評価落札方式は、**価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とする**ことにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。
- ・九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点(標準点+加算点+施工体制評価点)を入札価格で除することにより算出する。(除算方式)

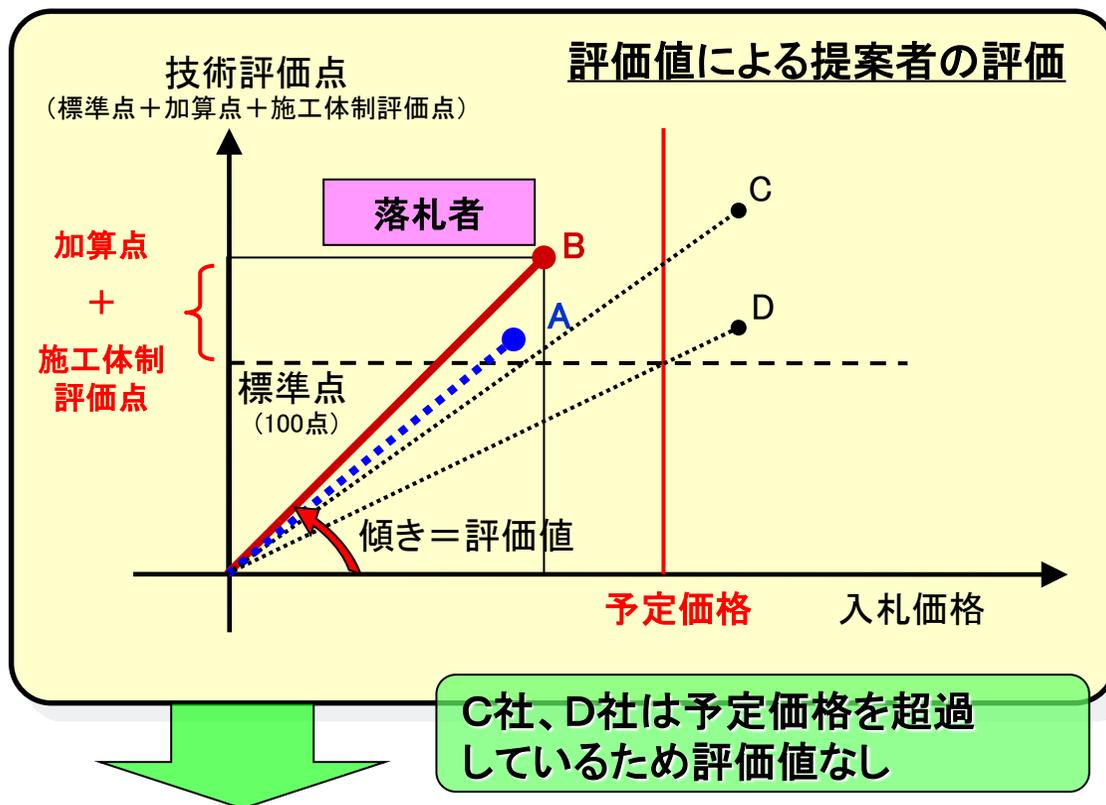
【落札者の決定方法】

※**予定価格の範囲内**で、**評価値が最も高い者**を落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

【技術評価点の設定の考え方】

・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点の上限を11点から64点までの範囲、施工体制評価点満点30点で構成する。



入札価格が最も低いのは、A社。しかし、**評価値が最も高いのは、B社。**
したがって、最も評価値の高い B社 が落札者となる。

入札契約方式と工事種別毎の等級区分

- ・九州地方整備局では、**すべての工事において一般競争入札を原則とする。**
- ・予定価格2.5千万円未満については工事希望型競争入札※1を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

予定価格	九州地整運用	負担行為担当官		一般土木	建築	As舗装	造園	電気設備	暖冷房 衛生設備	その他 ※ランク無し
		一般土木	官庁営繕							
7.2億円	一般競争入札 (WTO対象)	本官 契約	本官 契約	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	
※2 6.8億円				Bランク	Bランク					
3.0億円	一般競争入札	分任官 契約	本官 契約 又は 分任官 契約	Cランク	Cランク	Bランク	Aランク	Bランク	Bランク	Co舗装 鋼橋上部 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 受変電設備 橋梁補修
2.0億円				Cランク	Cランク					
1.2億円		Dランク	Dランク	Bランク	Bランク	Bランク	Cランク	Cランク		
0.6億円		Dランク	Dランク							
0.5億円	一般競争入札	分任官 契約	本官 契約 又は 分任官 契約	Dランク	Dランク	Bランク	Bランク	Cランク	Cランク	
0.25億円				Dランク	Dランク					

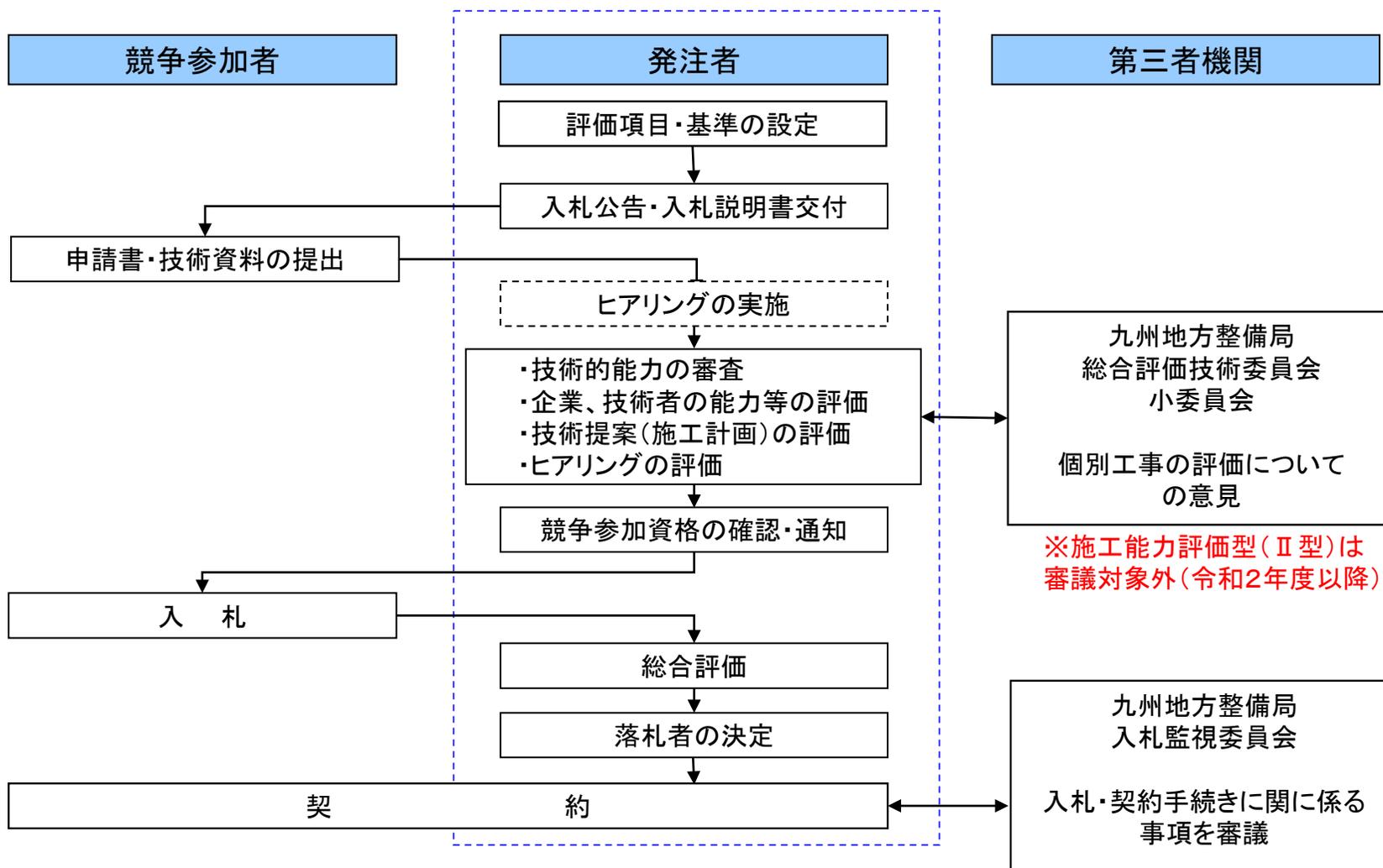
※1 入札参加者の確保が困難な場合、工事希望型競争入札方式も適用可

※2 WTO対象工事は、令和4年度から6.8億円以上

【工事希望型とは】概ね20者程度選択し技術資料の提出を求め、提出された当該資料等に基づき指名する方式

総合評価落札方式の実施フロー

・競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、**第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会 小委員会」**において意見を聞くこととしている。また、入札・契約手続きに関する事項については、**第三者機関「九州地方整備局入札監視委員会」**において審議することとしている。



総合評価落札方式適用のタイプの概要

←
施工能力を評価する
→
←
施工能力に加え、技術提案を求めて評価する
→

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない(実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階で審査		点数化			
ヒアリング	実施しない※		必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない※		必要に応じて試行的に実施			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II 型	I 型	S 型	A III 型	A II 型	A I 型

※九州地整独自設定

総合評価落札方式のタイプの概要

■施工能力評価型

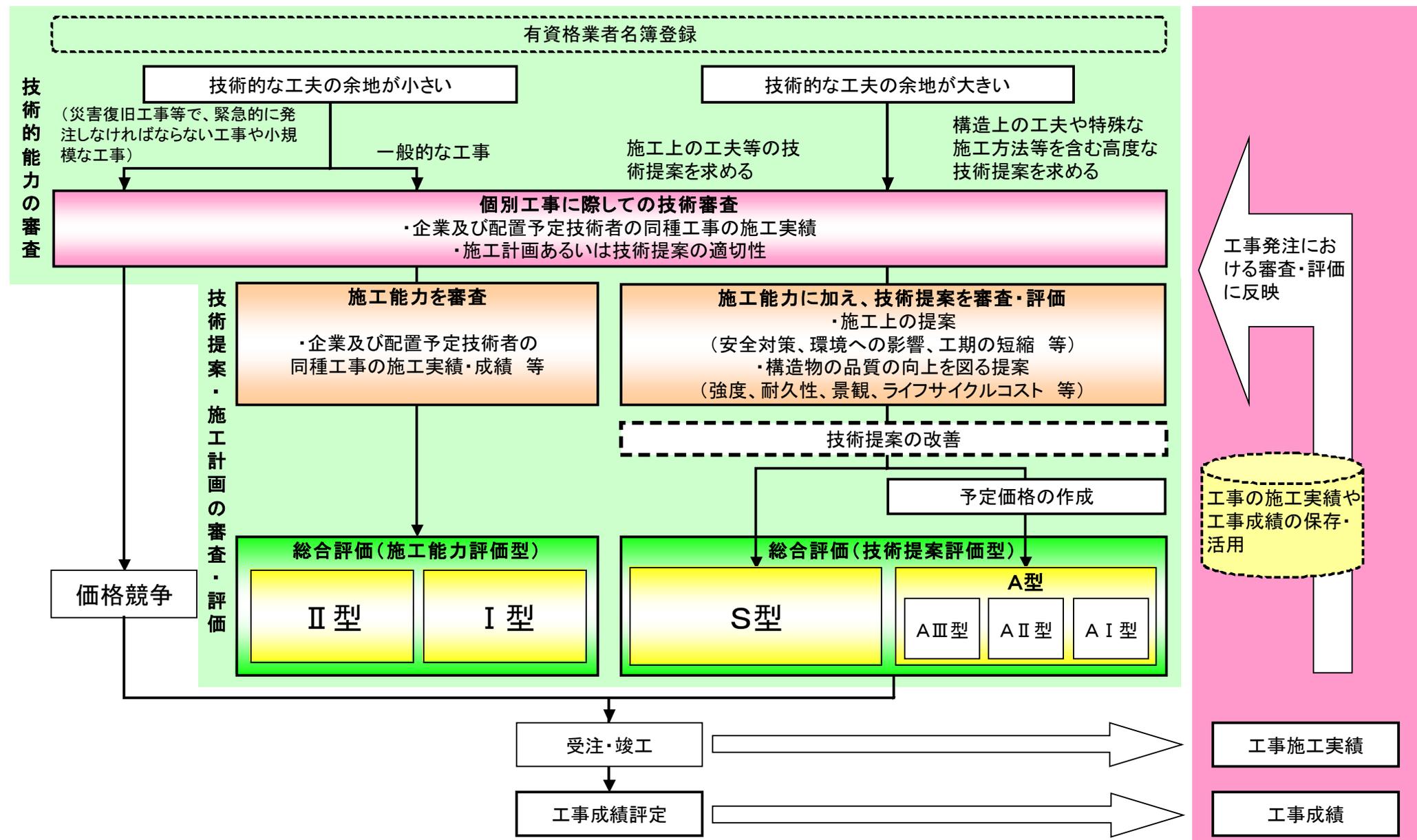
施工能力評価型は、**技術的工夫の余地が小さい工事を対象**に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、**施工計画**を審査するとともに、企業的能力等(当該企業の施工実績、工事成績、表彰等)、配置予定技術者の能力等(当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等)に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う**I型**と、企業的能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う**II型**に分類される。

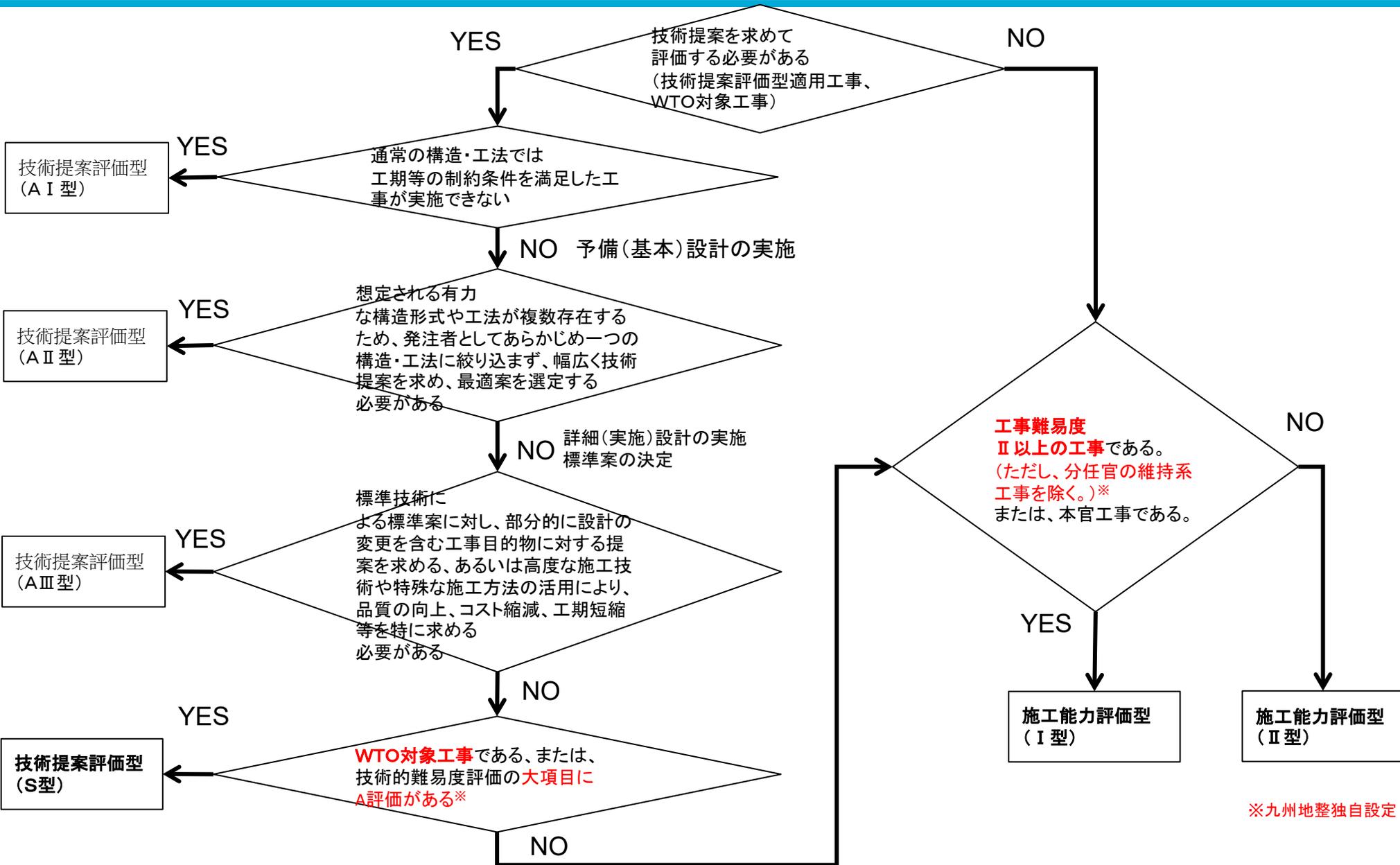
■技術提案評価型

技術提案評価型は、**技術的工夫の余地が大きい工事を対象**に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別され、**A型**は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の**技術対話を通じて技術提案の改善を行う**とともに、**技術提案に基づき予定価格を作成**した上で、技術提案と価格との総合評価を行う方式。**S型**は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される**施工上の工夫等の技術提案**と価格との総合評価を行う方式として実施している。



総合評価落札方式のタイプ選定フロー



※九州地整独自設定

- ・総合評価落札方式のタイプ選定は、工事規模や難易度により下表のように設定する。
- ・1千万円以下の工事については、施工能力評価型(Ⅱ型)を適用する。

工事規模(億円)							
6.8		WTO 技術提案評価型(S型)			WTO 技術提案評価型(A型)		
	3.0	施工能力評価型(I型) ※2		技術提案評価型(S型) ※1			
	0.1	施工能力評価型(Ⅱ型)	施工能力評価型(I型) ※2				
工事の難易度		I	II	III	IV	V	VI

※1 工種および難易度によっては技術提案評価型(A型)を選定できる

※2 工種および難易度によっては技術提案評価型(S型)を選定できる

注)これにより難しい場合は、総合評価落札方式のタイプ選定フローを参照

※令和4年度から6.8億円

工事の技術的難易度

工事の技術的難易度(河川・道路関係)

出典:国土交通省 請負工事成績評定要領

事業分類	工事区分	工事難易度					
		低い	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	高い
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳、シールド、開削)			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進・開削)、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳、シールド、開削)、共同溝(シールド)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋)				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			

工事の技術的難易度(官庁営繕、土木営繕関係)

建物機能分類	建物例	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

総合評価落札方式のタイプ選定毎の配点割合

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案(施工計画)、②企業の能力等、③配置予定技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、下表の通りとする。
- ・地域貢献等の評価は、②企業の能力等の中で必要に応じて設定する。

評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型				
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	S型(WTO)	A型(Ⅲ)	A型(Ⅱ)	A型(Ⅰ)
施工計画	—	○	—	—	—	—	—
技術提案	—	—	30	60	70	70	70
企業の能力等	20(16)	20	15	—	—	—	—
配置予定技術者の能力等	20(14)	20	15	—	—	—	—
賃上げの実施に関する評価	3(2)	3	4	4	4	4	4
加算点満点	43(32)	43	64	64	74	74	74
提案内容	—	施工計画	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物 そのものに係る提案	
評価方法	—	可or不可	点数化		点数化		
段階選抜方式	—	—	△	△	△		
配置予定技術者ヒアリング	—	—	△	△	○		

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

○: 必須
△: 必要に応じて実施

総合評価落札方式の方式選定基準

- ・総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を下表に示す。
- ・ヒアリングでは、**配置予定技術者の監理能力**又は**技術提案に対する理解度**を確認する。

	施工能力評価型		技術提案評価型		
	II型	I型	S型		A型
			WTO以外	WTO対象※	
ヒアリング	実施しない	実施しない※	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する		必須。 ただし、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない
段階選抜方式	実施しない	実施しない※	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施する (一般土木工事、建築工事のWTO対象案件は原則実施) 一次審査における審査評価点の合計の上位10者又は15者を選抜する		

※九州地整独自設定

【参考】ヒアリング内容及び評価 (案)

評価指標	ヒアリングの内容	評価
1. 監理能力の確認	・実績工事の概要 (工事内容及び工事での役割等)	ヒアリング内容により 「配置予定技術者の工事実績評価点×係数 (1.0、0.5、0.0) ※」
2. 技術提案に対する理解度	・本工事の特徴を踏まえた提案理由と提案内容、効果の理解度 ・提案の効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項の適切性	ヒアリング内容により 「技術提案評価点 (テーマ毎) ×係数 (1.0、0.5、0.0) ※」

※係数は、必要に応じて適宜設定できる。

総合評価落札方式のタイプ毎の評価項目

- ・施工能力評価型及び技術提案評価型(S型)の評価項目は下表のとおりとする。
- ・本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木(B)、PC(セグメント桁を除く)及び建築(B)においては、地元企業活用評価型を適用する。
- ・なお、技術提案評価型(A型)については、別途ガイドラインにより実施する。

凡例) ◎：必須項目 ○：選択項目 ●：段階選抜の場合の評価項目
△：地元企業活用評価型の場合の評価項目

評価の視点	評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型 (S型)		
		II型	I型	WTO以外	WTO	
①施工計画	施工計画 (1テーマ：設計図書(標準案)の範囲内で重点的に配慮すべきこと)		◎※1			
②技術提案	工事的物の性能・機能に関する事項	品質の向上				
		環境の維持				
	社会的要請に関する事項	交通の確保				
		特別な安全対策		◎	◎	
		省資源対策またはリサイクル対策				
総合的なコストに関する事項及び施工計画	ライフサイクルコスト					
	施工上配慮すべき事項					
③配置予定技術者の能力等	工事実績	◎	◎	◎	●	
	工事成績	◎	◎	◎		
	表彰(優秀技術者、若手技術者)	◎	◎	◎		
	配置予定技術者の資格	◎	◎			
	オプション	継続教育(CPD)の状況	○	○		
		指定する工事の施工実績	○	○		
		発注者の指定する資格保有技術者	○	○		
		橋梁補修工事の実績	○	○	○	
その他		○	○			

※1 施工計画は可か不可のみを評価する。

評価の視点	評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型 (S型)		
		II型	I型	WTO以外	WTO	
	工事実績	◎	◎	◎	●	
	工事成績	◎	◎	◎	●	
	表彰(安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定	◎	◎	◎	●	
	工事の手持ち状況	◎※2	◎※2	○		
④企業の能力等	週休2日の実績	◎	◎			
	配置予定技能者表彰及び登録基幹技能者配置	○	○	△		
	オプション	下請予定業者の表彰実績	○	○	△	
		ICT施工の実績	○	○		
若手・女性技術者の配置		○	○			
⑤地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績	○	○		
		特定工事の実績	○※3	○※3		
		その他オプション項目	○	○		
		その他オプション項目	○	○		
⑥地元企業活用評価型	地元企業活用比率	△	△	△		
⑦賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等	◎	◎	◎	◎	
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)	◎	◎	◎	◎	
⑧施工体制の審査・評価	品質確保のための体制等を確認し、施工内容の確実な実現性を審査・評価 ・品質確保の実効性 ・施工体制確保の確実性	◎	◎	◎	◎	
⑨減点項目	事故及び不誠実な行為に対する、「指名停止」「文書注意」「口頭注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10%又は5%、2.5%を減点する。	◎	◎	◎	●	

※2 一般土木工事のみ必須、その他の工種は選択項目。ただし、地元企業活用評価型は選択項目

※3 土木系工事は原則必須

1) 令和4年度 基本方針

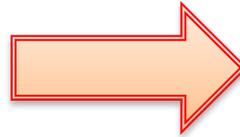
- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 令和4年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。

2) 「専任補助者制度」の導入

- 品質を確保しつつも、担い手確保のために若手技術者が工事実績を積む機会の確保を目的に専任補助者制度を導入
- 経験豊富な専任補助者を配置することで、若手技術者を主任（監理）技術者に配置することができる。
- 専任補助者制度活用の有無は契約締結後に選択が可能とする。
- ◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事）

手続の流れ

- ①通常の手続を実施
【A社が以下で申請】
 - ・配置予定技術a（経験豊富）
- ②落札決定
 - ・A社が落札
- ③契約
 - ・技術者aを主任（監理）技術者として契約



- ④受発注者間の協議で以下が可能
（契約締結後工事着手前まで）
 - ・若手技術者bを主任（監理）技術者とし、技術者aを専任補助者として専任で配置
- ※若手技術者bの条件
- ・主任（監理）技術者となりうる資格
 - ・最低限の該当工事の施工経験
（例：一般土木工事の施工経験）

入札公告記載例

1 工事概要

本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、専任補助者を配置する場合は、契約締結後工事着手前までに、配置した主任技術者又は監理技術者の中から選定するものとし、受発注者間の協議によって決定する。

専任補助者は、本工事の他の役職（現場代理人、担当技術者）を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。なお、専任補助者を配置する場合、専任補助者以外の主任技術者又は監理技術者の施工経験は、一般土木工事の施工経験（代要件）に代えることができる。

3) 「カーボンニュートラル」取組実績の評価

概要

◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式） （対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

建設現場におけるカーボンニュートラルの取組を推進することを目的に、評価項目を追加した。

1. 一次審査

「企業の能力等」にて「カーボンニュートラル取組実績」を評価(1点)

2. 評価基準

①SBT認定取得企業の証明による評価

SBT認定：

企業が設定する温室効果ガス排出目標を認定機関が認めたもの。

②燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績による評価

燃費性能に優れた建設機械：

A低炭素型建設機械認定制度、B燃費基準達成建設機械認定制度又は、C特定特殊自動車排出ガス規制法（オフロード法）排出ガス2014年基準（同等以上）に適合するもの。
（認定状況は国土交通省HPより確認すること。）

【国土交通省>>総合政策>>建設施工・建設機械>>地球温暖化対策】（A Bの実績）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan.tk_000005.html

【国土交通省>>総合政策>>建設施工・建設機械>>排出ガス対策】（Cの実績）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan.tk_000006.html

※①については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第8条8項」における

「関係会社」において、認定を取得している場合も評価する。

①②とも、当該JV又は構成員の何れか1者の実績でよい。

②はABC何れか一つの実績でよい。（公共工事、民間工事の別を問わない。）

配点

一次審査		評価点
配置予定技術者の能力等	工事实績	5
	小計	5
企業の能力等	工事实績	5
	工事成績	5
	表彰	2
	ワークライフバランスの認定	1
	労務費見積り尊重宣言の確認	1
	カーボンニュートラル取組実績	1
	小計	15
小計		20
技術提案（一次審査）（1課題）		20
合計		40

【参考】財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則

第8条8項

この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

4) 段階選抜方式における1次選抜者数の見直し

概要

◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）
（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

・R3年度より、参入機会拡大を目的として、一次審査に技術提案を1課題のみ求めることとし、選抜者数を10者としたが、より高い競争性の確保を行う観点から、一次選抜者数の見直しを行う。

* 大規模工事
（特定建設工事共同企業体対象工事に該当）

- (1) ①～③に定める規模の工事
 ①ダム：工事費がおおむね100億円以上
 ②堰、水門、トンネル等：工事費がおおむね50億円以上
 ③建築物：工事費がおおむね30億円以上

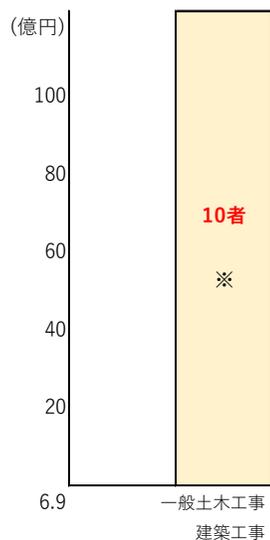
⇒ 現行：10者

⇒ 令和4年度：①大規模工事*：10者

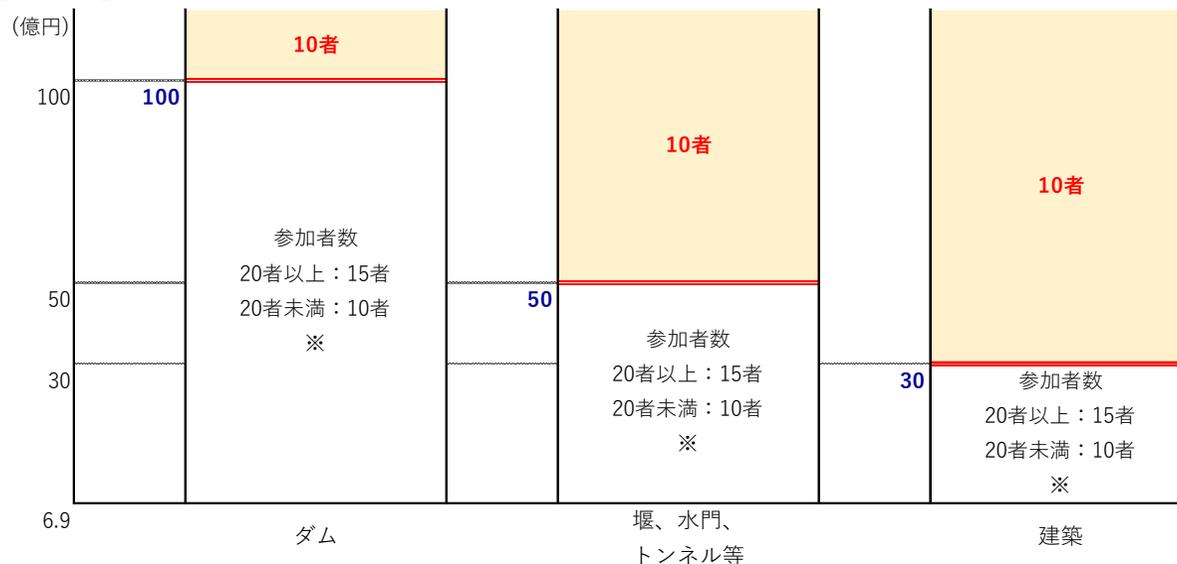
②①以外で、参加者数が20者未満の場合：10者（10者未満の場合は参加者全てを選抜）

③①以外で、参加者数が20者以上の場合：15者

【現行】



【見直し】



— : 大規模工事の工事費

※ : 参加者が10者未満の場合は、参加者全てを選抜

5) 本官工事の「週休2日工事の実績」「ICT施工の実績」の評価対象の見直し

概要

◆評価項目：「週休2日工事の実績」「ICT施工の実績」（オプション項目）

◆対象：施工能力評価型（I型・II型）【本官工事】

・本官工事の対象者は、全国で施工をしているため、全国の工事を評価対象とする。

⇒ 現行：九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事を評価対象

⇒ 令和4年度：現行に加えて、地方整備局が発注した工事（港湾空港関係を除く）（九州地方整備局を問わない）を追加

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	週休2日工事の実績	過去1カ年度+当該年度に完成した工事における週休2日工事の実績 【分任官】 九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事 【本官】 地方整備局（港湾空港関係を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事	4段階	4週8休工事の実績：A、 4週7休工事の実績：B、 4週6休工事の実績：C、 週休2日工事の実績なし：E	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0
企業の能力等（オプション項目）	ICT施工の実績【維持修繕、As舗装は必須】	過去1カ年度+当該年度に完成した工事におけるICT施工（①起工測量～⑤成果品納品）の実績 【分任官】 九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事 【本官】 地方整備局（港湾空港関係を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事	4段階	同一工事内で①～⑤全てを実施した実績：A、 同一工事内で①～⑤の一部（3項目以上（②、④、⑤は必須））を実施した実績：B、 同一工事内で①～⑤の一部（2項目以上）を実施した実績：C、 ICT施工の実績なし：E	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0

6) 施工能力評価型の「企業的能力等」「地域貢献等」のオプション項目設定方法の見直し

概要

- ◆評価項目：「企業的能力等」と「地域貢献等」のオプション項目
 - ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【本官工事】
 - ・工事内容に合わせたオプション項目の設定が可能となるように、オプション項目の選択に自由度をもたせる。
- ⇒ 現行：「企業的能力等」のオプション項目を1点、「地域貢献等」のオプション項目を6点で固定
 ⇒ 令和4年度：「企業的能力等」と「地域貢献等」のオプション項目の合計を7点とする。

【現行】

分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点
企業 の 能力 等	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	1点	地域 貢 献 等	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	6点
	若手・女性技術者の配置促進			特定工事の実績【土木系工事は原則必須】	
	下請け予定業者の表彰実績			近隣地域内工事の実績	
	〇〇工事の実績			近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】			継続的な技術者保有に基づく信頼度	
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ）型の場合は必須】			継続的な営業に基づく信頼度	
	ISOの認証取得状況			工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証			製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	
	建設業労働災害防止協会加入			専門工種の施工機械自社保有状況	
	建設業退職金共済制度加入			建設業退職金共済制度加入	
	その他評価すべき項目			その他評価すべき項目	

【見直し】

分類	評価項目	分類	評価項目	配点
企業 の 能力 等	ICT施工の実績【維持修繕、As舗装は必須】	地域 貢 献 等	災害協定に基づく活動実績【維持修繕、As舗装は必須】	7点
	若手・女性技術者の配置促進		特定工事の実績【土木系工事は原則必須】	
	下請け予定業者の表彰実績		近隣地域内工事の実績	
	〇〇工事の実績		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】		継続的な技術者保有に基づく信頼度	
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ）型の場合は必須】		継続的な営業に基づく信頼度	
	ISOの認証取得状況		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	
	建設業労働災害防止協会加入		専門工種の施工機械自社保有状況	
	建設業退職金共済制度加入		建設業退職金共済制度加入	
	その他評価すべき項目		その他評価すべき項目	

7) 施工能力評価型の「企業の能力等」の配点の見直し

概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
【分任官工事】

- ・工事内容に合わせたオプション項目の設定が可能となるように、配点を見直す。
- ・〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置を必須からオプション項目とし、配点を2点から1点とする。

⇒ 現行：必須：13点 オプション項目：1点

⇒ 令和4年度：必須：11点 オプション項目：3点

※令和4年度より、「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」の評価項目名称を「指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置」に変更する。

配点

		現行 (Ⅰ型)	現行 (Ⅱ型)	見直し (Ⅰ型)	見直し (Ⅱ型)		
企業の 能力等	必須	工事実績	2	2	2	2	
		工事成績	4	4	4	4	
		表彰	1	1	1	1	
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	3	3	3	3	
		週休2日工事の実績	1	1	1	1	
	見直し：オプション 現行：必須	〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2	2	1	1	
		ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	1	1	1	1	
	オプション	若手・女性技術者の配置促進	1	1	1	1	
		下請け予定業者の表彰実績	1	1	1	3	3
		〇〇工事の実績	1	1	1	1	
		ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	2	2	2	2	
		新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	1	1	
		ISOの認証取得状況	1	1	1	1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	1	
建設業労働災害防止協会加入		1	1	1	1		
建設業退職金共済制度加入		1	1	1	1		
その他評価すべき項目		1	1	1	1		
小計		14	14	14	14		

8) ジュニアマスター評価の追加

概要

◆評価項目：「企業の能力等」

「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

- 建設技能者のキャリアアップステージの強化を図り、もって若年者の入職促進を図ることを目的で建設ジュニアマスターが設立されている。そのジュニアマスターの方にインセンティブを付与するために新設する。

⇒ 現行：優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（大臣表彰）又は国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（局長表彰）又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を3名配置：A、国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（事務所長表彰）又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を2名配置：B、当該工事内容に該当する登録基幹技能者を1名配置：C、なし：E ※登録基幹技能者の複人数配置は、各々別の職種に限る

⇒ 令和4年度：下記評価基準のとおり

※令和4年度より、「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」の評価項目名称を「指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置」に変更する。

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 【但し、工種によってはオプションとする】	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の被顕彰者、国土交通行政功労表彰（優秀現場従事者）九州地方整備局長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者3名配置：A、 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）の被顕彰者、国土交通行政功労表彰（優秀現場従事者）事務所長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者2名配置：B、登録基幹技能者1名配置：C、なし：E ※登録基幹技能者の複人数配置は、各々別の職種に限る	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0

9) 技術提案チャレンジ型の評価内容の見直し

概要

◆対象：施工能力評価型（I型） 【技術提案チャレンジ型】

・地域を支える建設業者の受注機会のチャンスを更に拡大するため、以下を変更する。

①配点の見直し **30点→10点**（詳細は右記のとおり）

②施工計画

・項目数を2項目から**1項目**に見直し、**競争参加資格の要件**とする。（**加算点を廃止し、「O」「X」評価とする。**）

※施工能力評価型（I型）と同様の考え方

③受注実績【I型】の評価基準の見直し（当該年度の受注実績）

⇒現行 0件：A 1件：B 2件：C 3件：D、4件以上：E

⇒令和4年度 0件：A 1件：D 2件以上：E

受注実績【II型】は変更なし

④「地域貢献等」のオプション項目に「**近隣地域内工事の実績**」を追加する。

配点

分類	評価項目	現行		見直し		
計画工	施工計画 (1課題)	20	20	-	-	
企業 の 能力 等	どちらか必須 【I型】 当該年度受注(契約)実績	4	4	5	5	
		【II型】 過去の受注(契約)実績		4		5
	オプション項目	週休2日工事の実績	1	2	1	1
		ICT施工の実績	1		1	
		若手・女性技術者の配置促進	1		1	
		ICT(土工、舗装、河川浚渫)の活用 【ICT施工者希望(I)型の場合は必須】	2		1	
		新技術の活用 【新技術導入促進(I)型の場合は必須】	1		1	
		ISOの認証取得状況	1		1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム 等の認証	1		1	
		建設業労働災害防止協会加入	1		1	
建設業退職金共済制度加入	1	1				
地域 貢献 等	オプション項目	災害協定の締結【 原則必須 】	4	2	4	
		近隣地域内工事の実績		-		2
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	2		2		
	継続的な営業に基づく信頼度	2		2		
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての 拠点	2		2		
合計		30		10		

10) 企業実績評価型の配点見直し

概要

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型） 【企業実績評価型】

・監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から試行を実施中であるが、更なる促進を目的に、配点等の見直しを行う。

①配点

⇒ 現行：配点：40点

配置予定技術者の能力：8点、

企業の能力等：24点、地域貢献等：8点

⇒ 令和4年度：配点：20点

配置予定技術者の能力：2点、

企業の能力等：14点、地域貢献等：4点

②工事の手持ち状況の評価基準

⇒ 現行：3億円未満：A、3億円以上6億円未満：C

6億円以上：E

⇒ 令和4年度：3億円未満：A 3億円以上：E

配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)		見直し (Ⅰ・Ⅱ型)		
配置 予定 技術 者の 能力	必須	工事実績	4	2	2	
		表彰	2	-	-	
		配置予定技術者の資格	1	-	-	
	オ フ シ ヨ ン	継続教育（CPD）の状況	1	1	1	-
		指定する工事の施工実績	1	1	1	-
発注者の指定する資格保有技術者		1	1	1	-	
その他		1	1	1	-	
小計		8	2	2		
企業 の 能 力 等	必須	工事実績	4	2	2	
		工事成績	6	4	4	
		表彰	2	1	1	
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	4	5	5	
		週休2日工事の実績	2	1	1	
	オ フ シ ヨ ン	〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	3	1	1	
		ICT施工の実績	1	1	1	
		若手・女性技術者の配置促進	2	1	1	
		下請け予定業者の表彰実績	1	1	1	
		〇〇工事の実績	1	1	1	
		ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	2	1	1	
		新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	1	
		ISOの認証取得状況	1	1	1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	
		建設業労働災害防止協会加入	1	1	1	
建設業退職金共済制度加入	1	1	1			
その他評価すべき項目	1	1	1			
小計		24	14	14		
地域 貢 献 等	オ フ シ ヨ ン	災害協定に基づく活動実績【原則必須】	4	2	2	
		特定工事の実績	2	2	2	
		近隣地域内工事の実績	2	2	2	
		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2	2	2	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	2	2	
		継続的な営業に基づく信頼度	2	2	2	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2	2	2	
		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2	2	2	
小計		8	4	4		
合計		40	20	20		

令和4年度 試行工事一覧

試行工事名		試行概要	試行開始時期	試行対象工事		令和3年度の方針	九州独自
1	新技術導入促進型 (I型、II型)	総合評価落札方式の技術提案等において、新技術の提案を求め、その新技術を評価・採用することで、積極的な新技術の活用を推進し、効率的な施工管理、安全管理等による工物品質の向上等につなげる。	平成30年度	対象工事	本官及び分任官工事の土木系工事	継続	
2	企業実績評価型	災害復旧工事や施工環境が厳しい工事等、企業の組織力、機動力、技術的な経験を重視する工事において、企業の実績をより高く評価する ※技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視	平成30年度 (令和4年4月一部改正)	対象工事	分任官工事の土木系工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
3	簡易確認型	総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る	平成29年度	対象工事	一般土木C工事（施工能力評価型II型）	継続	
4	一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料（技術提案）の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	平成25年度 (令和2年12月一部改正)	対象工事	総合評価落札方式の全ての契約方式	継続	
5	技術提案チャレンジ型 (I型、II型)	受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業の入札参加意欲向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし実績を求めず技術提案をより高く評価する	平成27年度 (令和4年4月一部改正)	対象工事	分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	
6	電気通信チャレンジ型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電通チャレンジ型（参入促進型）（受変電設備工事） 成績評定での加点は行わず、施工実績で加点 ・ 電通チャレンジ型（担い手確保型）（通信設備工事） 技術者の能力等は求めず、企業の施工能力と施工計画のみで評価 	令和元年度	対象工事	受変電設備工事、通信設備工事	継続	○
7	機械チャレンジ型	工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、技術者の能力等の要件を求めず、企業拠点・地域貢献等のみで評価する	令和元年度	対象工事	分任官工事のうち機械系工事	継続	○
8	営繕チャレンジ型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。 ・ 企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする ・ 直近の直轄工事実績がないほど評価点が高くなるような評価項目を追加し、新規参入や直轄工事実績の少ない企業の入札参加意欲を促す 	令和元年度	対象工事	営繕系工事のうち円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事	継続	○
9	フレームワーク方式	該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式	令和2年度	対象工事	分任官発注のうち、災害復旧工事又は競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事	継続	○

【背景】

- ▶ 生産人口が減少する中、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上が喫緊の課題である。
- ▶ 本試行は、技術提案に基づき、**新技術導入促進（Ⅰ）型**にあつては実用段階にある技術を有効に活用し、**新技術導入促進（Ⅱ）型**にあつては実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげるものである。

【内容】

▶ 新技術導入促進（Ⅰ）型

発注者は、提案された新技術の活用が有効かつ具体的であると認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、「企業の能力等」の「新技術の活用」で評価（1点）

新技術導入促進（Ⅰ）型【実用段階にある新技術を対象】

- ・ 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

【費用イメージ】

工事価格

新技術
活用経費

※工事価格には、一般管理費等を含む

▶ 新技術導入促進（Ⅱ）型

発注者は、提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、新技術の現場実証を求めるテーマを設定し評価

新技術導入促進（Ⅱ）型【研究開発段階にある新技術を対象】

- ・ 原則として、技術提案評価型において、効率的な施工管理、安全管理等を実施することにより工事品質の向上等を推進するため、主として**実用段階に達していない新技術の開発、または要素技術の検証に関する提案**を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

【費用イメージ】

工事価格

+

新技術
導入経費※

※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

2. 企業実績評価型

【背景】

- 監理（主任）技術者の不足による入札不調対策技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。
 - 配置予定技術者の能力等 20点
⇒ 本試行： 2点 【工事成績を求めない】
 - 企業の能力等 14点
⇒ 本試行： 14点
 - 地域貢献等 6点
⇒ 本試行： 4点 【災害協定実績は必須】
- 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、機械経費の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実績等を踏まえ、適切に実施することとする。

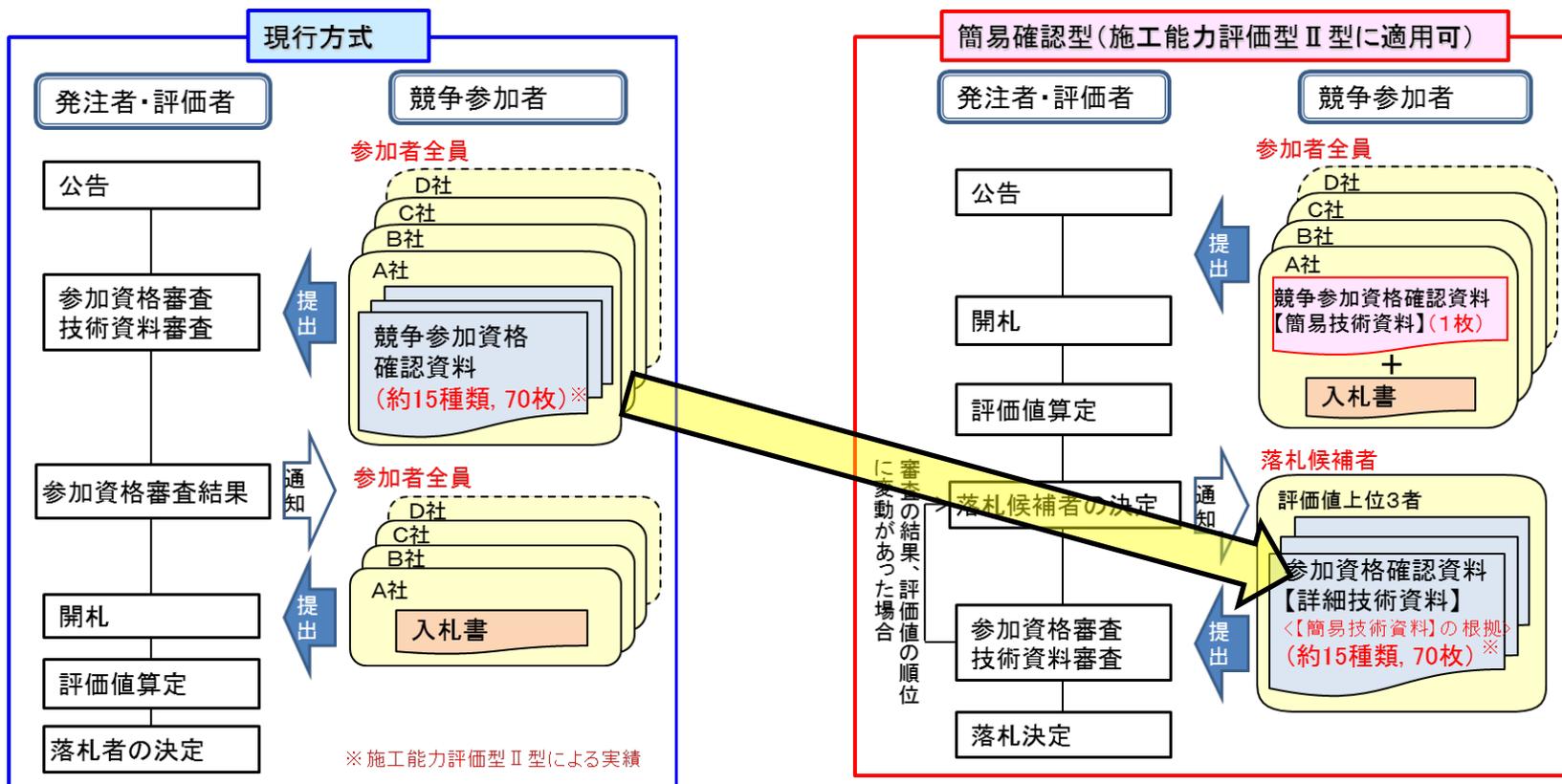
技術者の能力 最大 2点	工事实績 2点	技術者評価点 (2点)
企業の能力等 最大 14点	工事实績 2点	企業評価点 (18点)
	工事成績 4点	
	表彰1点	
	手持ち 5点	
	週休2日 1点	
地域貢献等 最大4点	OP 1点	災害協定実績 【必須】 2点
	OP 2点	
賃上げの実施に関する評価 2点	賃上げの実施を表明した企業等 2点	賃上げ加点 2点

【背景】

- 現行方式では、技術資料の作成や技術審査に多大な負担を要している。
- 総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、**競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減**を図る。

【内容】

- 本試行は、**入札書**と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】（1枚）の提出を求め評価値を算定し、**評価値上位3者を落札候補者**として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認し、落札者を決定するものである。



【背景】

- 労働力人口が減少する中、受発注者双方において、入札・契約手続きの簡素化、効率化が課題となっている。工事内容が同様の工事で、かつ参加資格要件等が共通の複数工事の発注にあたって、効率的な発注事務を実施する必要がある。

【内容】

- 参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加資格者からの技術資料の提出は1つのみとし、発注者・競争参加資格者双方の業務負担の軽減を図る。

一括審査方式の内容

- ①複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案を求める。
- ②競争参加者は、すべての工事または、希望する工事に参加できる。ただし、配置予定技術者は2名まで申請可能とする。(3件以上の場合も上限は2名まで)
- ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者を落札者とする。
- ④落札者は、次の工事以降は無効となる。

【イメージ図】

複数工事一括発注

- ・技術提案(施工計画)
(各工事共通テーマ)
- ・配置予定技術者
2名まで申請可能

業者	複数工事一括発注		
	①工事 1番目	②工事 2番目	③工事 3番目
A	5位	2位	落札決定 1位
B	落札決定 1位	無効	無効
C	3位	4位	2位
D	6位	3位	3位
E	2位	落札決定 1位	無効
F	4位	5位	4位
⋮	⋮	⋮	⋮

5. 技術提案チャレンジ型

技術提案チャレンジ型の概要

- 地元精通した企業は地域防災の担い手であり、地元の企業・技術者の育成が必要である。
- 現行の総合評価制度は、過去の実績評価のウエイトが大きいため実績が少ない者の受注機会が制約される。
- **本試行は、地域を支える建設業者の受注機会拡大のため、企業や技術者の過去の実績を求めず、提案された施工計画を主な評価とし、受注機会のチャンスを拡大する試行工事である。**
- 本試行工事については、当該年度の実績を考慮した **I型**（当該年度の実績（契約）実績の件数を評価）と **新規参入企業の更なる受注機会拡大等を目的とするII型**（過去の受注（契約）実績を評価）の2つのタイプにて実施。

【評価表】

I型

評価項目の満点に対する評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における当該年度の実績(契約)実績に応じて加点する。	3段階	0件 :A(5点) 1件 :D(1.25点) 2件以上:E(0点)	5.0

II型

評価項目の満点に対する評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における過去の受注(契約)実績に応じて加点する。	5段階	・過去5か年度及び当該年度の実績なし:A(5点) ・過去4か年度及び当該年度の実績なし:B(3.75点) ・過去3か年度及び当該年度の実績なし:C(2.5点) ・過去2か年度及び当該年度の実績なし:D(1.25点) ・過去2か年度及び当該年度の実績あり:E(0点)	5.0

評価の例(II型) ※令和4年度の場合

実績無し

H28年度以前	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度(当該年度)	評価
実績有り							A(5点)
	実績有り						B(3.75点)
		実績有り					C(2.5点)
			実績有り				D(1.25点)
				実績有り			E(0点)
					実績有り		
						実績有り	

6. 電気通信チャレンジ型

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

- ・ 受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。(市発注の庁舎等の受変電・発動発電機工事) (**参入促進型**)
- ・ 地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- ・ 成績評定での加点は行わず、**施工実績で加点**

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

- ・ 建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して監理(主任)技術者としての経験を積ませることを目的に試行 (**担い手確保型**)
- ・ 配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- ・ 総合評価において、技術者の能力等は求めず、**企業の施工能力と施工計画のみで評価**

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点	
施工計画			施工計画			
の能力等 の配置 の予定 の技術者 の能力等	必須 項目 シ ョ ン オ プ シ ョ ン	工事実績	5.0	必須 項目 シ ョ ン オ プ シ ョ ン	工事実績	20.0
		工事成績	10.0		工事成績	-
		表彰(優秀技術者)	3.0		表彰(優秀技術者)	-
		配置予定技術者の資格	1.0		配置予定技術者の資格	-
		継続教育(CPD)の状況	1.0		継続教育(CPD)の状況	-
		指定する工事の施工実績	1.0		指定する工事の施工実績	-
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0		発注者の指定する資格保有技術者	-
		その他	1.0		その他	-
		合計	20		合計	20
		企業の 能力等	必須 項目 シ ョ ン オ プ シ ョ ン		工事実績	2.0
工事成績	4.0			工事成績	-	
表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0			表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
工事の手持ち状況	5.0			工事の手持ち状況	-	
配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0			配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
下請け予定業者の表彰実績	1.0			下請け予定業者の表彰実績	-	
〇〇工事の実績	1.0			〇〇工事の実績	-	
新技術の活用	1.0			新技術の活用	-	
情報化施工技術の活用	1.0			情報化施工技術の活用	-	
ISOの認証取得状況	1.0			ISOの認証取得状況	-	
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-			
建設業労働災害防止協会加入	1.0	建設業労働災害防止協会加入	-			
建設業退職金共済制度加入	1.0	建設業退職金共済制度加入	-			
その他評価すべき項目	1.0	その他評価すべき項目	-			
合計	14	合計	14			
地域 貢献等	オ プ シ ョ ン 項 目	災害協定に基づく活動実績	2.0	オ プ シ ョ ン 項 目	災害協定に基づく活動実績	2.0
		維持工事等の実績	2.0		維持工事等の実績	2.0
		近隣地域内工事の実績	2.0		近隣地域内工事の実績	2.0
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0		継続的な営業に基づく信頼度	2.0
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0
		合計	6		合計	6
		合計	40		合計	40

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点	
施工計画			施工計画			
の能力等 の配置 の予定 の技術者 の能力等	必須 項目 シ ョ ン オ プ シ ョ ン	工事実績	5.0	必須 項目 シ ョ ン オ プ シ ョ ン	工事実績	-
		工事成績	10.0		工事成績	-
		表彰(優秀技術者)	3.0		表彰(優秀技術者)	-
		配置予定技術者の資格	1.0		配置予定技術者の資格	-
		継続教育(CPD)の状況	1.0		継続教育(CPD)の状況	-
		指定する工事の施工実績	1.0		指定する工事の施工実績	-
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0		発注者の指定する資格保有技術者	-
		その他	1.0		その他	-
		合計	20		合計	20
		企業の 能力等	必須 項目 シ ョ ン オ プ シ ョ ン		工事実績	2.0
工事成績	4.0			工事成績	9.0	
表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0			表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
工事の手持ち状況	5.0			工事の手持ち状況	-	
配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0			配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
下請け予定業者の表彰実績	1.0			下請け予定業者の表彰実績	-	
〇〇工事の実績	1.0			〇〇工事の実績	-	
新技術の活用	1.0			新技術の活用	-	
情報化施工技術の活用	1.0			情報化施工技術の活用	-	
ISOの認証取得状況	1.0			ISOの認証取得状況	-	
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-			
建設業労働災害防止協会加入	1.0	建設業労働災害防止協会加入	-			
建設業退職金共済制度加入	1.0	建設業退職金共済制度加入	-			
その他評価すべき項目	1.0	その他評価すべき項目	-			
合計	14	合計	14			
地域 貢献等	オ プ シ ョ ン 項 目	災害協定に基づく活動実績	2.0	オ プ シ ョ ン 項 目	災害協定に基づく活動実績	2.0
		維持工事等の実績	2.0		維持工事等の実績	2.0
		近隣地域内工事の実績	2.0		近隣地域内工事の実績	2.0
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0		継続的な営業に基づく信頼度	2.0
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0
		合計	6		合計	6
		合計	20		合計	20

7. 機械チャレンジ型

【内容】

➤ 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、現行の工事の配点を見直し、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。

• 配置予定技術者の能力等

⇒ 本試行： **0点**

【技術者の能力を求めない】

• 企業の能力等

⇒ 本試行： **14点**

• 地域貢献等

⇒ 本試行： **26点**

【修繕工事、点検業務の実績を評価】

➤ 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することができるものとする。

【概要】

施工能力評価型 【I・II型】		機械チャレンジ 【試行】		
技術者の能力 最大 20点	工事実績 5点	企業の能力等 最大 14点	工事実績 2点	企業評価点 (40点)
	工事実績 10点		工事成績 4点	
	表彰 3点		表彰 1点	
	資格 1点 OP 1点		手持ち 3点	
			週休2日 1点	
企業の能力等 最大 14点	工事実績 2点	地域貢献等 最大26点	OP 3点	
	工事成績 4点		OP 26点	
	表彰 1点			
	手持ち 3点			
	週休2日 1点			
OP 3点				
地域貢献等 最大6点	OP 6点	買上げの実施に関する評価 3点	買上げの実施を表明した企業等 3点	買上げ加 3点

8. 営繕チャレンジ型

【背景】

• 営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。

• そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。

• また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。

• 以上を踏まえて、「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

【概要】

	評価項目	施工能力評価型 【Ⅱ型】配点		営繕チャレンジ型 【試行】配点	
配置予定技術者の能力等	工事実績	5.0	20		0
	工事成績	10.0			
	表彰(優秀技術者)	3.0			
	配置予定技術者の資格 (資格取得後の経験年数)	1.0			
	オプション項目 (継続教育(CPD)の状況)	1.0			
企業の能力等	工事実績	2.0	14	10.0	18
	受注(契約)実績 (直近の直轄工事実績がないほど加点)			4.0	
	工事成績	4.0			
	表彰	1.0			
	登録基幹技能者等の配置	2.0		1.0	
	オプション項目 (労災共、建退共への加入 等)	5.0		3.0	
	地域貢献等 (オプション項目)	6.0	6	12.0	12
	賃上げの実施に関する評価	3.0	3	2.0	2
	合計	43		32	

※技術提案チャレンジ型(Ⅱ型)の配点を参照。

- 合計点：30点とする。
- 配置予定技術者の能力等の評価を行わない。
- 企業の能力等と地域貢献等の配点比率を3：2とする。
- 受注(契約)実績を評価項目に追加。

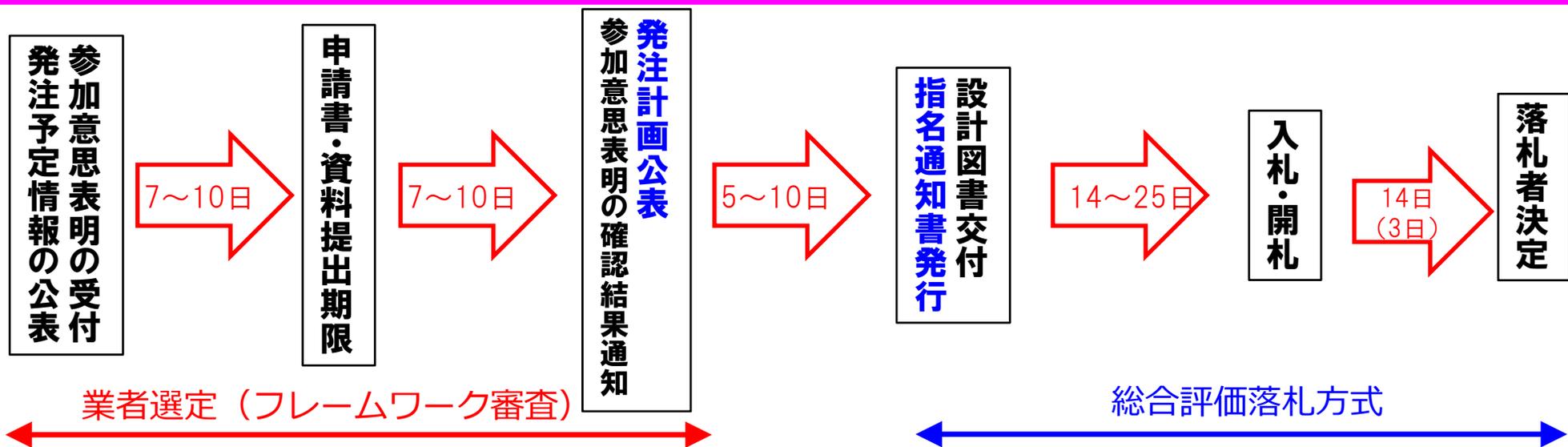
9. フレームワーク方式

【フレームワーク工事について】

該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式

【対象工事】

- ①分任官発注の災害復旧工事
- ②競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事（土工、築堤工事等）
- ③ 1 フレームワーク工事の対象工事件数は3件以上



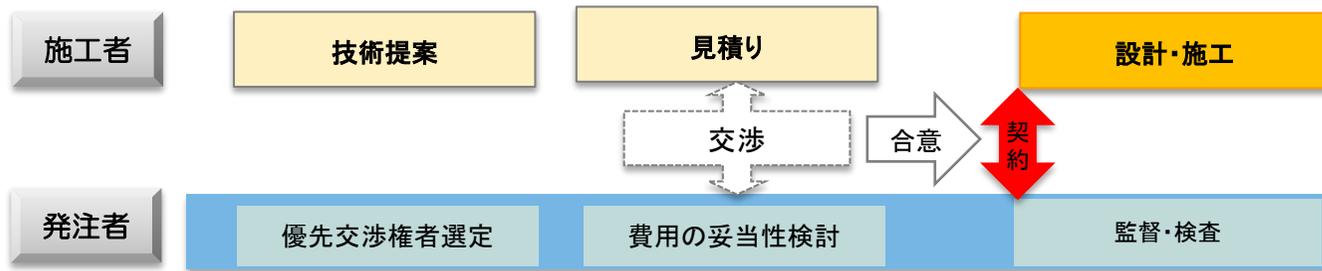
【業者選定（フレームワーク審査）】

- 指名業者の審査基準に基づき選定評価表を作成し、各工事に指名する業者を選定

【総合評価落札方式】

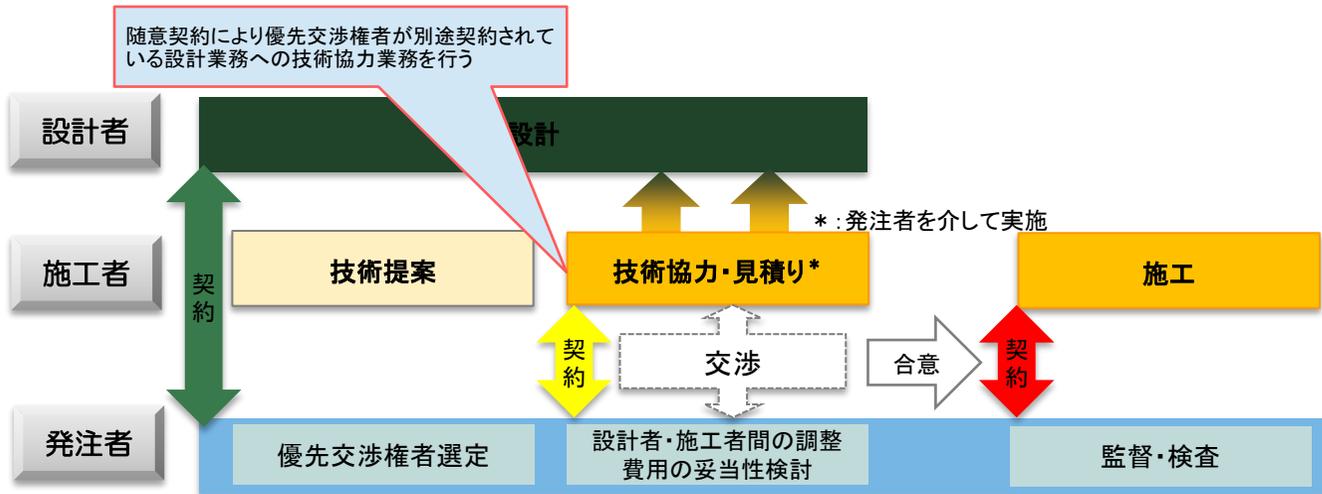
- 評価値 = (標準点100点 + 加算点(10点) + 賃上げ加算点(1点)) + 施工体制評価点(30点)) ÷ 入札価格
- 加算点(10点)の内訳(企業評価のみ) :
 - ・ 企業能力等(6点) 【工事实績(3点)、工事成績(3点)】
 - ・ 地域貢献等(4点) 【災害協定の活動実績(2点)、近隣地域内工事の実績(2点)】

技術提案・交渉方式(1/2) ~多様な入札契約制度~



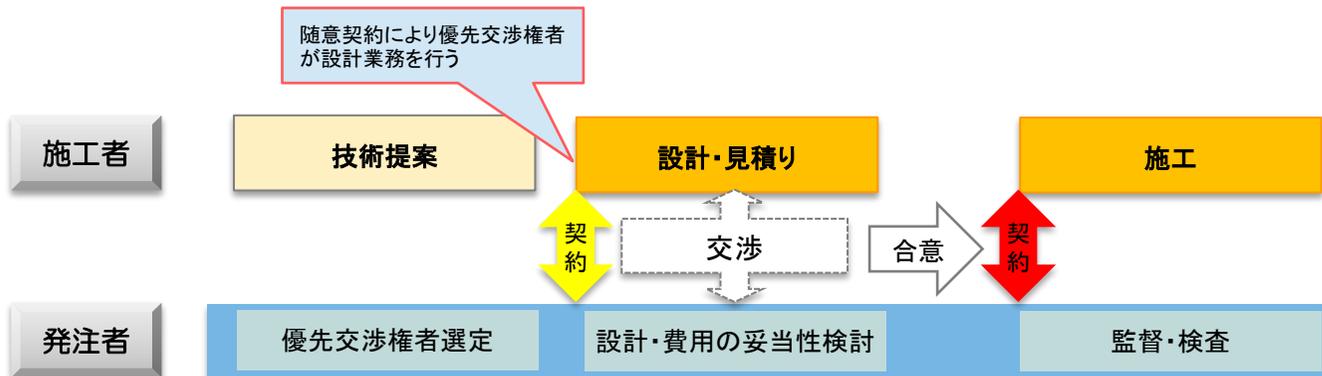
設計・施工一括タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。



技術協力・施工タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。



設計交渉・施工タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

技術提案・交渉方式(2/2) 《熊本地震での活用事例》

■「国道57号北側復旧ルート」の一部である「二重峠トンネル(仮称延長約4km)」の工事に係る発注手続きにあたって、1日も早い復旧に向けて、**設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式(技術提案・交渉方式(技術協力・施工(ECI※)タイプ))を直轄事業で初めて採用** (※ECI:Early Contractor Involvementの略)

【位置図】



【技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)について】

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結

【期待される事項】

- ①設計と工事発注手続きを同時進行し、工事着手が半年以上前倒し
- ②施工者による設計段階からの施工計画の検討により、効率的に事業を推進

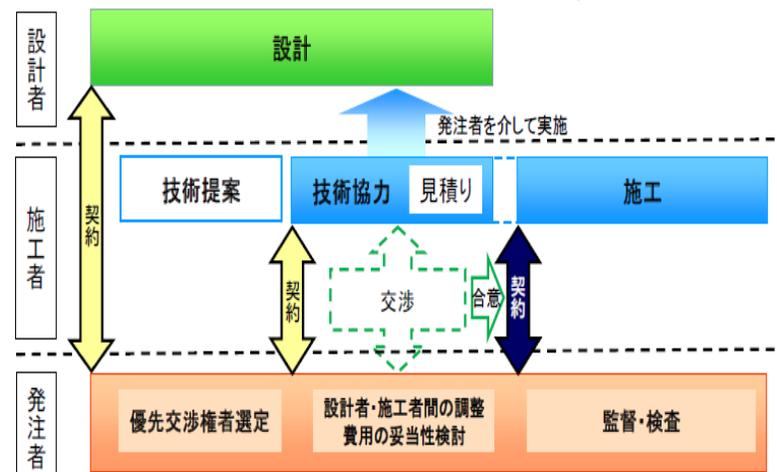
●通常の発注パターン



●技術協力・施工タイプ(ECI方式)



※九州地方整備局における一般的なタイプのトンネル工事と今回のケースを比較した場合
※短縮期間は現時点での想定であり、優先交渉権者との交渉等により変わる可能性がある



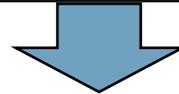
「もっと女性が活躍できる建設業」推進に向けて

【対象工事】

- ▶ 本試行は、4月1日以降に契約の手続きを開始する土木系工事（建築・機械・電機工事を除く）すべての工事において適用する

【H28年度までの試行概要】

- ▶ **女性技能者**の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う
 - 評価方法 ⇒ 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
 - 評価条件 ⇒ 女性技能者の場合加点（当該職種の必要作業日数の1/2（半数）以上従事していれば加点）
 - 加点方法 ⇒ 女性技能者の配置により1点、更に指定する資格を持てば1点上乗せして加点



【H29年度からの試行概要】

- ▶ **女性技術者・技能者**の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う
 - 評価方法 ⇒ 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
 - 評価条件 ⇒ **（女性技術者）** 監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者として配置された場合は加点
 ※現場代理人、担当技術者で配置された場合は、工期の1/2（半数）以上従事していれば加点
（女性技能者） 女性技能者として配置された場合は加点
 ※技能者、従事者として配置された場合は、当該職種の必要作業日数の1/2（半数）以上従事していれば加点
 - 加点方法 ⇒ **（3点加点）** 「①監理（主任）技術者」もしくは「②現場代理人」として配置
（2点加点） 「③技能者（指定する資格有り）」として配置
 ※資格とは ⇒ 登録基幹技能者もしくは技能検定合格者（厚労省）
（1点加点） 「④担当技術者として配置」もしくは
 「⑤①～④以外の技能者、現場で作業している全ての女性従事者（交通誘導員・ハローター・DT運転手等も含む）
 （以下、女性従事者という）の配置」

- ▶ 登録基幹技能者：平成20年4月以降に国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者
 ※登録基幹技能者講習を受講するための要件は、「当該基幹技能者の職種において、10年以上の実務経験」「実務経験のうち3年以上の職長経験」「実施機関において定めている資格等の保有（1級技能士、施工管理技士等）」を有している技能者
- ▶ 技能検定合格者：厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付された技能者

■主な改定のポイント

令和元年6月に改正された品確法律に則り、週休2日の確保に取り組める環境整備やi-Constructionの更なる拡大、円滑な施工体制の確保に取り組める環境の充実等を図る観点から、積算基準等の改定を実施。

1. 働き方改革に取り組める環境整備

■週休2日・週休2日交替制モデル工事における間接工事費等の補正
週休2日工事：現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続
交替制モデル工事：労務費、現場管理費の補正係数を継続

■市場単価方式の補正係数の設定
令和3年3月より試行を開始している週休2日における現場閉所の実施状況に応じた補正係数の設定は継続

2. i-Constructionの更なる拡大

■ICT施工の新規工種（令和4年度から）
○「ICT土工（1,000m³未満）」
○「ICT床堀工（平均施工幅2m未満）」
○「ICT小規模土工（土工量100m³未満や施工幅1m未満）」
○「ICT法面工（1,000m³未満の法面整形）」
の試行を開始

■ICT施工の見積参考資料の策定
3次元起工測量、3次元設計データ作成の積算について、見積の妥当性を判断するにあたって参考となる見積参考資料を令和3年度に作成し、周知済み

3. 円滑な施工体制の確保

■大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）
熊本県の各被災地においては、復興事業に伴う工事量の増大により資材やダンプトラック等の不足が発生し、作業効率が低下していることから、間接工事費の補正等について令和4年度も継続。

■少雪時における除雪工事の積算（精算時）の試行
除雪機械の機種や台数に応じた固定的経費を新たに計上。

■一般管理費等率の改定
最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改訂。

■鋼橋積算基準の改定
鋼橋製作工の間接工事費、材料費について製作現場の経費などの実態を踏まえ改定。また、桁輸送についても、燃料費などの輸送費用実態を踏まえ改定。

土木工事・業務の積算基準 改定スケジュール

入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

1-1 週休2日及び交替制工事における間接工事費の補正

- H29年度より現場閉所の状況に応じた週休2日工事の経費補正を実施中。実態調査の結果を踏まえ、R4年度も補正係数を継続。
- R1年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数をR4年度も継続。

週休2日の補正係数

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続

現場閉所率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

週休2日交替制モデル工事の試行

- 交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、技術者、技能労働者の休日確保の状況に応じた労務費、現場管理費の補正係数を継続

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

2-1 小規模土工に対応したICT実施要領等の策定

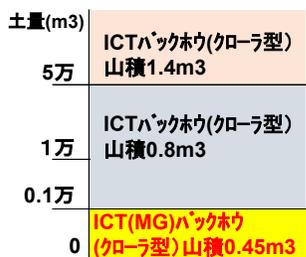
【ICT土工・床掘工・小規模土工・法面工】

- 中小建設業が施工する現場は比較的小規模な現場が多いため、小規模な現場に対応したICT施工の導入が求められている
- 都市部や市街地などの狭小現場でも小型のマシンガイダンス（MG）技術搭載バックホウを使うことでICT施工を可能とするICT実施要領等を策定
- ICT施工により、丁張作業を行うことなく作業が行えるため、土工作業全体の迅速化、現場の補助員削減による安全性の向上等が期待できる
- ICT土工・床掘工・小規模土工・法面工における出来形管理は、衛星測位（RTKGNSS）やトータルステーション（TS）等を活用した断面管理を標準とし、市販のモバイル端末を活用した面管理も活用可能とする

適用範囲

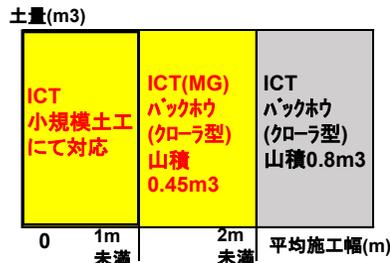
■ICT土工

1,000m³未満の施工に小型バックホウを適用



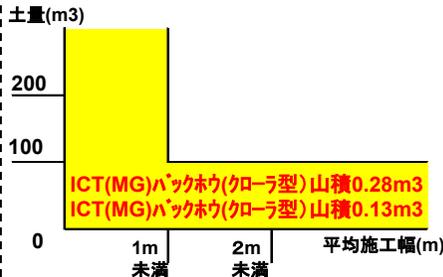
■ICT床掘工

平均施工幅2m未満の施工に拡大



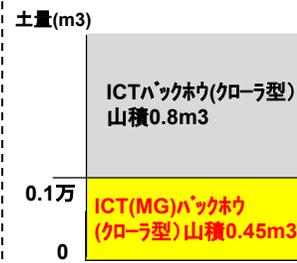
■ICT小規模土工

土工量100m³未満や施工幅1m未満の施工に拡大

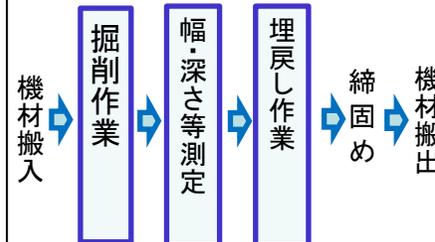


■ICT法面工

1,000m³未満の法面整形作業において、小型バックホウを適用



施工フロー（土工）



フローで囲みが無いものは従来手法を想定

- 機械施工に小型MGバックホウを活用
- 現場状況により施工方法を選択

GNSSを活用した小型MGバックホウ



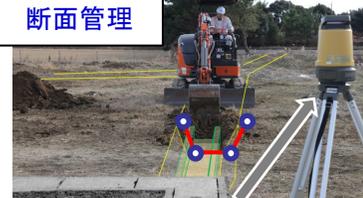
自動追尾型TS等を活用した小型MGバックホウ



- 出来形・出来高計測はRTKGNSSやTS等による断面管理を標準

- 面管理を行う場合はTLSなどの従来面管理手法に加え、モバイル端末を活用可能

断面管理



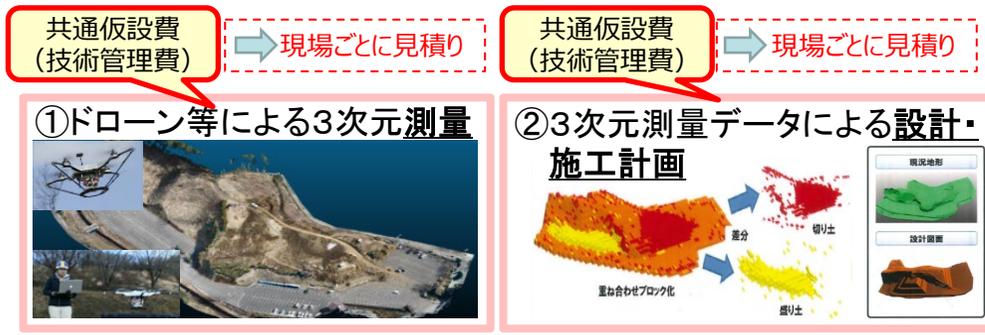
RTKGNSSやTS等による出来形管理

面管理



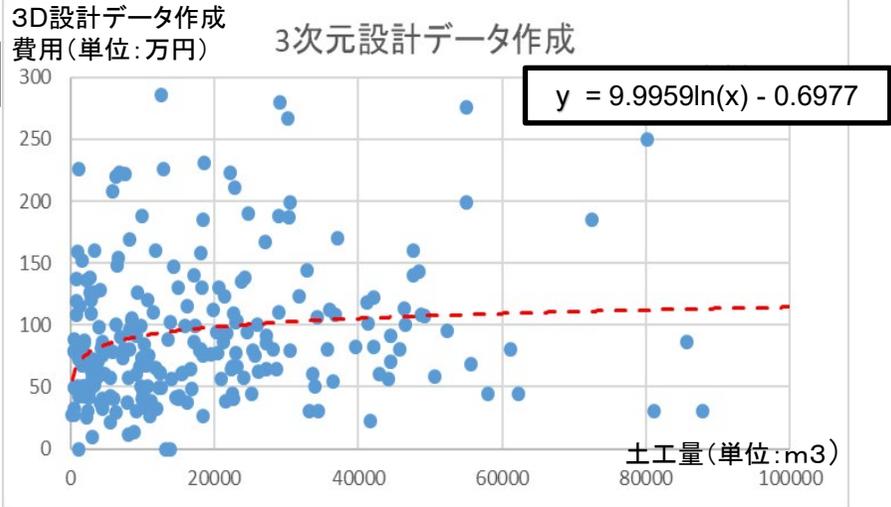
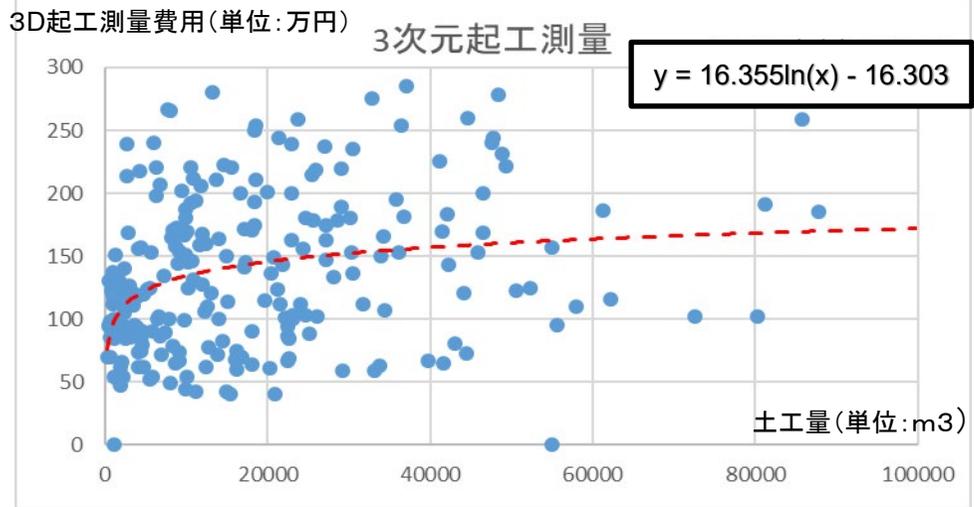
モバイル端末

- ICT施工に伴う3次元起工測量、3次元設計データ作成の積算について、原則として見積徴収による積上げとしているが、見積の妥当性を判断するにあたり参考となる見積り参考資料を令和2年度に作成
- 施工現場の実態にあわせ、見積り参考資料の算定式を改定



(現行)

項目	計上項目	積算方法
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収による積上げ
② 3次元設計データ作成		



算定式による見積費用	土工量	起工測量費用	3次元設計データ作成費用
	土工量 1,000m³	起工測量費用 97万円	3次元設計データ作成費用 68万円
	土工量 5,000m³	起工測量費用 123万円	3次元設計データ作成費用 84万円
	土工量 10,000m³	起工測量費用 134万円	3次元設計データ作成費用 91万円
	土工量 30,000m³	起工測量費用 152万円	3次元設計データ作成費用 102万円

3-1 大規模災害における復興係数・復興歩掛(継続)

- 被災地では、間接工事費の支出の増大や工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下する実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

被災地における施工確保対策

		岩手・宮城・福島県内	熊本県内	広島県内
復興係数 間接工事費 を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	補正率	共通仮設費： <u>1.5</u> 現場管理費： <u>1.2</u>	共通仮設費： <u>1.1</u> 現場管理費： <u>1.1</u>	共通仮設費： <u>1.1</u> 現場管理費： <u>1.1</u>
復興歩掛 歩掛の日当 たり標準作業 量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工	土工	土工
	補正率	土工：標準作業量を <u>10%低減</u>	土工：標準作業量を <u>20%低減</u>	土工：標準作業量を <u>20%低減</u>



令和4年度も復興係数・復興歩掛を継続

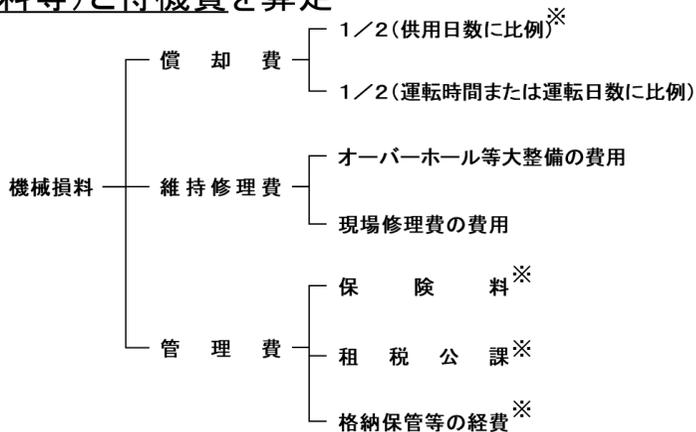
3-2 少雪時における除雪工事の積算(精算時)の試行

○ 除雪機械の機種や台数に応じて固定的経費(①直接工事費分+②間接工事費分)を計上
 ⇒ 令和3年度に全国の地方整備局等の除雪工事で試行し、次年度以降引き続き積算の改善を検討

① 直接工事費

< 現行 >

○ 除雪機械の運転時間または運転日数に応じて、出来高(機械損料等)と待機費を算定



※運転1時間当たりの換算値損料を活用。

< 試行 >

○ 下記で算定する固定的経費より、左記で算定した経費が**大きい場合**
 ⇒ 現行のまま

○ 下記で算定する固定的経費より、左記で算定した経費が**小さい場合**
 ⇒ 下記により機械損料の固定的経費を算定

$$\text{固定的経費} = \Sigma(K \cdot D)$$

K : 除雪機械の機種や台数ごとに、償却費(1/2)と管理費(保険料、租税公課、格納保管等経費)を積み上げ(円/日)

D : 除雪体制確保期間【除雪機械の確保期間】(日)

② 間接工事費

直接工事費に対応した間接工事費※1を率計算から計上※2

※1: 除雪機械の機種や台数に応じて、その管理に要する準備費、営繕費、労務管理費、従業員給料手当などを計上することになる。

※2: 間接工事費 = 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

現場管理費 = (直接工事費 + 共通仮設費) × 現場管理費率

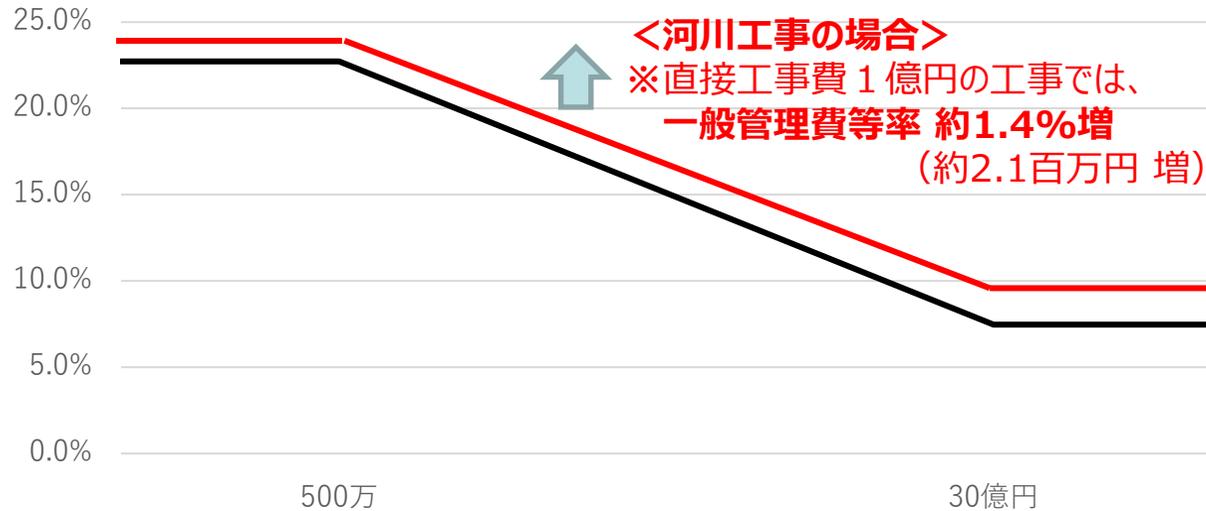
一般管理費等 = (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費) × 一般管理費等率

(除雪機械を発注者から無償貸与している場合は、直接工事費は無償貸与機械評価額を対象)

3-3 一般管理費等率の改定

○ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$	7.47%



【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

3-4 鋼橋積算基準の改定

- 鋼橋製作工の間接工事費、材料費について、製作現場の経費などの実態を踏まえ改定。
- 桁輸送費について、燃料費などの輸送費用の実態を踏まえ改定。

【鋼橋製作工】

●間接工事費

	現行	改定
間接労務費率	37.6%	40.8%
工場管理費率	28.8%	33.5%

●材料費

寸法エキストラ

種別	現行	改定
ガーダー形式	1,000円/t	1,200円/t
ボックス形式	1,600円/t	1,900円/t

ロス率(割増率)

種別	現行	改定
鋼板	15%	17%

スクラップ率

現行	改定
70%	80%

副資材費(溶接などの消耗材料)

現行	改定
12,000円/t	16,400円/t

●桁輸送費

種別	現行	改定
鋳桁(鋼床版鋳桁除く)	$Y=34.71X+8,047$	$Y=35.07X+13,051$
鋼床版鋳桁	$Y=18.44X+12,409$	$Y=33.11X+14,686$
箱桁(鋼床版箱桁除く)	$Y=29.31X+8,572$	$Y=29.94X+12,939$
トラス・アーチ・ラーメン	$Y=22.03X+7,040$	$Y=24.95X+14,523$
横断歩道橋	$Y=55.88X+15,778$	$Y=80.84X+11,938$

Y: 輸送単価(円/t)

X: 輸送距離(km)

(参考)鋼材単価の算出式

鋼材単価 = (ベース価格 + エキストラ) × (1 + ロス率) - (スクラップ単価) × スクラップ率 × ロス率

土木工事・業務の積算基準 改定スケジュール

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用

※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン

パターン	令和3年度	3月1日	4月1日	令和4年度	適用	
従来	● 公告			● 入札	● 契約	
ケース1	● 公告			● 入札	● 契約	・新基準を 適用する
今回	● 公告			● 入札	● 契約	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基準に基づき予定価格を作成。 ・契約後に改定内容に基づき変更可。
				● 契約変更		
ケース2	● 公告			● 入札	● 契約	
ケース3	● 公告			● 入札	● 契約	・新基準を 適用しない

旧基準に基づき
予定価格を作成

(入札公告等へ記載)
 ○入札日：令和4年3月○日（予定）
 ○本工事（業務等）で、受発注者は、次の方式により算出された請負代金額に
 契約を変更する協議を請求することができる。
 ・変更後の請負代金額 = 新基準に基づく予定価格 × 当初契約時の落札率

受発注者からの請求に基づき新
 基準に基づき予定価格を作成し、
 契約変更可

※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。
 （電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用）

スライド条項について(工事請負契約書第26条)

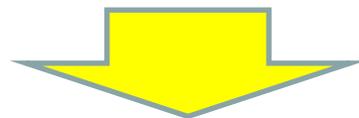
価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

《これまでの運用ルール》

- 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



《新たな運用ルール》

- ① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

単品スライド条項通知の改定概要について

単品スライド額算定の考え方 概略フロー 別紙-1

増額変更の場合の例

受注者
 単品スライドの請求
 (必要な情報、資料等)
 ・対象品目、対象材料
 ・変更請求概算額
 ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(資材や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者
 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
 ▶ **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)
 ① 実勢価格に基づく**変動後の金額(品目毎の合計金額)** 実勢価格は単価合意比率を考慮
 ② 実際の購入金額 (**品目毎の合計金額**)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者
 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者
 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
 (品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目
 変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者
 実勢価格にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認
 ▶ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー 別紙-1

受注者
 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 ・対象品目及び対象材料を申出※
 ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
 ▶ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(単価合意比率考慮)」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて
 工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者
 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

<チェック項目>
 対象材料ごとに以下を確認
 ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認
 ▶ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

実勢価格にて算出
 実購入先の当該材料の価格変動は社会(もしくは地域)全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者
 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

実際の購入金額の妥当性が確認できない

<チェック項目>
 ①が②以内であることを確認
 ① 「実際の購入金額の単価」(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
 ② 「実勢価格の単価(単価合意比率考慮) + 30%」(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の加重平均 + 30%)

実勢価格にて算出

①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認できれば採用可能

<確認方法> 各発注者の判断による
 1) 発注者による見積り徴収
 2) 近隣工事における材料調達状況
 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実際の購入金額の妥当性が確認できる

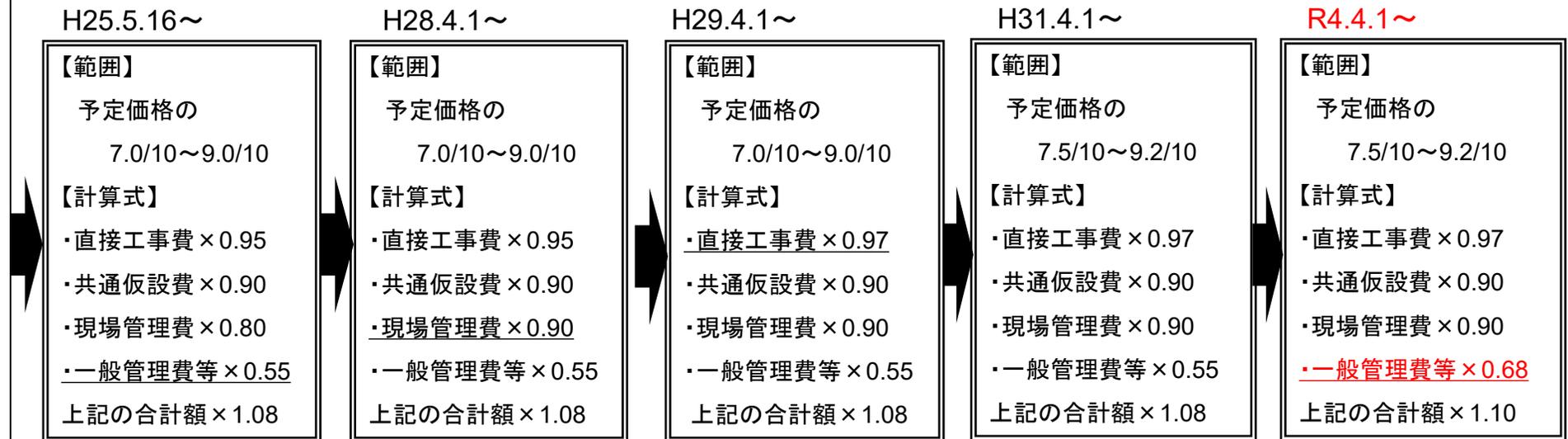
実際の購入金額にて算出
 ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
 ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」



・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

8. 工事の施工効率と品質向上対策

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

1. 設計変更ガイドライン(案)

1) 設計変更ガイドライン(案)とは

土木工事の背景

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。

策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化。
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保

設計変更ガイドライン(案)の主な内容

- 設計変更ガイドライン(案)には、**設計変更が可能なケースの具体的事例等**が示されている
大きくは、(1)工事請負契約書第18条第1項に該当する場合、(2)設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合、(3)発注者が変更を必要と認める場合、(4)工事を一時中止する必要がある場合に分けられる

【参考】(1)工事請負契約書第18条第1項第一号～第五号に該当する具体例を以下に示す

【第1項第一号】 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない、設計書と図面で材料の規格が一致しない

【第1項第二号】 設計図書に誤謬又は脱漏がある、条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない、設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない

【第1項第三号】 設計図書の表示が明確でない、土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合
・使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない

【第1項第四号】 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない、設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない、設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない

【第1項第五号】 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた、埋蔵文化財が発見され調査が必要となった、工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった

- 設計変更が可能なケースの他に、設計図書の照査(工事請負契約書第18条第1項の照査)や設計変更が不可能なケース、手続きの流れや工期・請負代金額の変更等について記載されているため、受注者と発注者がともに対等な立場で協議を行い、円滑な請負契約を執行していくためにも、双方が設計変更ガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2)設計変更ガイドライン(案)のポイント

(1)設計変更協議会等での協議

・受注者は、設計変更協議会等において、必要に応じて概算金額の提示を求めることができます。また、発注者は受注者からの要請があれば、設計変更協議会等での結果を受けて、指示書に概算金額を明示します。

(2)概算金額の明示の考え方

1. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
2. 類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書(妥当性を確認したもの)などを参考に記載する。
3. 概算金額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。
4. 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
5. 緊急的に行う場合、または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

(3)請負代金額の変更について

・変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものに限って、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

3. 工事一時中止に係るガイドライン(案)の改定(令和2年5月)

1)改定のポイント

(1)工期短縮計画書の作成

- ・発注者は工事一時中止の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ・受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ・協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

(2)工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が受注者の責によらないもの……………【増加費用を見込む】

- ex. ・工事を中止及び新規工種を追加したにも関わらず工期延期せず当初工期のままとした場合
 ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、通常工期延期が必要であるところ、工期延期ができない条件の場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの……………【増加費用は見込まない】

- ex. ・受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ・当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ・パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ・その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については受注者と発注者で協議を行うものとする。

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2) 工事一時中止に係るガイドライン(案)とは

ガイドライン策定の背景

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等との協議並びに関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となるが、円滑かつ効率的な事業執行を図るため、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を適切に工事発注を行う場合がある。

○各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や、工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事等については、工事の一時中止の指示・通知を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示・通知を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定したものである。

工事一時中止に係るガイドライン(案)の主な内容

○工事一時中止に係るガイドライン(案)には**増加費用の考え方等**が示されている

- 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

【参考】

◇工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

◇工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

◇工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

○増加費用の考え方の他、工事の一時中止に係わるフローや発注者の中止指示義務、基本計画書の作成、工期短縮計画書の作成等について記載されているため、受発注者が工事一時中止する際に、適切な対応が行えるよう、工事一時中止に係るガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。

いきいき現場づくりの取り組みの背景等

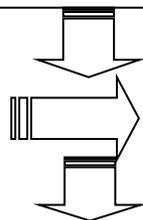
大幅な公共工事の削減

入札・契約制度の激変

＜受注者からの意見＞

- ・厳しい経営環境(利益がない、人材が育たない)
- ・工事の施工における条件等が不明確で手待ちが多く、工期もタイト
- ・工事関係提出書類が多い
- ・変更等に関する受発注者の役割分担が不明確

- ・同一目標に向けた共通認識
- ・相互の理解と信頼



- ・早期の工事完成
- ・住民へのサービス向上
- ・安全な施工で良質な品質確保

『いきいき現場づくり』の要素

- ・発注者と受注者との信頼関係の構築し施工効率化の向上を目指す
- ・発注者の責務(適切な施工条件の明示・早急な回答)を果たす
- ・受注者の責務(適切な工程管理・品質管理・施工管理)を果たす



施工効率向上を図るため、次の取り組みを実施

- ・工事監理連絡会
- ・設計変更協議会
- ・ワンデーレスポンス
- ・いきいき現場向上会議
- ・工事書類の簡素化
- ・ASP(情報共有システム)
- ・設計変更ガイドライン(案)
- ・工事一時中止に係わるガイドライン(案)
- ・設計図書の照査ガイドライン(案)等

施工効率と品質の向上対策(情報共有、協議の迅速化)

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・ 工事監理連絡会 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ 設計変更協議会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計

工事監理連絡会(三者会議)

施工者

「三者会議」

現場条件の把握
設計思想の把握
新技術の提案等

発注者

設計者

課題を早期に把握し
円滑な工事着手や手戻りの防止

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等

発注者

受注者
(施工者)

「ワンデーレスポンス」

適切な工程管理が可能となり
現場の生産性が向上

設計変更協議会

発注者

受注者
(施工者)

発注者と受注者が
・設計変更の妥当性
・工事の中止等の協議・審議 等を実施

変更設計の透明性を図り
円滑な変更手続

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象
(数量精査等軽微な変更は除く)

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

いきいき現場向上会議

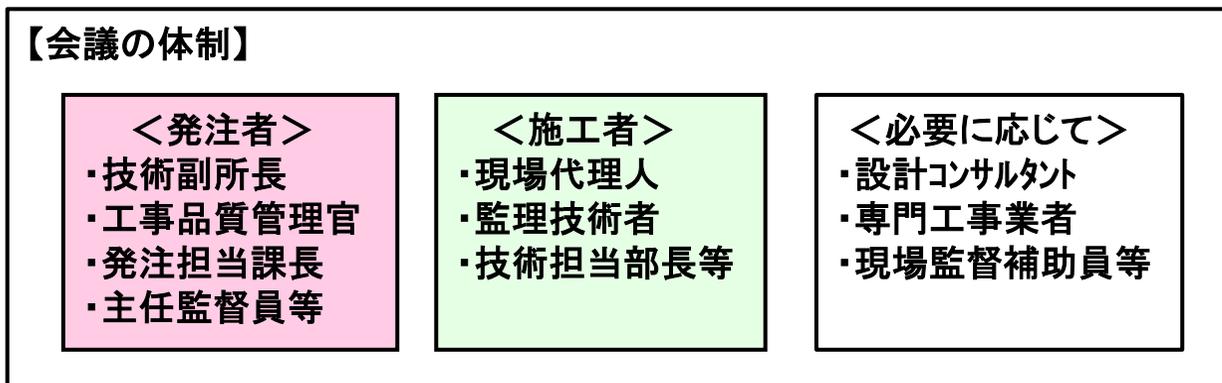
1. 会議の目的

- ・ 工事品質の向上及び安全かつ工事の早期完成を目的として、発注者、受注者の連携を密にして、工事工程の調整や現場施工に関する課題の協議調整を行う。

2. 対象工事

- ・ 1事業区間の工事工程上、クリティカルパスとなる工事において、早期完成や円滑な工程管理の実施に取り組む必要のある工事。
- ・ 複数の企業が同時期に施工するような工事で、工事工程上調整が特に必要となる工事。

3. 会議の体制



4. 会議の内容

- ・ 工事工程の調整や以下①工事監理連絡会、②設計変更協議会、③ワンデーレスポンスをパッケージ化して**定例開催を実施**(例えば1回/月)

- ・ 受発注者双方の**決定権者の出席(課題を持ち帰らない)**

～「土木工事書類簡素化の手引き」の策定～

【関係業界からの主な声】

- ・以前に比べ、書類は減ったが、**まだまだ提出書類が多い。**
- ・発注者への**提出は不必要**ではと思う書類があるが発注者に求められる。
- ・発注者がわかりやすいように**根拠となる資料を添付**するように求められる。
- ・「**設計図書**の**照査資料**」及び「**協議書**」の作成に多大な時間を要している。

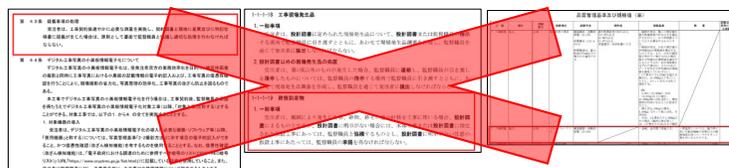
手引き策定の取組

【策定に向けた調査・検討】

- ・**実際に提出されている工事書類**の調査
- ・九州以外の**他の地方整備局**の取組の調査
- ・関係業界との**意見交換会**での声

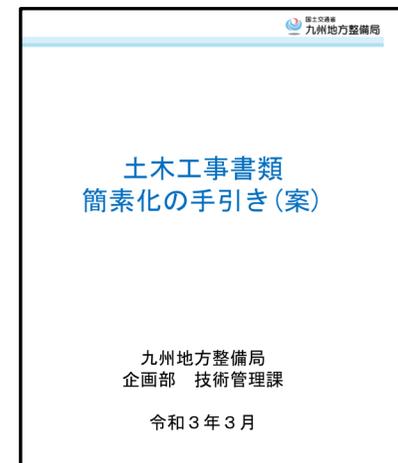
【手引きのポイント】

- ・**不必要な添付資料**の具体的な事例を明示



(特記仕様書、共通仕様書、管理基準等)

- ・「**設計図書**の**照査資料**」及び「**協議書**」の作成において、**受注者が作成する資料**を具体的に明示



これにより、受発注者双方の**必要な書類の意思統一**が図られ、**不要な書類削減を促進** 233

「検査書類限定型工事」を全面的に適用

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中」、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

検査書類限定型工事とは？

- 資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び受注者における**説明用資料等の書類削減**を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書

⑥出来形管理図表

②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)

⑦品質管理図表

③工事打合せ簿(協議)

⑧材料品質証明資料

④工事打合せ簿(提出)

⑨品質証明書

⑤工事打合せ簿(承諾)

⑩工事写真

○ 働き方改革促進のため、九州地方整備局(港湾・営繕部除く)・県・政令市の工事書類の様式の統一化を推進

令和2年度に26種類の様式について統一

統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。
(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html)

様式番号	書類名称等	統一化の対象
様式-1	現場代理人等通知書	
様式-1(2)	経歴書	
様式-1(3)	現場代理人等変更通知書	
様式-2	請負代金内訳書	
様式-3(1)	工程表	○
様式-3(2)	変更工程表	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)	
様式-5(2)	請求内訳書(部分払)	○
様式-5(3)	請求内訳書(国債部分払)	○
様式-5(4)	請求内訳書(指定部分払)	
様式-6(1)	V E提案書(契約後VE時)	○
様式-6(2)	V E提案書(契約後VE時)	○
様式-6(3)	V E提案書(契約後VE時)	○
様式-6(4)	V E提案書(契約後VE時)	○
様式-7	品質証明員通知書	○
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○
様式-10	材料確認書	○
様式-11	段階確認書	
様式-12	確認・立会依頼書	○
様式-13	工事事故速報	
様式-14	工事履行報告書	○
様式-15	認定請求書	
様式-16	指定部分完成通知書	
様式-17	指定部分引渡書	○
様式-18	工事出来高内訳書	
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	
様式-21	修補完了届	
様式-22	部分使用承諾書	
様式-23	工期延期届	
様式-24	支給品受領書	○
様式-25	支給品精算書	○
様式-26	建設機械使用実績報告書	○
様式-27	建設機械借用・返納書	○
様式-28	現場発生日調書	○
様式-29	完成通知書	
様式-30	引渡書	
様式-31	出来形管理図表	○
様式-31-2	出来形合否判定総括表	○
様式-32	品質管理図表	○
様式-33	品質証明書	○
様式-34(1)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○
様式-34(2)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○

記者発表資料



同時発表：沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

令和2年3月18日
九州地方整備局

記者発表資料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定

～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

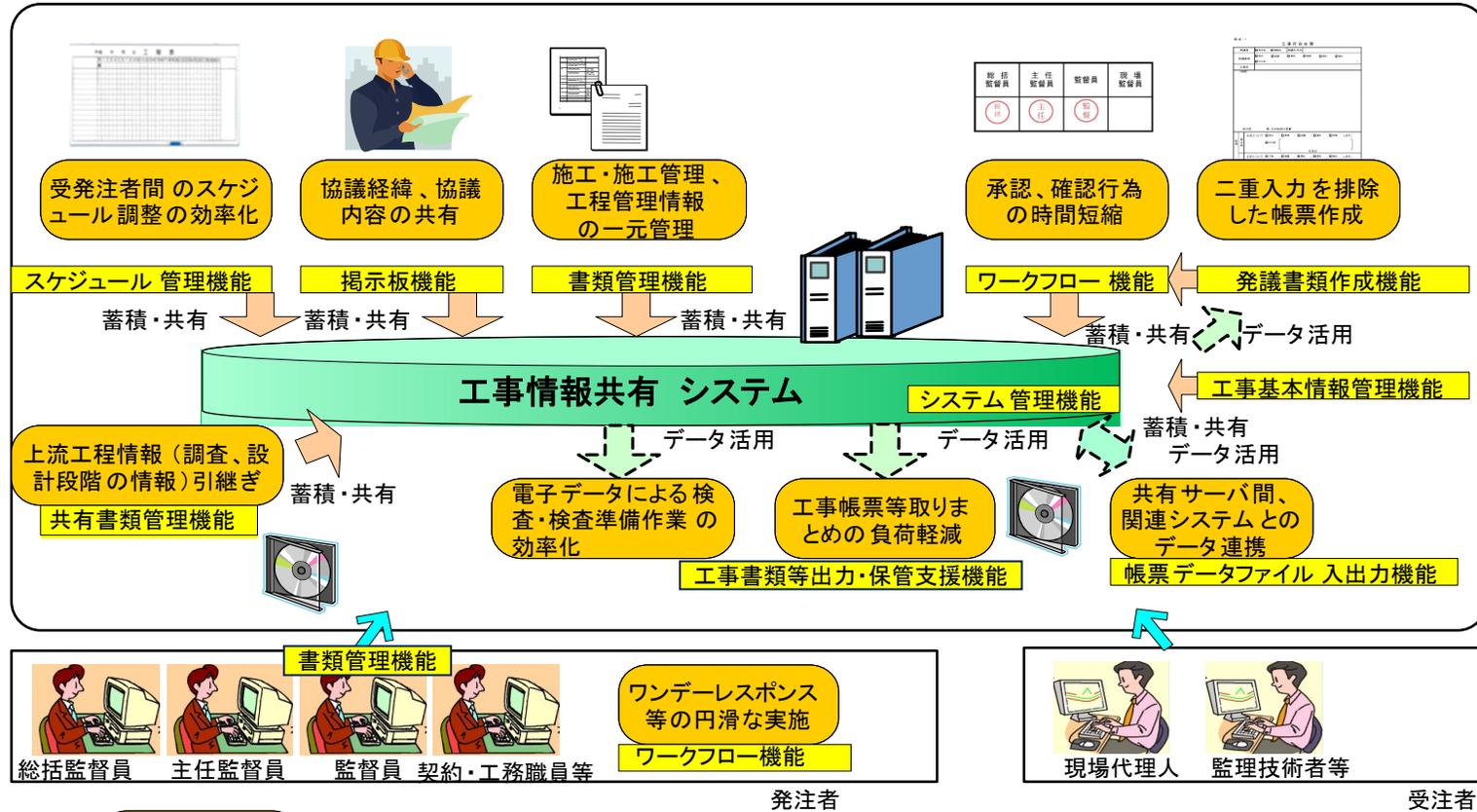
今般、令和2年度の目標として、『工事関係書類の統一化』を新たに定めるとともに、「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」に証明書発行や統一現場閉所日の設定を追加することとしました。

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

情報共有システム(ASPサービス)の活用

- 公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルし、事業者が提供するサービスを活用することにより効率的に情報共有する。



○情報共有システムの利用は全ての工事において一般化した。

いきいき現場づくり意見窓口

【目的】

・九州地方整備局では公共工事の円滑な執行を図るために、工事監理連絡会、ワンデーレスポンス、設計変更協議会、工事書類の簡素化等の「いきいき現場づくり」を実践しているところです。

・この「いきいき現場づくり」の取り組みの更なる充実を図ることを目的として、現場で「いきいき現場づくり」を実践している受注企業の技術者等の皆様から質問や改善等の意見を受ける窓口を平成21年度から九州地方整備局HPに開設しています。

・皆様から頂いた意見及び回答については、九州地方整備局HPで公開しています。(下記を参照)

http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken.html

(意見等の多くは、「積算及び特記仕様書に関すること」、「監督職員および監督補助員に関すること」、「設計変更や照査に関すること」、「工事書類の作成に関すること」など)

・いきいき現場づくりの施策やその運用(実施状況)に関する相談窓口を設置。

・原則として受注企業の現場技術者や技術担当責任者等を対象。

・相談者の個人情報や相談内容については、相談者の不利益にならないように慎重に対応しています。

【事務所相談窓口】(技術副所長・工物品質管理官等)

・いきいき現場づくりに関する意見については、直接事務所窓口で連絡可能であり、相談者の個人情報や相談内容については、相談者の不利益にならないよう慎重に対応しています。

※連絡先、担当者名については下記ホームページをご覧ください。

http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html

1. 土木コンクリート構造物の品質向上対策

1)九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び手引書の策定

指針(案)策定の背景

- ・平成11年に山陽新幹線の福岡トンネル(博多～小倉間)の覆工コンクリート剥落事故
- ・コンクリートの品質不良などによる道路橋のコンクリート片剥落
- ・九州地方整備局において、コンクリート構造物の品質確保と耐久性向上を図るため、平成14年に学・産・官の委員で構成する「九州地区長寿命コンクリート構造物検討委員会」等を設置して検討に着手した。
- ・平成20年4月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)(以下、指針(案))策定
- ・平成23年3月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)手引書(案)(以下、手引書(案)) 策定
- ・平成26年4月指針(案)、手引書(案)の改訂
- ・令和元年9月指針(案)、手引書(案)の改訂

指針(案)のポイント

- ◆日本道路協会「道路橋示方書」、土木学会「コンクリート標準示方書」及び国土交通省のコンクリート構造物に関する各種規定・基準等を相互に補完。
- ◆構造物の施行プロセスである計画、設計、施工計画、コンクリートの配合設計、コンクリートの製造、施工、検査、維持管理の各段階における品質や耐久性の確保・向上に必要な基本的事項を規定。
- ◆構造物が所要の耐久性、安全性、使用性等を十分に果たす期間である「設計耐用期間」を規定。
- ◆設計段階において、耐久性照査及び温度ひび割れ照査を行うことを規定し、耐久性照査については普通ポルトランドセメントのみではなく、九州地方で使用頻度が高い高炉セメントも適用可能とした。
- ◆スランプは、高密度配筋や施工条件を踏まえ、打込みの最小スランプを考慮し適切に設定することを規定。
- ◆三者会議(工事監理連絡会)を活用し、発注者、設計コンサル、施工業者が施工段階に発生する様々な問題について協議調整することとし、高度な技術的課題など解決が困難な場合は九州地方整備局コンクリート評価委員会を交えて問題の解決を図ることを規定。

指針(案)、手引書(案) http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html

2)土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

- ・土木コンクリート構造物の品質向上対策を目的として、指針(案)及び手引書(案)に基づく試行を平成23年7月から開始。
- ・本試行は、全国に先駆けて九州地方整備局において実施するもので、試行において運用上の問題点や課題を把握して、指針(案)や手引書(案)等の充実を図り、本運用に移行する。

設計段階

- ・九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び同手引書(案)に基づき、次の3項目について、設計段階から検討する。

①耐久性の照査(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・中性化に伴う鋼材腐食に対する照査及び塩害等に対する照査 → 設計で鉄筋かぶりに反映

②スランプの設定(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・高密度配筋等を考慮し、打込みの最小スランプに基づく適切なスランプを検討
→ 施工条件等に見合った適切なスランプを選定

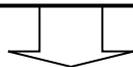
③温度ひび割れの照査(対象は当面、「橋台・橋脚・ボックスカルバート」)

- ・ひび割れ指数を検討 → 目標とするひび割れ指数(一般に1.0)を満足できない場合は、実行性が高く現実的な対策を検討

工事発注



- ・上記①～③の検討結果は、工事設計図書に反映させて工事発注



工事監理連絡会(三者会議)

- ・工事設計図書に反映させている上記①～③の設計意図(条件・結果等)について、設計者から工事の施工業者に伝達し、施工に反映させる。

安全対策(工事事故関係)

令和3年度工事事故防止を目指して

事故の発生により、被災者のみならず家族や企業にも多大の労力と損害や不利益を与えることとなる。また、事故の発生により国民の信頼を失うとともに施工効率が下がり、品質向上にも影響を与える。

このため、受発注者相互が連携し、常に危機感と緊張感を持って、安全対策に万全を期し、各現場とも「工事事故ゼロ」を目指す。

事故防止重点項目

- ① 架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ② 墜落・転落事故の防止
- ③ 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止

【事故防止対策】

- ① 担当作業を担う作業員一人一人までの作業手順の確認・遵守の徹底
- ② 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ③ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー
- ④ 受発注者間の日頃からのコミュニケーションの充実

安全大会の実施



安全パトロールの実施



安全講習会の実施



建設副産物等の取り組みについて

「建設リサイクル推進計画2020」概要①

◆計画の位置付け

○国および地方公共団体のみならず民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中長期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画（今回より全国計画と地方計画を統合）

◆計画の対象

○九州地方建設副産物対策連絡協議会の構成機関が実施する全ての建設工事を対象とするが民間事業者においても本協議会の活動を通じて要請する

◆計画期間と目標設定

○令和2年度から10ヵ年とし、**令和6年度目標値を設定**（詳細は概要②）

◆九州地方における施策のポイント

○過年度の建設副産物実態調査や関係業界団体との意見交換会等の結果より、

九州地域で顕在化している課題について整理

○九州地域で顕在化している個別として、『**建設汚泥の再資源化・縮減率の減少**』など3項目を抽出

○今後、実施すべき施策として、『**建設汚泥の再資源化・縮減等及び建設発生土の有効活用の促進**』など3項目を設定

「建設リサイクル推進計画2020」概要②

●建設リサイクル推進計画2020の目標値

※下段の（ ）は全国計画の値を示す

対象品目		2018年度目標 (推進計画2014)	2018年度 実績	2024年度達成基準	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.5%)	99%以上 (99%以上)	再資源化率が低下しないよう 現状を維持する
コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.3%)	99%以上 (99%以上)	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上 (95%以上)	90.1% (96.2%)	95%以上 (97%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら引き続き現計画の目標 達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上 (90%以上)	78.8% (94.6%)	90%以上 (95%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す
建設混合廃棄物	排出率※1	2.5%以下 (3.5%以下)	1.3% (3.1%)	3.0%以下 (3.0%以下)	排出率が上昇しないよう現状 を維持する
	再資源化・縮減率	50%以上 (60%以上)	54.4% (63.2%)	— (—)	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上 (96%以上)	96.2% (97.2%)	96%以上 (98%以上)	再資源化率・縮減率が低下し ないよう現状を維持する
建設発生土	建設発生土 有効利用率※2	78%以上 (80%以上)	72.2% (79.8%)	80%以上 (80%以上)	有効利用率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

「建設リサイクル推進計画2020」概要③

●九州地方における建設リサイクルに関する個別課題 <3項目>

(1) 建設汚泥の再資源化・縮減率の減少

・建設汚泥の再資源化・縮減率が78.8%と全国（94.6%）より低く、十分な取り組みの成果が発現しているとは言えず、低下の要因を究明する必要がある。

(2) 建設発生土の有効利用率の低迷

・建設発生土については、「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」の活用により有効利用の促進を図っているが、認知度が低く、参加者数が伸び悩んでいるのが一つの要因となっている。また、自然災害等の復旧工事において建設発生土の有効利用率が低く、これも影響していると考えられる。

(3) 再生クラッシュランのストック状況の把握の改善

・産業廃棄物処理業者と連携して、再生クラッシュランのストック状況を構成機関に提供したが、情報更新頻度が少なく、リアルタイムな情報提供まで至らなかった。

●九州地方において実施すべき施策 <3項目>

(1) 建設汚泥の再資源化・縮減及び建設発生土の有効利用の促進

・建設汚泥の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率が低い原因と想定される工事における建設汚泥のリサイクル技術の活用や建設発生土のマッチング方法等について検討する。

(2) 継続・拡充する取り組み

(イ) 再生クラッシュランのストック状況を把握し、各地区別に必要な情報を提供する。

(ロ) 建設発生土の有効利用の促進として、官民有効利用マッチングシステムの活用推進に取り組む。

(3) 縮小・見直しする取り組み

・建設発生土の受入地について、登録制度の導入を推進し、過剰な処分場の乱立防止や問題がある受入地への搬出防止等、一定の効果は認められた。また、土砂条例等が制定され、適正な処理等を確保する仕組みが一定程度構築されたので、新たな受入登録制度の検討については各機関に委ねる。

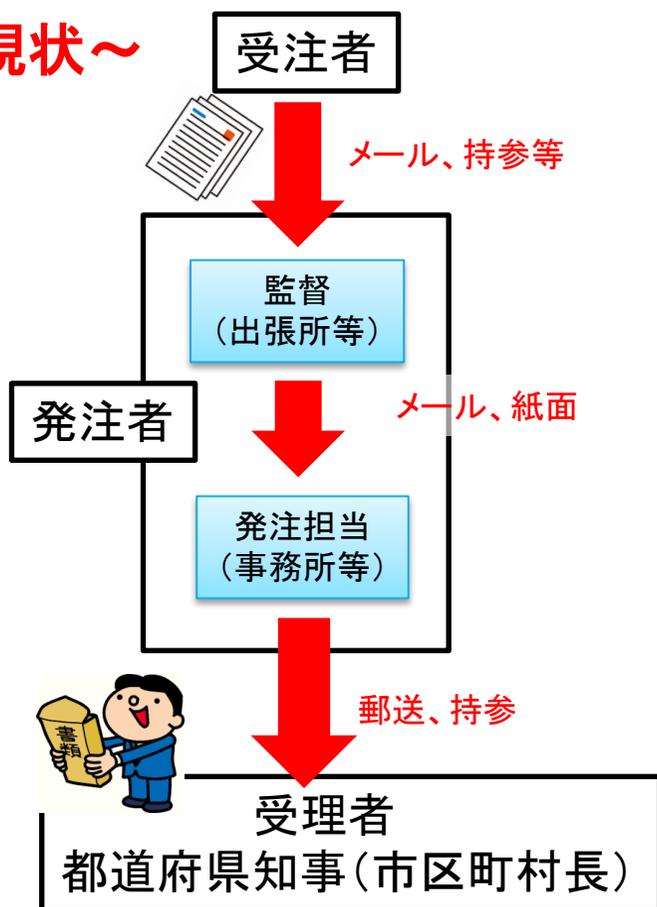
建設副産物等の取り組み

・建設リサイクル法第11条通知手続きの効率化及び通知漏れ防止の取り組み

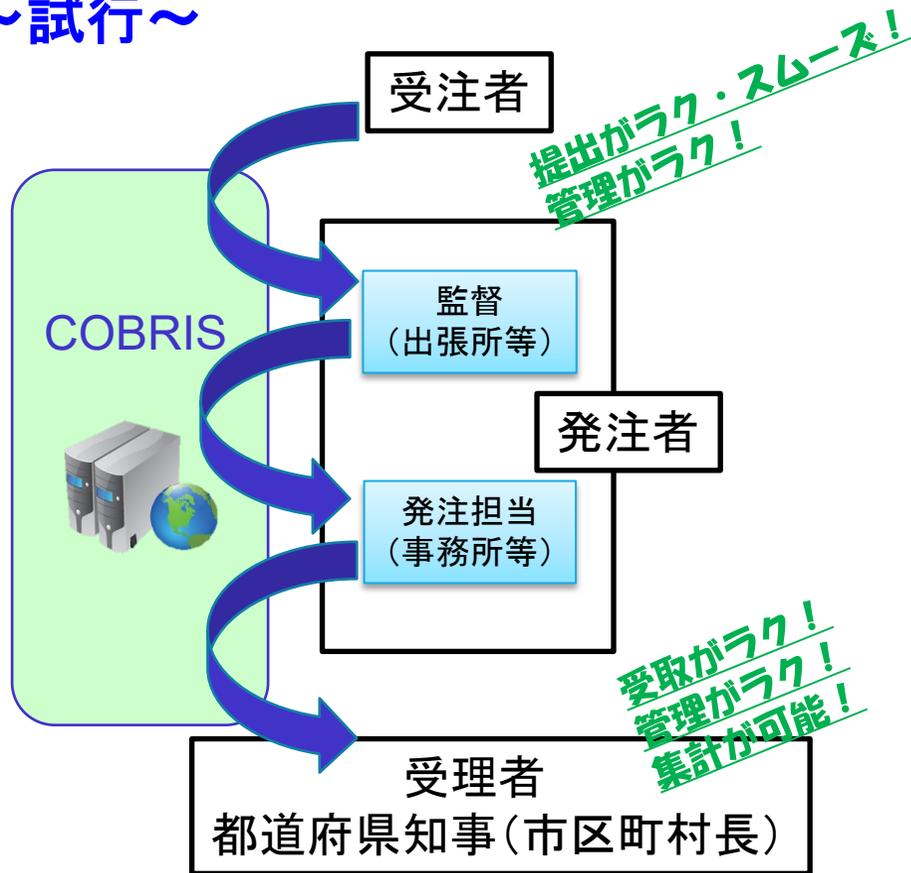
【電子化（試行）による通知】

- ・建設リサイクル法第11条通知は、決裁後、郵送・持参など紙面で通知しており、時間と手間がかかっているところ。
- ・電子化することにより、発注者、受注者双方の業務の効率化に繋がるとともに、受注者がCOBRISの入力を行うことにより、発注者が意識しなくても第11条通知の手続きの準備が進められる。

～現状～



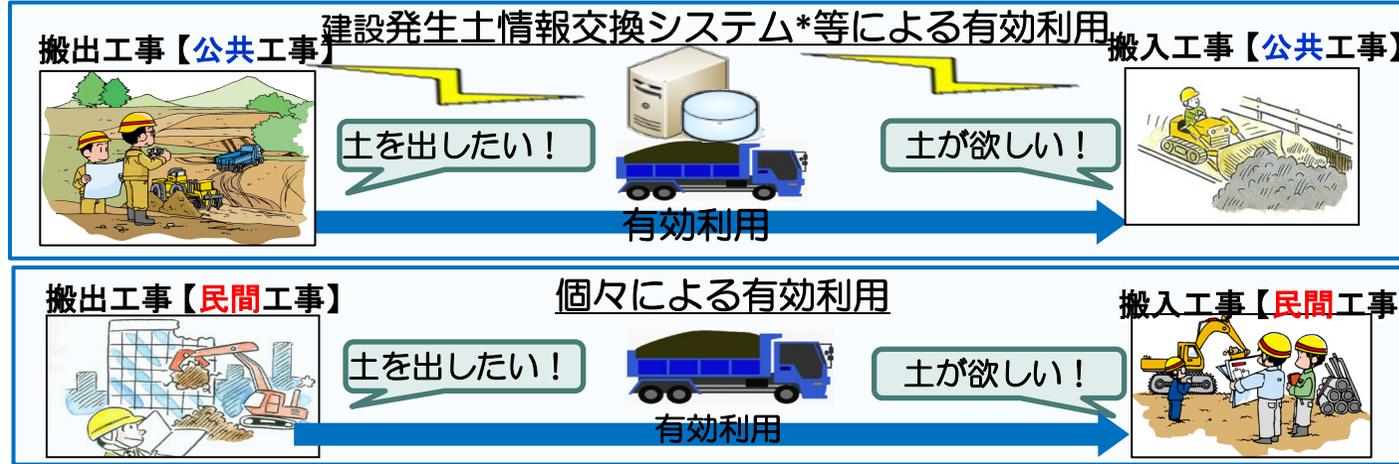
～試行～



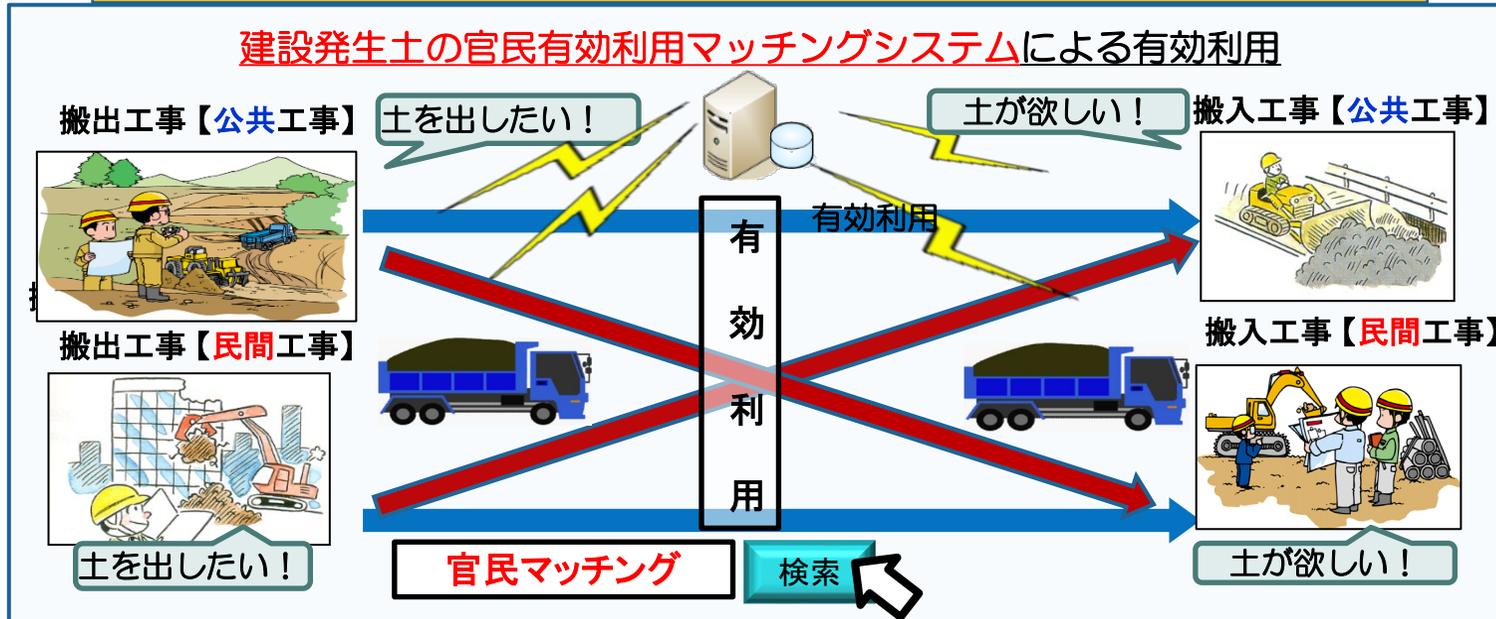
建設副産物等の取り組み

・建設発生土官民マッチングの実施範囲(イメージ)

従来の建設発生土の有効利用方法

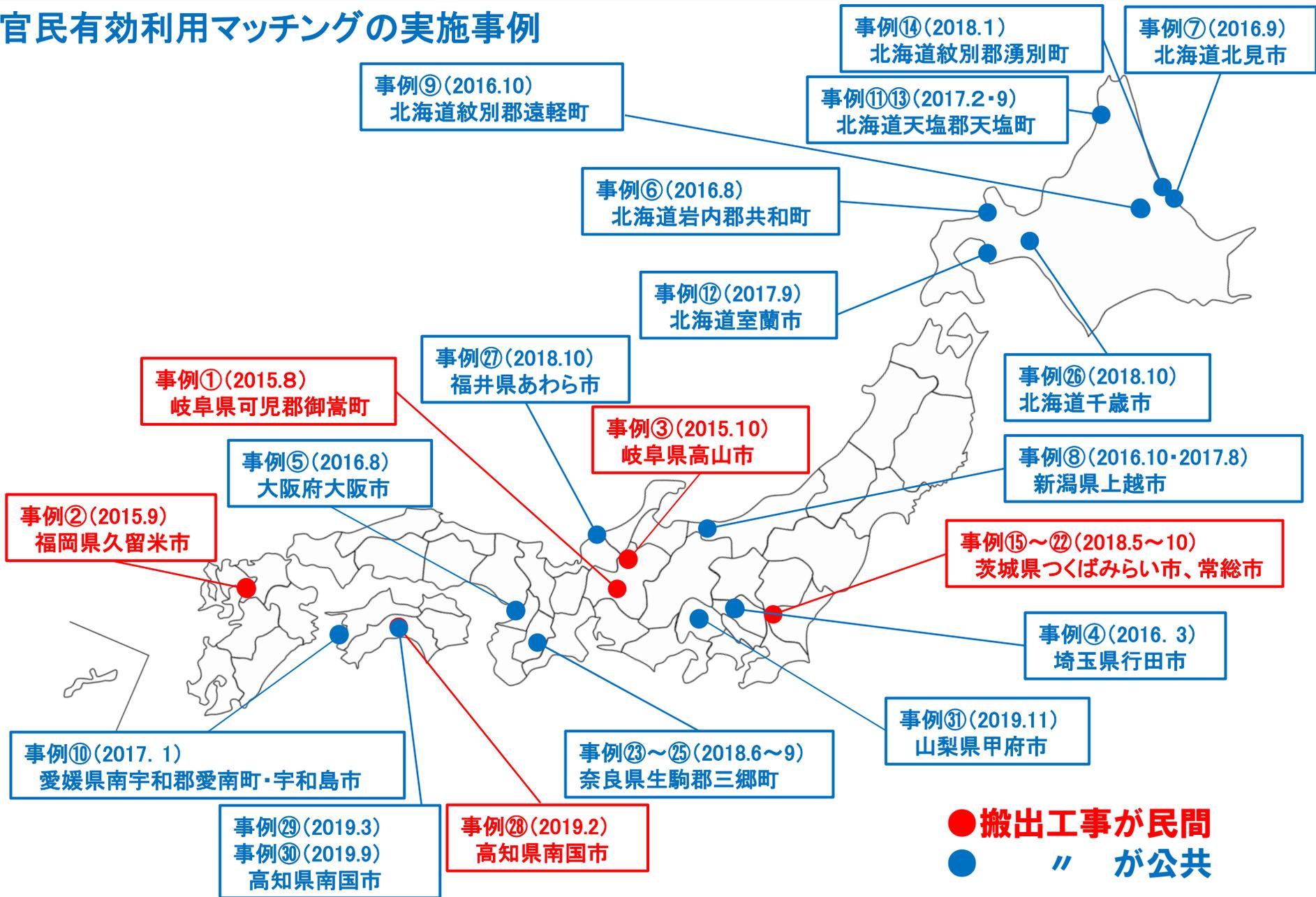


新たな建設発生土の有効利用方法



建設副産物等の取り組み

・官民有効利用マッチングの実施事例



9. 業務の入札制度の透明性の 確保と適正価格での調達・受注

基本方針

- 九州地方整備局では、平成19年度より総合評価落札方式の試行・導入を図ってきたところであり、それまでの主な調達方式であったプロポーザル方式と価格競争を含めて業務特性に応じた運用に努めてきた。
- 令和元年6月には、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、「担い手三法（品確法、入契法、建設業法）の改正が行われた。改正品確法における受発注者の責務（働き方改革の推進、生産性向上への取り組み、災害時の緊急対応強化、調査・設計の品質確保）をいかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れ、実現していくかが重要である。
- このような状況を踏まえ、九州地方整備局では、担い手育成・確保を図る「担い手育成型」、地域コンサルタント等の技術力向上と競争参加機会の拡大を図る「技術提案チャレンジ型」、技術提案資料作成及び審査の簡素化を図る「技術提案簡素化型」、技術提案資料作成・審査の簡素化と手続き期間の短縮を図る「簡易型ショート版」等の試行業務の発注に鋭意取り組んでいるところである。
- 令和4年度も、品質確保、担い手の育成、働き方改革をさらに加速するため、引き続き、各試行業務の積極的活用を図る。なお、利便性向上の観点から技術提案書様式や業務資料の閲覧方法等について、必要な見直しを行うこととする。

総合評価落札方式について

R4年度の総合評価の取り組み

1. 試行業務の適切な運用

- 技術提案簡素化型（総合評価方式、プロポーザル方式）及び簡易型ショート版については、技術提案書の文字数を制限しているため、難易度の高い業務等、文字数制限により十分な技術提案に影響が生じる恐れのある業務には適用しない等、試行業務の適切な運用に努める。

2. 技術提案書様式の改善

- 技術提案簡素化型及び簡易型ショート版については、技術提案書の文字数を制限しているため、文字数カウント機能付きのエクセル様式による作成・提出を求めていた。しかし、エクセル様式では重要部分へのアンダーラインや文字着色が煩雑なため、ワード様式にも文字数カウント機能を追加し、ワード様式でも作成・提出できるように改善する。令和4年4月1日以降に公告する業務より導入する。

3. 業務資料の閲覧方法の改善

- 技術提案書等の作成に当たり、既存の業務資料の閲覧を認める場合、官署への来訪による閲覧と大容量ファイル転送装置を利用した閲覧により対応してきた。しかし、大容量ファイル転送装置を利用した閲覧では閲覧希望者毎にデータを送付しなければならず、より効率化を図るため、クラウドサービスを活用した閲覧方法に改善する。令和4年4月1日以降に公告する業務より導入する。

(参考) 試行業務の実施状況について

試行業務名		試行概要	試行開始時期	R3年度の実施件数（速報値）		R4年度の方針	九州独自
				試行実施件数	対象業務		
1	担い手育成型	平成27年度より導入した若手・女性技術者の登用を促す試行業務をリニューアル。技術者の高齢化を背景として活用機会の確保を目的として、平成31年度より3試行を集約しベテラン・シニア技術者を加えた。	H31年度	試行実施件数	7業務	継続	○
				対象業務	総合評価落札方式全般		
2	技術提案チャレンジ型	地域の防災力の維持、既存インフラの維持管理を担う観点から、地場企業の技術力向上を目的に、受注機会の無い企業へも同等に競争参加の機会を与える。 平成31年度より受注（契約）実績を評価項目に加えた。	H29年度	試行実施件数	20業務	継続	○
				対象業務	地質調査、測量のうち価格競争入札方式で発注していたもの。H31年度からは「土木コンサル」を追加し、総合評価方式（難易度が低いもの）に対象を拡大。		
3	技術者評価重視型	評価テーマに代わり、技術者の業務成績と実施方針の配点ウェイトを拡大することで、業務成果の品質を確保する。	H26年度	試行実施件数	0業務	継続	
				対象業務	堤防・護岸設計 道路予備設計（用地幅） 構造物予備（一般） 構造物詳細・補修設計（一般） 道路詳細（一般）		
4	一括審査方式	同一内容の業務かつ同時期の発注が予定されている場合、競争参加者からの提出資料を一部省略し、受発注者双方の業務負担の軽減を図る。 複数の業務に参加表明できるが、落札決定通知を受けた場合は、それ以外の業務を受注出来ない。	H29年度	試行実施件数	93組（222業務）	継続	
				対象業務	総合評価落札方式全般		
5	簡易型ショート版	従来の技術提案書（実施方針、実施フロー、工程表）を簡素化し、併せて参加表明書と技術提案書を同時提出することにより、手続き期間の短縮を図る。	R2年度	試行実施件数	162業務	継続	○
				対象業務	総合評価落札方式（簡易型）		
6	技術提案簡素化型	技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数制限を設ける。	R2年度	試行実施件数	298業務	継続	○
				対象業務	プロポーザル方式 総合評価落札方式（簡易型・標準型）		

令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- ・ 設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）の積算に用いるための単価。
- ・ 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種の設定。

2. 令和4年度技術者単価の概要

	対前年度比	(H24比)
【全職種平均】 <u>42,195円</u>	+3.2%	(+35.0%)

(内訳)		対前年度比	(H24比)
設計業務	平均 50,100円	+1.3%	(+30.7%)
測量業務	平均 35,820円	+5.2%	(+57.9%)
航空・船舶関係業務	平均 40,000円	+3.7%	(+31.8%)
地質調査業務	平均 38,033円	+5.3%	(+39.5%)

<設定のポイント>

- ・ 時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を適用

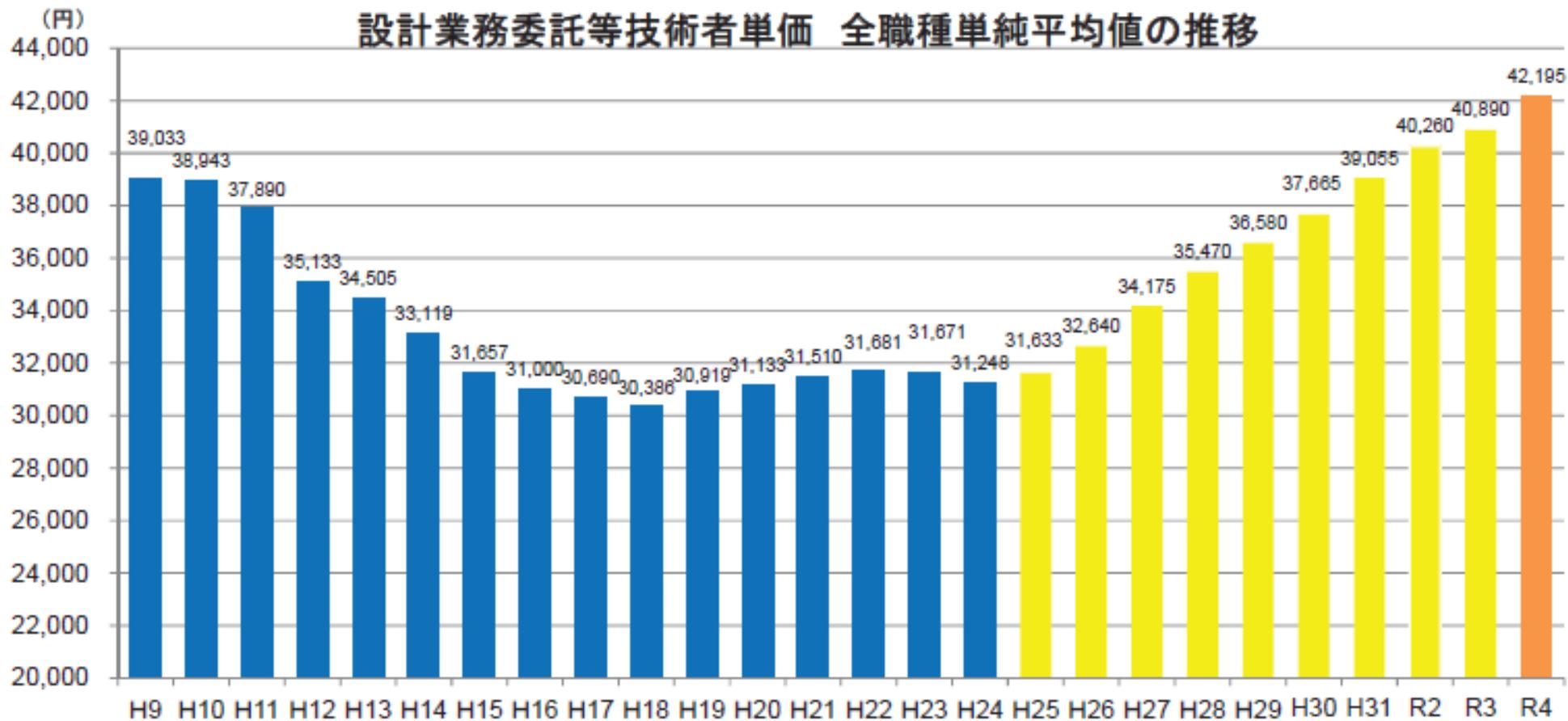
※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

(参考)近年の技術者単価の伸び率(全職種平均)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	(H24比)
全職種:	+1.2%	+3.2%	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	(+35.0%)

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ **全職種平均 42,195円** 令和3年3月比 ; **+3.2%**
(平成24年度比+35.0%)



宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等

- 令和元年度に、旅費交通費の原則率化(宿泊、滞在を伴う業務は対象外)について、設計業務等標準積算基準書(参考)を一部改定した。
- 令和2年度に、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等により、積算の効率化を図った。

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費

従来の積算方法



宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費は積上げにより算出

改訂後の積算方法

区分	旅費	旅費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.83%	313
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904

※ 旅費 = (直接人件費または直接調査費) × 率 ... ①

区分	日当・宿泊料[千円]
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	9.1X
調査、計画業務	9.1X

※ 日当 + 宿泊料 = 係数 × X ... ② X: 延べ宿泊日数、滞在日数〔日〕

宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化
⇒ 率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出
※ 旅費交通費 = ① + ② + ③

【注意点】

「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、従来どおり別途計上

※ 往復旅行時間にかかる直接人件費 = 基準日額(技術者単価) × 移動日数 ... ③

■測量業務 航空レーザ測量（地図情報レベル500）（新規制定）

- 縮尺1/500相当の道路管理台帳等で使用する、航空レーザ測量の歩掛を新規制定。

(100km²当り)

作業工程	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	操縦士	整備士	撮影士
全体計画	0.6	0.9	0.8				
計測計画		0.8	0.5		0.5	0.3	0.4
調整用基準点の設置			3.9	4.4			
三次元計測データ及びオリジナルデータ作成		15.9	32.5				
グラウンドデータ作成		20.6	55.6	48.1			
グリッド（標高）データ作成		2.6	9.5				
等高線データ作成		3.2	8.7				
数値地形図データファイル作成	0.6	1.6	2.5				

■地すべり調査 地下水位測定（新規制定）

- 地すべり調査において、地下水位を監視するために実施する、地下水位観測の歩掛を新規制定。

(1孔当り)

(1孔・1回当り)

作業工程	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	作業工程	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
設置	0.4	0.5	0.7	観測		0.07	0.07

(1孔・1回当り)

(1孔当り)

作業工程	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	作業工程	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
資料整理		0.2		撤去	0.2	0.2	0.4

■地質調査業務 地すべり調査（改定）

- 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから以下のとおり地すべり調査の歩掛を改定

パイプ式歪計による調査

（1孔当り 1回当り）

		地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
観測	現行歩掛		0.04	0.04
	改定歩掛		0.06	0.06

挿入式孔内傾斜計

（1孔当り 1回当り）

		地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
観測	現行歩掛		0.1	0.1
	改定歩掛		0.1	0.2

■ 道路詳細設計 (A) (改定)

● 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、道路詳細設計 (A) 歩掛改定を行う

(1km当り)

		理事、技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画及び 施工計画	現行歩掛	0.5	0.5	1.0	2.5		
	改定歩掛	設計計画	0.2	0.5	1.1	1.1	
		施工計画		0.3	0.9	2.9	
現地踏査	現行歩掛			0.5	1.0	1.0	
	改定歩掛			1.0	1.3	1.2	
横断設計	現行歩掛			0.5	1.5	2.5	5.0
	改定歩掛			0.6	2.2	3.6	5.5
平面縦断設計	現行歩掛		0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
	改定歩掛		0.6	1.3	2.9	3.1	2.8
道路付帯構造物・ 小構造物設計	現行歩掛			0.5	1.0	2.5	4.5
	改定歩掛	道路付帯構造物		0.3	0.5	1.6	2.3
		小構造物設計		0.2	0.6	1.8	3.1
仮設構造物・ 用排水設計	現行歩掛				1.0	2.0	
	改定歩掛	仮設構造物			0.5	1.4	
		用排水設計			1.0	1.9	
設計図	現行歩掛					3.0	5.0
	改定歩掛					4.7	8.0
数量計算	現行歩掛			0.5	1.5	3.5	5.0
	改定歩掛			0.5	2.1	4.0	6.5
照査	現行歩掛		0.5	1.5	2.0	3.0	
	改定歩掛		1.0	2.0	2.4	3.1	
報告書作成	現行歩掛		0.5	1.5	2.0	1.0	
	改定歩掛		0.5	1.9	3.3	1.8	

■補強土詳細設計（改定）

- 最新の技術基準に対応するために、補強土詳細設計の歩掛を改定

■ : 減少項目 (1箇所当り)

作業工程		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
		現行歩掛	1.0	0.5		
改定歩掛		0.8	0.7			
現地踏査	現行歩掛		0.5	0.5		
	改定歩掛		0.5			
設計条件の確認	現行歩掛		0.5			
	改定歩掛		0.5	0.3		
設計計算	現行歩掛			2.0	2.5	
	改定歩掛			2.1	2.5	
設計図	現行歩掛			1.5	2.0	2.5
	改定歩掛			1.2	2.0	2.5
数量計算	現行歩掛				1.0	1.5
	改定歩掛				1.1	1.4
照査	現行歩掛		0.5	0.3	0.3	
	改定歩掛		0.4	0.5	0.4	
報告書作成	現行歩掛			0.5	1.0	1.0
	改定歩掛			0.8	1.0	0.8

■橋梁詳細設計（改定）

- 最新の技術基準に対応するために、橋梁詳細設計の歩掛を改定

(1橋当り)

作業工程		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
		現行歩掛		0.7	1.9
改定歩掛			0.8	1.7	2.0
施工計画	現行歩掛		1.5	1.5	2.0
	改定歩掛		3.0	4.1	4.5
動的照査	現行歩掛	3.5	6.8	9.3	9.3
	改定歩掛	3.2	7.2	9.1	9.6

(1業務当り)

作業工程		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
		現行歩掛		1.2	3.3	3.1
改定歩掛			1.3	3.4	3.6	3.1
現地踏査	現行歩掛	1.4	1.9	1.9		
	改定歩掛	1.5	1.5	1.8		

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
 ※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン

パターン	令和3年度	3月1日	4月1日	令和4年度	適用
従来	● 公告			● 入札 ● 契約	
ケース1	● 公告			● 入札 ● 契約	・新基準を 適用する
今回	● 公告		● 入札	● 契約 ● 契約変更	・旧基準に基づき予定価格を作成。 ・契約後に改定内容に基づき変更可。
	(入札公告等へ記載) ○入札日：令和4年3月○日(予定) ○本工事(業務等)で、受発注者は、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更する協議を請求することができる。 ・変更後の請負代金額 = 新基準に基づく予定価格 × 当初契約時の落札率		旧基準に基づき 予定価格を作成	受発注者からの請求に基づき新基準に基づき予定価格を作成し、契約変更可	
ケース3	● 公告		● 入札 ● 契約		・新基準を 適用しない

※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。
 (電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用)

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	H22.4~H23.3	H23.4~ H28.3	H28.4.1~	H29.4.1~	H31.4~
測量	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.40 	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.40 	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.45 	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.48 	<p>【範囲】 予定価格の 60~82%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.48
土木 コンサル	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・技術経費 × 0.60 ・諸経費 × 0.50 	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.30 	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.45 	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.48 	<p>【範囲】 予定価格の 60~80%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.48
地質	<p>【範囲】 予定価格の 2/3~85%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.75 ・諸経費 × 0.40 	<p>【範囲】 予定価格の 2/3~85%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.75 ・諸経費 × 0.40 	<p>【範囲】 予定価格の 2/3~85%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.45 	<p>【範囲】 予定価格の 2/3~85%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.45 	<p>【範囲】 予定価格の 2/3~85%</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.48

10. 業務の効率と品質向上対策

設計業務の品質確保対策

- ・設計業務等は、事業の上流に位置していることから、その成果が工事に与える影響は大きい。近年、特に設計業務の成果の不備が施工段階において発見されるなど、その品質低下が懸念されていることから、効果的な対策を講じることが急務となっている。
- ・九州地方整備局としては、設計業務等における成果品の品質確保対策として、以下に取り組んでいるところであるが、ガイドライン等の一部改定に伴い、配置予定管理技術者の手持ち業務量の契約金額(通常時と低入札時)を見直す。

○低入札対策及び低入札時における取り組み

入札公告時の取組

○ 履行体制確認型総合評価落札方式の実施〔平成22年6月1日から〕

- ・平成25年度から全ての総合評価落札方式で発注する建設コンサルタント業務等で予定価格が5百万円を超える業務に拡大。

入札手続き期間中

○ 業務実績評価の制限〔平成21年2月23日から〕

- ・業務実績が70点未満の場合、業務実績として認めない。

○ 配置予定管理技術者等の手持ち業務の制限〔平成21年10月19日から〕〔金額変更令和3年8月1日から〕

- ・公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満(補償コンサルタント業務においては手持ち業務量の契約金額2億円未満から1億円未満に、件数を10件未満から5件未満)に読み替える。

履行期間中

○ 監督の強化〔平成21年2月23日から〕

- ・測量、地質調査業務などの外業の現地履行確認体制の強化。(主任技術者の現場常駐の義務づけ)
- ・業務の節目毎に行う照査について、管理技術者及び照査技術者により調査職員に説明。
- ・担当技術者にも有資格であることを求める。

○ 第三者による妥当性確認の義務付け

- ・自社の照査とは別に、第三者による妥当性確認を明示(実施)。〔平成21年2月23日から〕
- ・第三者照査を実施する技術者資格を技術士(総合技術管理部門又は建設部門)を有する者に強化。〔平成21年7月7日から〕
- ・第三者照査の実施にあたっては、設計業務成果点検用チェックシートにより実施。〔平成21年7月7日から〕

○適正な履行期間の設定と履行期限(納期)の平準化

○適正な履行期間の設定〔平成23年4月から〕

- ・業務内容を踏まえ、業務実施に過不足のない適正な履行期間を設定する。
〔原則、設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)より設定〕

○詳細設計業務における履行期間設定支援(試行)〔平成29年11月から〕

- ・労働環境の改善及び業務特性に応じた「照査期間」の確保を目的に、「履行期間設定支援ツール」を活用し、詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づいた履行期間を設定する。

○履行期限(納期)の平準化〔平成23年4月から〕

九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和2年度 目標値(※1)	5%以上	15%以上	20%以上	60%以下

九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	翌債・国債等
令和3年度 目標値(※1)	10%以上	10%以上	20%以上	35%以下	25%以上

九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和4年度 目標値(※1)	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

※翌債・国債等については、令和4年度に契約する件数に対する割合が25%以上となることを目標とする

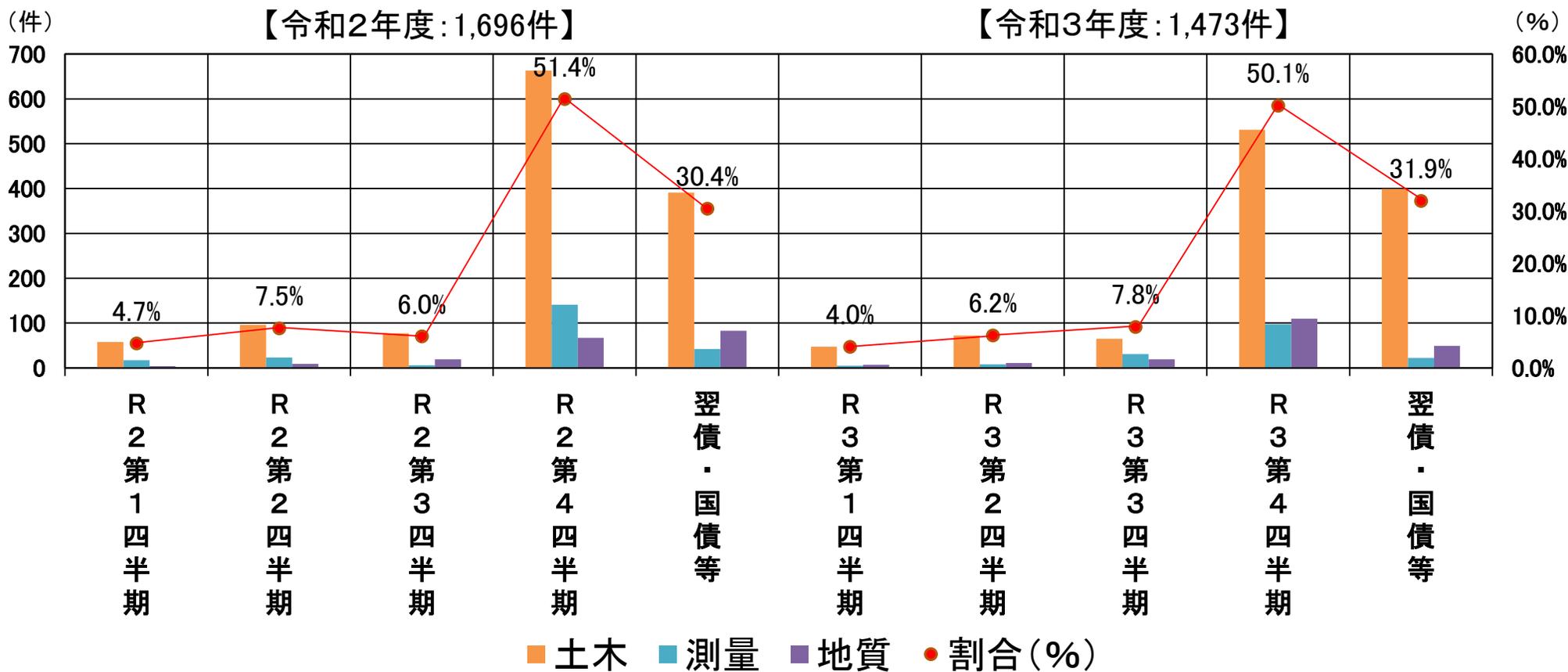
※1: 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)

業務の納期平準化(令和2年度、令和3年度)

○履行期限(納期)の平準化状況

- ・ 国債制度の活用や早期発注及び翌債・繰越し制度の活用努めることで、履行期限(納期)の平準化を推進。
- ・ 令和3年度の第4四半期納期の割合は、土木コンサル、測量、地質調査の業種全体で目標値の35%以下に対して50.1%となっている。

■ 履行期限(納期)の平準化状況



※ 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務を対象
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)

設計業務の品質確保対策

○詳細設計業務における履行期間の設定支援(試行)

- 各項目の作業期間について受発注者間でのスケジュールを共有する。

業務スケジュール管理表 【履行期間設定支援型】

平成〇年〇月〇日

業務名	平成〇年度 ▲▲詳細設計業務		
受注者	◆◆株式会社 TEL		
契約額(消費税込み)	¥35,000,000		
主たる工種	道路設計(詳細設計)	履行期間設定支援	自動(デフォルト)
業種区分(複数選択可)	詳細設計業務	手動設定の理由	
履行期間	平成29年4月17日	~	平成30年1月15日
設計着手日(※)			平成29年4月17日
管理技術者	●●□□@x.x.x		

設定支援結果に基づき履行期間をセット。
した日(履行期間設定支援の起算日)を記入。)

発注者側の履行期間設定イメージ

・契約金額、主たる工種等から標準的な業務内容
⇒標準範囲の中央(平均)で各作業が完了

作業項目	上旬~10日(中旬11~20日/下旬21日~)	番手日	完了日(当初)	完了日(変更)	作業日数	2017年 4月			2017年 5月			2017年 6月			作業日数(実施)
						上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
						6	8	6	5	7	8	7	7	8	
測量	計画	2/20	(月)	5/17	(水)										0
測量	実施														0
測量	計画	2/20	(月)	6/5	(月)										72
測量	実施														0
測量	計画	4/21	(金)	12/26	(火)										166
測量	実施														0
設計計画(現地調査等含む)	計画	4/17	(月)	4/28	(金)										10
設計計画(現地調査等含む)	実施														0
基本事項の確定	計画	5/1	(月)	5/30	(火)										19
基本事項の確定	実施														0
設計条件の整理・確認	計画	4/17	(月)	5/30	(火)										29
設計条件の整理・確認	実施														0
設計条件の確定(第1回照査報告)	計画	5/19	(金)	6/30	(金)										31
設計条件の確定(第1回照査報告)	実施														0
〇〇詳細設計	計画	7/3	(月)	9/29	(金)										59
〇〇詳細設計	実施														0
△△詳細設計	計画	7/3	(月)	10/30	(月)										79
△△詳細設計	実施														0
施工計画・仮設構造物設計	計画	6/20	(火)	11/6	(月)										92
施工計画・仮設構造物設計	実施														0
報告書作成・設計成果とりまとめ	計画	10/29	(金)	12/11	(月)										35
報告書作成・設計成果とりまとめ	実施														0
成果照査・納品	計画	12/12	(火)	1/10	(水)										17
成果照査・納品	実施														0
適宜追加	計画	12/12	(火)	1/10	(水)										17
適宜追加	実施														0
適宜追加	計画														0
適宜追加	実施														0

【発注者】⇒ 全体履行期間の設定
設計条件の確定時期(計画)、報告書とりまとめ(計画)、成果照査・納品(計画)時期が表示された各標準期間内に収まることを確認した上で履行期間を設定して発注する。

【受注者】⇒ 工程の詳細設定、業務計画の協議
発注者から貸与されたスケジュール表をもとに受注者が実施体制等を考慮して更新、初回打ち合わせ時に発注者へ提出して計画について協議を実施。

いきいき現場づくり【業務版】推進のための施策

【目的】受発注者間の連携を強化し、更なる調査・設計業務の品質確保や労働環境改善等を図る。

◆「いきいき現場づくり」の施策は以下の通り。

①ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

②業務スケジュールの適切な管理

全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

③ワンデーレスポンス

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

④円滑な業務を実施するための情報共有

受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組を実施する。

⑤合同現地踏査

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

⑥業務適正履行協議（中間打合せ）

受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等のため、業務の中間打合せ等で業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

⑦意見の窓口

受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

目的

○受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

概要

○九州地方整備局が発注するすべて業務において、労働環境改善につながる取り組みを実施する。なお、受発注者間で、業務着手時打合せで以下に示す全項目に原則取り組む。

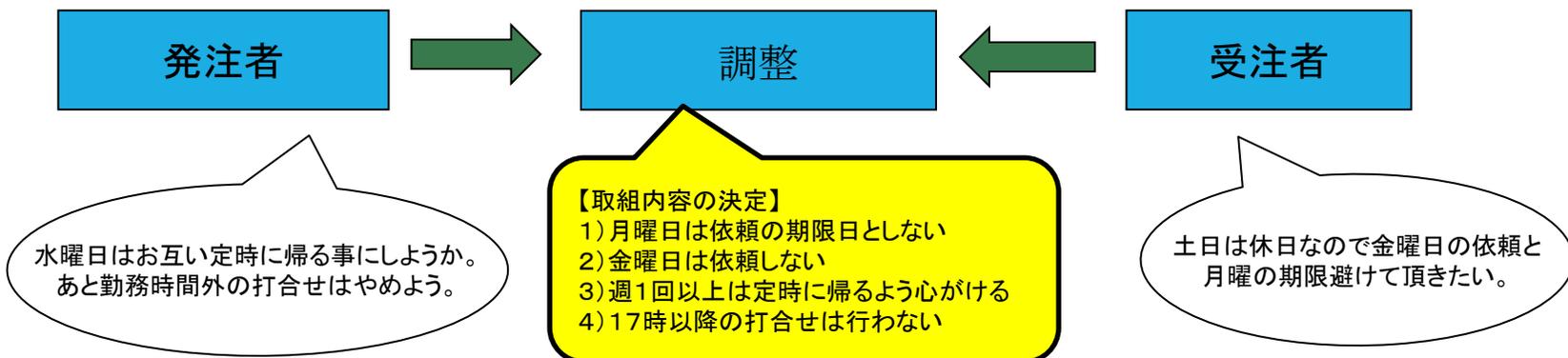
○取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む。

- 1) 月曜日は依頼の期限日としない
- 2) 金曜日は依頼しない
- 3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける
- 4) 17時以降の打合せは行わない
- 5) その他、取り組みが必要と思われる内容

実施体制

○発注者＋受注者（業務着手時の打合せで調整。業務計画書に記載する。）

受注者の勤務形態や業務形態に応じて、取り組みを受発注者間で調整し、取り組む。



目的

○全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

概要

○業務の受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成し、発注者の承諾を得る。

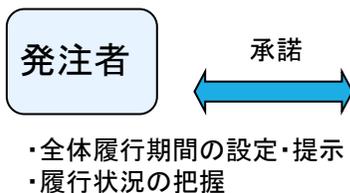
管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等)

○発注者は管理表に記載された測量・調査・設計条件等に関する質問等に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。

※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。

○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)

実施体制



○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。

○全業務※において、作業項目毎の履行期間の蓄積等のため、

「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】」様式を使用する。

※平成31年度より、検討業務においては「業務スケジュール管理表【検討業務型】」様式になります。

○詳細設計については、「業務履行期限設定支援ツール」の活用を原則※とする。

※業務履行上やむを得ない事情等により履行期間の設定支援ツールを活用することが適切でないと判断される場合を除く。

その他

目的

○受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

概要

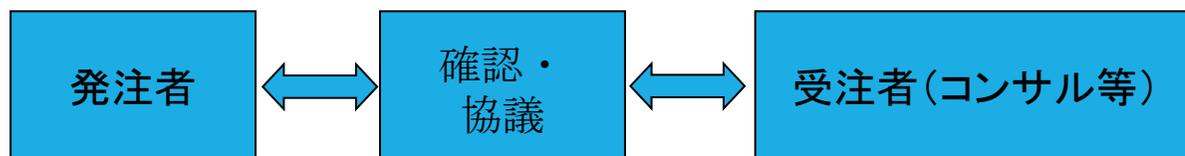
○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。

○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。

※確認・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。

実施体制

○業務発注担当課＋受注者（コンサル等）



その他

○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に確認・協議を行う。

※確認・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえ、適切な時期に行う。

④ 円滑な業務を実施するための情報共有 ～平成29年度から実施～

目的

○受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組に努める。

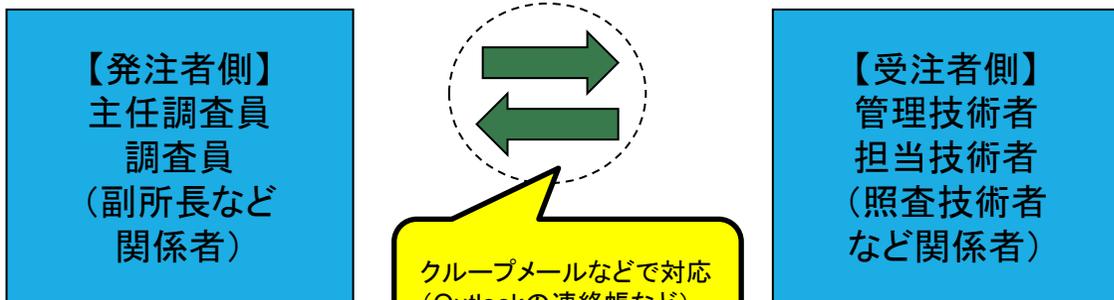
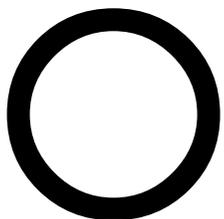
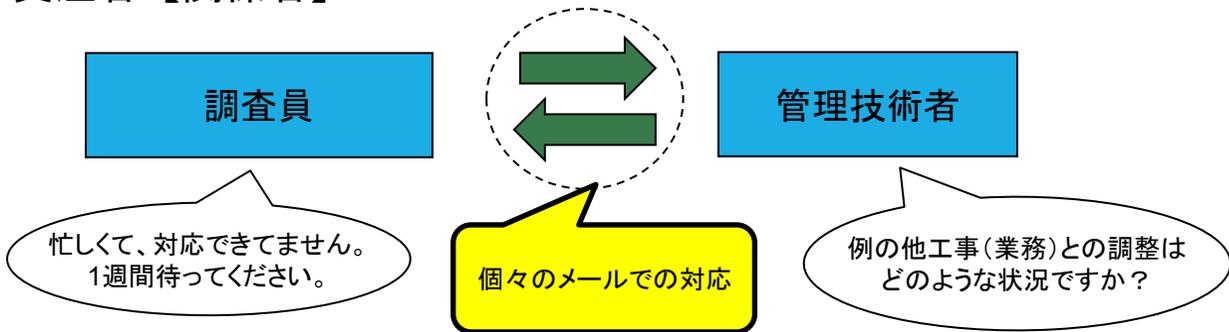
概要

○成果品のアウトラインやスケジュールの共有に努めるものとし、業務着手時の打合せにおいては、受発注者共に、業務に係わる関係者のうち責任のある立場のものが出席するものとする。

○メール等の情報伝達の際、調査員と管理技術者のみで行わず、業務に係わる関係者全体で情報を共有しながら、円滑な業務履行を図る。なお、情報共有者は業務着手時の打合せで、受発注者間で協議し決定する。

実施体制

○発注者【関係者】 + 受注者【関係者】



() は必要に応じて対応

() は必要に応じて対応

目的

○受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

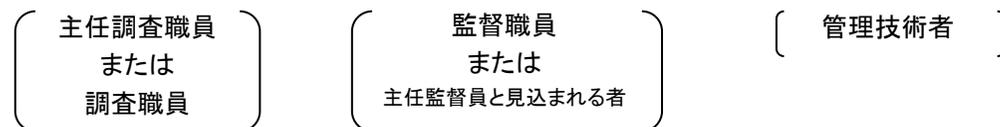
概要

○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、
進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

実施体制

○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者（コンサル等）



- ・発注担当課とは、主任調査職員または調査職員
- ・受注者とは、管理技術者、担当技術者
- ・工事監督員等とは、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等



その他

○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。

（事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど）

⑥業務適正履行協議（中間打合せ）～平成29年度から実施～

目的

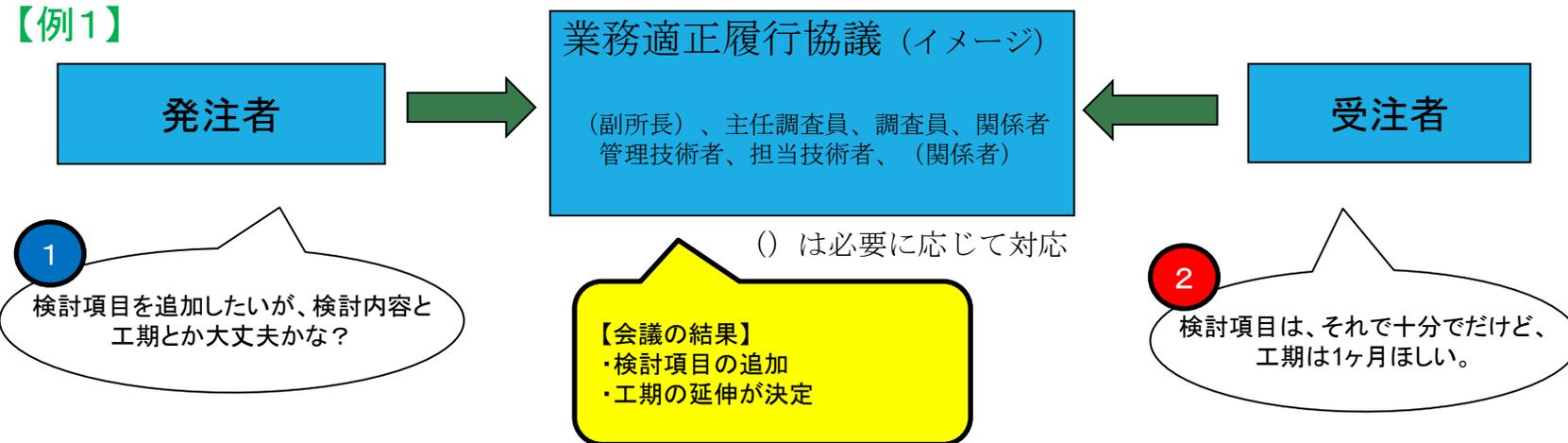
○受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等の解決のため、業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

概要

発注者と受注者が設計変更の適切な執行と、その変更に伴う適正な工期を確保することを協議する他、業務履行上の課題や問題点等についても中間打ち合わせ等で協議する。なお、打合せ対象者は、業務を追加する場合などその都度受注者間で協議し決定する。

○発注者【関係者】＋受注者【関係者】)

【例1】



【例2】



実施体制

目的

○受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

概要

○九州地方整備局発注の業務に従事されている又は従事された技術者からの意見を対象に、「意見の窓口」を活用し業務履行业者と円滑な意思疎通が図られることを目指す

実施体制

○九州地方整備局＋履行业者（随時受け付け）



その他

◇意見の窓口URL(平成27年11月から実施)

http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken2.htm

○照査に関する取り組み

○ 設計業務成果品点検用チェックシート(CS)の活用の義務化〔平成23年9月から〕 ……【九州の取組】

【内容】

- ・167細目について、共通仕様書〔第1211条(1)設計業務成果概要書または報告書作成〕をチェックシート作成に読み替え作成・提出。なお、主な内容としては、「設計条件」「各部材等の計算結果」「設計フロー」「標準断面図」等を取りまとめる。

○ 照査報告時における照査技術者の同席〔平成24年1月から〕 ……【全国の取組】

- ・回数については、「詳細設計照査要領(H11.3)」を準拠し、原則、3回実施する(詳細設計照査要領(H29.3)も同様)。

○ 条件明示チェックシートの作成〔平成24年5月から〕 ……【全国の取組】

【内容】

- ・詳細設計業務の発注時において、必要な設計条件等を受注者へ確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するために作成するものである。

※条件明示チェックシートは、予備設計の成果品として納品し、詳細設計発注時に活用する。(条件明示ガイドラインより)

【対象】

- ①道路詳細設計(平面交差点設計含む)、②橋梁詳細設計、③山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、④共同溝詳細設計
- ⑤樋門・樋管詳細設計、⑥排水機場詳細設計、⑦築堤護岸詳細設計、⑧砂防堰堤詳細設計

○ 照査結果の根拠資料提示による照査体制の強化(赤黄チェック)〔平成25年7月から〕 ……【全国の取組】

- ・詳細設計業務において、受注者は照査時の確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込んだ資料を残し、その資料を照査根拠として、成果品の納入時に発注者に提示する照査体制強化の取組を試行的に実施。

○ 詳細設計照査要領の改定に基づく照査結果の報告〔平成29年3月から〕 ……【全国の取組】

【改定概要】

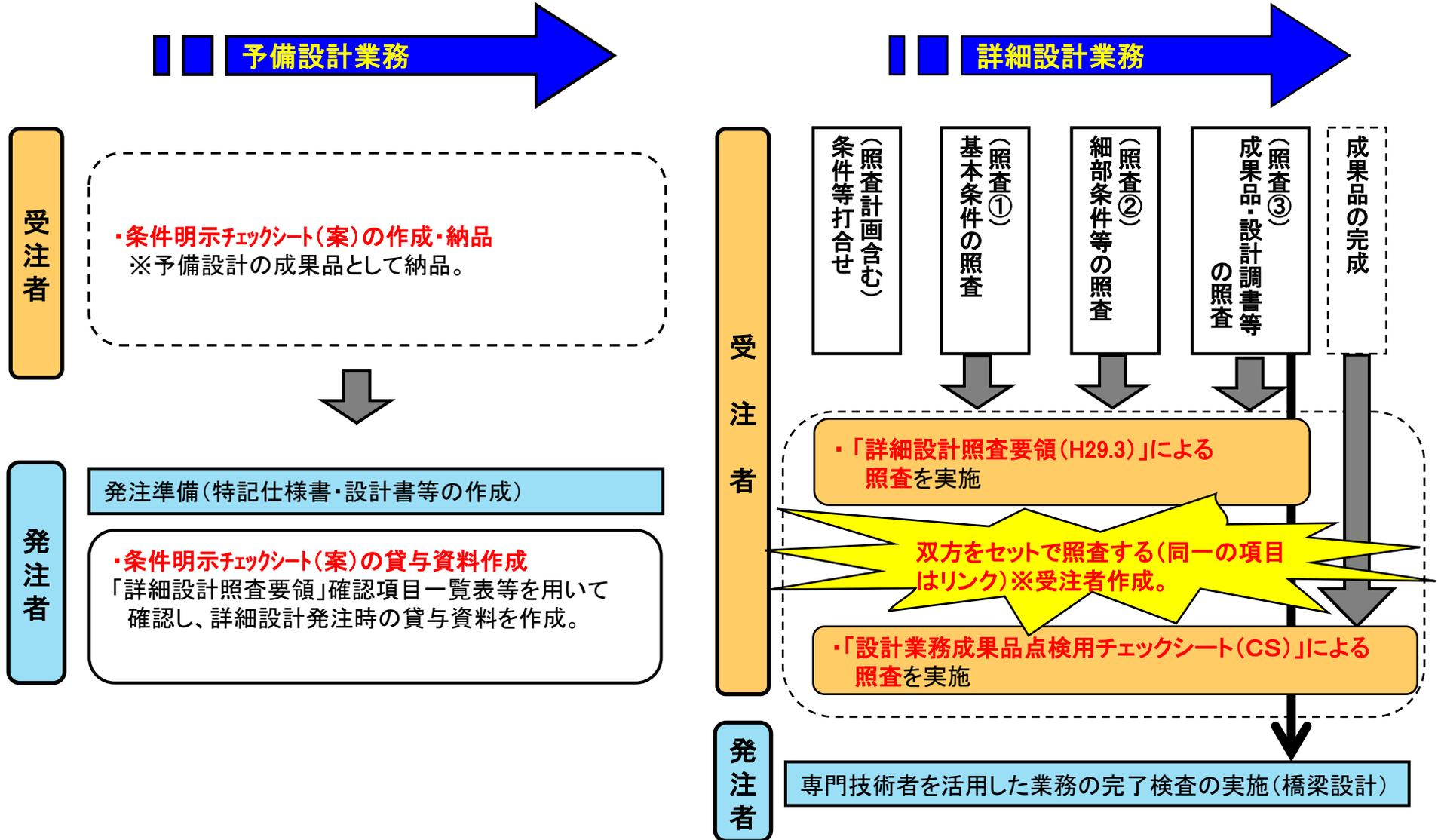
- ・関連基準の改定に基づく照査項目の追加、・重要度が高い照査項目の追加 など。

【対象】

- ①樋門・樋管詳細設計、②排水機場詳細設計、③築堤護岸詳細設計、④道路詳細設計(平面交差点、小構造物を含む)
- ⑤橋梁詳細設計(鋼橋、コンクリート協)、⑥山岳トンネル詳細設計(換気検討含む)、⑦共同溝詳細設計、⑧仮設構造物詳細設計

設計業務の品質確保対策

○照査に関する取り組み(フロー)



(参考) 駆け込みホットライン(建設業法違反通報窓口)

■ 駆け込みホットライン (平成19年4月～)

法令違反情報の収集体制の強化

- 各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設 (平成19年4月より)
- 通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- 法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応
 - ・元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
 - ・工事の施工現場に関する法令違反
 - ・虚偽の許可申請・経営事項審査による法令違反

駆け込みホットライン通報件数

○ **平成29年度 九州地方整備局の実績 274件**
(平成28年度 九州地方整備局の実績 150件)

○法令違反情報の通報のほか、建設業法に関する質問・相談に関するものも相当数寄せられている状況

—建設業法違反通報窓口—
駆け込みホットライン

全国共通
TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241
E-mail. kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えば…＞

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情報の例＞

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail : hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください＞

品確法・運用指針 : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価 : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険未加入対策 : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000089.html

TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00-12:00** **13:30-17:00**

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

(参考) 防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策と令和3年度予算

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策[78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）

等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）

等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）

等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）

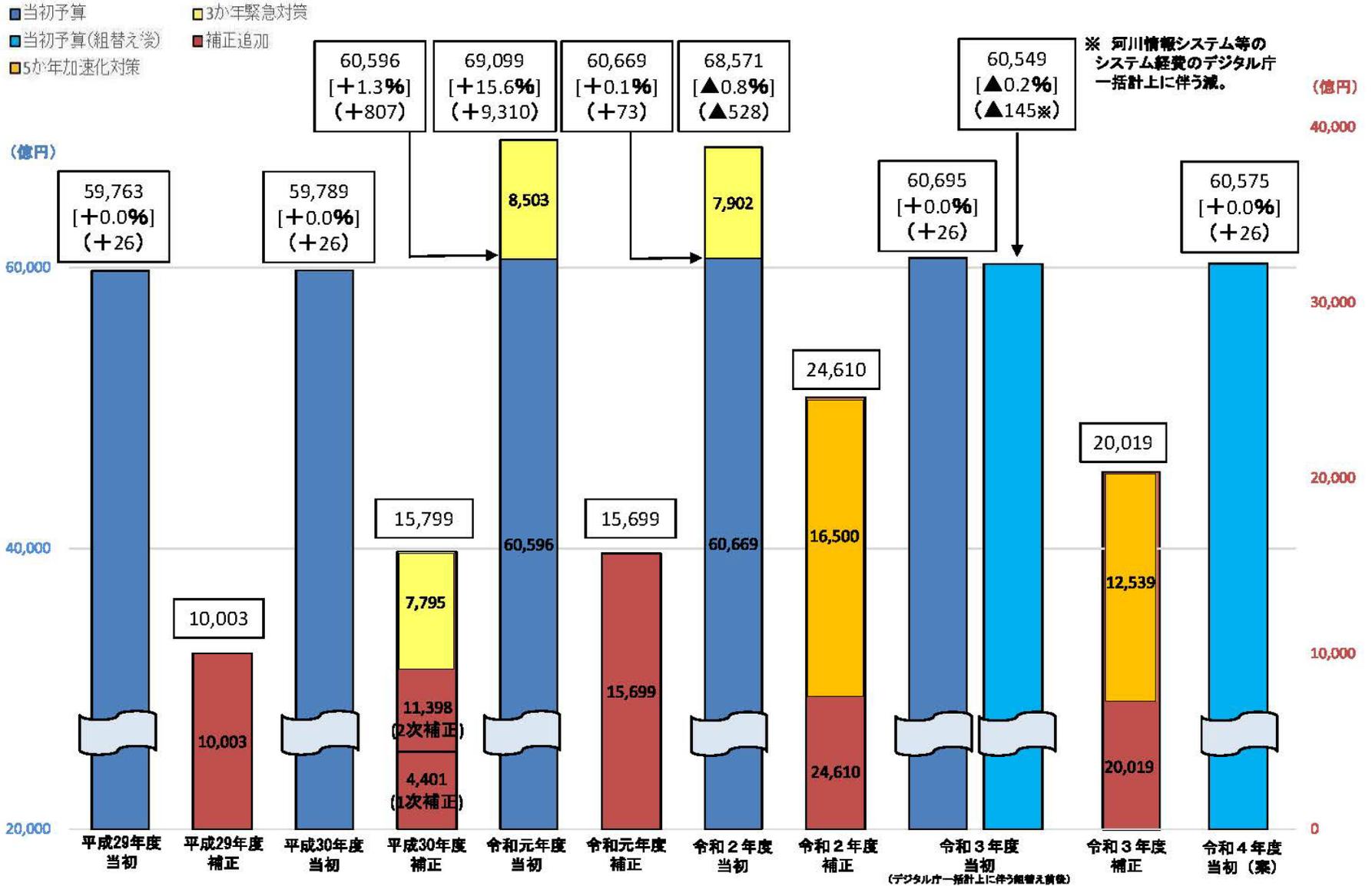
等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）

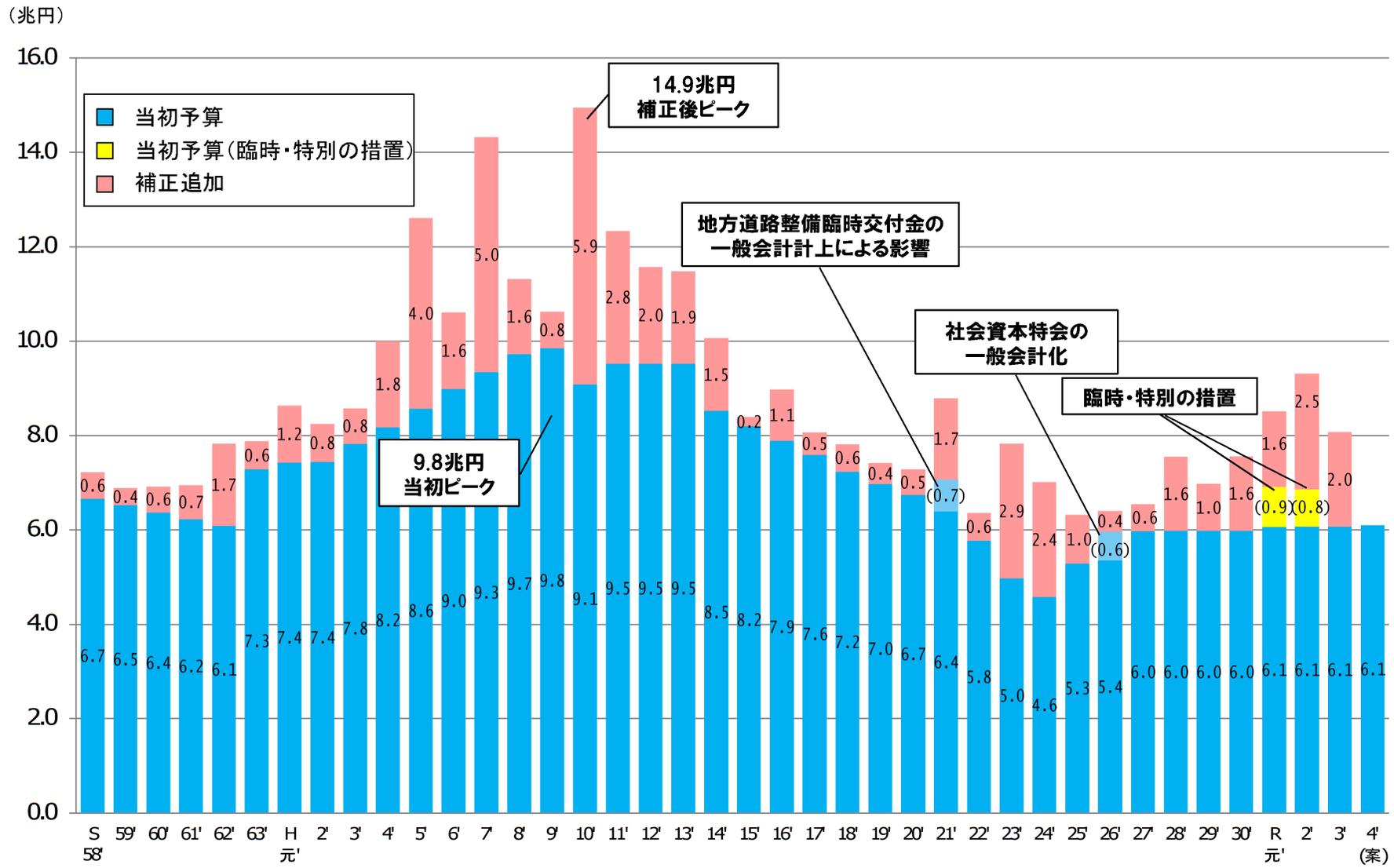
等

公共事業関係費の推移(一般会計ベース)



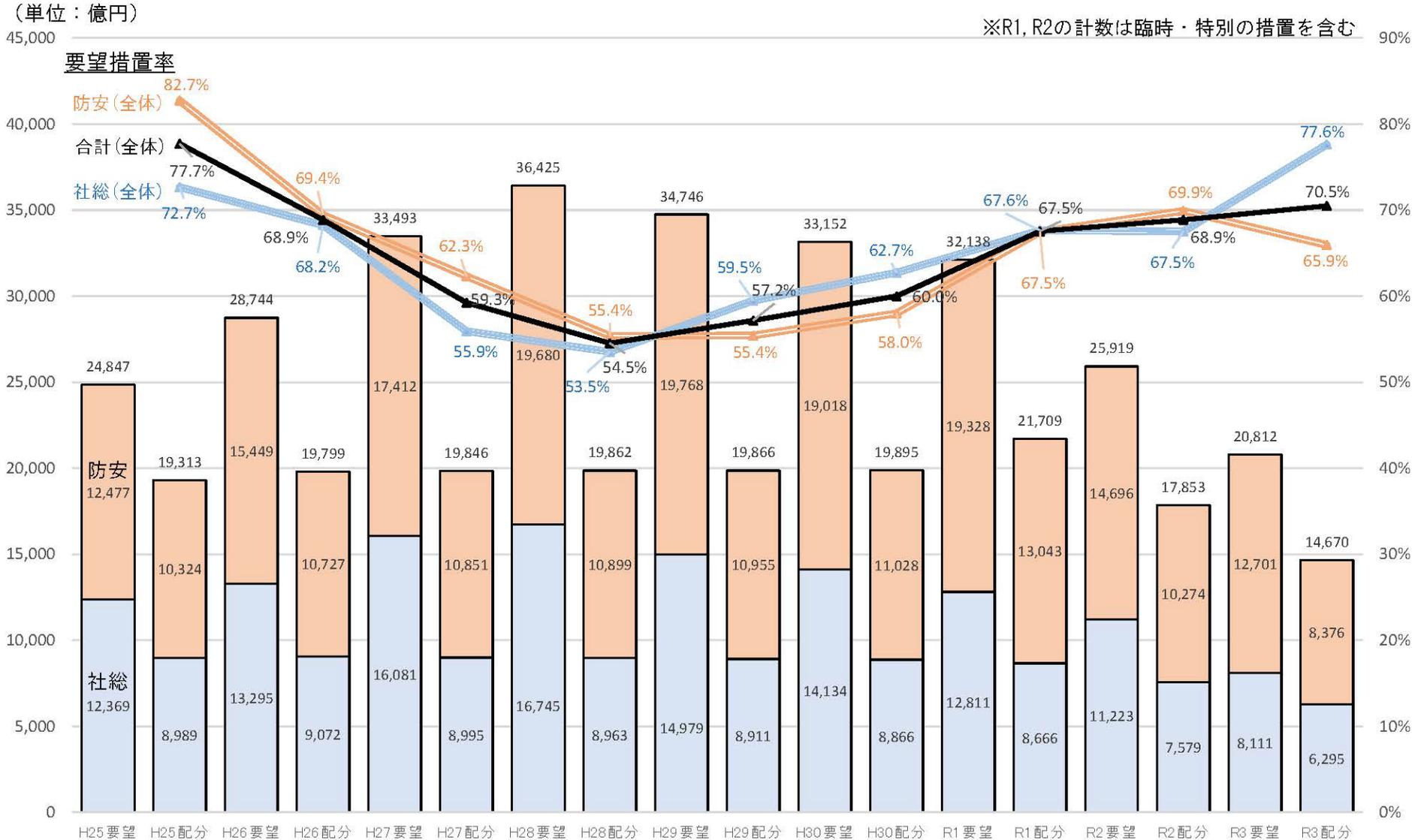
公共事業関係費の推移(政府全体)

公共事業関係費の推移 (S58年度～)



(注) NTT-A、B(償還時補助等を除く)を含む。

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の要望額・配分額等の推移



(参考) 道路関係分の交付決定状況(令和3年12月末時点)は防災・安全交付金 国費3,259億円、社会資本整備総合交付金 国費1,630億円

出典:国土交通省道路局HPより

当初予算の比較

(事業費ベース、単位:億円)

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
直轄事業	本省配分	2,109	2,125	0.99
	一括配分	829	818	1.01
	九州地整計	2,938	2,943	1.00
	全 国	25,120	25,005	1.00
補助事業等	本省配分	5,412	5,511	0.98
	一括配分	177	110	1.61
	九州地整計	5,589	5,621	0.99
	全 国	50,202	51,788	0.97
合 計	本省配分	7,521	7,636	0.98
	一括配分	1,006	928	1.08
	九州地整計	8,527	8,564	1.00
	全 国	75,322	76,793	0.98

注)本表は、ゼロ国債は除いている。

注)補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」等の額を含む。

注)本表は、工事諸費等を除いている。

注)端数処理の結果、合計と一致しないことがある。

トップページ

防災に関する情報

私たちの仕事

地域・まちづくり

各種相談窓口

事業者の方へ

管内事務所

アジアへのゲートウェイ
～新しい風を西から～

① ここをクリック



災害・復旧情報

! 平成30年7月豪雨への対応

! 平成30年6月大阪府北部の地震への対応

記者発表

NEW 04月18日 [指名停止措置について](#)

NEW 04月18日 [H3 1-3 5 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務の入札手続を開始しました](#)

▶ 04月12日 [パネル展「熊本地震から3年 復興への歩み」を開催します](#)

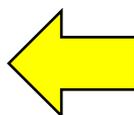
建設技術情報等

その他

公共工事の現状と今後の取組

・令和4年度10月版【PDF】

③ ここをクリック



事業者の方へ

トップページ ▶ 事業者の方へ

- [入札・契約情報](#)
- [CALS/EC](#)
- [工事・業務成績評定平均点](#)
- [公共工事の品質確保](#)
- [建設技術情報等](#)
- [企業・現場従事者表彰等](#)
- [建設産業関係](#)
- [i-Construction](#)
- [新技術関係](#)
- [いきいき現場づくり\(工事\)](#)
- [いきいき現場づくり\(業務\)](#)
- [コンプライアンス\(職場の健康づくり\)への取り組み](#)
- [産学官連携関連情報](#)
- [発注予定情報](#)

② ここをクリック